

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 庭園部会(第 29 回)

日時：令和 4 年 1 月 30 日（日）14:00～16:00

場所：WEB 会議

傍聴者用会場：西之丸会議室

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議事 令和 4 年度の二之丸庭園の修復整備について <資料 1 >
令和 4 年度の二之丸庭園の発掘調査について <資料 2 >
名勝名古屋城二之丸庭園余芳復元整備事業について <資料 3 >

4 閉会

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 庭園部会(第29回)出席者名簿

日時：令和4年1月30日(日) 14:00~16:00

場所：WEB会議

傍聴者用会場：西之丸会議室

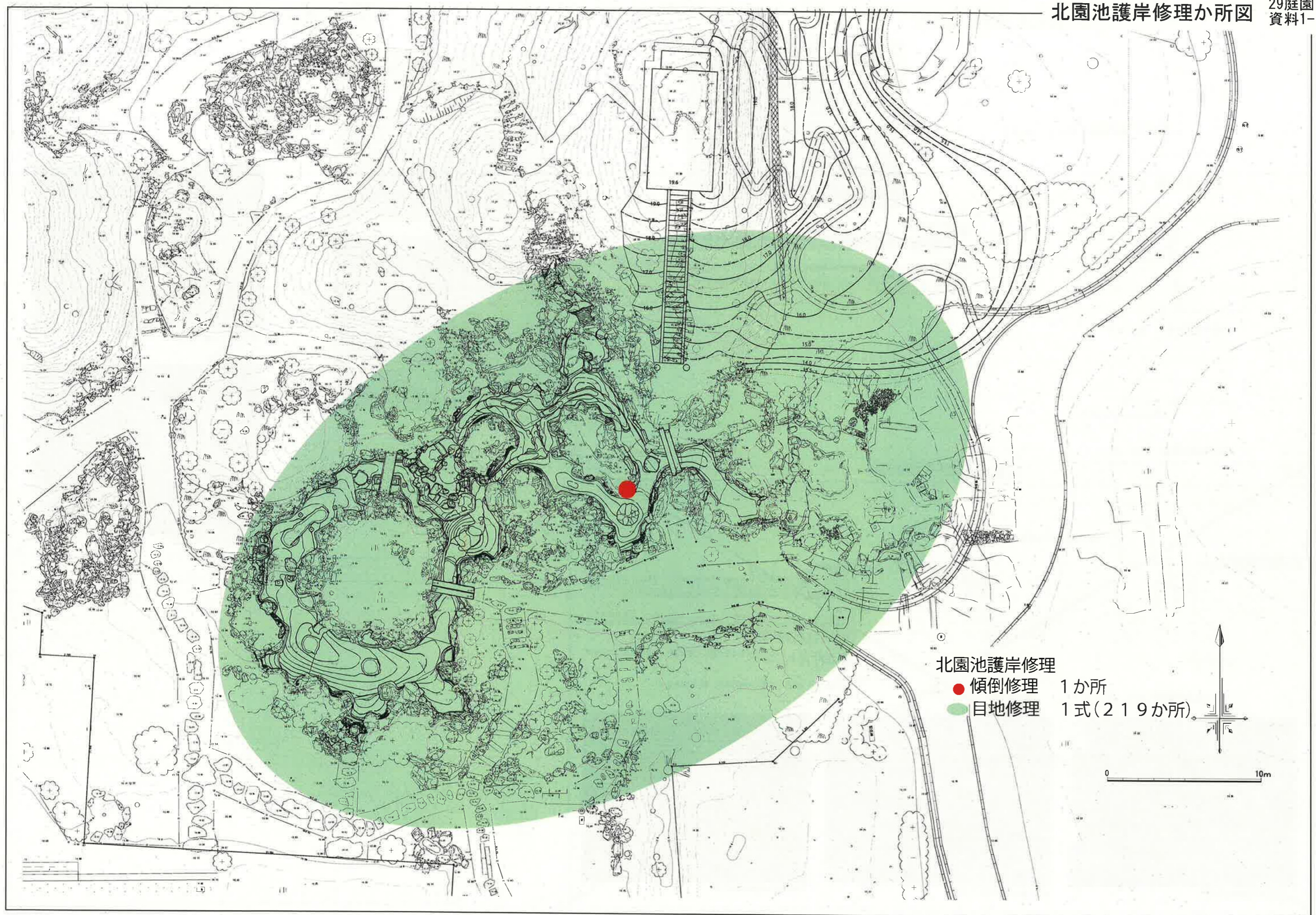
(敬称略)

■構成員

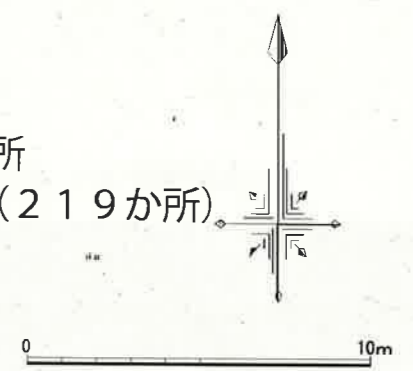
氏名	所属	備考
丸山 宏	名城大学名誉教授	座長 (リモート)
仲 隆裕	京都芸術大学教授	副座長 (リモート)
栗野 隆	東京農業大学教授	(リモート)
高橋 知奈津	奈良文化財研究所研究員	(リモート)

■オブザーバー

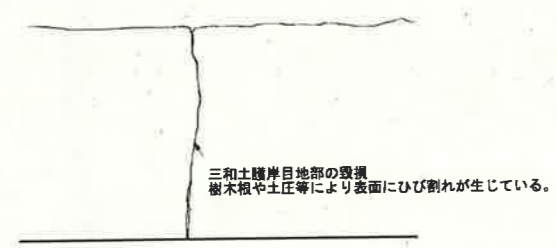
氏名	所属	備考
野村 勘治	有限会社野村庭園研究所	(リモート)
白根 考胤	中京大学教授	(リモート)
平澤 毅	文化庁文化財第二課主任文化財調査官	(リモート)
洲寄 和宏	愛知県民文化局文化部文化芸術課 文化財室室長補佐	(リモート)



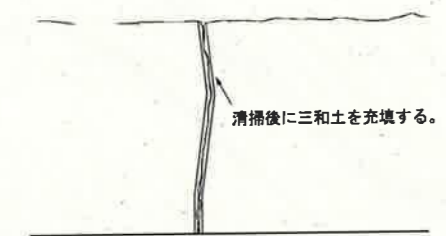
北園池護岸修理
● 傾倒修理 1か所
● 目地修理 1式(219か所)



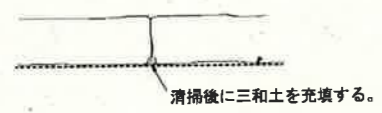
三和土護岸目地修理



標準現況立面図 S=1:20



標準修理立面図 S=1:20



標準修理平面図 S=1:30



三和土護岸目地修理箇所(例)

三和土護岸目地修理
 ■修理概要
 護岸の立ち上がり部の三和土護岸は経年変化による土圧や樹木根などの影響により縦横に亀裂が多く確認できる。亀裂部で段差が生じていないものを対象に修理を行う。
 ■修理手法
 ・亀裂部を清掃し、樹木根が浸食している場合は取り除く。
 ・清掃後に三和土を充填する。
 ・三和土(砂、細礫、消石灰、にがり)の配合については、強度やひび割れ状況などを確認後に材料を決定する。



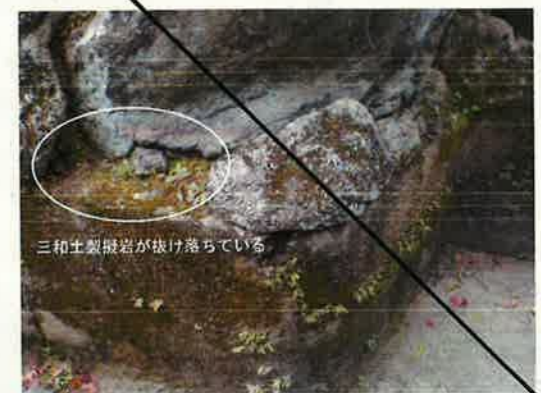
三和土製乱杭擬木修理箇所(例)



三和土製しがら製竹修理箇所(例)

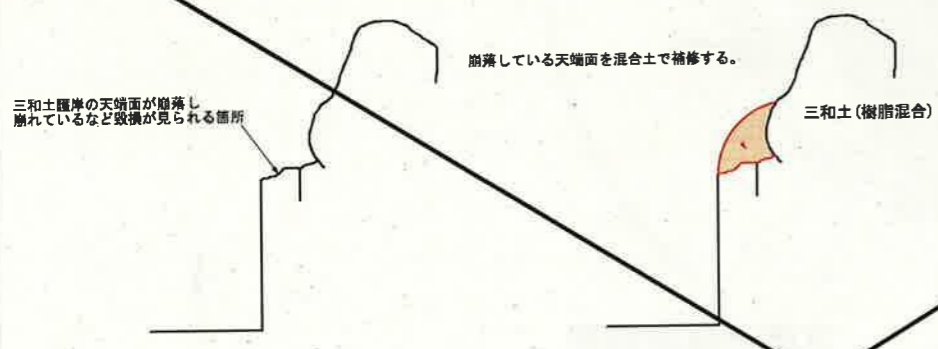


三和土製巖岩修理箇所(例)



三和土製巖岩修理箇所(例)

三和土護岸天端修理



現況断面図 S=1:30

修理断面図 S=1:30

三和土護岸天端修理
 ■修理概要
 三和土護岸の天端に設置されている石組みの裾部には所々に三和土による化粧が確認できる。恐らく造営当初は石組み裾部は三和土護岸面に沿って三和土仕上げが施されていた事が想定できる。特に東側園池において天端面の毀損が目立つ。
 ■修理手法
 ・三和土護岸の上部の健全な天端面で毀損しているものは取り外し、背面の清掃を行う。
 ・清掃後再設置する。既に天端三和土が欠損している箇所については三和土(樹脂混合)を補充しながら石組み裾部を化粧する。
 ・左官仕上げで曲線状の撥り付ける。
 ※三和土(樹脂混合)についてはサンプルを作成し、強度試験・ひび割れ状況などを確認後に材料を決定すること。
 ■修理項目
 三和土取り外し・再設置、清掃、天端面造作、場内小運搬など



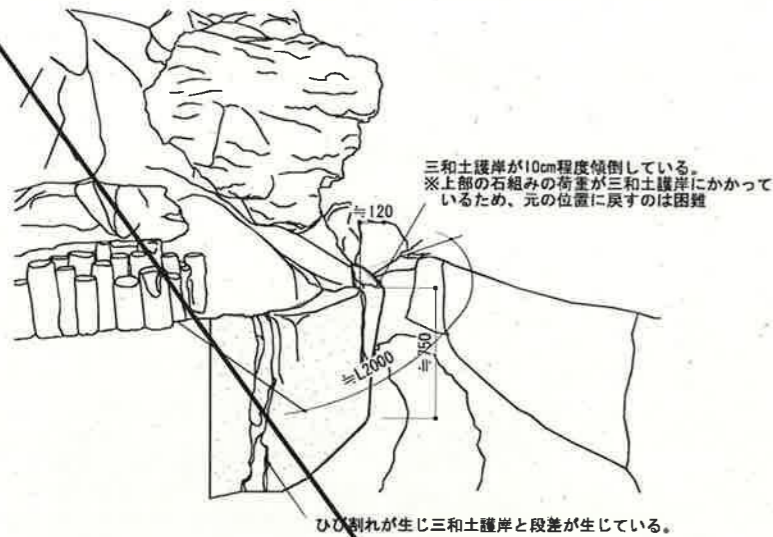
三和土護岸天端修理箇所(例)



三和土護岸天端修理箇所(例)



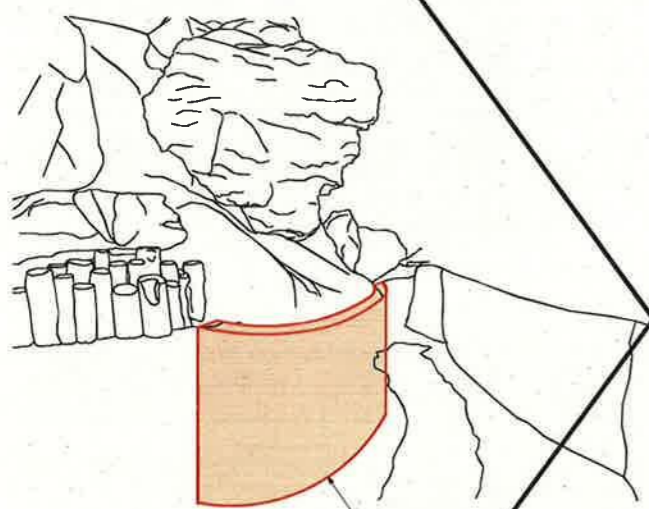
三和土護岸天端修理箇所(例)



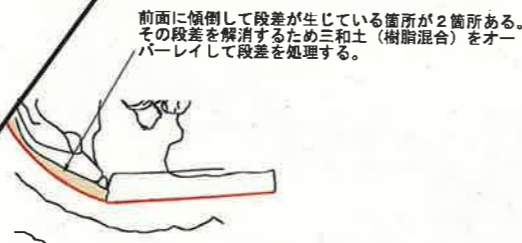
現況立面図 S=1:30



現況平面図 S=1:30



修理立面図 S=1:30



修理平面図 S=1:30



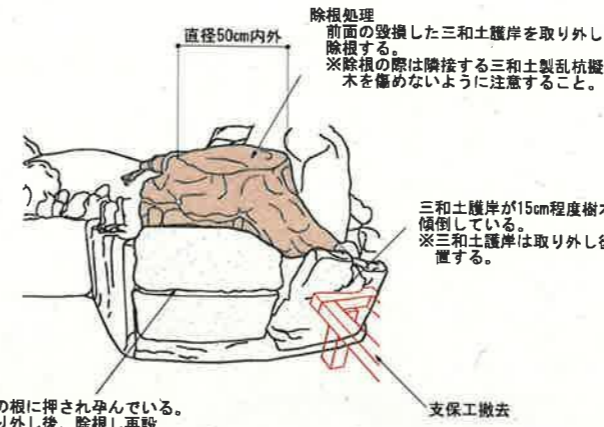
三和土護岸傾倒部(東面)



三和土護岸傾倒部(断面)



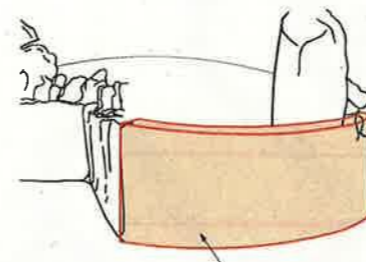
三和土護岸傾倒部(上面)



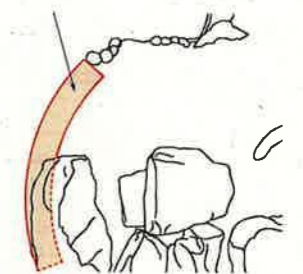
現況立面図 S=1:30



現況平面図 S=1:30



修理立面図 S=1:30



修理平面図 S=1:30



三和土護岸孕み部(北面)

三和土護岸傾倒修理

■修理概要

土圧や上段石組の荷重がかからない三和土護岸について、脱落した三和土護岸を一旦取り外し、背面を清掃した後、再設置を行う。

■修理手法

- ・傾倒している三和土護岸について、取り外し、遺構の状況を確認後、傾倒の原因となっている樹木根や堆積土を除去する。
- ・取り外した三和土を元の位置に戻し、欠損部に三和土を充填する。
- ・三和土（砂、細礫、消石灰、にがり）の配合については、強度やひび割れ状況などを確認後に材料を決定する。

除根処理

■修理概要

三和土護岸や石組みに影響を及ぼす樹木根について除根が可能なものは出来る限り除根する。

■修理手法

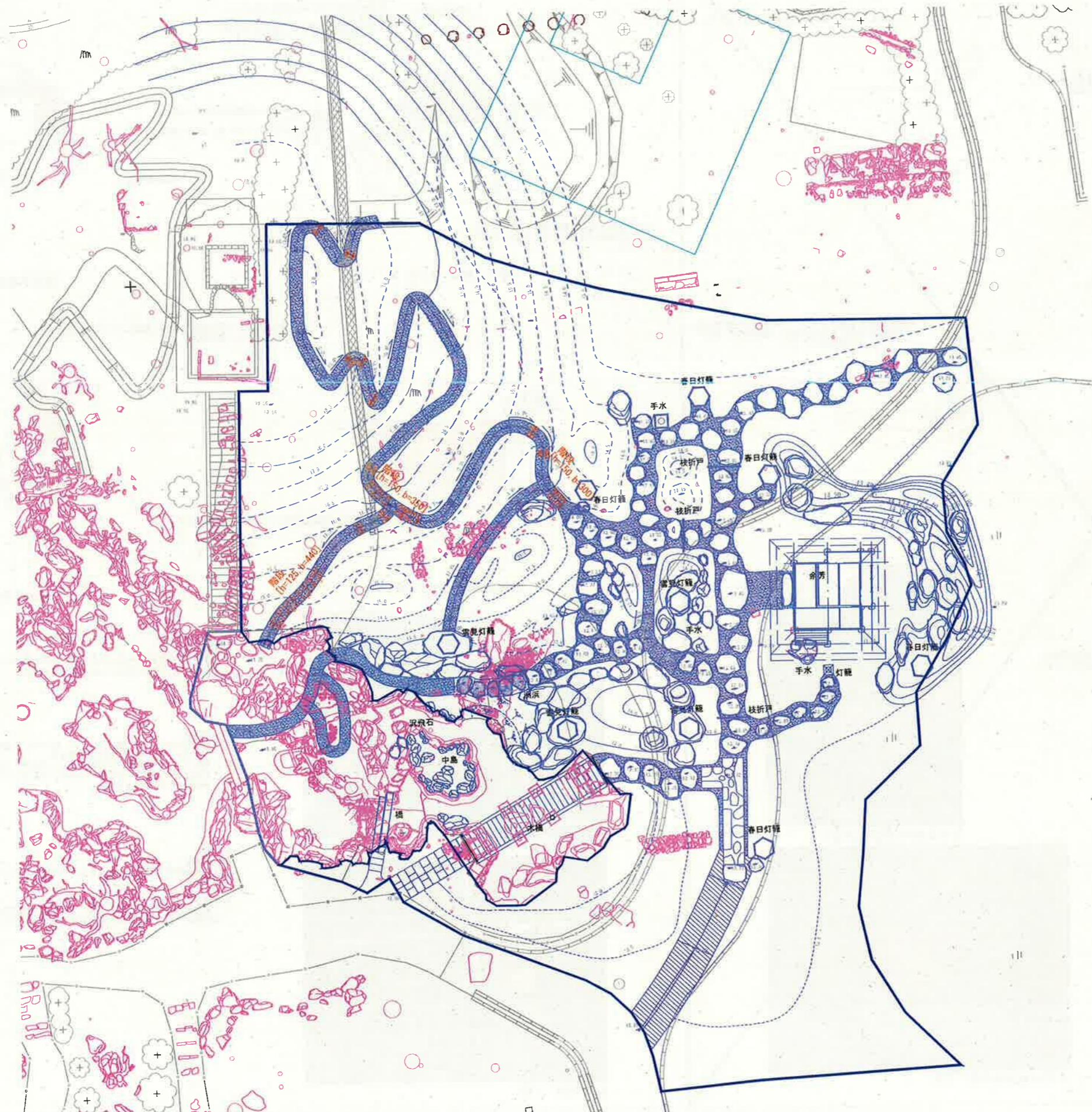
- ・三和土護岸や石組みから浸食している根が除根可能か判断する。
- ・除根が可能な場合は、三和土護岸や石組みを傷めないように除去する。



除根範囲(上面)

凡例

- 現況線
- 検出遺構
- 計画線



園路の設定について

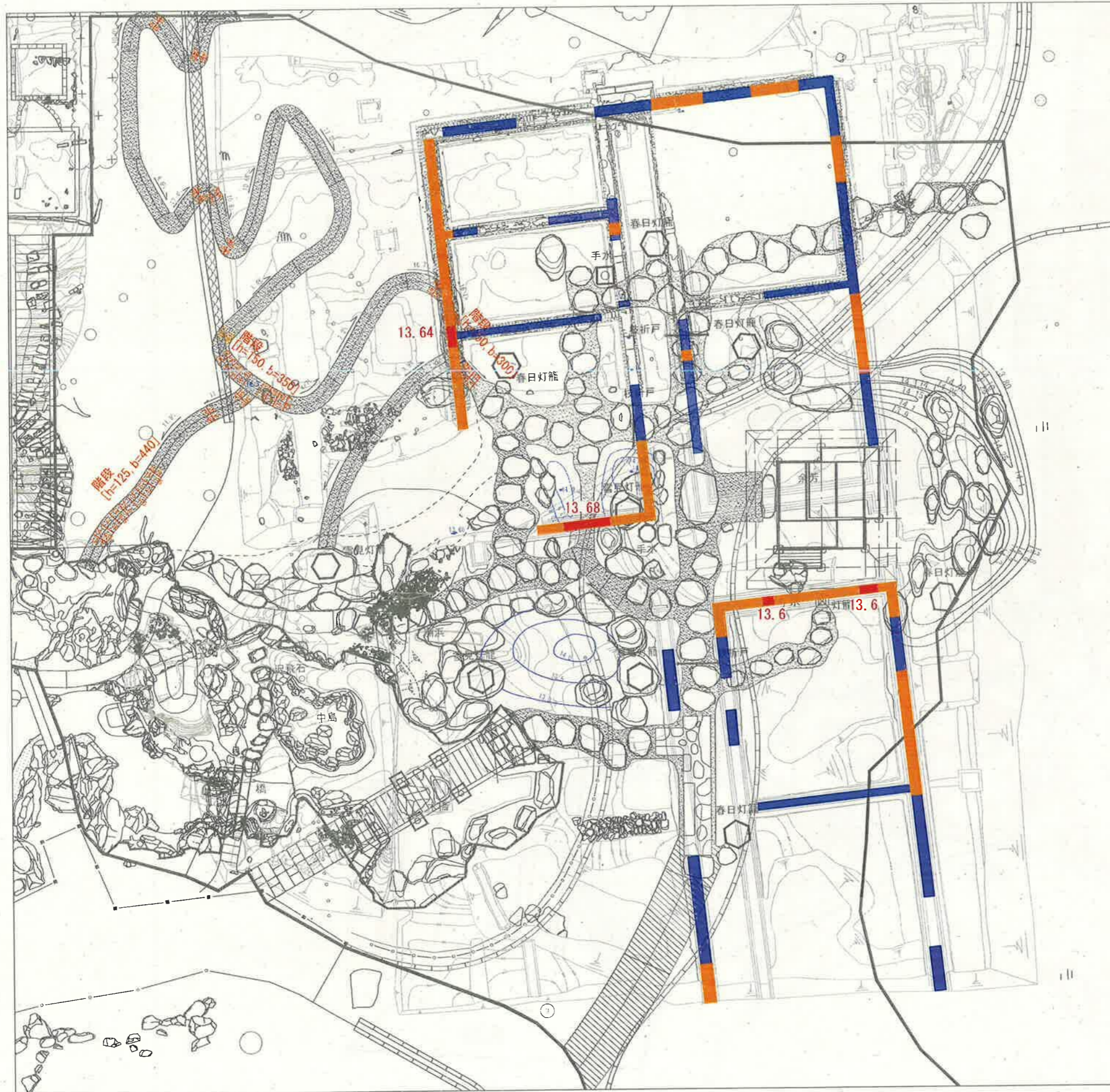
- ・「御城御庭絵図」と「尾二ノ丸御庭之図」に描かれている園路を参考に線形を設定した。権現山の園路に関しては、「御城御庭絵図」の線形では急勾配が多く、造成的に難しい箇所が出てくるため、実際の施工図に近いとされる「尾二ノ丸御庭之図」の線形を参考にした。
- ・絵図に近い線形にした結果、勾配が階段設置の基準となる18%を超える箇所が出てきたため、その箇所においては、階段を採用した。
- ・洲浜を通る園路においては、洲浜を露出展示から保護層による保存整備に変更したこと、洲浜の発掘成果における円状の穴が、飛石の設置痕である可能性、『御城御庭絵図』に洲浜の中に飛石が打たれているような姿を確認できることから、飛石を設置した。

※余芳および木橋（太鼓橋）、橋、灯籠、枝折戸、手水は今年度の修復整備工事には含まれない



凡例

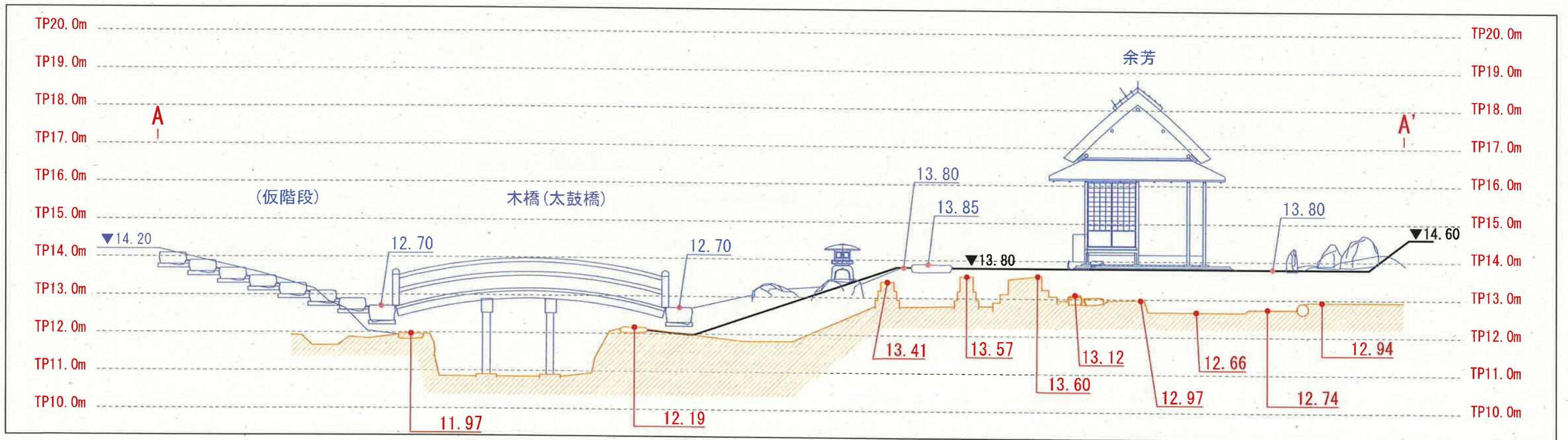
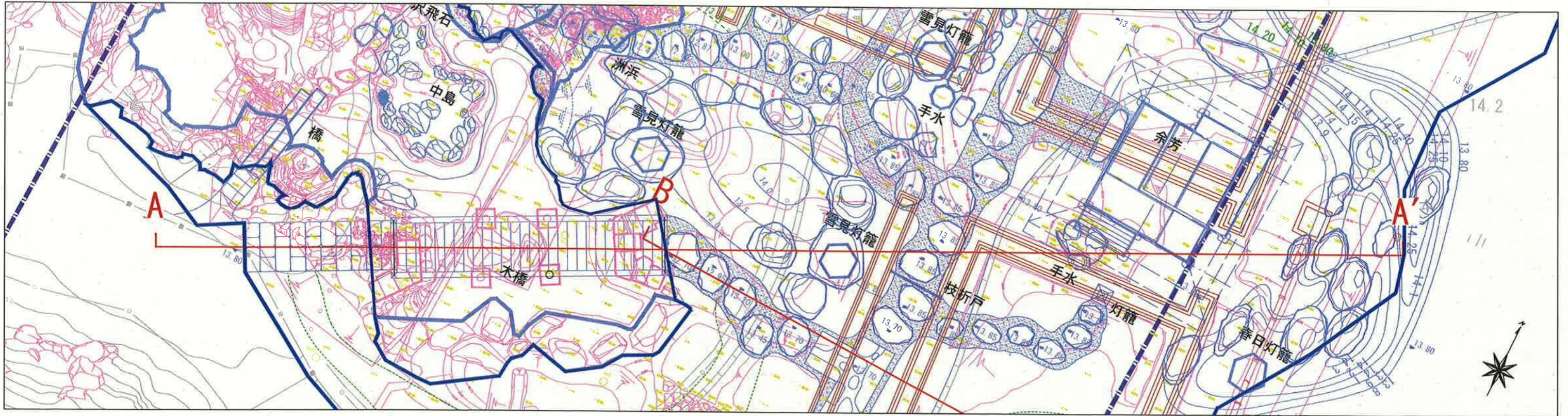
- 13.8m範囲
- 00.00m 遺構面検出高
- 00.00m R3年計画高
- 00.00m 現況高



兵舎遺構天端高

- 13.4以上～13.5m未満
- 13.5以上～13.6m未満
- 13.6以上

A-A' 断面

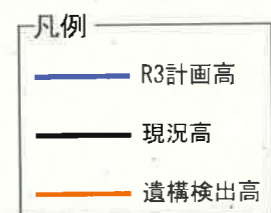
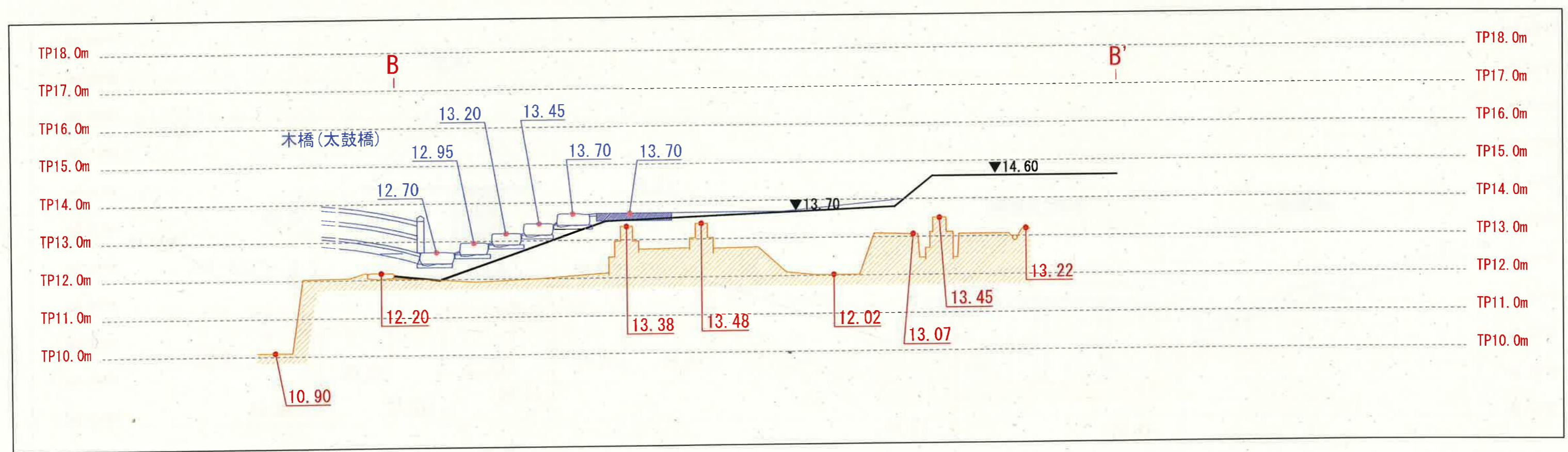
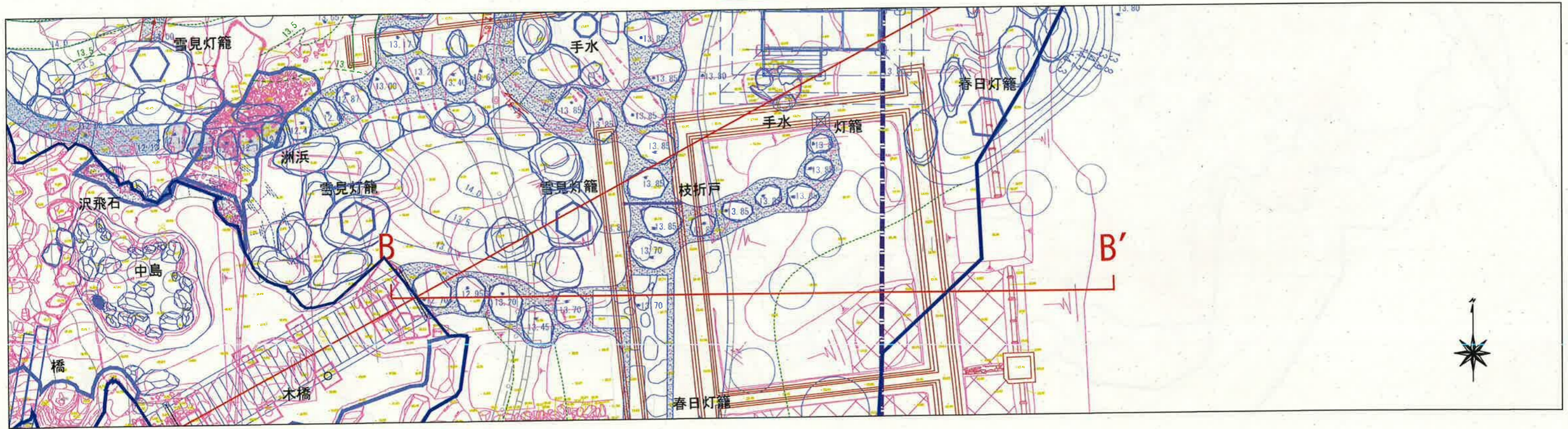


凡例

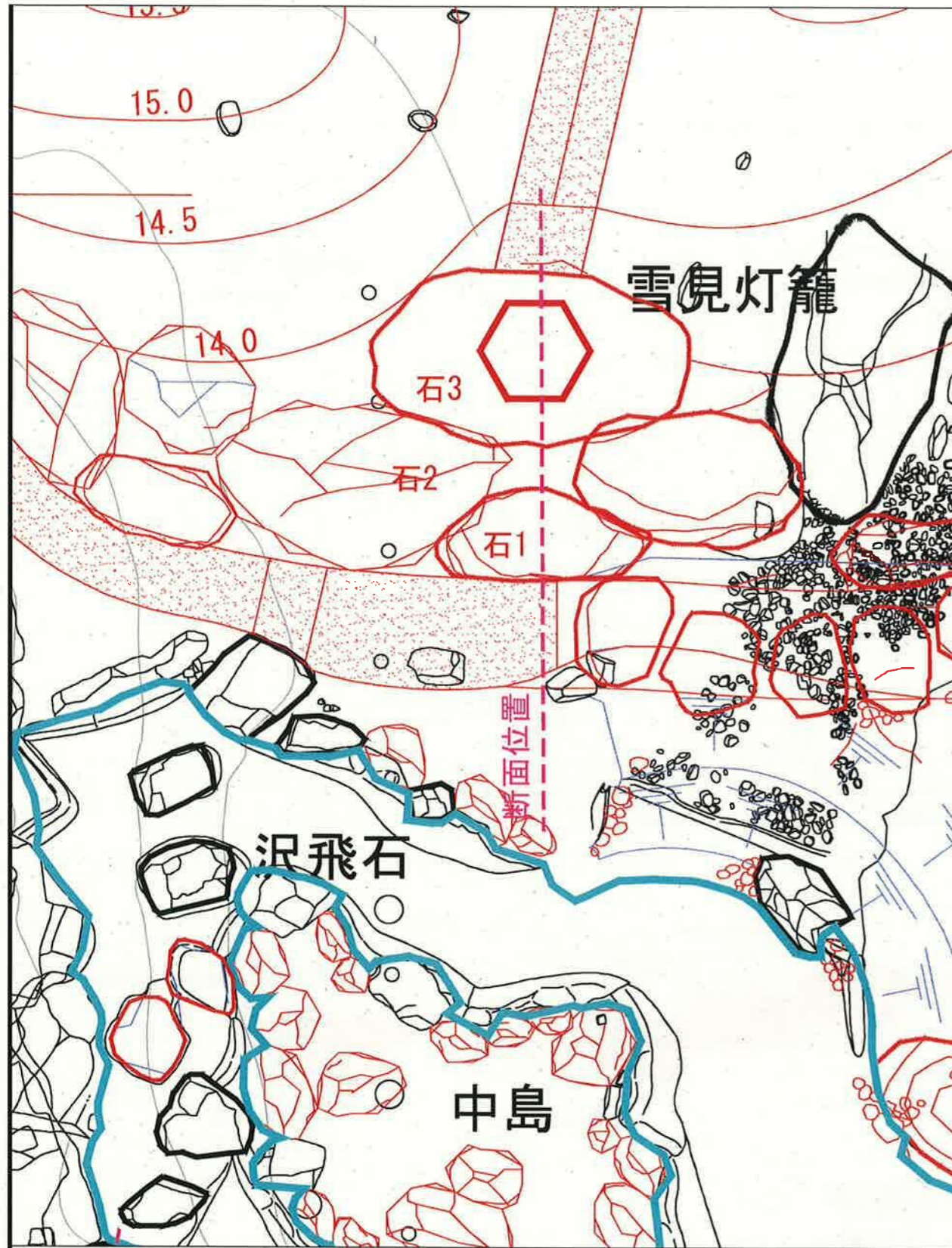
— (Blue line)	R3計画高
— (Black line)	現況高
— (Orange line)	遺構検出高

※余芳および木橋（太鼓橋）、橋、灯籠、枝折戸、手水は今年度の修復整備工事には含まない

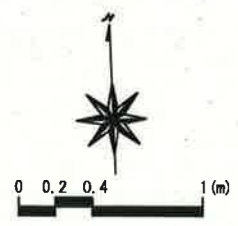
B-B' 断面



※余芳および木橋(太鼓橋)、橋、灯笼、枝折戸、手水は今年度の修復整備工事には含まない

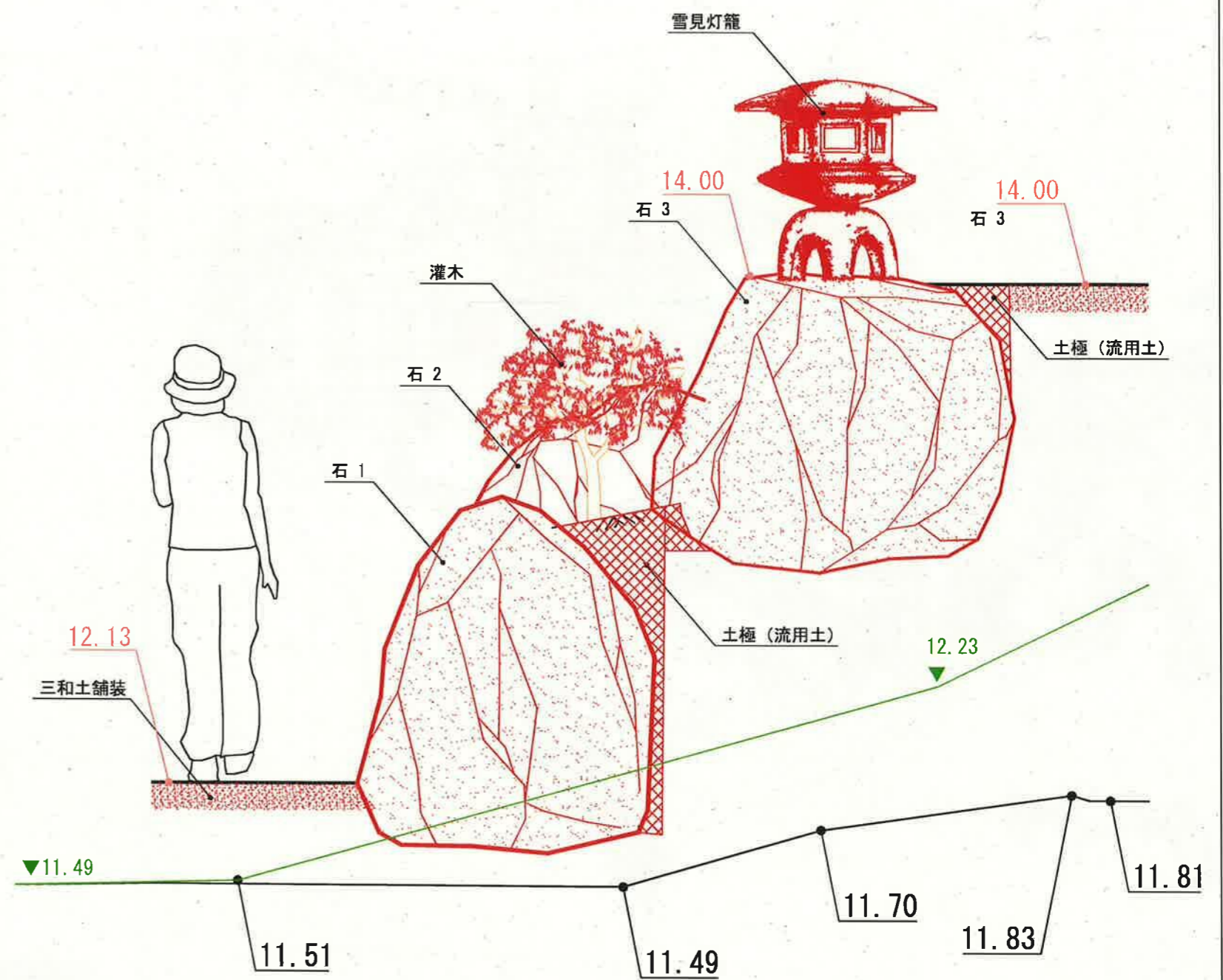


平面図 S=1:40

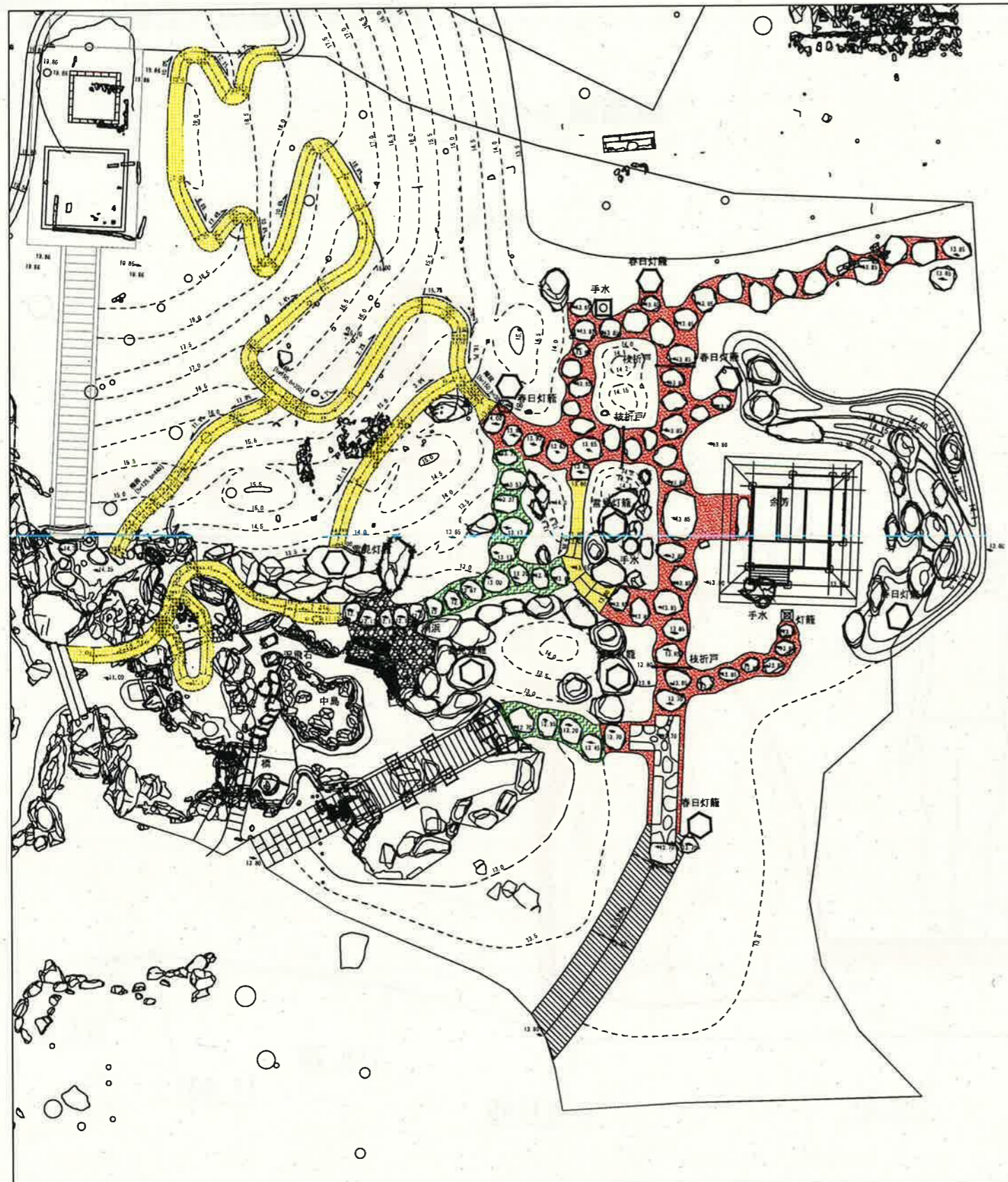


— 計画線
— 現況線
— 遺構線

断面図 S=1:20



※余芳および木橋（太鼓橋）、橋、灯籠、枝折戸、手水は今年度の修復整備工事計画には含まれない

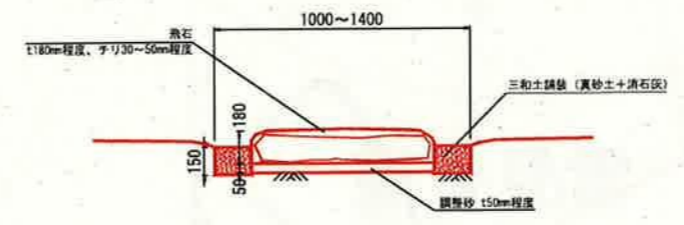


平面図 S=1:200

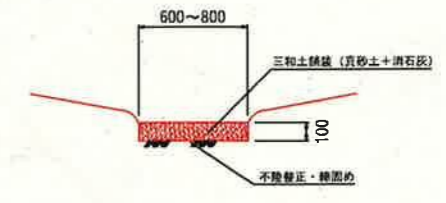


断面図 S=1:40

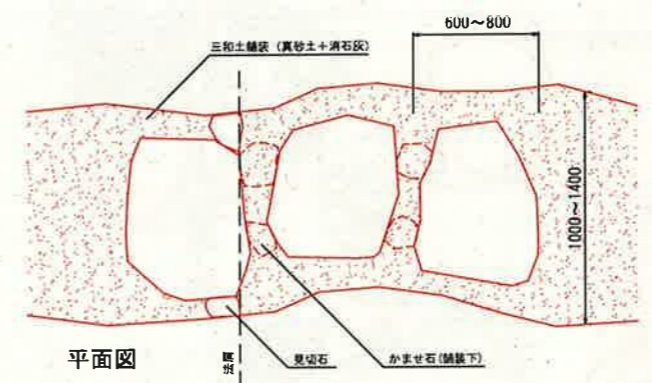
園路A-1：飛石園路（チリ50～90mm程度）



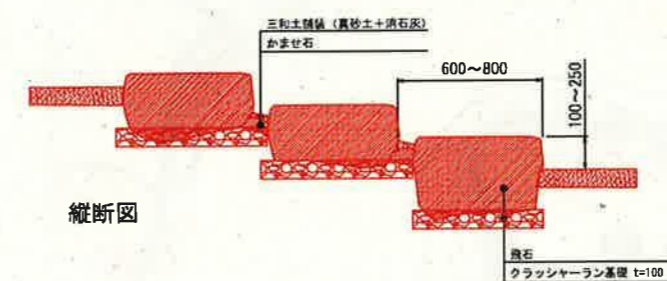
園路B：絵図に飛石の記載のない園路



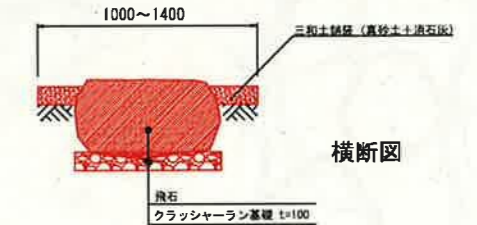
園路A-2：飛石階段



平面図



縦断面図



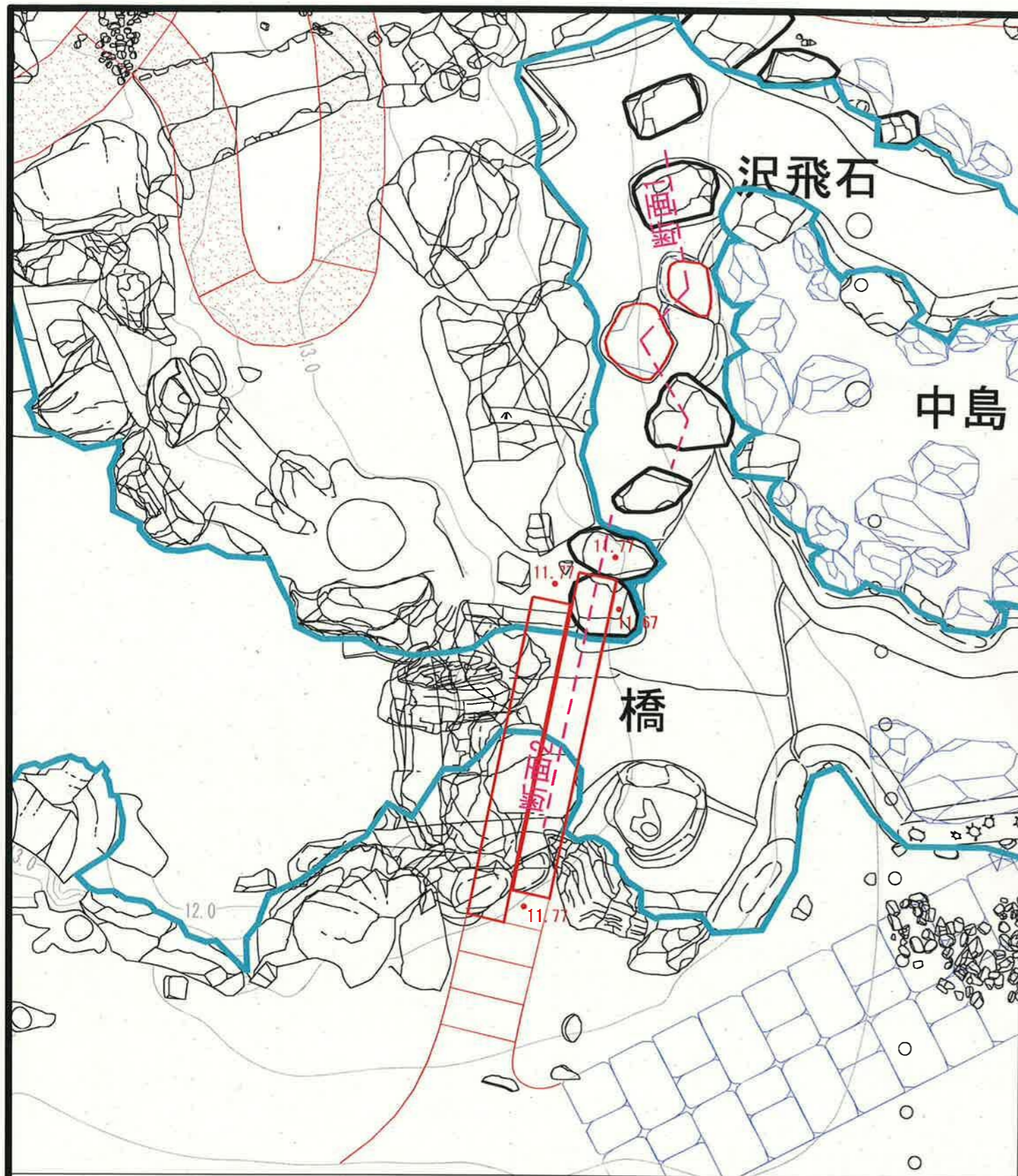
横断面図

※三和土舗装の配合試験については、配合の異なるサンプルを3種程度作成し、締固め・浸食・ひび割れなどを経過観察し配合を決定すること。また施工は承認を得てから施工を行うこと。
 配合試験は、直射日光を避け、雨、雪を避け養生の下を行い、試験期間については、配合内容にもよるが、2週間を標準とし、観察を行う事。

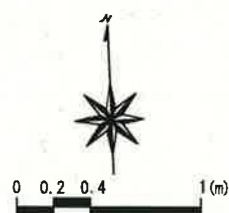
三和土舗装 材料表 1m3当り

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
真砂土		m3	0.75	
消石灰		m3	0.25	
にがり/塩化マグネシウム		m3	0.05	

※園路A-1, A-2, 園路Bは委員会において協議の上、その範囲及び仕様を定めることとする
 ※洲浜周辺部の絵図に記載のない飛石の詳細については別途図面を参照のこと
 ※余芳および木橋（太鼓橋）、橋、灯籠、枝折戸、手水は今年度の修復整備工事計画には含まない



平面図 S=1:40

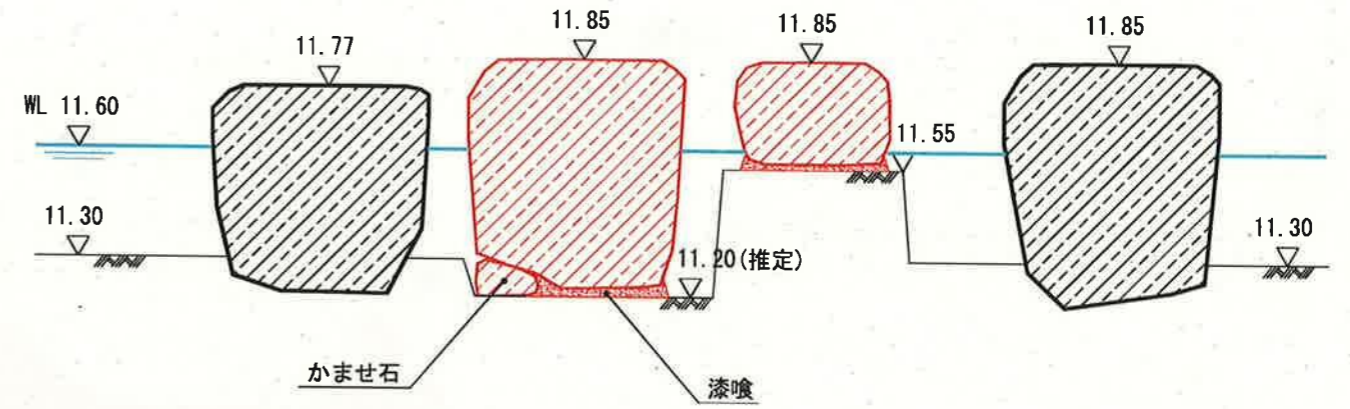


R3 計画

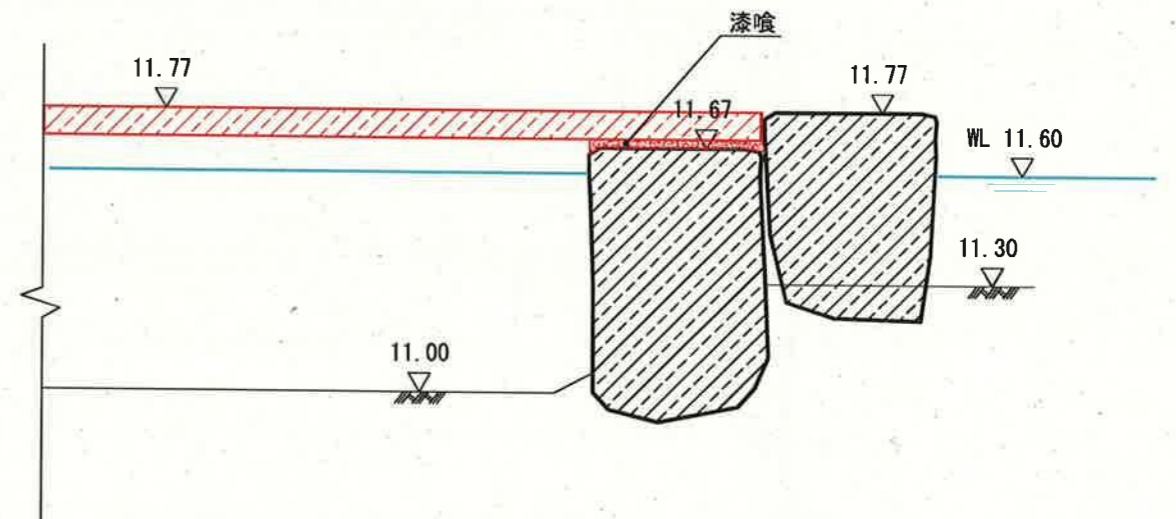
H29 計画

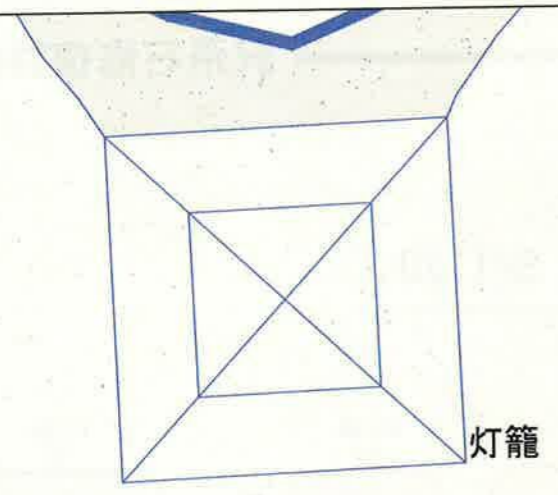
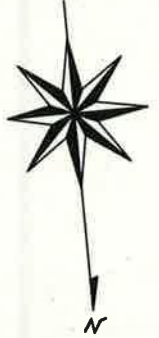
遺構

断面1 S=1:20

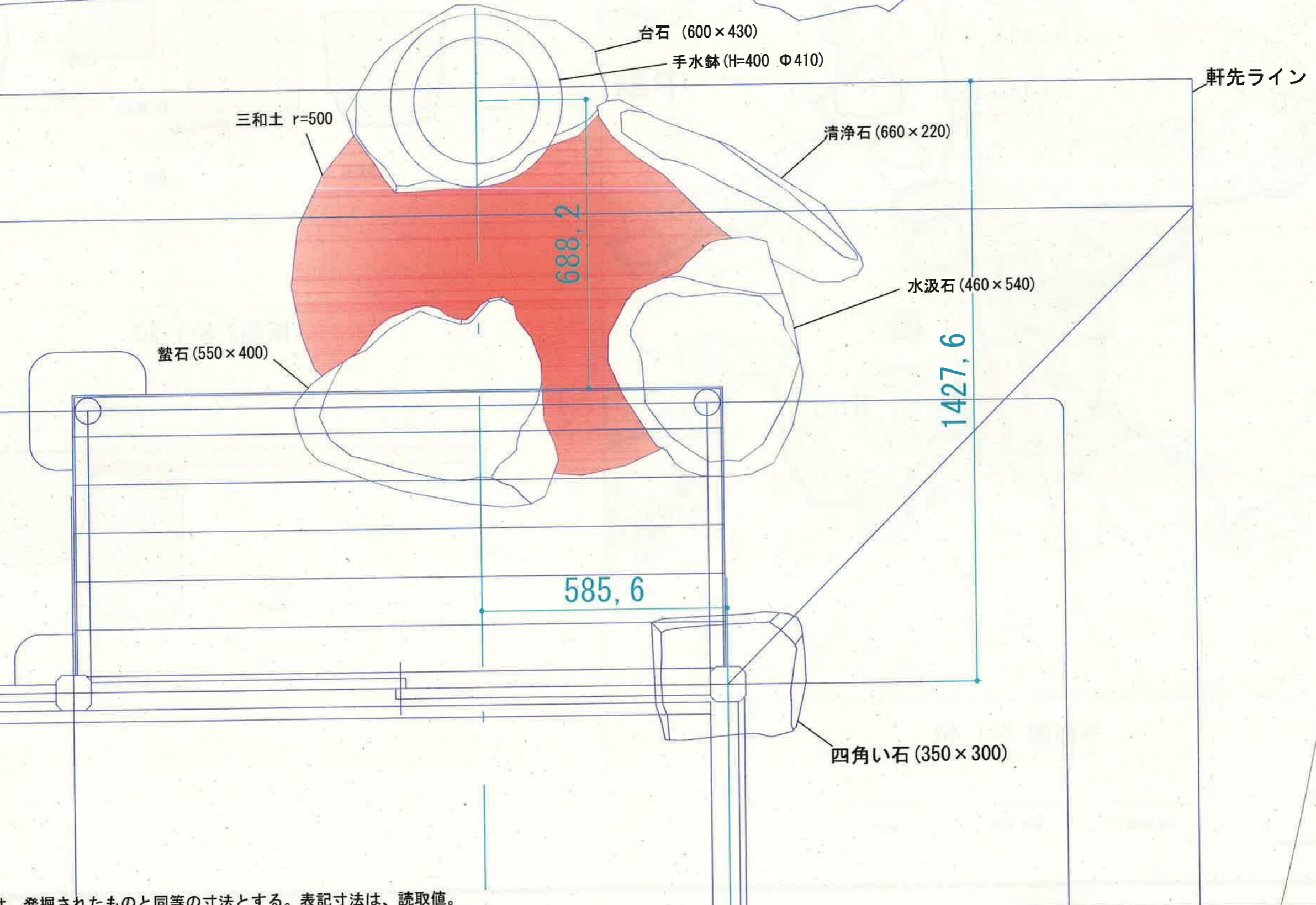


断面2 S=1:20





灯笼



台石 (600×430)

手水鉢 (H=400 Φ410)

軒先ライン

三和土 r=500

浄石 (660×220)

水汲石 (460×540)

蟹石 (550×400)

585, 6

1427, 6

688, 2

四角い石 (350×300)

※ 復元する役石の石の寸法は、発掘されたものと同等の寸法とする。表記寸法は、読取値。

二之丸庭園第9次発掘調査について(報告)

調査目的

調査区の規模は東西 10m, 南北 16mである。調査目的は余芳東側の近世遺構状況の確認で、検出が予想される遺構は延段や飛石等の園路遺構である。調査区は余芳の東側に設定し、第3次(2015年度)発掘調査の余芳調査区東端に1mほど被るように設定した。

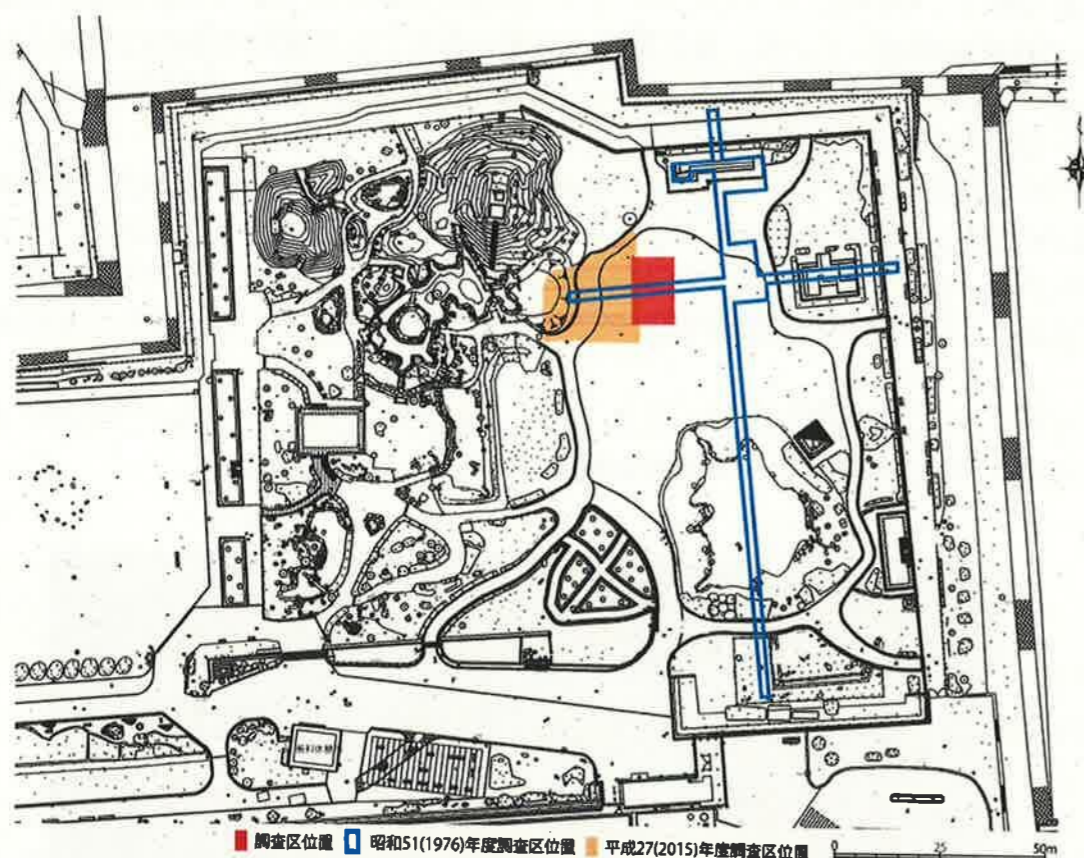


図1 2021年度 二之丸庭園第9次調査 調査区位置図

総括

今回の発掘調査では、検出が予想された園路遺構は確認できなかったが、絵図に書かれていない玉石と景石からなる池状遺構を確認することができた。遺物の状況から少なくとも近代まで存続していた遺構であると考えている。

調査区南側ではまとまった面を検出することができなかった。検出した道状遺構や瓦だまりは近代の遺構である可能性が高い。

玉石面や道状遺構などの直下に地山がある場合が多く、近世遺構面や地山を削ってこれら遺構が施工されたと考えられる。すなわち文政期庭園はほとんど削平され残存していない可能性が高い。今後、大量の遺物が出土している5か所の瓦だまりの年代をさらに検討し、各瓦だまりに対する切合い関係から各遺構の年代を明らかにしていきたい。



図2 調査区全景(写真上が北)

基本層序

○調査区北半(図3)

上から表土—公園造成土—現代硬化面—近代遺物包含層—(黄色粘質土面)—玉石面である。黄色粘質土面は調査区北東で玉石面上面に乗っている。

玉石面の下層は基本的に地山であるが、地山を掘りこむ瓦だまりを2箇所確認している。

○調査区南半

上から表土—公園造成土—現代硬化面—近代硬化面である。近代硬化面の高さは一定ではないが、おおよそ調査区北半の玉石面より10~30cmほど高い。近代硬化面下は地山もしくは瓦だまりとなっている。



図3 北壁及び調査区北半(南から撮影)

検出遺構

○玉石面及び景石(図4)

玉石面は南北端を直径40~130cmの石で護岸されており、石が確認できない箇所は石抜き取り痕と思われる土が堆積している。東西端は抜き取り痕を含めて確認することができず、調査外に広がっていくと考えられる。

西側玉石面上面から幕末~近代にかけての遺物が出土した。遺物の様相から西側玉石面は庭園廃絶後も露出していたと考えられる。一方で東側玉石面は玉石面の直上に黄色粘質土が約30cmの厚さで堆積している。黄色粘質土上面から出土した遺物の様相は西側玉石面とよく似ており、東側玉石面は庭園廃絶後すぐに黄色粘質土が盛土され、黄色粘質土が地表に露出している時期があったと考えられる。

玉石面下層の状況をSD1やトレンチ3の壁面状況から観察することが出来た。玉石面のベースは地山を整地した平坦面となっているが、一部で地山を切った瓦だまりがベースとなっている箇所があった。瓦だまりはSD1北側の他に玉石面北側護岸の北にある攪乱(SX5)の壁面で確認されている。この2箇所の瓦だまりは位置や出土遺物から同一のものと考えている。

瓦だまりから出土した遺物は丸瓦、平瓦、棧瓦、施釉瓦、三和土、延段片である。棧瓦が含まれることから、少なくとも寛永期庭園よりは新しい遺構である。

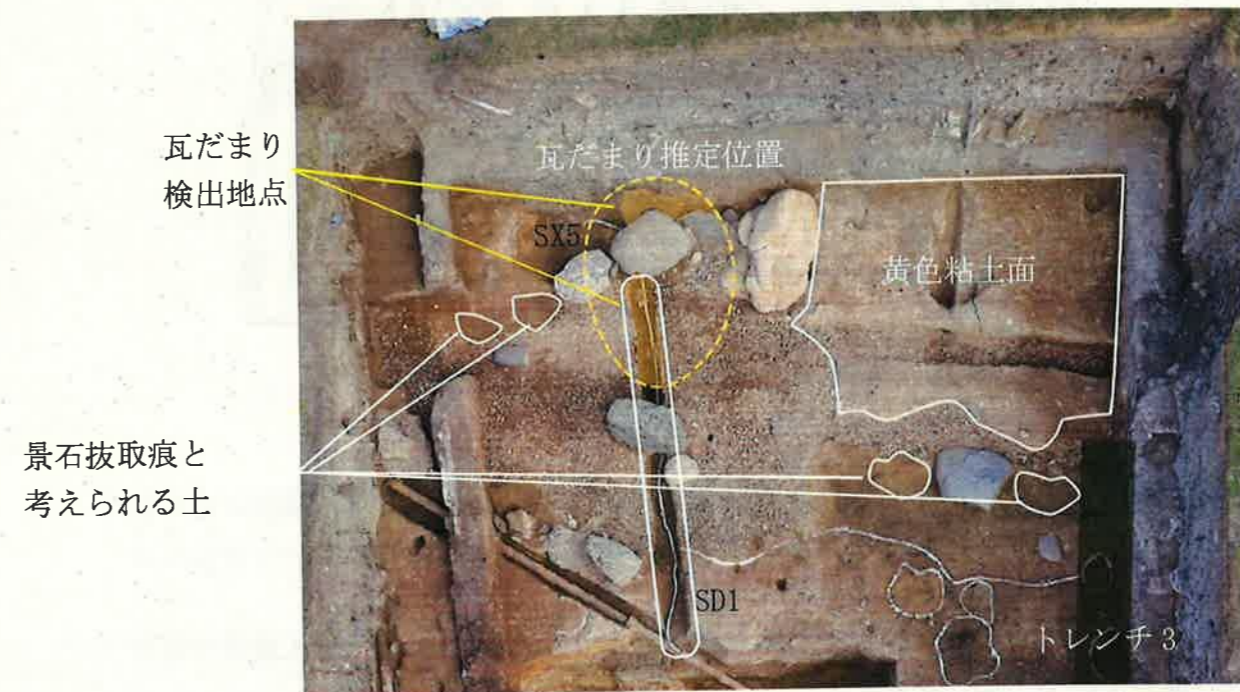


図4 調査区北空中写真(写真上が北)

以上のように、玉石面は石によって護岸された範囲内に広がる遺構であることがわかる。遺構の形状から池もしくは川のようなものと考えられる。玉石面の下層は地山もしくは瓦だまりであるため、保水機能を期待することはできない。一方で護岸の石材同士を漆喰で接続している箇所もあるため、安易に枯池と断定することは避けたい。

玉石面と景石からなる遺構は『御城御庭絵図』に描かれていないことから文政期の庭園遺構ではない可能性が高い。下層から棧瓦が大量に出土していること、玉石に乗るように近代の遺物が出土していることから『御城御庭絵図』成立後～兵舎建築時(1876年※)の間に造られた遺構であると考えられる。

○3次調査区における玉石面について(図5)

本調査では調査区西側を3次調査区東側に重ねるように設定した。

本調査で玉石面を3次調査区東側の床面より20～30cm深い標高12.6～12.7m地点から検出した。玉石面は3次調査区東側まで延びることが予想されたためトレンチ4を3次調査区東側に設定して確認調査を行った。トレンチ4からも玉石面を検出することができ、さらに調査区外へ延びることがわかった。

3次調査では調査区東側の床面が約12.9mまでしか到達していないため、玉石面を未検出のまま調査を終えている。ただしSD2北側を約12.65～12.75mの高さまで下げており、航空写真から玉石らしきものを確認することができる。玉石は敷き詰められているように見えないため(図6)、玉石面から遊離した玉石の頭が露出しているものと考えられる。本調査区で玉石を検出した高さである12.7mまで掘り下げていれば玉石面を検出できた可能性が高い。

○1976年調査区

1976年度調査では地山まで掘削しているため、床面が地山となっている。本調査で再掘削を行ったところ、一部の壁面と床面で地山を切る近世土が確認でき、近世の大型の土坑の存在が確認できた。壁面と床面の状況から土坑は2基(SK201、SK202)確認できる。玉石面や玉石面と平面的に隣接する硬い盛土より下層から掘り込まれているため、平面プランは確認できず、規模の詳細は分からない。

1976調査区の東壁と南壁で瓦だまりを確認した(図7)。東壁瓦だまり直上の層(図7層①)が近代、また東壁瓦だまりに切られている層(図7層②)は遺物がなく時期は不明である。出土遺物は瓦のみで棧瓦が含まれる。また施釉瓦も出土している。南壁瓦だまりは玉石面により高い位置から掘り込まれている。出土遺物は瓦のみで棧瓦が含まれる。南壁瓦だまりは後述する道状遺構を切る土坑を切っていることから、近代以降のものであると考えている。



図5 3次調査区オルソ画像+9次調査区空中写真
(写真上が北、赤枠が3次調査区、青枠が9次調査区)

※『歩兵第六連隊歴史』によると1874年に二之丸南側の兵舎を、1876年に二之丸北側(本調査区付近)の兵舎を建てることとなったとある。

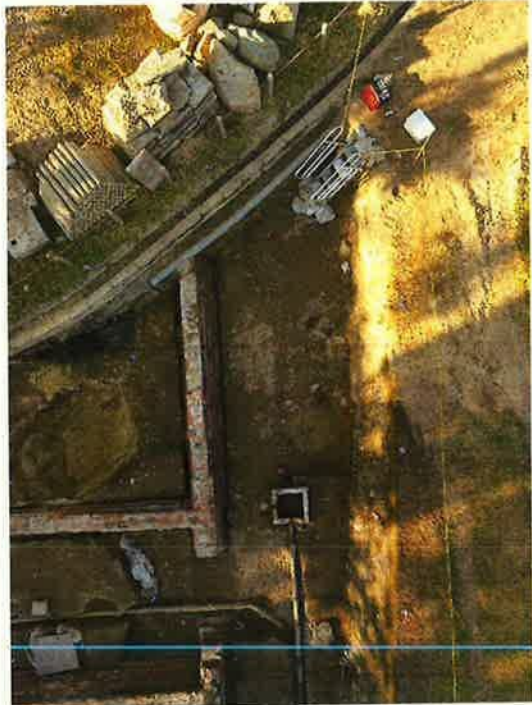


図6 3次調査区北東空中写真
(写真上が北)

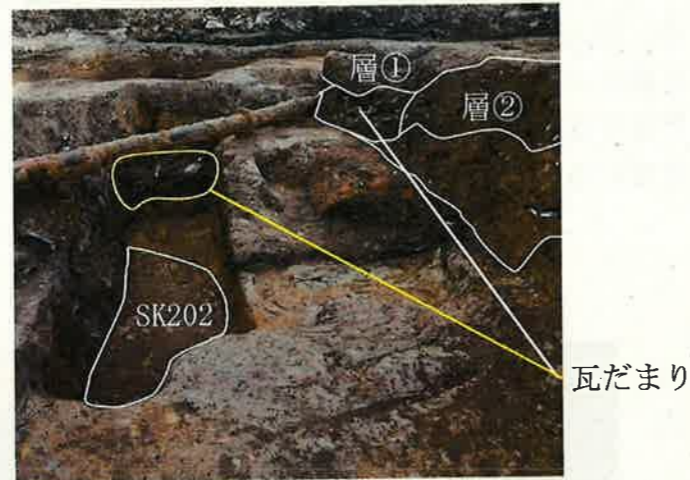


図7 1976年調査区
(西から撮影)

○調査区南側(図8)

調査区南側で特筆すべき遺構は道状遺構、柱穴、瓦だまりである。

道状遺構は硬い粘質の土で構成されている。直上に近代の薬莖と考えられる銅製品の破片が検出されたことから、近代の遺構と考えられる。幅1m強の道状遺構が南北に続き、南端は次第に不明瞭になり消滅し、北端は1976年調査区の手前で土坑に切られ消滅する。1976年調査区壁面で遺構の続きを確認することはできない。

柱穴は調査区南側で十数個確認できるがそのうちSP33～SP36の4つで内部に鋼土のような硬い土を確認した。SP33～SP36は南北約1.6m、東西約1mの長方形に結ぶことができる。SP33～SP36は同じ盛土を掘り込んでおり、溝1壁面の層序から盛土は地山を整地した上に施工されていると考えられる。また盛土は後述する瓦だまりと先述した道状遺構に切られている。

調査区南側瓦だまりは南北4m、東西4m以上あり、出土遺物は陶器、瓦が出土している。瓦だまり上部は道状遺構を検出した高さで既に露出しているものの、明確に近代遺物と断定できる遺物は出土していない。瓦には棧瓦と施釉瓦が含まれている。瓦だまりはSP33～SP36のある盛土を掘り込んでいる。

これらの状況から調査区南側における主な遺構は新しい順に道状遺構、瓦だまり、SP33～SP36と周辺の盛土の順に並ぶと考えている。SP33～SP36と周辺の盛土は、瓦だまりを御殿解体に伴う廃棄土坑と考えると近世の地表面である可能性がある。今後、遺物が豊富な瓦だまりの年代をある程度確定させ、ほかの遺構の年代観も考えていきたい。

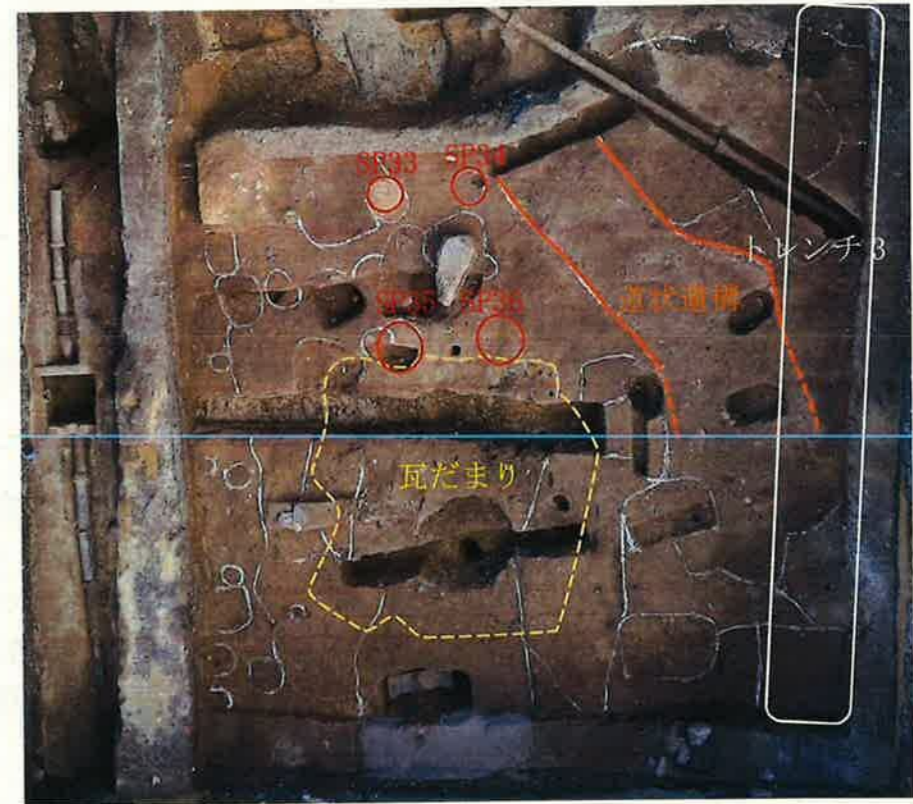


図8 調査区南空中写真(写真上が北)

○トレンチ3(図4・8)

トレンチ3は玉石面下の状況確認と調査区北側遺構面と南側遺構面の前後関係を確認するために調査区の東側に南北12mの長さで入れたトレンチである。トレンチの北端から中央にかけて巨大な瓦だまりを検出した。瓦だまりからは丸瓦や平瓦、棧瓦、施釉瓦など瓦のみ出土した。規模は南北5m、深さは約50cmである。

トレンチ3南側は大きくかく乱を受けており、近代以前の様子を明らかにすることができなかった。かく乱は1976年調査区堀方よりも上面から掘り込まれているため、公園造成直前のものと考えられる。

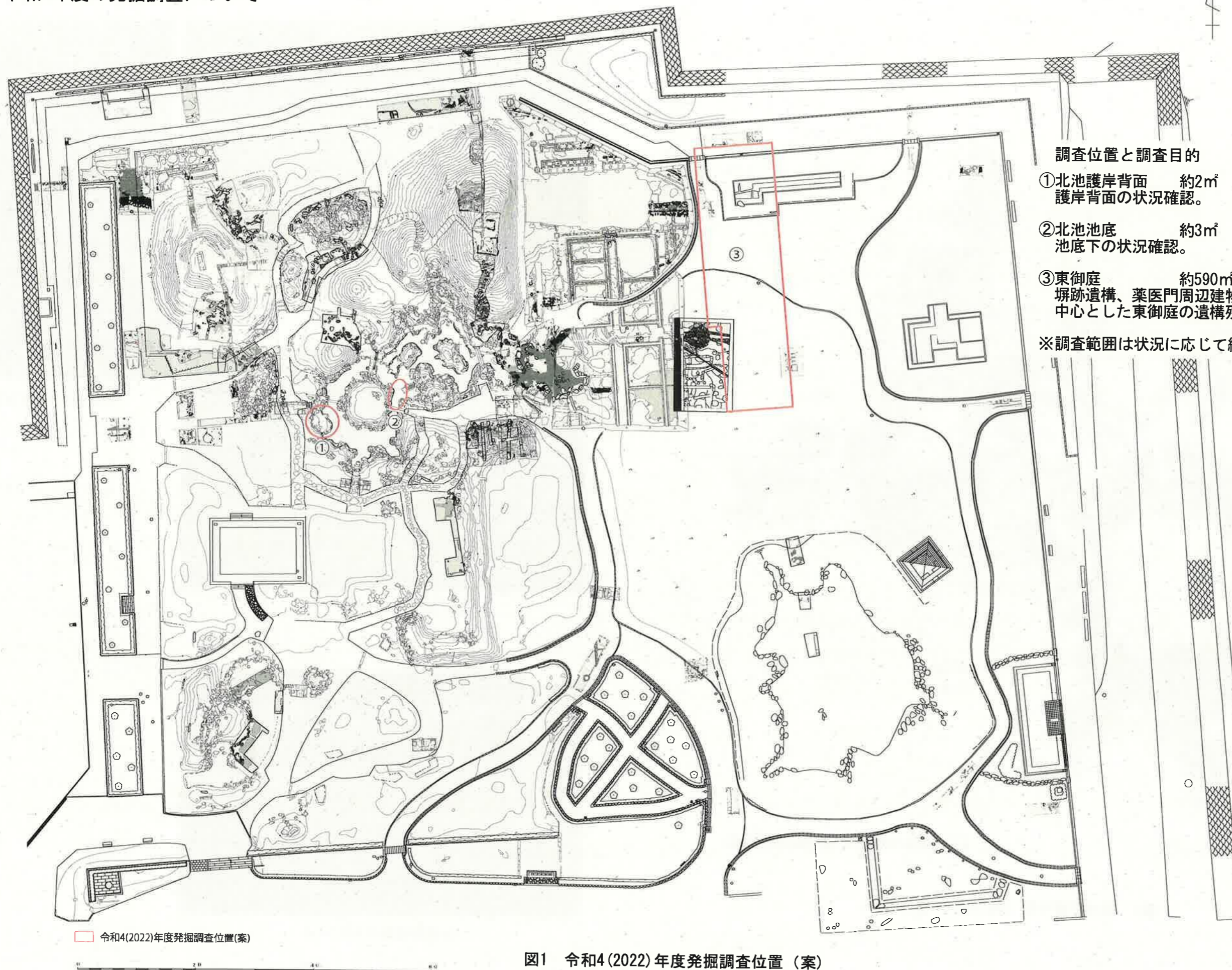


図1 令和4(2022)年度発掘調査位置(案)

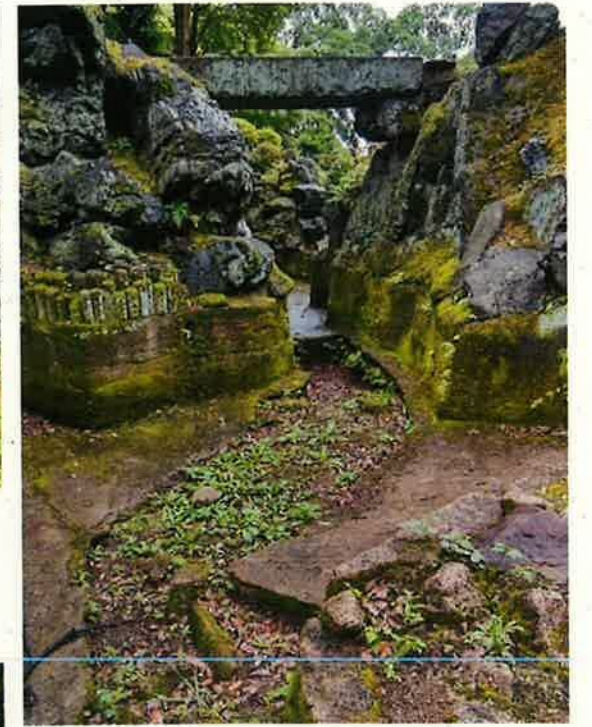
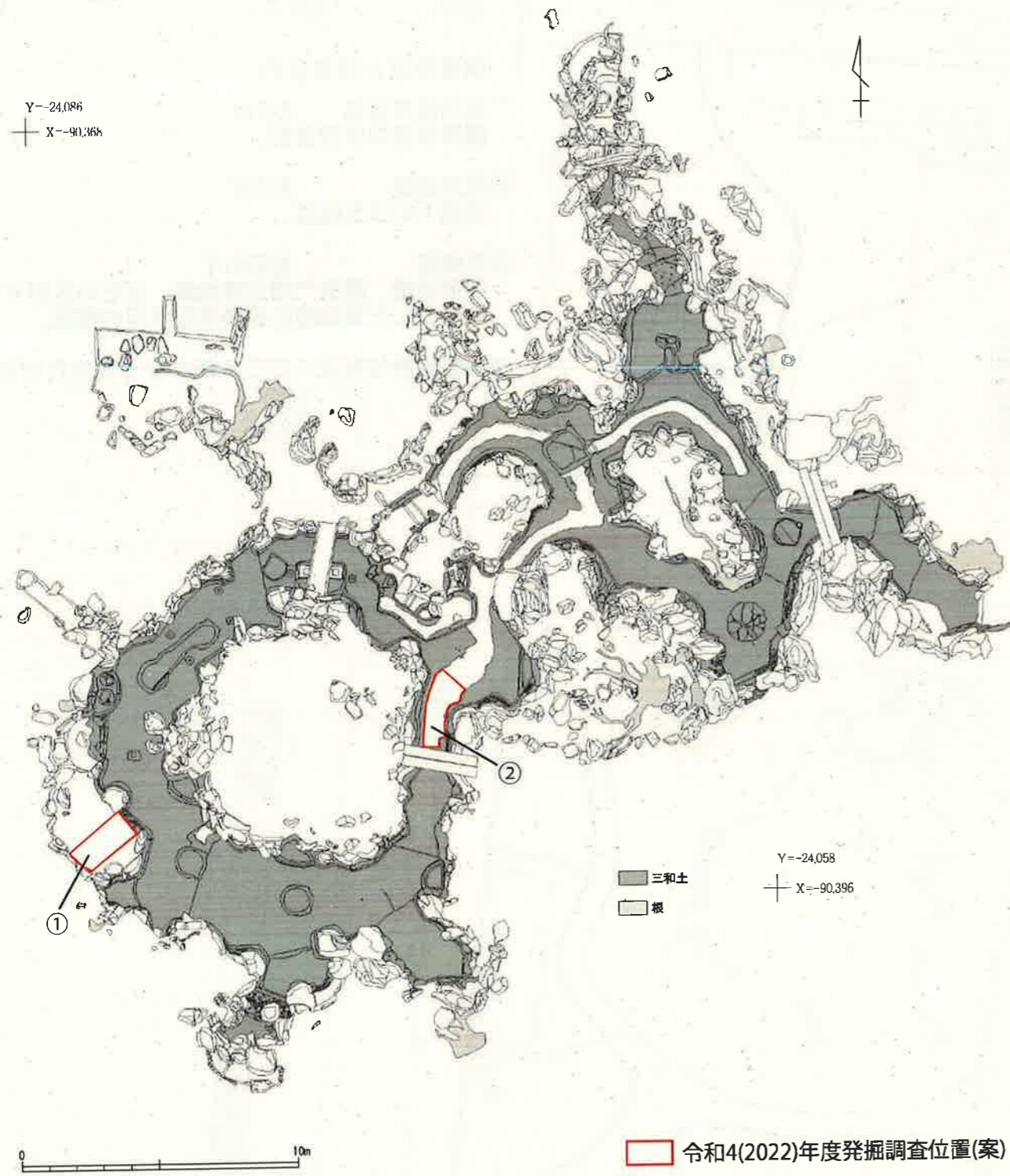


図2 北池遺構平面 (図1の①、②拡大)



— 堀礎石検出および推定位置
— 溝跡検出および推定位置



図3 過去の調査成果と今回の調査地点



①玉石及び景石(東から)



②礎石、溝及び玉石(南から)



③礎石及び溝(東から)



④礎石(西から)



⑤礎石及び溝(北西から)



⑥礎石、⑦三和土(多春園周辺)(南から)

過去の調査成果を踏まえた今回の調査目的

R3(2020)年度の第8次調査で、二之丸庭園の内部と外部を区画する塀の礎石と考えられる石と塀に伴うと思われる溝を検出した(②)。塀の礎石と溝は過去の調査でも確認されており、R4(2022)年度の第10次調査で東御庭を調査することで、庭園の北側の区画が明らかになることが期待される。同じく第8次調査で、庭園外部の薬医門周辺建物の礎石を思われる石を検出した(④)。庭園を区画する塀跡と外部の建物跡の状況を確認することで、庭園北部の遺構と絵図との整合性を検討できるようになると考えている。さらに、①と②で検出したそれぞれの玉石の広がりをはっきりさせることで、東御庭北部の遺構残存状況を適切に把握できると考えられる。

名勝名古屋城二之丸庭園余芳移築再建事業

令和4年1月

名古屋市観光文化交流局 名古屋城総合事務所

用語の定義

用語の定義

【名古屋城跡の地区に関する用語（図1）】

- 名古屋城：歴史、文化、地域性等を含む総合的な意味合いにおいて名古屋城を指す場合に用いる
- 名古屋城跡：特別史跡名古屋城跡の指定範囲全域を示す
- 二之丸：近世における二之丸の曲輪範囲全域を示す（未告示範囲に該当）
- 名古屋城二之丸庭園（二之丸庭園）：名勝指定範囲を示す

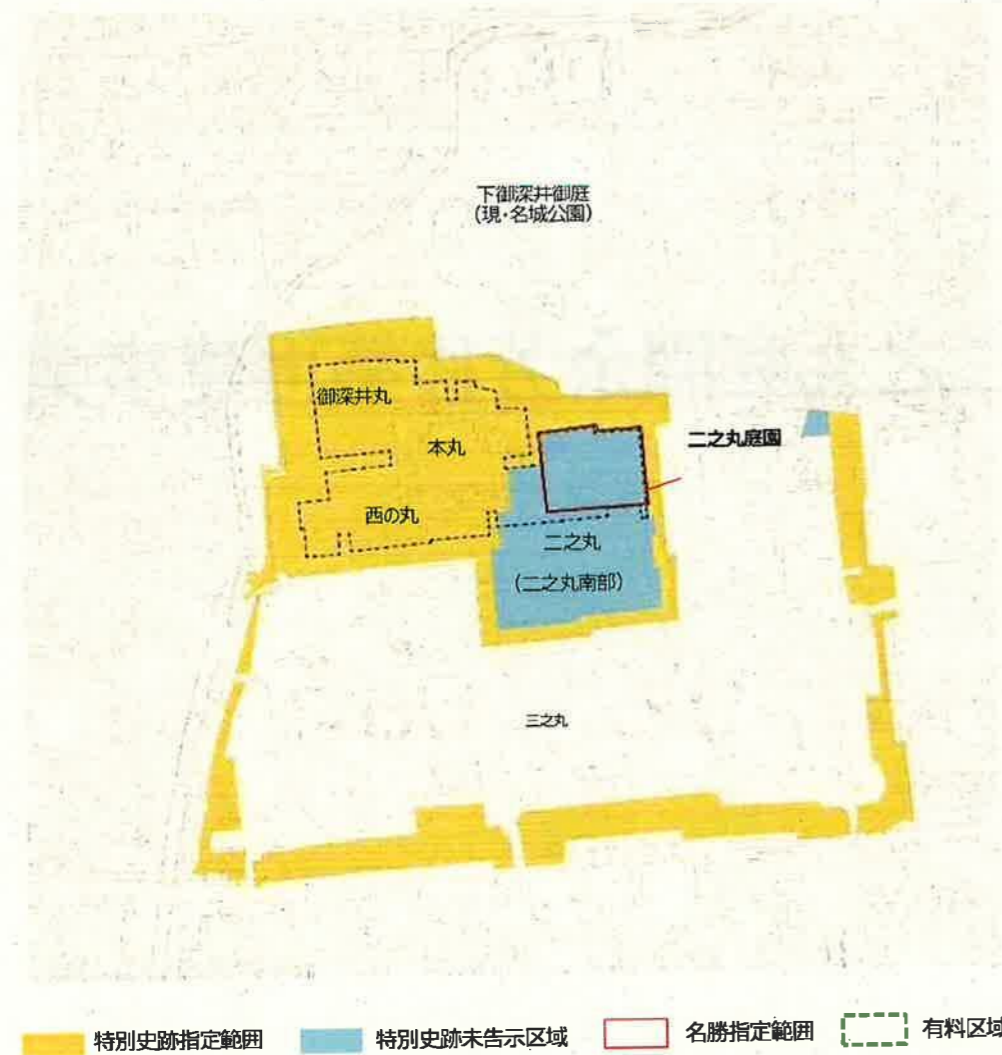


図1 特別史跡名古屋城跡及び周辺地域名称

【二之丸庭園の地割区分（図2）】

本計画の策定にあたり、二之丸庭園を下図のとおり地割区分し、各区分の名称を設定した。（第2章第3節による）

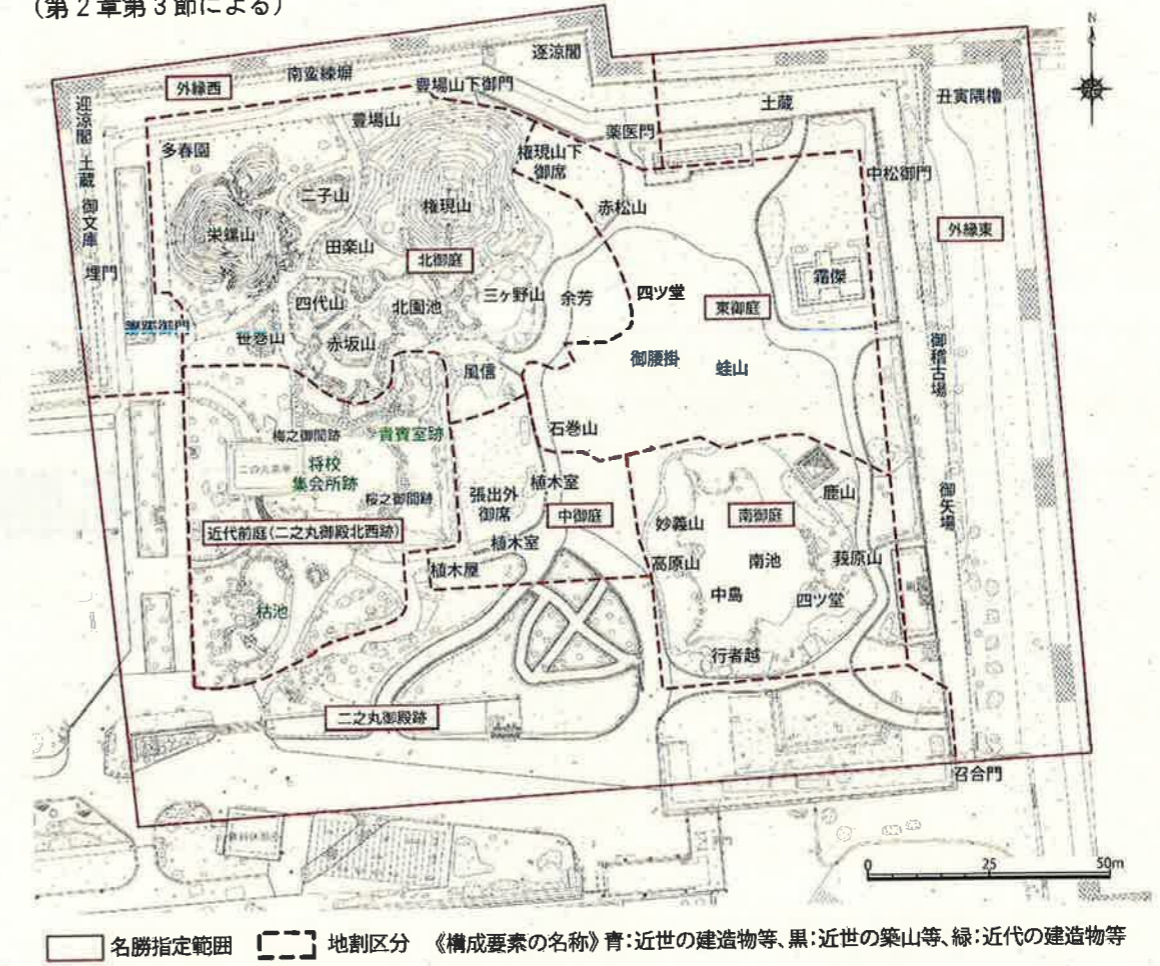


図2 名勝名古屋城二之丸庭園地割区分及び主な構成要素の名称

目次

第1章 整備事業の概要

1. 特別史跡名古屋城跡保存活用計画
 - 1-1. 名古屋市における特別史跡名古屋城跡保存活用計画・・・P. 1
 - 1-2. 全体の整備の考え方・・・P. 2
 - 1-3. 二之丸庭園整備の考え方・・・P. 3
2. これまでの取り組み・・・P. 4
3. 名勝名古屋城二之丸庭園整備事業・・・P. 5
 - 3-1. 二之丸庭園の整備・・・P. 5
 - 3-2. 地割区分別基本方針・・・P. 6
 - 3-3. 復元対象の歴史的建造物・・・P. 7
 - 3-4. 余芳の移築再建について・・・P. 8
4. 整備計画と事業スケジュール・・・P. 9
5. 検討体制・・・P. 11
6. 事業運営組織・・・P. 13

第2章 名古屋城二之丸庭園の概要

1. 文化財指定と本質的価値・・・P. 14
 - 1-1. 名古屋城の文化財指定・・・P. 14
 - 1-2. 二之丸庭園の名勝指定・・・P. 14
 - 1-3. 二之丸庭園の本質的価値・・・P. 16
2. 二之丸庭園の変遷・・・P. 17
3. 余芳について・・・P. 18
 - 3-1. 余芳の位置・・・P. 18
 - 3-2. 余芳の概要・・・P. 19

第3章 余芳再建根拠資料

1. 余芳の変遷・・・P. 20
 - 1-1. 移築の履歴・・・P. 20
 - 1-2. 二之丸庭園時代の余芳・・・P. 20
2. 余芳移築再建の基本方針・・・P. 21
 - 2-1. 整備の目的・・・P. 21
 - 2-2. 基本方針・・・P. 21
3. 再建根拠資料の取り扱い・・・P. 21
4. 再建根拠資料の概要・・・P. 22
 - 4-1. 現存部材調査・・・P. 22
 - 4-2. 発掘調査・・・P. 25
 - 4-2-1. 発掘調査の経緯・・・P. 25
 - 4-2-2. 発掘調査結果総括・・・P. 25
 - 4-2-3. 検出した遺構の概要・・・P. 26
 - 4-2-4. 遺構と絵図との比較・・・P. 27
 - 4-3. 古写真・・・P. 28
 - 4-3-1. 古写真の概要・・・P. 28
 - 4-3-2. 古写真の分析・・・P. 30
 - 4-4. 古絵図・・・P. 31
 - 4-4-1. 古絵図の概要・・・P. 31
 - 4-4-2. 古絵図から得られる情報・・・P. 34
 - 4-5. 文献史料・・・P. 35
 - 4-5-1. 文献史料の概要・・・P. 35
 - 4-5-2. 文献資料から得られる情報・・・P. 35
 - 4-6. 参考建物・・・P. 36
 - 4-6-1. 風信・・・P. 36
 - 4-6-2. 戸山邸養老泉茶室・・・P. 37
 - 4-7. 類例建物・・・P. 38
 - 4-7-1. 余芳の建築的特色・・・P. 38
 - 4-7-2. 類例建物・・・P. 38
 - 4-7-3. 足元の類例・・・P. 39
 - 4-7-4. 軒裏の類例・・・P. 39

5. これまでの部材調査の成果概要	P. 40
5-1. 平成23年度の解体調査	P. 40
5-2. 平成27年度の詳細調査	P. 41
5-3. 平成30年度の仮組調査	P. 41
5-4. 令和3年度の仮組調査	P. 41
6. 根拠資料を用いた再建検討の考え方	P. 42

第4章 余芳再建検討

1. 再建考察	P. 43
1-1. 再建考察の概要	P. 43
1-2. 平面計画	P. 44
1-2-1. 配置の検討	P. 45
1-2-2. 配置計画と古写真との検証	P. 46
1-3. 構造形式	P. 47
1-4. 主要軸部の寸法	P. 48
1-5. 小屋組の構造	P. 49
1-6. 屋根	P. 50
1-6-1. 古写真から分かる屋根仕様	P. 50
1-6-2. 古写真解析による屋根の各種寸法	P. 50
1-7. 内・外部壁	P. 51
1-8. 建具	P. 52
1-9. 各部再建仕様と根拠資料一覧	P. 53
2. 再建図面	P. 54
2-1. 平面図	P. 54
2-2. 断面図	P. 55
2-3. 立面図	P. 56
3. 手水の復元	

第5章 余芳整備設計

1. 活用に関する方針	P. 57
2. 余芳整備の考え方	P. 58
3. 遺構保護の考え方	P. 59
4. 建造物の構造補強の考え方	P.
4-1. 現状での課題	P.
4-2. 構造補強の考え方	P.
4-3. 補強方法	P.
5. 古材の補修の考え方	P.
6. 設備計画の考え方	P.
7. 仮設計画の考え方	P.
8. 整備図面	P.

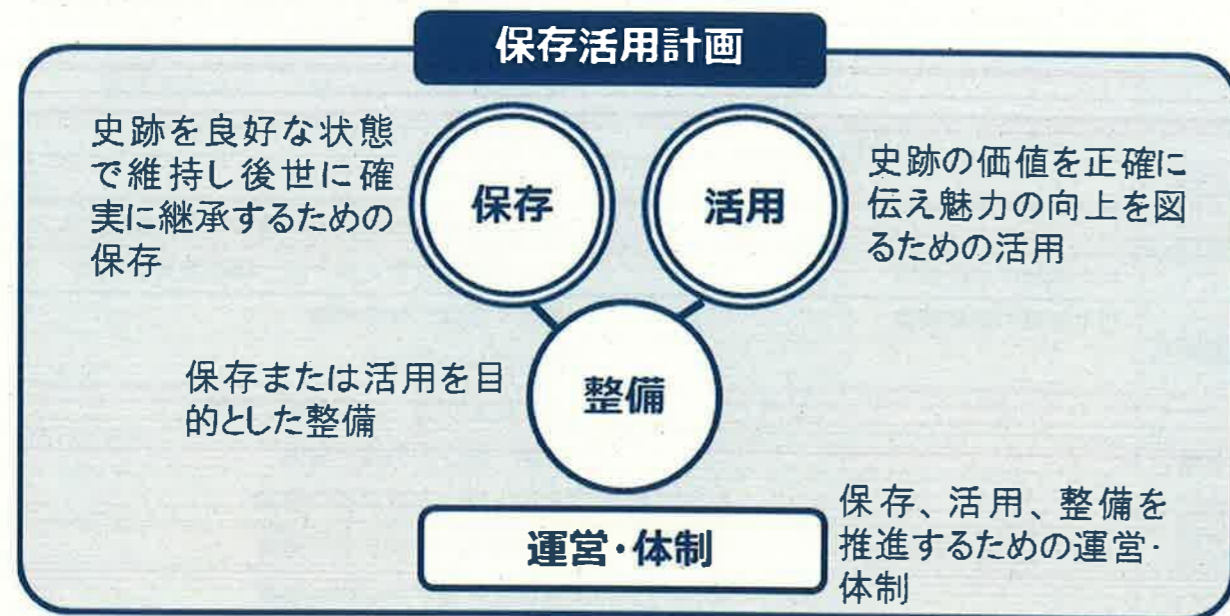
第1章 整備事業の概要

1. 特別史跡名古屋城跡保存活用計画

1-1. 名古屋市における特別史跡名古屋城跡保存活用計画

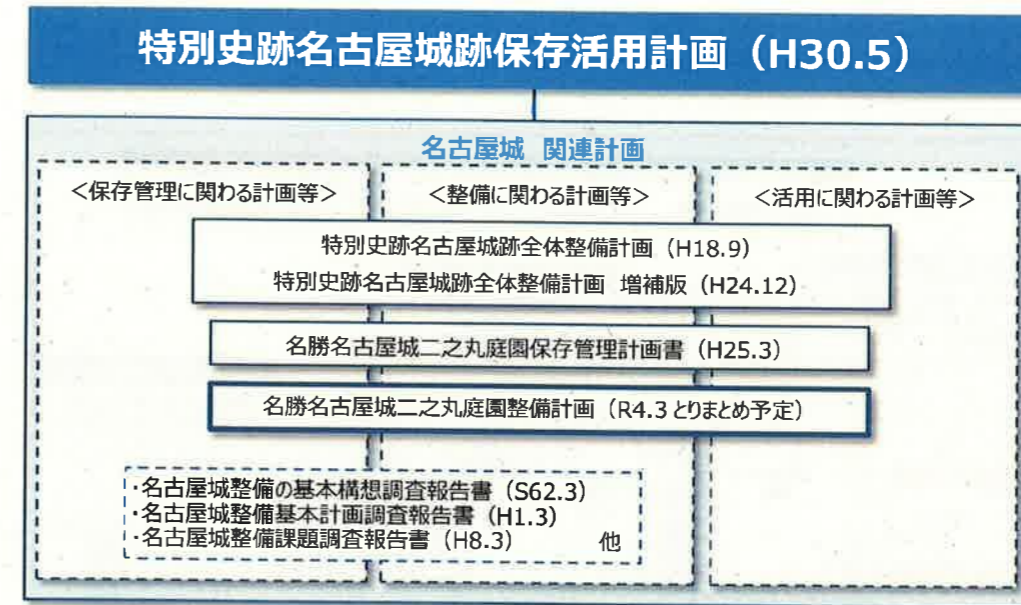
名古屋城は慶長15年(1610)に尾張徳川家の居城として築城された近世城郭である。明治維新後は陸軍に利用され建造物が撤去されるなどの改変を受けたが、本丸を中心によく遺構が残されていることから昭和7年(1932)に史跡指定を受けた。太平洋戦争における空襲により多くの建造物が焼失するも、代表的な近世城郭として昭和27年(1952)には特別史跡指定を受けている。昭和34年(1959)には天守を再建し、平成30年6月には本丸御殿復元完成公開を迎えるなど、整備を進めているところであるが、特別史跡名古屋城跡を後世へ確実に継承するとともに一層の魅力の向上を図るため、今後も保存・活用を適切かつ確実に進めていく必要がある。

そこで、特別史跡名古屋城跡の本質的価値と構成要素を整理し明示するとともに、史跡を良好な状態で維持し後世に確実に継承するための「保存」、史跡の価値を正確に伝え魅力の向上を図る「活用」、保存または活用を目的とした「整備」、それらを推進するための「運営・体制」の観点から現状と課題を整理し、それぞれの今後の方針を示すことを目的として平成30年5月に策定している。

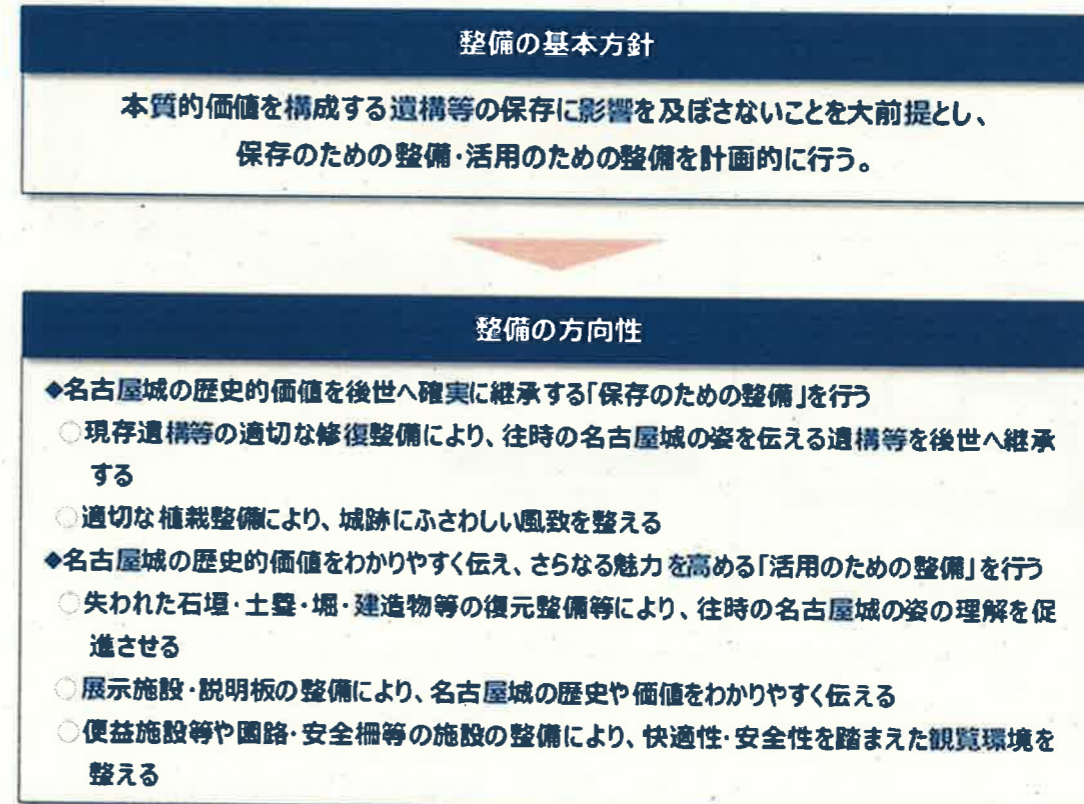


『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』P2より

【計画の位置づけ】



【整備の方向性】



『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』P200より

1-2. 全体の整備の考え方

特別史跡名古屋城跡全体として整備の考え方を以下に示す

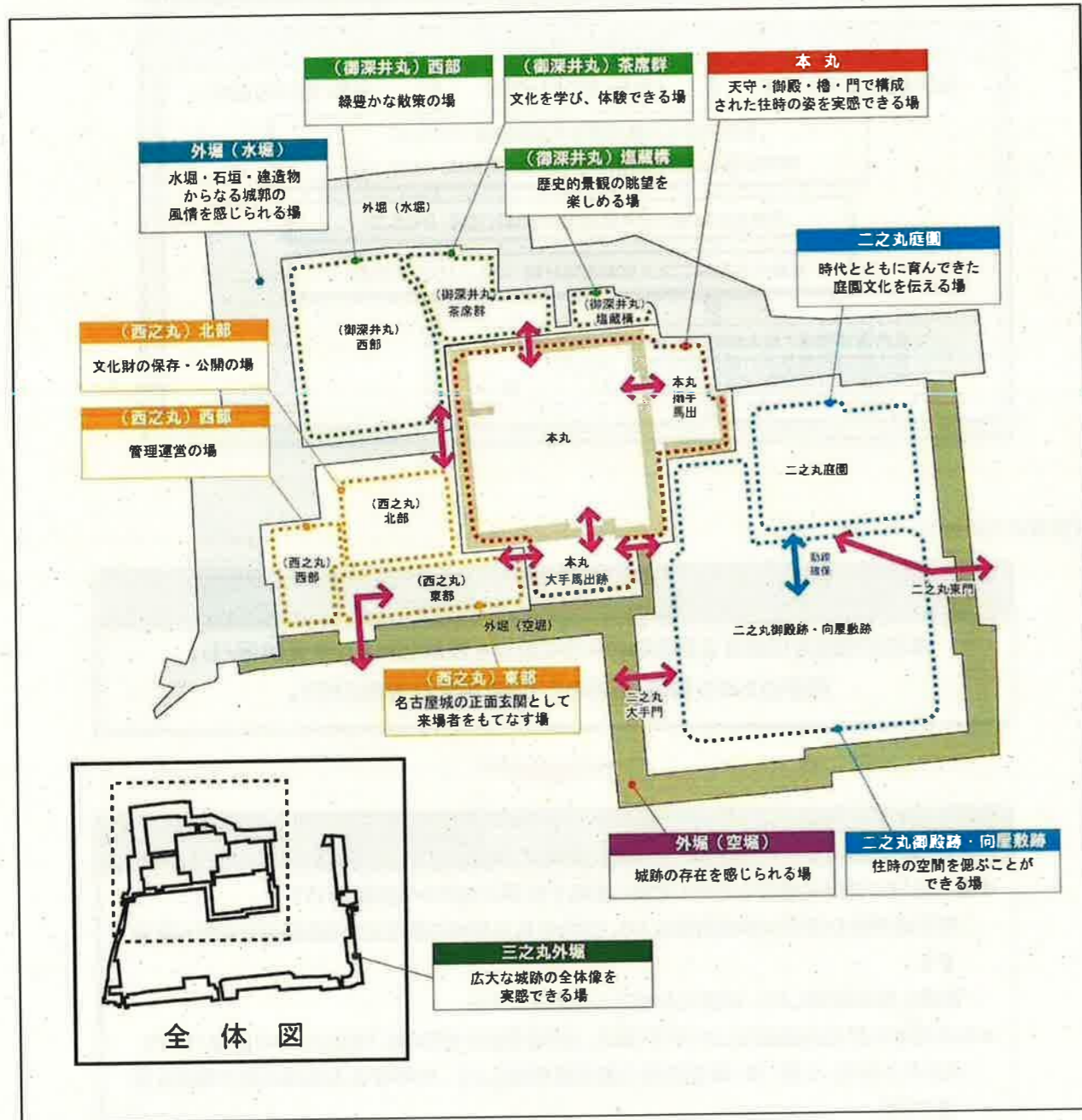


図 1-1-1 各地区の整備の考え方

整備事業計画内容一覧

地区	保存のための整備	活用のための整備
本丸	本丸搦手馬出周辺石垣の修復整備 (整備中)	本丸御殿の復元整備完了
	東南隅櫓の修復整備	天守閣の整備
	西南隅櫓の計画的な維持修繕	東北隅櫓の復元整備
	本丸表二之門の修復整備	本丸表一之門、本丸東一之門・二之門の復元整備
	原位置の旧二之丸東二之門 (本丸東二之門跡) の計画的な維持修繕	本丸多間櫓の復元整備等
		本丸大手馬出の復元整備等
二之丸	二之丸庭園の保存整備 (整備中)	南蛮練塀 (柵の改修、解説表示の充実)
	南蛮練塀の修復整備	余芳の復原整備
	二之丸大手二之門の計画的な維持修繕等	埋門の復元整備等
		二之丸御殿・向屋敷の復元整備等
		二之丸大手一之門・二之丸東一之門復元整備等、旧二之丸東二之門の当初位置への移設整備等
西之丸	名古屋城のカヤの保護育成	愛知県体育館の移転後の二之丸地区整備
		総合案内所・無料休憩所の利便性の向上
		管理施設のあり方の検討
		展示収蔵施設の整備 (外構の一部を整備中)
御深井丸	西北隅櫓の修復整備	本丸御殿木材加工場・原寸場跡地等の整備
	乃木倉庫の修復整備	茶席・茶庭の修復整備
		資材置場の移設等
外堀 (空堀)		天守閣や水堀への視点場の整備
		石垣・堀への見通し確保
外堀 (水堀)	水質・生態系の保全	石垣・堀への視点場の整備
		天守閣等への視点場の整備
三之丸 (外堀)		三之丸外堀各所説明板設置
		各門跡説明板設置
石垣・土塁・堀	石垣・土塁・堀の修復整備	石垣・土塁・堀の復元整備

『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』P202 より

1-3. 二之丸庭園整備の考え方

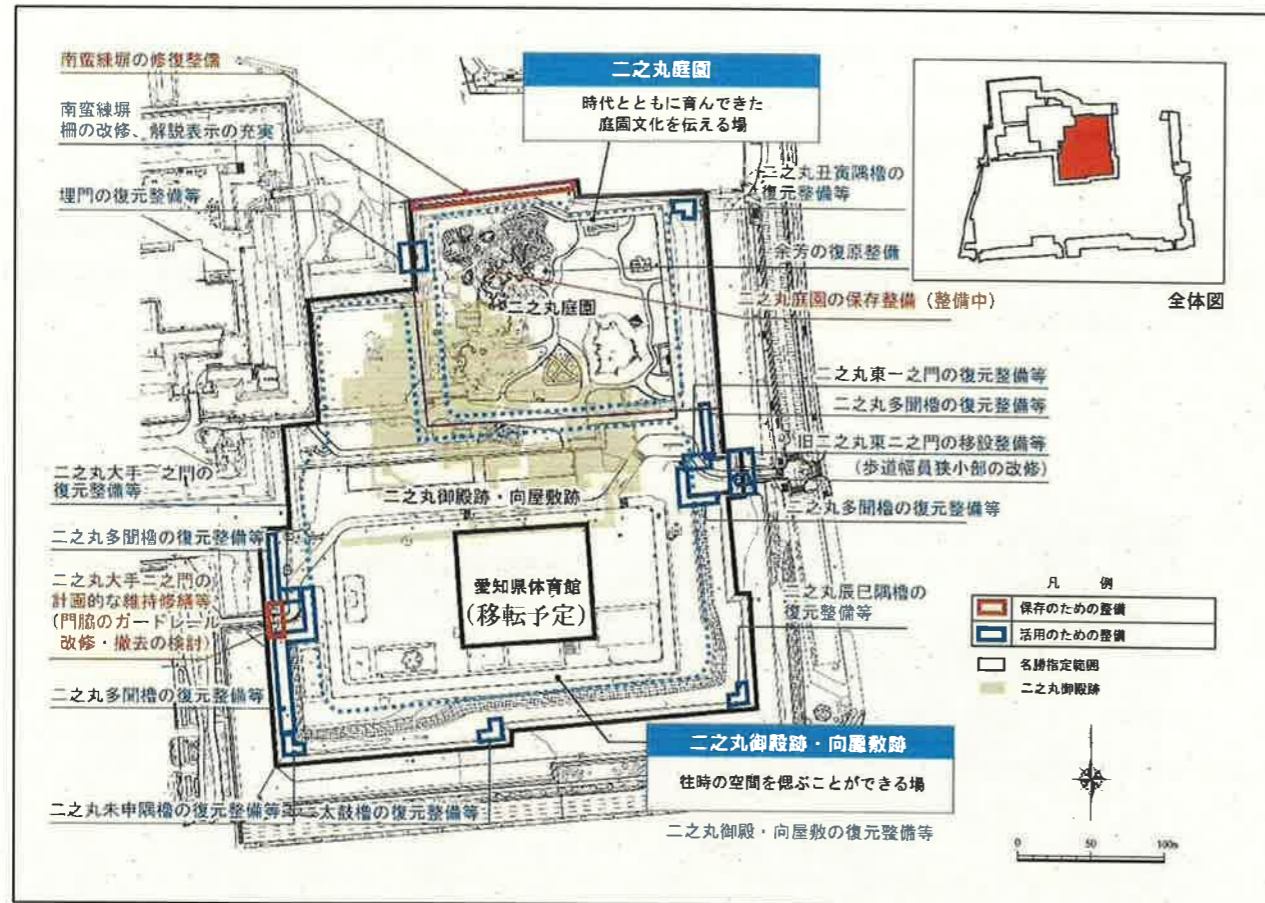


図 1-1-2 二之丸の整備

『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』P215 より

【二之丸庭園】

二之丸庭園の保存整備を中心とし、時代とともに育んできた庭園文化を伝える場とする。

(1) 保存のための整備

○二之丸庭園の保存整備（整備中）

- ・二之丸庭園は変化に富む地形の中に豪壮かつ細やかな意匠の施された回遊式庭園であり、江戸期と明治期の庭園が一体的な調和を成す名勝庭園である。
- ・『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書（平成25年（2013））』に基づき、庭園全体の保存整備を進める。

(2) 活用のための整備

○余芳の復原整備

- ・余芳は二之丸庭園北御庭園池の東に面して建築された御茶屋であり、明治期に民間に売り払われ城外に移築された後、昭和48年（1973）名古屋市の指定文化財となっている。その後、名古屋市に寄贈され、現在はその解体部材を城内に保管している。
- ・解体部材が現存しており、発掘調査により余芳の南側の造作物と想定される遺構も確認できているため、史実に忠実な復原整備ができる可能性が高いことから、発掘調査や史資料調査等を行い、二之丸庭園保存整備の中で復原整備を検討する。
- ・復原整備にあたっては遺構の保存を前提とする。

『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』P216 より

2. これまでの取り組み

平成22年度に特別史跡名古屋城跡全体整備検討委員会庭園部会を設置し、保存管理・修復整備方針の具体的な検討を開始した。平成25年3月策定の「名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画」に基づき、絵図類を始めとした史資料にかかる調査を進めてきた。その調査の中で、特に「御城御庭絵図」と「尾二ノ丸御庭之図」は、園路や石組、樹木等が細かく描きこまれており、その精緻さは突出していることが明らかとなった。また、これらの史資料によって近世の二之丸庭園の変遷を詳細に追うことができ、庭園を保存修復・整備していくうえにおいても学術上の価値が非常に高いと言える。

平成25年度から実施されている二之丸庭園の発掘調査では、名勝区域内においては、権現山に建てられた建物跡や鳥居礎石、園路飛石、築山の園路などが確認され、名勝区域外においては、「多春園」・「山下御席」・「余芳」といったお茶屋跡、奥御文庫基礎、園路の延段、池に架かる橋の橋台、庭園を区切る塀の礎石などが確認されている。

平成25年度から文化庁の国庫補助金により、権現山、栄螺山、北園池等の修復整備を継続して行っている。

民間所有となっていた余芳について平成23年2月に所有者から寄付受納を受け、平成22年度に解体保存工事を行い、平成23年6月に調査報告書としてとりまとめた。その後、平成26年度より余芳復原に向けた検討に着手し、史資料調査、部材痕跡調査、意匠分析等を進めてきた。

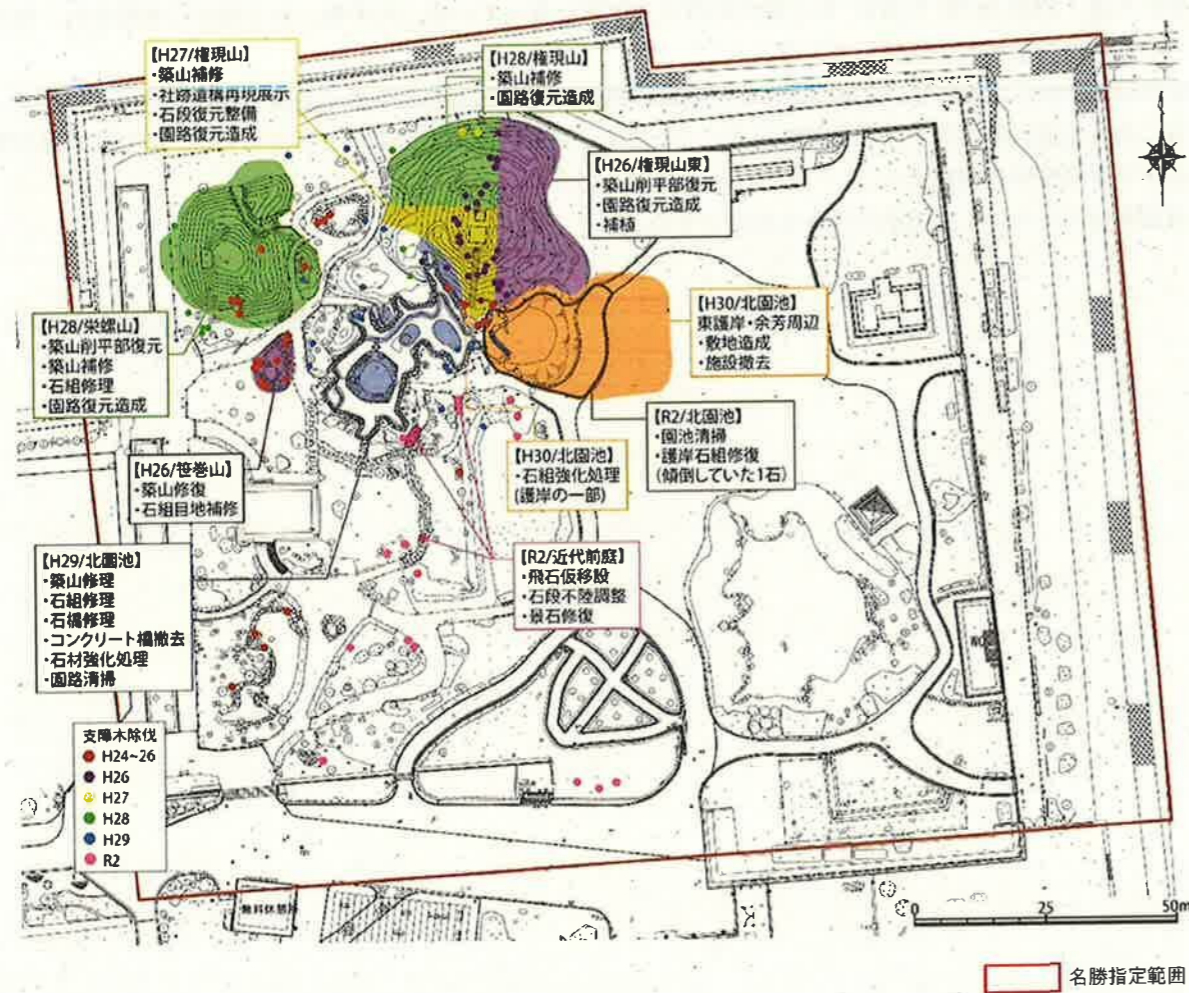
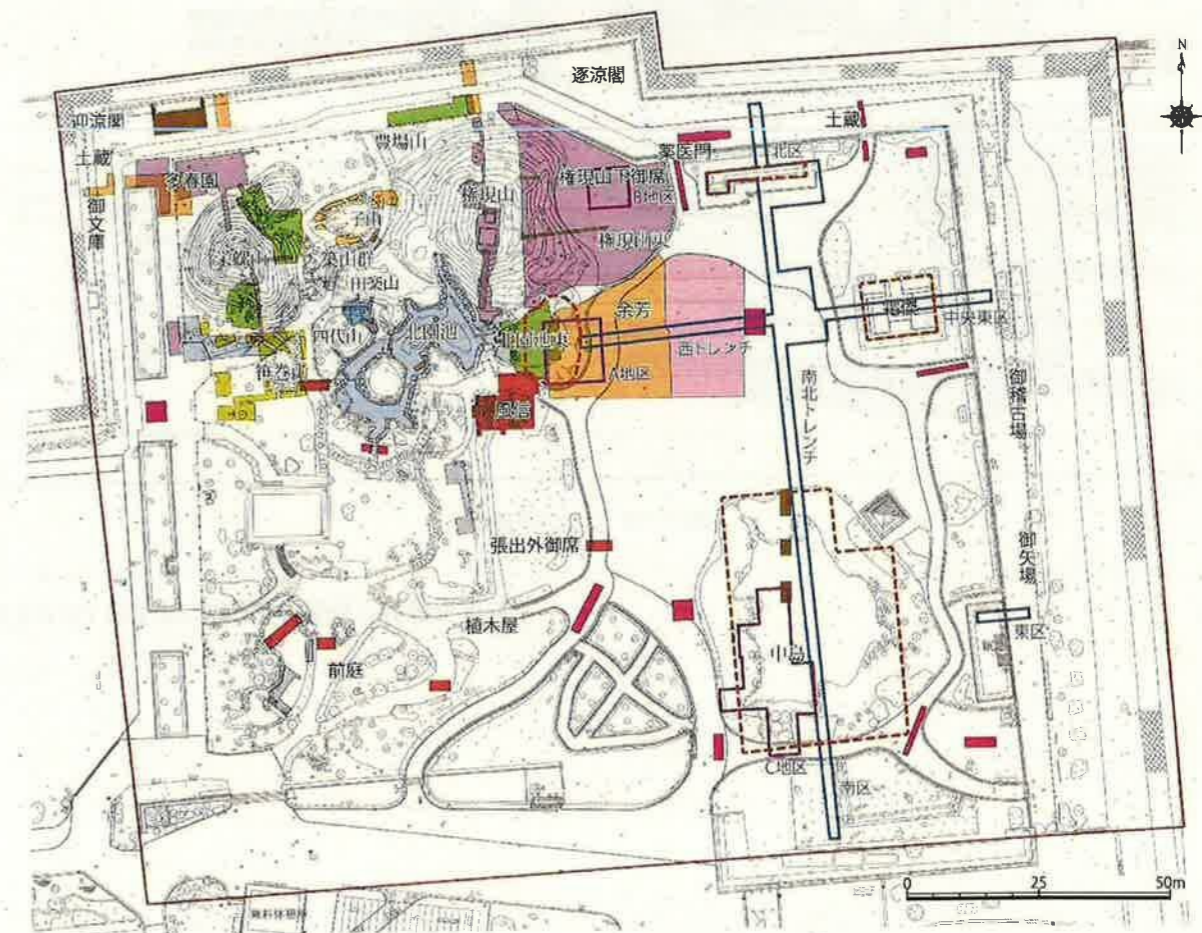


図1-2-1 整備工事実施位置図

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画(案)』より



平成25年度(第1次)	平成26年度(第2次)	平成27年度(第3次)	昭和49年度	名勝指定範囲
平成28年度(第4次)	平成29年度(第5次)	平成30年度(第6次)	昭和51年度	
令和元年度(第7次)	令和2年度(第8次)	令和3年度(第9次)予定	昭和52年度	

※昭和49年度及び51,52年度の調査位置は簡易図面からの転記であり、実際の調査範囲とずれが生じている可能性がある。

図1-2-2 発掘調査実施位置図

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画(案)』より

3. 名勝名古屋城二之丸庭園整備事業

3-1. 二之丸庭園の整備

基本理念

尾張の庭園文化を象徴する二之丸庭園を現代に再生し、継承していく

- 藩主居館に築かれた大規模な回遊式庭園を近世の姿を基本として修復と復元により再生する
- 近世から近代の歴史的経緯が刻まれた風致景観として一体的に整備する
- 日本を代表する歴史的庭園のひとつとして、尾張で育まれた庭園文化を実感できる活用を展開

現存する数少ない城郭庭園である二之丸庭園は、藩主が日常を過ごす生活の場であり城の中心として機能した二之丸に造営された庭園である。その後の歴史的経緯も含め、尾張の庭園文化を象徴するものであり、整備にあたっては、比較的良好に残された文化・文政期の大名庭園と明治期に将校集会所前庭として築庭された庭園の継承が前提となる。

整備の基本は、このような現況を考慮しつつ、近世の絵図類、文献、古写真等の史資料、さらに発掘調査の成果を修復・復元整備に反映して大規模な回遊式庭園を現代に表現することである。また、活用にあたっては、庭園文化を広く喧伝し、将来にわたって文化資産として継承することである。それにより、尾張徳川家の藩主居館で展開された豊かな庭園文化や優れた造園技術を伝え、明治期に加えられた価値とともに一体的な保存活用を図っていく。

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画（案）』 より

基本方針

- 現存する庭園の修復整備
 - 北御庭及び近代前庭（二之丸御殿北西跡）を中心とした現存する庭園を修復整備し、遺構の保存と空間性の回復を図る。修復整備に際しては、江戸期の作庭内容のみならず、明治期以降の造園内容にも十分配慮して行うものとする。
- 地下遺構の保存と庭園の復元整備
 - 二之丸庭園の地下に遺存する江戸期～明治期の庭園や二之丸御殿等の遺構について、遺存状態とその内容を発掘調査によって確認のうえ保存を図り、潜在化している庭園空間を地上に復元整備する。オリジナル部材が遺されている余芳及び風信は原位置に移築再建し、周辺の庭園空間を復元整備する。
- 近世から近代の歴史的経緯を踏まえた庭園の再生
 - 二之丸庭園は近世の人名庭園を基礎とするが、近代の仕事は将校集会所の前庭のみならず北御庭の園路や北園池など近世に造営された範囲にも加えられている。それらの歴史的経緯を尊重しながら全体として一つの風致景観となるよう、現代に生きている回遊式庭園として再生する。
- 庭園文化を体験し、感じられる活用の展開
 - 尾張の庭園文化を体験し、理解を深められるような公開活用施設の整備を行う。余芳及び風信は、移築再建後の活用を検討し、史料から往時の利用方法をうかがえる植木屋及び霜傑周辺も積極的に活用する。また、公開活用においてはバリアフリーについても配慮する。

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画（案）』 より

3-2. 地割区分別基本方針

北御庭及び近代前庭（二之丸御殿北西跡）は、現存する遺構を修復することを基本とし、北御庭については北園池東側や多春園等の価値が潜在している範囲の復元整備を行う。その他の区域については、全域において文政期を指標として二之丸庭園を復元整備する方針である。

庭園の現状及び基本方針を踏まえた、各地割区分の基本方針の概略は下記の通りである。

二之丸庭園の8つの地割区分のうち、「余芳」の移築再建は、北御庭の整備区分に含まれており、権現山と北園池を中心とした二之丸庭園の魅力がより一層高められると考えられる。

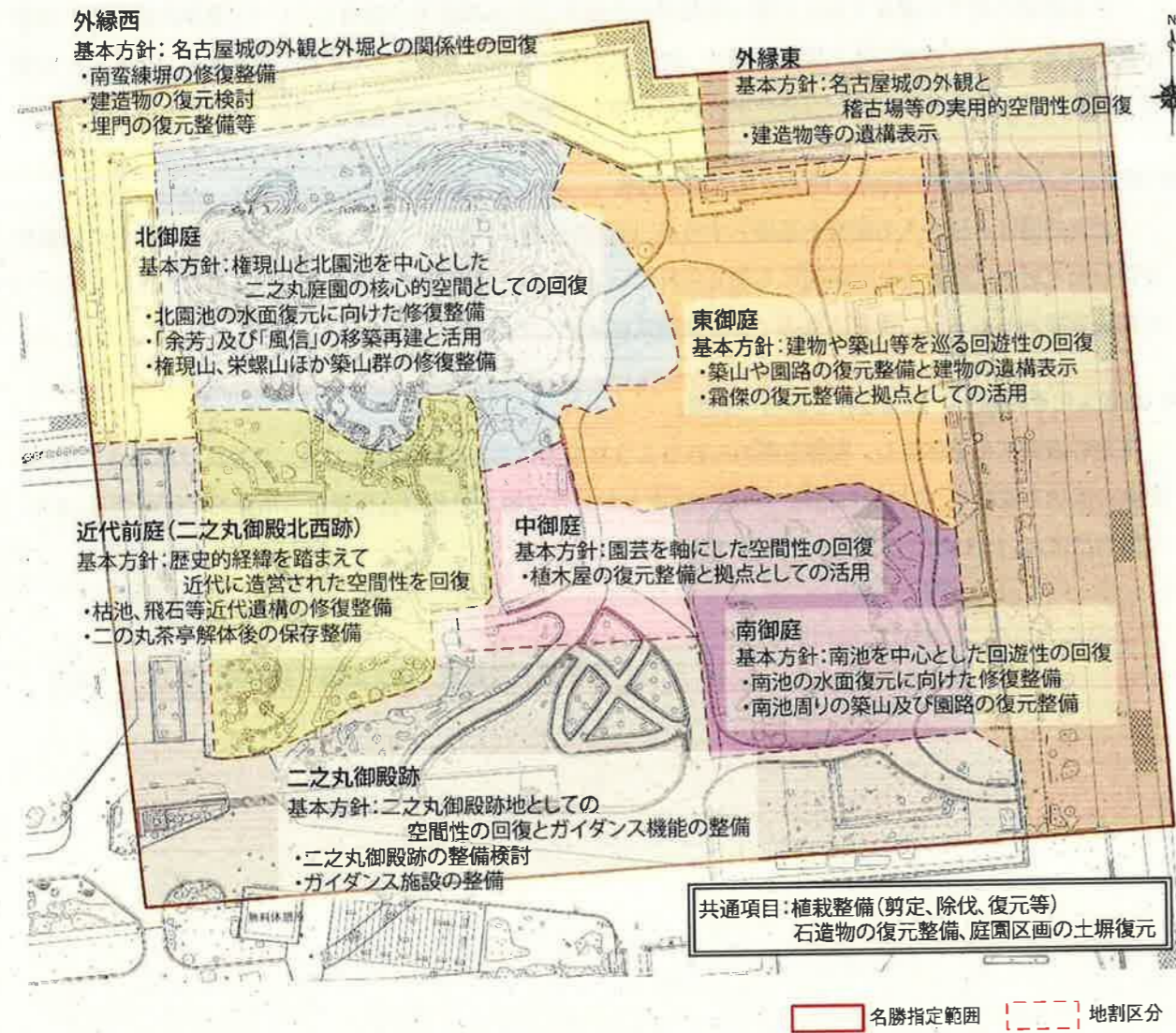


図1-3-1 地割区分別基本方針

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画(案)』より

北御庭の基本方針

基本方針：権現山と北園池を中心とした二之丸庭園の核心的空間としての回復

近世の造営当初から積み重ねられた意匠性や空間性が保存されている二之丸庭園の核心的な空間であり、平成25年度から継続して整備事業を進めている。「御城御庭絵図」に描かれた空間性を回復することを基本とし、今後も現存範囲の修復を進めるとともに、潜在化している庭園空間の復元整備を実施する。また、「余芳」及び「風信」の移築再建と周辺の復元整備を進める。

北御庭は範囲が広く特性の異なる空間が存在しており、『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画(案)』では、北園池、余芳、風信、多春園、権現山、栄螺山、築山群に分類して特徴と整備方針がまとめられている。

余芳周辺の整備方針

北園池の東岸に位置する余芳を中心として造営された庭園の範囲である。余芳の北から東にかけては築山に景石を配し、南には縁を設けて立ち手水が置かれている。西側は北園池に面しており、汀に寄りつけるように飛石が打たれ、園池を景色として取り込むとともに、空間としても関係の深い造りとなっている。近代の陸軍兵舎建設によって攪乱を受けている。

復元整備の対象範囲であり、余芳を移築再建して周辺の露地庭と北園池に繋がる護岸部分を整備する。余芳は茅葺き屋根で外観としても庭園の景色となることから、添景のひとつとして捉えるとともに、余芳からの北園池や権現山に向けた眺望、園池との関係を考慮した動線を回復する。

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画(案)』より

3-3. 復元対象の歴史的建造物

二之丸庭園には、近世及び近代ともに指標年代に建てられた建造物は残されていない。ただし、余芳及び風信については、明治の売却後に名古屋市内で保存されてきたことから、二之丸庭園への移築再建を行う方針とする。その他の建造物については、検出遺構、絵図や図面、古写真等の復元根拠が揃う対象は確認されていない。しかしながら、二之丸庭園さらには名古屋城の本質的価値を後世に伝えるうえで建造物の復元には意義があることから、将来的な復元を目指して史料調査及び発掘調査を進めるものとする。また、根拠が揃わない場合にも、歴史的価値の理解において特に復元が望まれる建造物については、復元的整備を行うか否かの検討を行っていく。

【建造物の整備方針】

- 現存する余芳及び風信は、移築再建する。
- 名古屋城の外観に関わる石垣上の建造物は、将来的な復元を目指して調査を進める。
- 価値の理解と活用の推進において特に有効と判断される建造物は、復元的整備を検討する。
- 前項以外で復元根拠の整わない建造物は、原則として遺構の平面表示とする。
- 霜櫓及び植木屋は、活用拠点とするため床高のある遺構表示とする。

①移築再建

- ・余芳は調査検証の結果に基づき、発掘調査成果から割り出した位置に移築再建を進める。
- ・風信については、民間所有で現存しているため、将来的な移築再建に向けた準備を進める。

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画（案）』 より



移築再建はオリジナル部材が遺されている余芳及び風信が対象となる。

【凡例】

- 移築再建
- 将来的に復元検討
- 遺構表示(床高想定)
- 遺構表示(平面表示)
- 二之丸御殿跡想定位置(参考)
- 名勝指定範囲

図1-3-2 建造物の整備方針

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画（案）』 より

3-4. 余芳の移築再建について

【名古屋城二之丸建造物の貴重な現存遺構】

名古屋城二之丸庭園は元和3年(1617)の二之丸御殿の造営とともに作庭され、10代藩主斉朝によって文化年間(1804~1818)から文政年間(1818~1830)にかけて大幅な改修が加えられたと考えられている。

しかし、二之丸庭園は幕末という大きな転換点を迎え、明治3年(1870)に御殿の取り払いが決定すると、北庭園の一部を残してその姿を失うことになった。明治6年(1873)以降は、陸軍省歩兵団六連隊の駐屯などに際して兵舎が建設されるのに伴って、庭園内の往時の建物群も撤去されることになった。そうした状況の中、奇跡的に二之丸庭園の二つの御茶屋が民間に下賜され、増改築が加えられて現存するに至った。

現存する「余芳」は、保存状態もよく当初材も比較的多く残存し、当時の城郭庭園の点景としての御茶屋(数寄屋建築)の趣向や建築技術を知ることができる貴重な遺構である。

【城郭庭園の御茶屋の在り方を示す建築意匠】

昭和28年に北園の一部と近代前庭が名勝に指定された。平成25年から実施された発掘調査によって得られた成果は、文政期の庭園の姿を詳細に示していると考えられる『御城御庭絵図』(文政年間、名古屋市蓬左文庫蔵)などとよく照合することが窺われ、平成30年に二之丸庭園全域に名勝の指定範囲を広げて整備することになった。

現在名古屋市では『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画』に基づき、庭園の修復整備を進めている。失われた建物群は、その遺構を平面表示という形でその存在を明確にする方針としている。

「余芳」と「風信」については、当初の建築部材が残ることから、それを用いて元の位置に復原することとしている。「余芳」については、発掘調査によって、兵舎建設から奇跡的に免れて残った手水組の跡が発見され、元の位置を特定できる点も文化的価値が高い。

文献の検証により、「霜傑」や「多春園」、「逐涼閣」などのある程度の広さを持つ建物は饗応に利用されていることが分かるが、「余芳」や「風信」は御茶屋としての利用は記録として確認されていない。しかしながら御庭拝見の際には、「風信」から北園池の朝鮮橋を渡って「余芳」を見学している記録があり、「余芳」と「風信」は北園池を望む重要な位置に存在し、御殿から庭園を望む点景としての役割を果たしていたと想像される。回遊式庭園内の点景として重要であるとともに、変化にとんだ北園池の景観をゆっくり楽しむのに適した休憩所であったと考えられる。

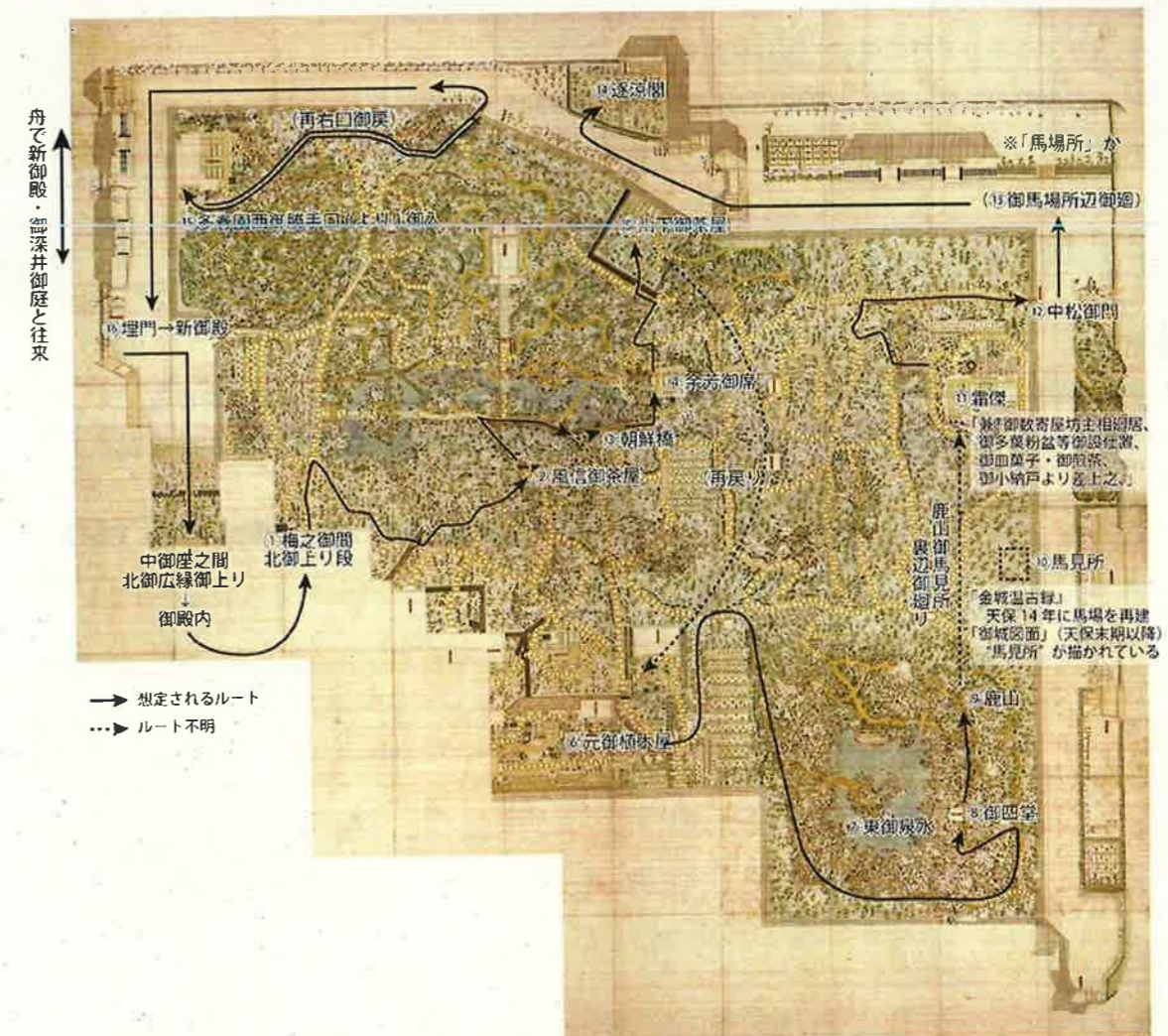
当時の遺構である文化財的な価値を有する「余芳」や「風信」が、庭園内の当時の位置に存在することで、近世尾張地域における大名庭園文化を体感することができる。

※昭和28年の名勝指定説明の抜粋

・・・(前略)・・・現在の庭園には、大形の庭石青石等を多く用いた石組が保存されて、その豪宕多彩な感触はよく当代の作庭精神を現わしている。城郭庭園であって現存するものは甚だ少なく、本庭園の如きは比較的よく保存され、貴重な一資料を提供するものというべきである。

※御庭拝見の動線

「尾州御留守日記」に記された嘉永元年4月の美濃高須松平家当主・義建が迎った御庭拝見の動線は、新御殿で斉朝に拝謁したうえで下御深井御庭を拝見し、舟で堀を渡って埋門から二之丸に入っている。二之丸では、中御座之間広縁から御殿に上がり、御控所で休息の後、御殿の中を巡っている。庭園へは梅之間の北側からおり、風信から「朝鮮橋」を渡って余芳、権現山下御席を見学し、「元植木屋」から「東御泉水」を廻り、御四堂から「鹿山御馬見所」の裏邊を通って向かった霜傑で煎茶と菓子によるもてなしを受けている。その後、中松御門から外縁へと出て、「御馬場所」辺りを廻って逐涼閣や多春園に立ち寄り、最後は埋門から新御殿へと戻っている。



下図：『御城御庭絵図』(名古屋市蓬左文庫蔵)

図1-3-3 「嘉永元年四月一九日 美濃高須松平十代当主 義建 御庭拝見」の動線

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画(案)』より

4. 整備計画と事業スケジュール

現在の保存整備事業では、整備工事の施工前年までに工事対象範囲で発掘調査を実施し、調査成果を踏まえた工法検討等が設計内容に反映されるように計画している。

今後、東御庭や中御庭の復元整備は大規模な地形造成から開始することとなり、安全確保また施工効率を鑑み、調査と施工、さらには公開範囲を計画的に設定していくが必要になる。したがって、以下の方針により、施工年次の範囲区分と順序を設定する。

- 復元の年次別施工範囲は、工事効率及び完成後の公開範囲を鑑み、北園池周辺→塀の内側奥から手前→塀の外側奥から手前の順に、空間的まとまりをもって設定する。
- 地形造成に伴い、切土による残土が発生する見込みであることから、工事車両は公開に影響が少ない外縁を経由し、召合門を搬入出口として利用する。
- 外縁は、第2次工事～第4次工事にわたって残土や整備材料の運搬路となり、材料の保管場所も必要となることから、バックヤードとして利用する。ただし、長期間にわたるため、休工期間は解放するなど、工夫しながら有効活用できるように検討する。
- 庭園を区画する土塀は、年次対象範囲ごとに構築し、空間のまとまりとしての仕上がりを目指すとともに、次年度以降の工事において外縁を通行する工事車両等の目隠しとする。

【第1次工事】(平成25年度に開始した保存整備事業からの継続)

「余芳」の移築再建及び周辺整備と、北園池の護岸及び池底等を修復する。

【第2次工事】

第1次工事の余芳周辺整備との連続性を鑑み、また、大規模造成の着手にあたって材料の搬入出等を円滑に行い、公開活用への影響を減少させるため、庭園北東部の東御庭から造成のうえ復元を進める。北御庭の風信周辺についても空間的まとまりをもって同時に修復を進めていく。

【第3次工事】

南池の遺構が残る南御庭の地形復元及び修復を実施する。また、西側に隣接する中御庭についても一体的に造成のうえ復元する。

【第4次工事】

北御庭の中で復元の対象となる多春園地区を中心に、連続した空間となる築山群周辺の地形造成を行い、権現山及び栄螺山の仕上げ工事と、土塀を挟んで繋がる外縁西を一体的に整備する。

【第5次工事】

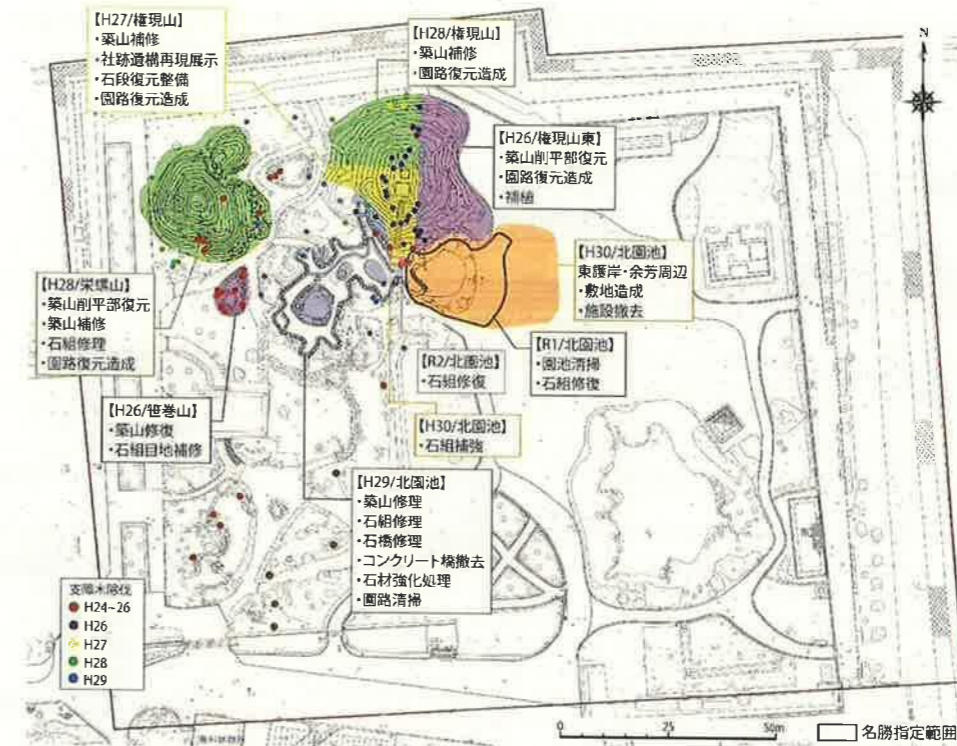
第4次工事までバックヤードとして利用していた外縁を公開できる状態に整備する。また、近代前庭の修復を行い、二の丸茶亭の移設もしくは撤去更新等を含め、活用施設の整備に着手する。

【第6次工事】

二之丸御殿跡の整備を行うが、二之丸南部の整備方針を踏まえるとともに、庭園への動線を確保するため、区域を分割して仮設動線を設定しながら実施する。

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画(案)』より

【第1次工事-1】北御庭(整備完了) 平成25年度～令和2年度



【第1次工事-2】北御庭・近代前庭(修復工事、余芳移築再建工事)

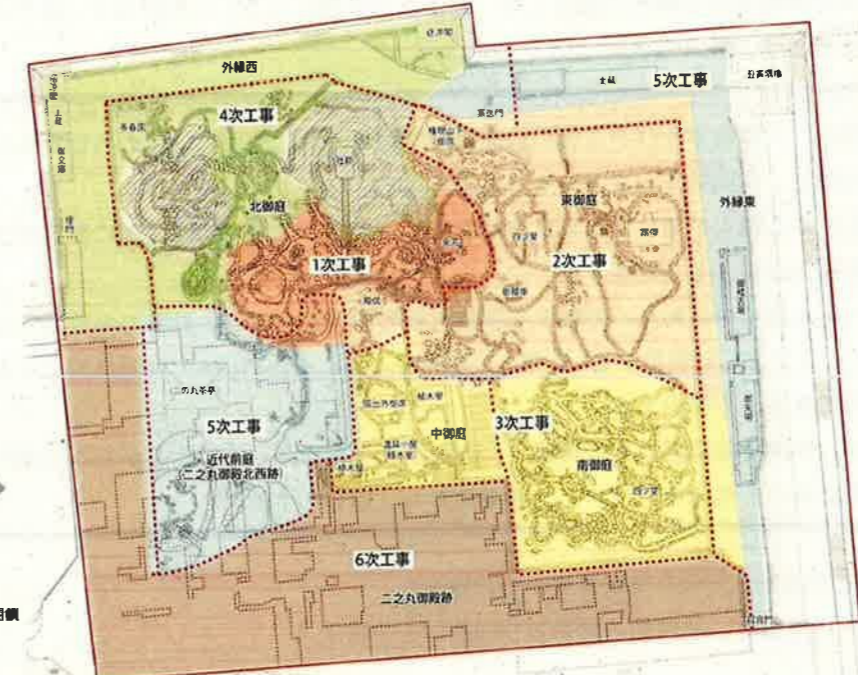


『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画(案)』より

【事業スケジュール】

『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』(平成30年5月)に示した事業期間

1次工事 (H25~)		2次工事		3次工事		4次工事		5次工事		6次工事	
R3		R4 R5 R6		R7~						~R30	
<p>修復工事*</p> <p>南庭跡</p> <p>中間報告作成</p> <p>北御庭 北園池護岸・池底・築山・水系等 余芳移築再建 余芳周辺整備</p> <p>近代前庭 飛石・築山修復</p> <p>2次工事範囲発掘調査</p> <p>2次工事範囲閉鎖</p> <p>北御庭 風信 東御庭 地形造成・園路基礎・配管 石組 植栽 建築物 築地塀 設備 説明板</p> <p>3次工事範囲発掘調査</p> <p>3次工事範囲閉鎖</p> <p>南御庭 地形造成・園路基礎 石組 水系 植栽 築地塀 中御庭 地形造成・園路基礎・配管 石組 植栽 建築物 共通 設備 説明板</p> <p>外堀東 地形造成</p> <p>4次工事範囲発掘調査</p> <p>4次工事範囲閉鎖</p> <p>北御庭 築山群/地形造成・園路基礎 /石組 笹巻山 多春園/地形造成・園路基礎・配管 /石組 /植栽 /建築物 外堀西 地形造成・配管 送水渠/庭園復元 埋門修復 遺構表示 設備 共通 築地塀 説明板</p> <p>5次工事範囲発掘調査</p> <p>5次工事範囲閉鎖</p> <p>外堀東 地形造成・配管 植栽 遺構表示 近代前庭 修復整備 施設整備(二の丸茶亭移設移入は撤去)</p> <p>6次工事範囲発掘調査</p> <p>庭園入口確保のため範囲を分割して造成</p> <p>二の丸跡跡 地形造成・配管 遺構表示 ガイダンス施設・設備</p>											
		<p>東芳公園・北園池水高復元</p>				<p>東御庭公園</p> <p>公開地点：櫓側</p> <p>※外堀東はバックヤードとして閉鎖</p>					
						<p>南御庭・中御庭公園</p> <p>公開地点：榎木屋</p> <p>※外堀東はバックヤードとして閉鎖</p>					
								<p>多春園・築山群公園</p> <p>公開地点：笹巻山南</p> <p>※外堀西~東はバックヤードとして閉鎖</p>			
										<p>外堀西・外堀東公園</p>	



庭園全域公開

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画(案)』より

5. 検討体制

名古屋市は、有識者会議として全体整備検討委員会を設置し、その中に「庭園部会」「建造物部会」等の各専門部会があり、整備及び運営に関する専門的かつ具体的な検討を行っている。全体整備検討会議には、各部会の部会長が出席し、部会における協議内容等を報告のうえ、名古屋城全体として、一体的な整備及び運営を進められるよう、調整を行っている。(平成27年度から全体整備検討会議へ変更)

●特別史跡名古屋城跡全体整備検討委員会 (平成21～24年9月30日)

- 委員長 : 飯田 喜四郎 名古屋大学名誉教授
- 副委員長 : 内藤 昌 愛知産業大学名誉教授
- 委員 : 林 董一 愛知学院大学名誉教授
- 瀬口 哲夫 名古屋市立大学教授
- 高瀬 要一 和歌山県立紀伊風土記の丘館長
- 麓 和善 名古屋工業大学教授
- 丸山 宏 名城大学教授

●特別史跡名古屋城跡全体整備検討委員会 (平成24年10月1日～)(H27年度より検討会議)

- 委員長 : 瀬口 哲夫 名古屋市立大学名誉教授 (H27年度より座長)
- 副委員長 : 丸山 宏 名城大学教授 (H27年度より副座長)
- 委員 : 赤羽 一郎 愛知淑徳大学非常勤講師
- 小濱 芳朗 名古屋市立大学名誉教授
- 高瀬 要一 公益財団法人琴ノ浦温山荘園代表理事
- 三浦 正幸 広島大学大学院 教授 (H30年度より名誉教授)
- 麓 和善 名古屋工業大学大学院 教授 (H28年度より)

●特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 (令和2年度～)

- 座長 : 瀬口 哲夫 名古屋市立大学名誉教授
- 副座長 : 丸山 宏 名城大学教授
- 委員 : 赤羽 一郎 前名古屋市文化財調査委員会委員長・元愛知淑徳大学非常勤講師
- 小濱 芳朗 名古屋市立大学名誉教授
- 高瀬 要一 公益財団法人琴ノ浦温山荘園代表理事
- 麓 和善 名古屋工業大学名誉教授
- 三浦 正幸 広島大学名誉教授
- 藤井 譲治 京都大学名誉教授 (第33回より)

●名古屋城二之丸庭園に関する検討会 (平成21年度)

- 委員 : 仲 隆裕 京都造形芸術大学 教授
- 野村 勘治 有限会社野村庭園研究所 所長
- 平澤 毅 奈良文化財研究所 文化遺産部遺跡整備研究室長
- 丸山 宏 名城大学 教授

●名古屋市文化財調査委員会建造物部・街並み部会 (オブザーバー)

- 部会長 : 瀬口 哲夫 (名古屋市立大学名誉教授)
- 委員 : 河田 克博 (名古屋工業大学大学院教授)
- : 岡本 真理 (東海学院大学教授)

●特別史跡名古屋城跡全体整備検討委員会 庭園部会 (平成22～24年度)

- 部会長 : 丸山 宏 名城大学 教授
- 副部会長 : 仲 隆裕 京都造形芸術大学 教授
- 委員 : 栗野 隆 東京農業大学 助教
- 平澤 毅 奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室長 (～平成24年11月)
- 〃 景観研究室長 (平成24年12月～)

●特別史跡名古屋城跡全体整備検討委員会 庭園部会 (平成25～26年度)

- 部会長 : 丸山 宏 名城大学 教授
- 副部会長 : 仲 隆裕 京都造形芸術大学 教授
- 委員 : 栗野 隆 東京農業大学 助教
- 平澤 毅 奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室長

●特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 庭園部会 (平成27年度～)

- 座長 : 丸山 宏 名城大学 教授
- 副座長 : 仲 隆裕 京都造形芸術大学 教授
- 構成員 : 栗野 隆 東京農業大学 助教
- 高橋 知奈津 奈良文化財研究所

●特別史跡名古屋城跡全体整備検討委員会 建造物部会 (平成21年度～24年9月30日)

- 部会長 : 麓 和善 名古屋工業大学教授
- 副部会長 : 小濱 芳朗 名古屋市立大学教授
- 委員 : 水谷 章夫 名古屋工業大学教授
- 溝口 正人 名古屋市立大学教授

●特別史跡名古屋城跡全体整備検討委員会 建造物部会 (平成24年10月1日～27)(H27年度より検討会議)

- 委員長 : 小濱 芳朗 名古屋市立大学名誉教授 (H27年度より座長)
- 副委員長 : 溝口 正人 名古屋市立大学教授 (H27年度より副座長)
- 委員 : 小松 義典 名古屋工業大学准教授
- 西澤 泰彦 名古屋大学准教授 (H26.4～教授)

●特別史跡名古屋城跡全体整備検討委員会 建造物部会 (平成24年10月1日～27年度)(27年度より検討会議)

- 委員長 : 小濱 芳朗 名古屋市立大学名誉教授 (H27年度より座長)
- 副委員長 : 溝口 正人 名古屋市立大学教授 (H27年度より副座長)
- 委員 : 小松 義典 名古屋工業大学准教授
- 西澤 泰彦 名古屋大学准教授 (H26.4～教授)

●特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 建造物部会 (平成28～年度)

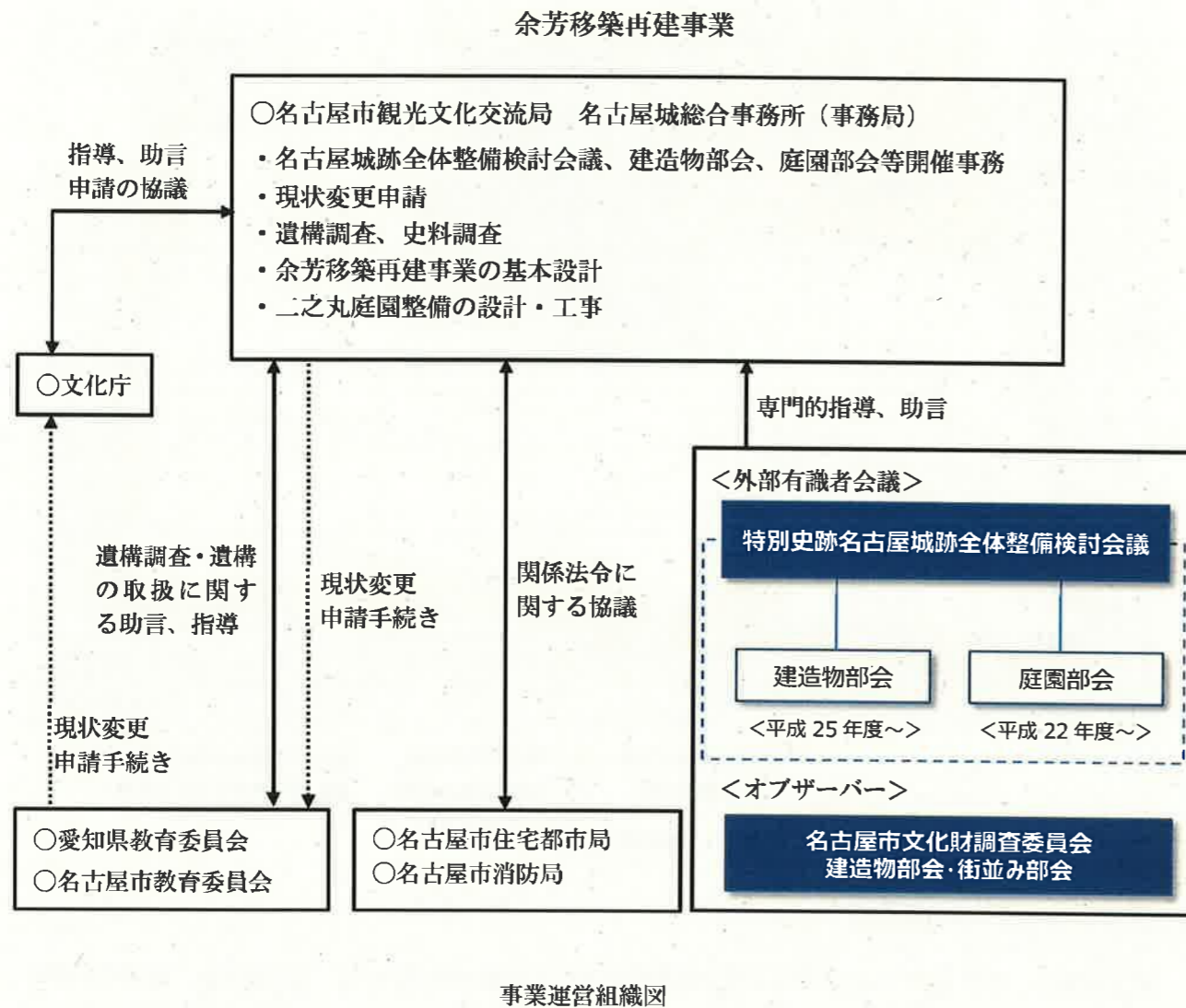
- 座長 : 小濱 芳朗 名古屋市立大学名誉教授
- 副座長 : 溝口 正人 名古屋市立大学教授
- 構成員 : 小松 義典 名古屋工業大学准教授
- 野々垣 篤 愛知工業大学准教授
- 麓 和善 名古屋工業大学大学院教授

【庭園部会及び建造物部会における協議経過】

年度	検討会名	開催日時	検討内容	出席者名
平成23年度	第4回庭園部会	平成23年7月15日	余芳調査報告について	委員/丸山宏、仲隆裕、平澤毅、粟野隆 オブザーバー/洲崎和宏、野村勘治 事務局
	第10回全体整備検討委員会	平成23年7月25日	名古屋市指定文化財 余芳亭 調査報告書の概要	委員/飯田喜四郎、内藤昌、林董一、瀬口哲夫、高瀬要一、麓和善、丸山宏 オブザーバー/梅本博志 事務局
平成25年度	第17回建造物部会	平成26年2月24日	茶室「余芳」の復元について	委員/小濱芳朗、溝口正人 オブザーバー/牧謙治、野口哲也 事務局
平成26年度	第19回建造物部会	平成27年3月19日	余芳の復元について ⇒昭和期増築の水屋と縁側を無くし江戸期の姿での復原案を提示	委員/小濱芳朗、溝口正人、小松義典、西澤泰彦 オブザーバー/大島敦臣、河田克博、岡本真理子 事務局
	第12回庭園部会	平成27年3月27日	余芳の復元について	委員/丸山宏、仲隆裕、粟野隆 オブザーバー/野村勘治、鈴木孝文 事務局
平成27年度	第19回全体整備検討会議	平成27年4月30日	余芳の復元について（建造物部会第19回の報告） ⇒昭和期増築の水屋と縁側を無くし江戸期の姿での復原案を確定	構成員/瀬口哲夫、丸山宏、赤羽一郎、小濱芳朗、高瀬要一、三浦正幸 オブザーバー/小川芳範、神谷浩 事務局
	第20回全体整備検討会議	平成27年10月30日	平成27年度二之丸庭園発掘調査成果	構成員/瀬口哲夫、丸山宏、赤羽一郎、小濱芳朗、三浦正幸 オブザーバー/野口哲也、神谷浩 事務局
	第14回庭園部会	平成28年2月29日	名勝名古屋城二之丸庭園の発掘調査について	構成員/丸山宏、高橋知奈津 オブザーバー/鈴木孝文、野村勘治 事務局
平成28年度	第15回庭園部会	平成29年1月7日	名勝名古屋城二之丸庭園の発掘調査について	構成員/丸山宏、仲隆裕、粟野隆 オブザーバー/野口哲也、野村勘治 事務局
	第16回庭園部会（現場視察）	平成29年2月19日	名古屋城二之丸庭園の保存整備地盤高計画案について	構成員/丸山宏、仲隆裕、粟野隆 オブザーバー/野口哲也、野村勘治 事務局
平成29年度	第17回庭園部会	平成30年3月2日	余芳周辺の修復について	構成員/丸山宏、仲隆裕、粟野隆、高橋知奈津 オブザーバー/平澤毅、野口哲也、野村勘治 事務局
	第26回全体整備検討会議	平成30年3月30日	庭園部会の検討状況について	構成員/瀬口哲夫、丸山宏、赤羽一郎、小濱芳朗、高瀬要一、麓和善、三浦正幸 オブザーバー/洲崎和宏、神谷浩 事務局
平成30年度	第18回庭園部会	平成30年11月30日	名勝名古屋城二之丸庭園修復整備計画計画（仮称）の策定について	構成員/丸山宏、仲隆裕 オブザーバー/野口哲也 事務局
	第24回建造物部会（現場視察）	平成31年2月21日	「余芳」の移築再建について	構成員/小濱芳朗、溝口正人、小松義典、野々垣篤、麓和善（2月14日） 事務局
	第19回庭園部会	平成31年2月23日	「余芳」の移築再建について、平成30年度修復整備工事について	構成員/丸山宏、仲隆裕、高橋知奈津 オブザーバー/平澤毅、野口哲也、野村勘治
	第28回全体整備検討会議	平成31年3月29日	庭園部会の検討状況について ⇒水屋部分を除く部材調査（仮組調査共）の結果を報告	構成員/瀬口哲夫、丸山宏、小濱芳朗、高瀬要一、麓和善、三浦正幸 オブザーバー/平澤毅、山下信一郎 事務局
令和元年度	名古屋市文化財調査委員視察	平成31年2月5日	余芳の仮組状況について	名古屋市文化財調査委員会建造物部会・街並み部会長/河田克博、委員/岡本真理
	第20回庭園部会	令和元年10月17日	「余芳」の移築再建について 名勝名古屋城二之丸庭園整備計画について	構成員/丸山宏、高橋知奈津 オブザーバー/山内良祐、野村勘治 事務局
	建造物部会（現場視察）	令和元年11月13日	余芳について状況報告	構成員/小濱芳朗、溝口正人、小松義典、野々垣篤、麓和善 事務局
	第21回庭園部会	令和元年12月20日	名勝名古屋城二之丸庭園整備計画について 余芳について状況報告	構成員/丸山宏、仲隆裕、粟野隆、高橋知奈津 オブザーバー/白根孝胤、山内良祐、野村勘治 事務局
令和2年度	第22回庭園部会	令和2年2月10日	名勝名古屋城二之丸庭園整備計画について	構成員/丸山宏、仲隆裕、高橋知奈津 オブザーバー/白根孝胤、山内良祐、野村勘治 事務局
	第32回全体整備検討会議	令和2年8月3日	余芳の仮設作業小屋と今後の進め方について	構成員/瀬口哲夫、丸山宏、赤羽一郎、小濱芳朗、高瀬要一 オブザーバー/洲崎和宏 事務局
令和3年度	建造物及び庭園部会合同WG	令和3年6月5日	余芳の部材調査結果及び仮組状況について	構成員/小濱芳朗、溝口正人、麓和善、丸山宏 オブザーバー/平澤毅 事務局
	名古屋市文化財調査委員視察	令和3年6月9日	余芳の部材調査結果及び仮組状況について	名古屋市文化財調査委員会建造物部会・街並み部会長/河田克博
	第26回庭園部会	令和3年7月17日	余芳の移築再建について	構成員/丸山宏、仲隆裕、粟野隆、高橋知奈津 オブザーバー/野村勘治、平澤毅、山内良祐 事務局
	第26回建造物部会及びWG	令和3年7月19日	余芳の移築再建について	構成員/小濱芳朗、溝口正人、麓和善、小松義典 オブザーバー/浅岡宏司 事務局

6. 事業運営組織

二之丸庭園余芳の移築再建に向けた事業運営組織の関係図を下記に記す。



庭園部会は、平成 21 年度の「名古屋城二之丸庭園に関する検討会」（以下、検討会とする）を経て、平成 22 年度に設置され、主に二之丸庭園の保存管理について検討してきた。建造物部会では、平成 25 年度から主に余芳の建物部分についてご意見を頂き進めてきた。併せて余芳は、名古屋市指定文化財であることから、名古屋市文化財調査委員会の委員にもご意見を頂き進めてきた。

第2章 名古屋城二之丸庭園の概要

1. 文化財指定と本質的価値

1-1. 名古屋城の文化財指定

名古屋城では、昭和5年(1930)に国宝保存法に基づき天守を含め24棟の建造物が国宝指定を受けた。しかしながら、昭和20年(1945)5月の空襲により、表二之門及び隅櫓3棟を除く20棟が焼失した。現在は、戦災を逃れた4棟と昭和50年(1975)に指定を受けた「名古屋城旧二之丸東二之門」「名城二之丸大手二之門」を合わせ、6棟が重要文化財(建造物)に指定されている。

昭和7年(1932)には、7月にカヤが天然記念物の指定を受け、12月に城城が史跡指定を受けた。史跡については、昭和10年(1935)に追加指定を受けた後、昭和27年(1952)に特別史跡として指定換えを受けている。特別史跡指定の翌年にあたる昭和28年(1953)、二之丸庭園は、現存する城郭庭園として貴重であることなどから、明治期の将校集会所を挟む南北の区域で名勝指定を受けた。そして、平成30年(2018)には、文政期に面積を拡張して造営された庭園全域に二之丸御殿の一部を含む範囲を対象として、名勝の追加指定を受けた。平成9年(1997)には、乃木倉庫が登録有形文化財に登録され、近代遺構では名古屋城で初となる文化財としての保護措置が図られている。

このほか、美術品については、「名古屋城旧本丸御殿障壁画」「名古屋城旧本丸御殿天井板絵」1047面が重要文化財(美術品)指定を受けている。

文化財に指定または登録されている記念物及び建造物の位置を図2-1-1に示す。

文化財指定の経緯

昭和5年(1930)	国宝(建造物)指定:「名古屋城」西南隅櫓、東南隅櫓、西北隅櫓、表二之門
昭和7年(1932)	史跡指定:「名古屋城跡」※二之丸は含まれていない 天然記念物指定:「名古屋城のカヤ」
昭和10年(1935)	史跡追加指定:「名古屋城跡」※一筆追加
昭和17年(1942)	国宝(美術品)指定:「名古屋城 旧本丸御殿障壁画」
昭和20年(1945)	重要文化財(建造物)指定:(国宝指定からの指定換え)
昭和26年(1951)	重要文化財(美術品)指定:(法改定による昭和17年国宝指定からの指定換え)
昭和27年(1952)	特別史跡指定:「名古屋城跡」指定
昭和28年(1953)	名勝指定:「名古屋城二之丸庭園」
昭和31年(1956)	重要文化財(美術品)指定:「名古屋城旧本丸御殿天井板絵」
昭和50年(1975)	重要文化財(建造物)指定:「名古屋城旧二之丸東二之門」 「名古屋城二之丸大手二之門」
昭和52年(1977)	特別史跡追加指定(答申):「名古屋城跡」二之丸庭園が含まれる(未告示)
平成9年(1997)	登録有形文化財登録:「乃木倉庫」
平成30年(2018)	名勝追加指定:「名古屋城二之丸庭園」

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画(案)』より

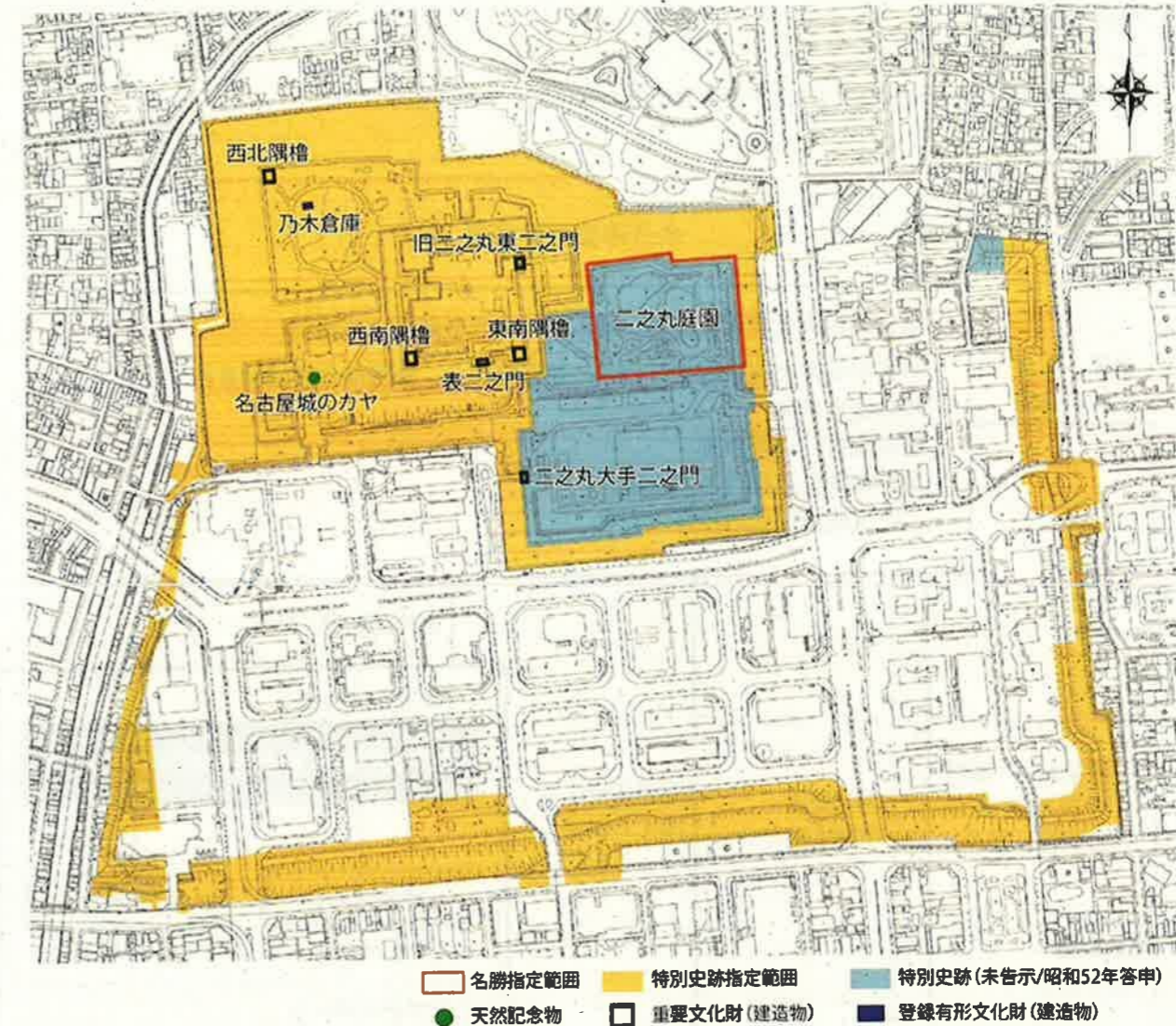


図2-1-1 指定及び登録文化財位置図

1-2. 二之丸庭園の名勝指定

二之丸庭園は、昭和28年3月31日に文化財保護法に基づき名勝に指定された。指定範囲は、陸軍省所管時代の将校集会所を南北に挟む区域で、北側に残る江戸期の庭園と明治期に作庭された南側の庭園であった。ただし、名勝指定時には、南側の作庭時期については明らかにされていなかった。保存管理計画において、絵図等史料の検証や発掘調査の成果に基づき、当時の指定範囲だけではなく、文政期に隆盛を誇った庭園の範囲を対象として価値が明確にされ、南庭は明治期の庭園として改めて価値づけられた。その後も二之丸庭園では整備や発掘調査を積み重ねてきた。こうした近年の取組による成果とその継続が評価を受け、名勝庭園としての保護の万全をさらに図り、適切な保存整備事業を促進していくため、平成30年2月13日に庭園全域と二之丸御殿の一部等を対象として、名勝の追加指定を受けた(図2-1-2)。

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画(案)』より

種 別 : 名勝
 名 称 : 名古屋城二之丸庭園
 指定年月日 : 昭和28年(1953)3月31日
 追加指定年月日 : 平成30年(2018)2月13日
 所 在 地 : 愛知県名古屋市中区二の丸1番2号、2番
 指 定 面 積 : 30,463.35㎡(昭和28年指定面積:5,137.18㎡)
 管 理 者 : 名古屋市(昭和40年10月28日付 文化財保護委員会告示第63号)
 説 明 文 :

【昭和28年指定説明】

元和元年二之丸御殿の経営にもなって作庭されたものと考えられる。もと同御殿北側に一区域を劃して設けられていたが、当時の建築物はすべて失われ、庭園もかなりの変遷を見ている。しかし現在の庭園には大形の庭石青石等を多く用いた石組が保存されて、その豪宕多彩な感触はよく当代の作庭精神を現わしている。城郭庭園であって現存するものは甚だしく、本庭園の如きは比較的好く保存され、貴重な一資料を提供するものというべきである。

【平成30年追加指定説明】

名古屋城二之丸庭園は、慶長15年(1610)に徳川家康によって築城が始められた名古屋城において、尾張初代藩主義利(後に義直に改名)により元和3年(1617)に完成した二之丸御殿の造営とともに作庭され、10代藩主斉朝による文化年間(1804~1818)から文政年間(1818~1830)にかけての大幅な改修を経て隆盛したものと考えられ、往時は同御殿の北側に広大な一区画を成していた。

しかし、明治6年(1873)以降、陸軍省歩兵第六連隊の駐屯などに際して兵舎が建築されるのに伴って往時の建造物群は撤去され、庭園も地上にその一部の造作を伝えるのみとなった。一方、大きな青石などを多く用いた石組に窺われる豪宕多彩な景趣は当代の作庭精神をよく表現し、加えて、城郭庭園の遺存する事例は甚だ少ないことから、日本庭園史上に貴重な一資料を提供するものとして、明確な地割りを伝える一部の範囲が、昭和28年3月31日、文化財保護法により名勝に指定された。

近代の名古屋城跡については、陸軍省所管を経て、明治26年(1893)に本丸と西之丸の一部が宮内省所管の下に名古屋離宮となり、明治42年(1909)に西之丸の残りの部分と御深井丸も宮内省の所管となった。昭和5年には離宮廃止に伴って名古屋市に下賜され、翌6年に名古屋城管理事務所が設置されて一般公開を開始し、さらに、昭和7年には、史蹟名勝天然記念物保存法により、当該範囲が史蹟名古屋城として指定されたが、二之丸については太平洋戦争終結後に大蔵省に移管されるまで、陸軍省所管のままであった。現在の名勝指定範囲は、この陸軍省所管時代に所在した将校集会所を南北に挟む区域で、北側は一部改修されながらも江戸時代の地割りをよく継承し、南側は二之丸御殿跡地の一部に作庭された明治期の地割りであり、江戸時代の二之丸庭園に関連する範囲の一部に過ぎない。二之丸区域は昭和23年から38年にかけて名古屋大学の校舎や学生会館として旧兵舎などが利用されていたが、大学転出後、昭和40年には文化財保護法に基づき名古屋市が名勝の管理団体指定を受けた。昭和48年、49年には、相次いで旧学生会館建物が焼失し、名古屋市は大蔵省から無償貸与を受けて旧二之丸庭園の東半部に当たる範囲を公園区域として整備することとした。これに伴って実施された発掘調査によって江戸時代の庭園遺構が地下に保存されているのが確認され、南池や茶室「霜傑」など一部の遺構の位置・規模などの表示を併せて行い、昭和53年にはほぼ現在の状態に整備された。

一方、特別史跡名古屋城跡については、石垣修復事業や重要文化財建造物の保存修理事業などが継続的に実施されてきたところ、城跡全体の文化財に関する包括的管理体制や二之丸庭園の取扱いに根本的な課題を残していたこ

とから、平成17年度に特別史跡名古屋城跡全体整備計画検討委員会を設置し、翌18年度には特別史跡名古屋城跡全体整備検討委員会に改めて、保存整備事業の継続的な実施体制の構築に努めてきた。平成22年度にはその下に庭園部会を設置して、二之丸庭園の保存管理に関する現状と課題に関して詳細に検討され、名勝既指定地を含む「北御庭」と「前庭」の区域のほか、「東庭園」、「南池」、「二之丸御殿跡(一部)」、「外縁」の区域の保存管理区分を定め、二之丸庭園全域の保存整備を基本方針とする『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画』が平成25年3月に策定された。平成25年度からは、既指定地及びその周辺の発掘調査と保存整備に着手し、平成27年度までの発掘調査報告書が平成29年3月に刊行された。その成果は、文政期の庭園の姿を詳細に示していると考えられる『御城御庭絵図』(文政年間、名古屋市蓬左文庫蔵)などよく照合することが窺われる。こうした近年の取組の成果とその継続は、これまで十分な保護措置が講じられて来なかった近世尾張地域における日本庭園の代表たる名古屋城二之丸庭園の実像に迫るのみならず、日本における大名庭園文化の保存と継承において極めて重要な意義を有すると言える。

以上のような経過を踏まえつつ、この度は、名古屋城二之丸庭園の全域とこれと一体を成した二之丸御殿跡の一部について追加指定し、名勝庭園としての保護の万全を図るとともに、適切な保存整備事業を促進するものである。

(出典:『月刊 文化財 2月号(653号)』平成30年2月1日発行 ※文中の漢数字は算用数字に改めた)

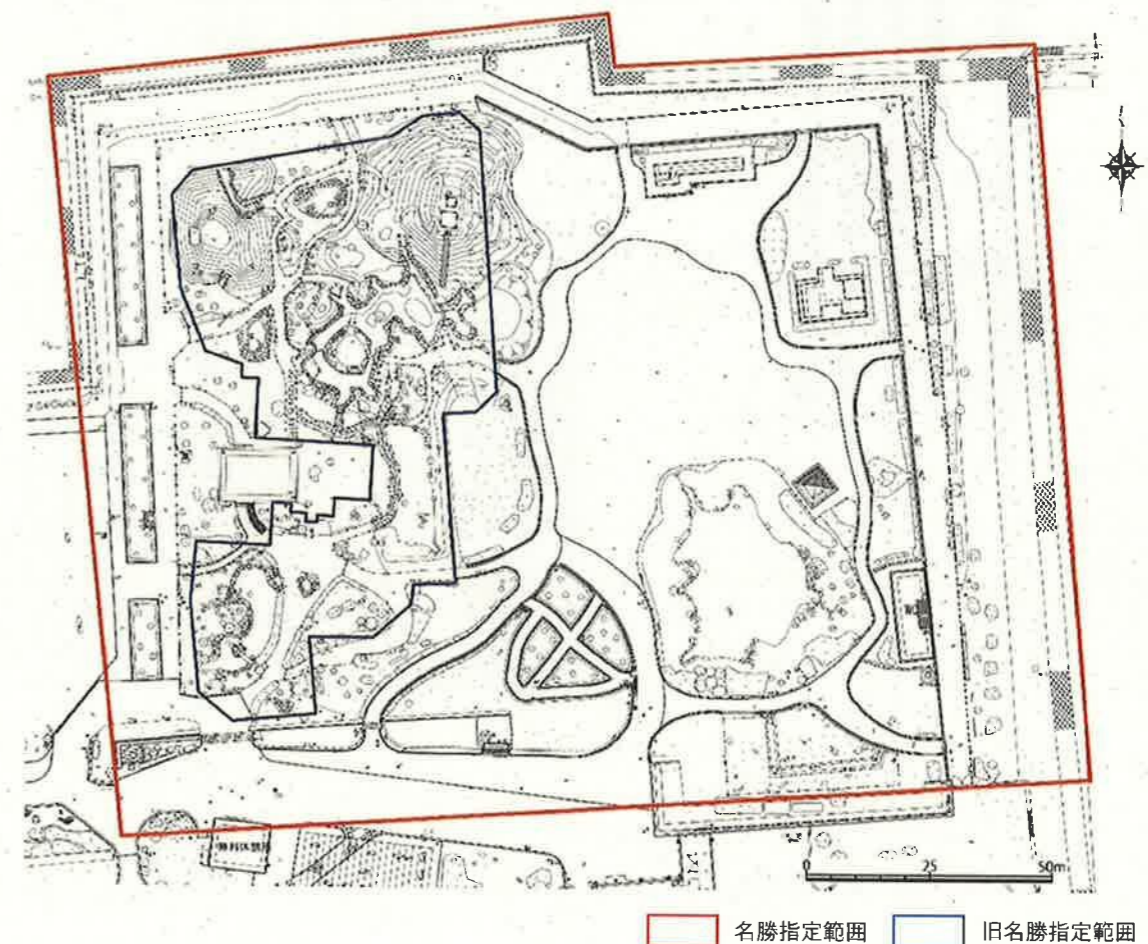


図2-1-2 二之丸庭園名勝指定範囲図

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画(案)』

より

表1-1 文化財保護法による名勝の指定

◎文化財保護委員会告示第三十一号
 文化財保護法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第三十一号)による
 改正前の文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第六十九条第一項の規
 定により、昭和二十八年三月三十一日付をもって、左記の通り指定した。
 昭和二十九年八月三日 文化財保護委員会委員長 高橋誠一郎
 名 称 名古屋城二之丸庭園
 所在地 愛知県名古屋市中区南外町一丁目一五五番地
 面積 一五五四坪

名古屋城二之丸庭園	昭和二十九年文化財保護委員会告示第三十一号	愛知県名古屋市中区二の丸	一 番 の う ち 実 測 二 五 三 二 五 ・ 七 五 平 方 メ ー ト ル
名 称	関 係 告 示	所 在 地	地 域
上	欄	下	欄

○文部科学省告示第十七号
 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第九十九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲
 げる名勝に同表の下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。
 平成三十年二月十三日 文部科学大臣 林 芳正

備考 一筆の土地のうち一部のみを指
 定するものについては、地域に関す
 る実測図を名古屋市教育局に備
 え置いて縦覧に供する。

1-3. 二之丸庭園の本質的価値

保存管理計画で明らかにした二之丸庭園の本質的価値は、名古屋城の中心に位置する庭園であったこと、変化に富む地形の中に豪壮かつ細やかな意匠の施された回遊式庭園であったこと、そして、江戸期の庭園と明治期の庭園が一体的な調和を成す庭園であることにまとめている。また、庭園の変遷と往時の姿を理解できる絵図等史料が残ることについても評価しており、これらの史料は保存及び活用、修復整備の指標となっている。

【名古屋城二之丸庭園の本質的価値】

- 尾張藩政の拠点並びに歴代藩主の居館であった二之丸に造営された庭園
 初代藩主義直の時代から幕末まで、代々藩主の居館であるとともに、藩庁の中心としての役割を担い、「御城」と呼ばれた二之丸に造営された庭園である。
- 変化に富む地形造成と豪壮な石組を特徴とする庭園
 造営当初の意匠を保存していると考えられる北御庭は、立体的な地形造成と大形の青石などの名石を用いた護岸石組が豪壮な雰囲気を作り出している。庭園が最も隆盛した時代には、敷地は東側に広がり、変化に富む地形が生み出す庭景の大きな転換と細やかな意匠が施された広大な回遊式庭園であった。
- 近世の大名庭園と近代の陸軍省による庭園が一体の調和を成す庭園
 明治期に作庭された前庭は、徳川時代の北御庭に倣ったものと推察され、青石の巨石を用いた石組を特徴とする。また、その手本となった北御庭は、明治期に将校集会所の庭園として取り込まれており、将校集会所を挟んで位置する2つの庭園は、建物が失われた現在も一体の調和を成している。
- 絵図などの史資料が豊富で江戸期の様相に迫ることのできる庭園
 造営期の『中御座之間北御庭惣絵』、隆盛期の『御城御庭絵図』など、往時の庭園の姿が仔細に描かれた絵図により、庭園が現在まで残されている範囲とその姿が理解できるとともに、『金城温古録』などの文献史料により、現在は失われた姿を知ることができるなど、史料価値の高さを併せ持つ庭園である。

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画(案)』より

2. 二之丸庭園の変遷

表 2-3-1 二之丸庭園年表（江戸期）

時代区分		藩主	変遷	出典		
江戸期	慶長 15 年	初代藩主 義利	11 歳	家康による名古屋城築城の開始		
	慶長 17 年		13 歳	名古屋城天守完成 (正月 27 日家康二之丸平岩親吉邸空館に止宿) 本丸御殿建築開始		
	慶長 19 年		15 歳	(10 月 大阪冬の陣) 旧南御殿完成(御宿館の庭か)		
	慶長 20 年		16 歳	本丸御殿完成 (4 月 10 日 家康二之丸宿館に止宿) (4 月 12 日 義利・春姫婚儀) (5 月 大阪夏の陣/義利出陣) (8 月 家康二之丸宿館に止宿)		
	元和元年	義直改名	17 歳	(4 月 17 日 家康逝去) 義利が尾張に正式に入国、駿府城から名古屋城に移居		
	元和 2 年		18 歳	二之丸御殿完成	『敬公實録』『事蹟録』『金城温古録』	
	元和 3 年		21 歳	この頃、義利が二之丸御殿に移る(以後、歴代藩主が居住) 「中御座之間北御庭」造営開始か	『敬公實録』『金城温古録』	
	寛永 3 年		27 歳			
	寛永 5 年		29 歳	この頃「中御座之間北御庭」完成か	『事蹟録』『二之丸作事この頃すべて終了』 『中御座之間北御庭絵巻』	
	慶安 3 年		51 歳	(義直逝去、光友家督相続)		
	慶安 4 年		二代藩主 光友	27 歳	二之丸御殿に「御祠堂」庭に「聖堂」を建立	『敬公實録』
	(不明)				四連堂周辺の改修(渡り廊下の撤去等)	『尾州御城絵図』
	寛文 4 年		39 歳	権現山に「熊野舎」「愛宕社」勧請	『金城温古録』『北御庭古図』	
	享保 9 年		六代藩主 継友	不明	「聖堂」を撤却し法蔵寺へ下賜	『金城温古録』『法蔵寺寺伝』
	寛政 12 年		十代藩主 斉朝	8 歳	(斉朝家督相続)	
	文化 10~ 14 年頃			21~ 25 歳	庭園東側の丑寅御横方向に庭園を拡張し「新御席」「風信」 「玉壺亭」※「多春園」「御植木屋」を設ける	『尾州御留守日記』『御城二之丸之図』 ※「玉壺亭」は後の「余芳」と推察される。
	文政元~ 3 年頃	26~ 28 歳		二之丸御殿の長局を移転し、跡地に庭園を拡張。南池(東御 泉水)もこの時期に整備されたか。	『尾州御留守日記』	
	文政 3 年	28 歳		馬場を下御深御庭の「桜花壇之内」に移転	『金城温古録』	
	文政 4 年	29 歳		10 月に霜傑で菊花鑑賞の記録がある。この頃までにひと通り整 備が完了か。	『尾州御留守日記』	
	文政 5 年	30 歳		旧南御殿除却(能舞台を移設し蒔石の庭に)	『金城温古録』	
文政 6 年頃	31~			「聖堂」除却	『金城温古録』	
文政 6 年~ 10 年				二之丸庭園に「余芳」を建立		
文政 10 年	35 歳	斉朝隠居に伴い下御深井西に新御殿を造営				
天保 11~ 13 年	十一代藩主 斉温	9 歳		斉温家督相続		
天保 11~ 13 年		18~ 20 歳	二之丸御殿櫻裕 (長局を移転)	『金城温古録』		
天保 14 年	十二代藩主 斉荘	25 歳	二之丸庭園の外縁東に馬場を再建	『金城温古録』『御城図面』		

※表中の年齢は数え年で表記している。

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画(案)』より

表 2-3-2 二之丸庭園年表（明治期～現代）

時代区分	管理者	変遷
明治 4 年	陸軍省所管	余芳と風信を民間に売却(「御私物入札禮」徳川林政史研究所所蔵)
明治 6 年		(少兵第六連隊駐屯)
明治 12、 13 年頃		二之丸御殿取り壊し、兵舎を建築
明治 24 年		吉田和の指揮のもと、将校集会所周辺の庭を整備するとともに、池底の修理を行う (『愛知県史跡名勝天然記念物調査報告 第十一』) この頃、吉田和によって、北庭の池底の修理を行い三和土とし、池水をためる(明治 12 年)、二 之丸庭園の池底の三和土は、水を溜めて鯉を飼うために、陸軍が行う(明治 13 年)(『名古屋城調 査資料 1 史跡名勝二之丸庭園』) ※時期は不明だが陸軍省所管時代に、池に鯉を放つたとされる(『歩兵六連隊歴史』)
昭和 6 年		10 月 濃尾地震発生 北庭の池底に亀裂が生じたか(『愛知県史跡名勝天然記念物調査報告 第十一』)
昭和 8 年		3 月『愛知県史跡名勝天然記念物調査報告 第九』発行(南庭緑地に関する記載)
昭和 12 年		3 月『愛知県史跡名勝天然記念物調査報告 第十一』発行(北庭池や植栽に関する記載)
昭和 20 年		重森三玲が二之丸庭園の実測調査を行う(『日本庭園史図鑑 第五巻』) (天守焼失・太平洋戦争終結)
昭和 23 年		二之丸が大蔵省(現財務省)所管となる
昭和 24 年		名古屋大学が旧兵舎を学舎として利用
昭和 28 年	11 月 旧兵舎を利用して名古屋学生会館が設立	
昭和 34 年	名勝(国)に指定(3 月 31 日)	
昭和 38 年	文部省が北庭園池底を改修(~昭和 30 年)	
昭和 39 年	(再建天守竣工)	
昭和 40 年	東鉄門を本丸へ移築	
昭和 41 年	西鉄門の解体	
昭和 42 年	愛知県体育館竣工	
昭和 43 年	名古屋大学が城外に移転	
昭和 44 年	管理団体に名古屋市を指名	
昭和 48 年	二之丸庭園の整備(東入口・境界庭園など)	
昭和 49 年	名勝名古屋城二之丸庭園一般初公開	
昭和 50 年	二之丸広場の整備	
昭和 51 年	外縁西部の牡丹花壇整備	
昭和 52 年	二之丸茶亭竣工	
昭和 54 年	名古屋学生会館(西側棟)焼失	
昭和 55 年	名古屋学生会館(東側棟)が焼失し、跡地を東庭園として整備することを条件に二之丸国有地の 無償貸付が決定	
平成元年	名古屋土木局緑地部による東庭園、南池試掘調査	
平成 21 年	旧二之丸東二之門・二之丸大手二之門重要文化財(建造物)に指定	
平成 22 年	名古屋市教育委員会による東庭園、南池発掘調査、東庭園整備開始	
平成 25 年	二之丸を特別史跡に追加指定(未告示)	
平成 30 年	二之丸東庭園の開園(東入口は東門として移設)	
令和 4 年	東庭園に休憩施設「望鏡亭」建設	
	世界デザイン博覧会開催(東庭園及び二之丸広場にノゾリオンを建設)	
	『名古屋城二之丸庭園整備基本構想調査報告書』刊行	
	名古屋城開府 400 周年	
	特別史跡名古屋城跡全体整備検討委員会「庭園部会」設置	
	3 月『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画』策定	
	二之丸庭園の保存整備事業に着手	
	2 月 13 日 名勝追加指定	
	5 月『特別史跡名古屋城保存活用計画』策定	
	●月『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画』策定	

『名勝名古屋城二之丸庭園整備計画(案)』より

3. 余芳について

3-1. 余芳の位置

下図の「御城御庭絵図」(図2-3-1)は、10代藩主斉朝(なりとも)により改修された二之丸庭園を詳細に描いた絵図で文6年以降に作成されたと推定されている。(第3章、4-4参照)

二之丸庭園内の建造物は、その殆どが破壊されているが、「余芳」と「風信」の御茶屋だけが移築されて現存している。

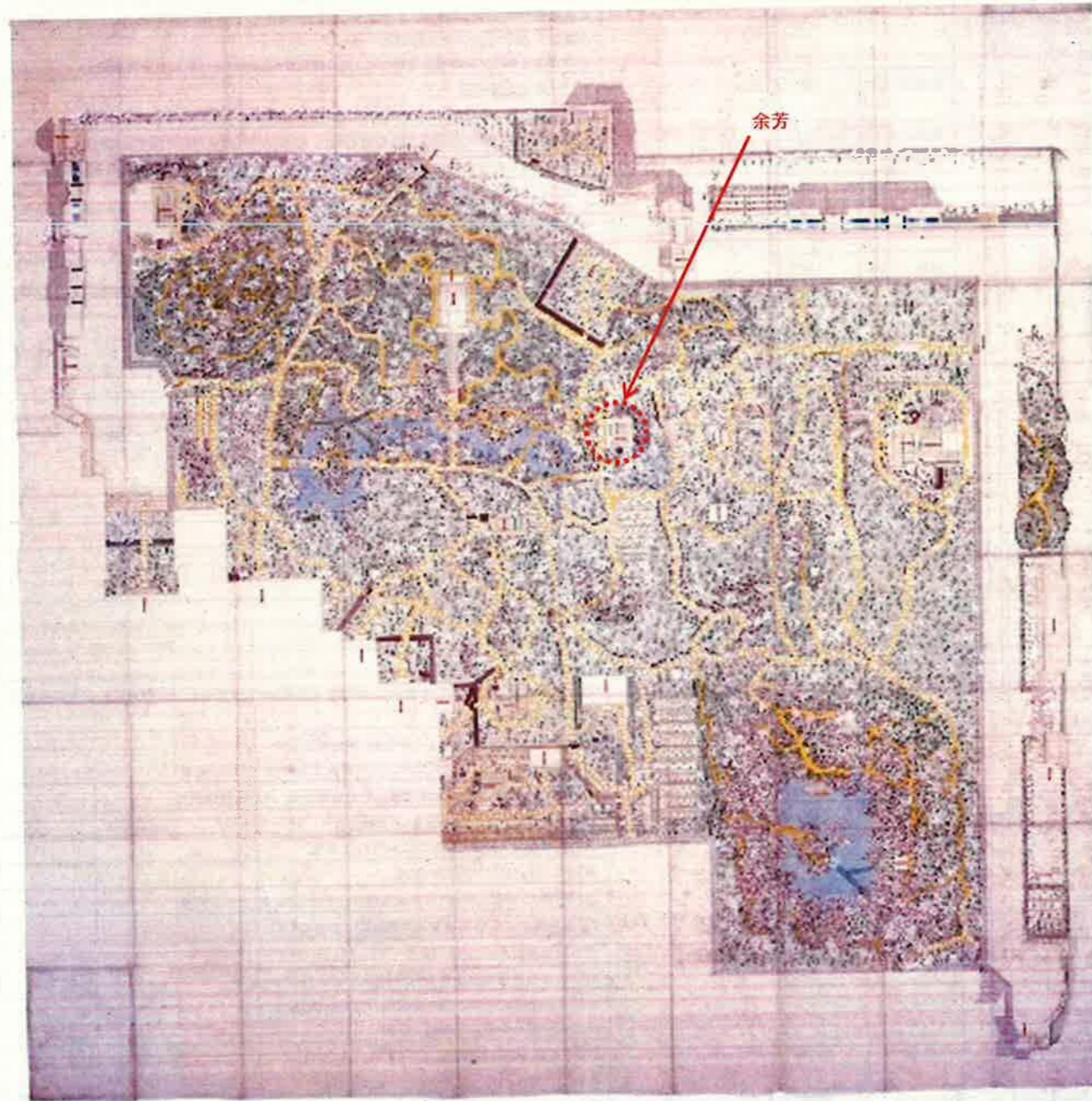


図2-3-1 『御城御庭絵図』(名古屋市蓬左文庫所蔵)

「余芳」部分を見ると、「余芳」の東側に築山を築き、北側には大きな石を立て、西側は起伏移を持たせながら園池護岸へと下る地形となっていることが読み取ることができる。

これまでの取り組みについては、本資料P4で概略は述べたが、その発掘調査により、『御城御庭絵図』に描かれた飛石や延段、三和土は建物基礎等が確認されており、絵図の精度をある程度立証された。

その発掘調査(第3章、4-2参照)によって、「余芳」の手水組跡と推定される遺構が発見され、「余芳」の建築位置が判明した。

「余芳」は、四畳半に2畳の上段を設け、南西面に開口部を開けている。上段の北面に床の間、東面に付書院を設けていることから、西側の庭を眺めるように計画されていると考えられる。

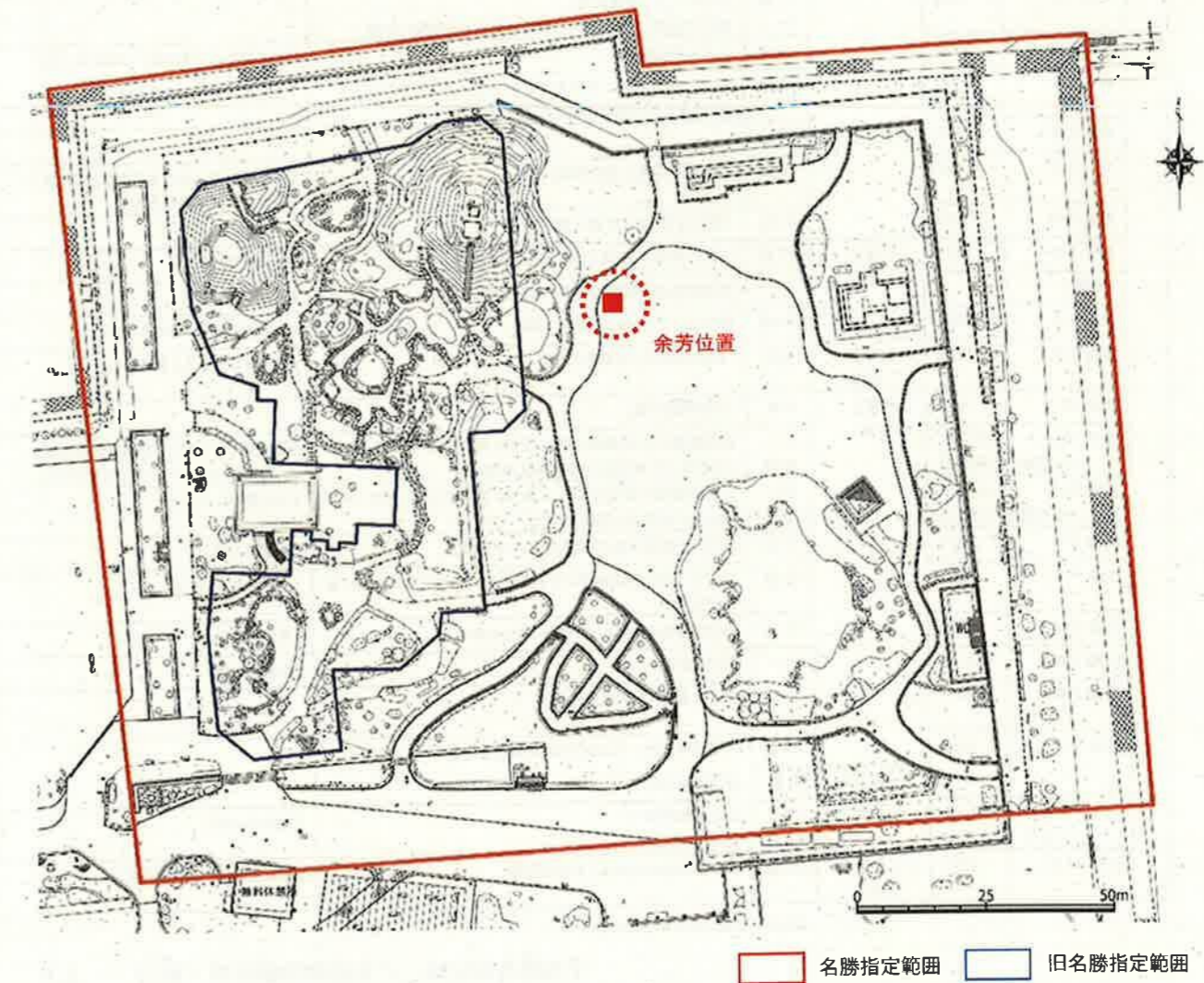


図2-3-2 二之丸庭園 現況図

3-2. 余芳の概要

余芳の概要

二之丸庭園の北池周辺に複数配置された茶亭（御茶屋）の一つ。
 「余芳」の建築年代は定かではないが、「御城御庭絵図」の作成年代と推定される文政6年～同10年（1823～27）頃、10代藩主斉朝（なりとも）による二之丸庭園改造時に設置されたと考えられる。
 北園池の東側に位置したことが「御城御庭絵図（蓬左文庫所蔵）」「尾二ノ丸御庭之図」（徳川美術館所蔵）の絵図からも確認される。
 明治維新後、二之丸庭園内の建物はすべて破壊されており、民間に払い下げられた2棟の茶亭（御茶屋）だけが「余芳亭」「風信亭」として現存する。
 （「余芳亭」と「風信亭」のいずれも昭和48年（1973）名古屋市の有形文化財に指定）

文化財指定の状況

名古屋市指定文化財第35号

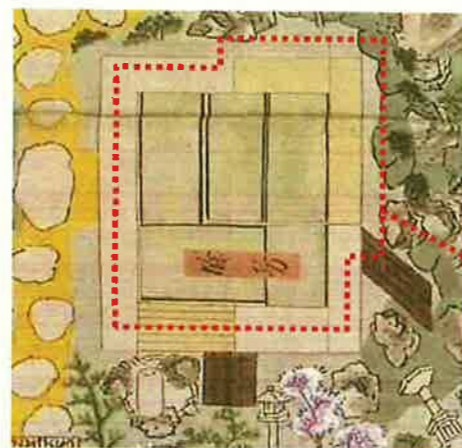
指定年月日：昭和48年（1973）10月15日

時代：江戸時代後期

名称：余芳亭

構造：木造平屋建、屋根棧瓦葺、数寄屋造

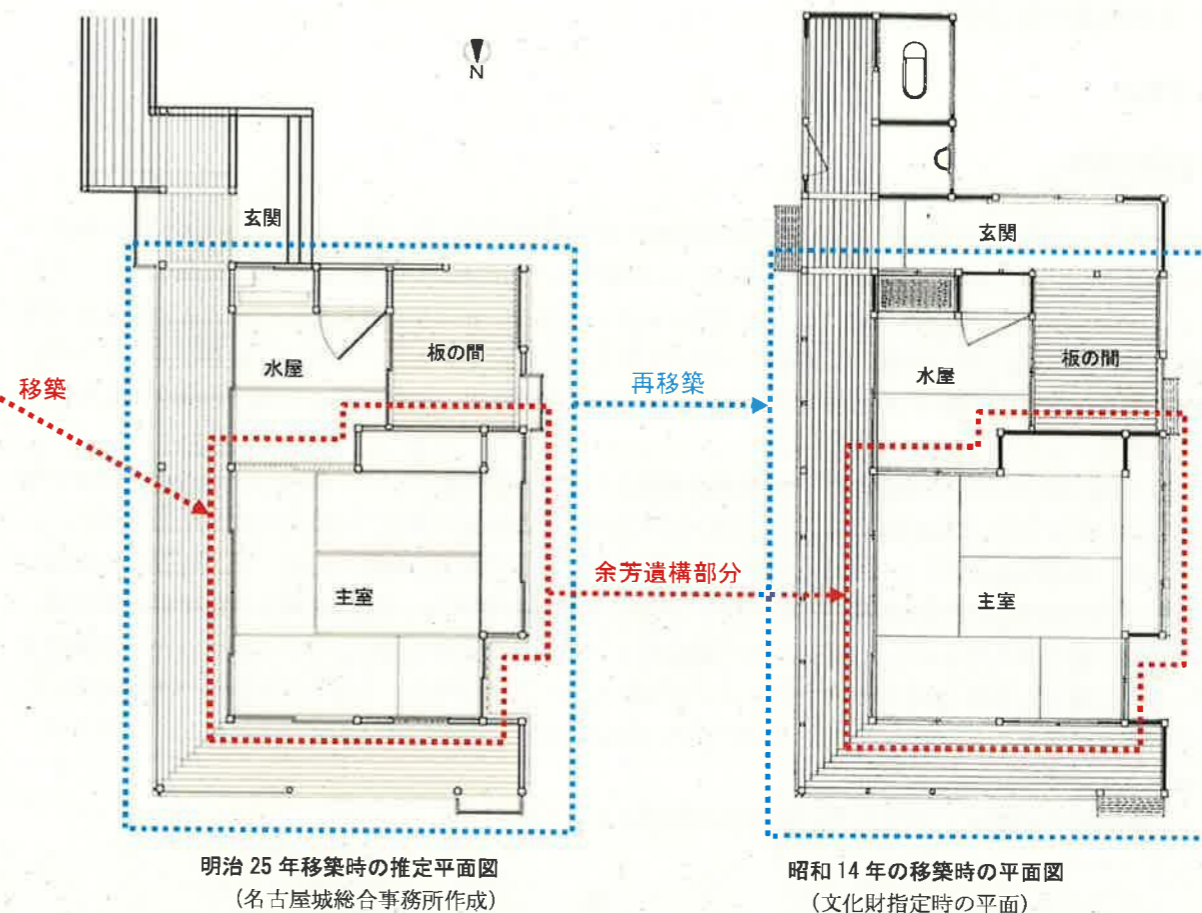
指定理由：蓬左文庫蔵「御城御庭絵図」によると「余芳」と記入のある亭が二之丸権現山の東南に描かれており、四畳半一室と一部に濡縁のある平面である。現状の二畳と板間の水屋、縁側は移築に際して付加したものと認められる。名古屋城二之丸建造物はすべて廃絶している際、わずかに残る庭園内御茶屋の一つであって、多少後世の改変はあるが、貴重な遺構である。



『御城御庭絵図』余芳部分拡大
 （名古屋市蓬左文庫所蔵）



余芳亭東側外観（昭和61年撮影）
 （名古屋市文化財保護室所蔵）



「余芳」は、明治4年に解体されて民間に売却され、明治25年に増改築を加えて大矢家に移築された。その後、昭和14年に都市計画道路の敷設により同一敷地内で再移築された。

下記の写真は『清水池園林泉帖』より抜粋したもので、昭和14年の移築工事前の写真が掲載されており、明治25年の移築時の状態を伝えている。

縁側部分の屋根は瓦葺きとしている。写真からは下屋造りであるかは不明であるが、内部の意匠、縁側の手摺の意匠などから、殆ど改変を加えずに昭和14年に再移築されたと推察される。昭和14年の再移築では、敷地の制約からか懸造りの構成は踏襲されなかった。

余芳の沿革

和暦	西暦	事柄
文政6年～10年	1823～27	10代藩主斉朝（なりとも）が二之丸庭園に建築
明治4年	1871	尾張徳川家が大矢家に売却し、解体部材を格納保管
明治25年	1892	解体部材にて旧東区清水町（現東区白壁）に移築 ※水屋、板の真、玄関、東側に一間程度の建物を増築
昭和14年	1939	都市計画道路の敷設により、敷地内で移築 ※玄関廻りを改修し、便所を増築
昭和48年	1973	名古屋市指定文化財に指定
平成23年2月	2011	所有者から名古屋市が寄附受納
” 2～3月	”	建物解体、部材調査と解体材の格納保管を実施。



余芳亭内部

東庭より余芳亭を望む

東庭より余芳亭を望む

清水池園林泉帖（大矢梅太郎著）より転載

第3章 余芳再建根拠資料

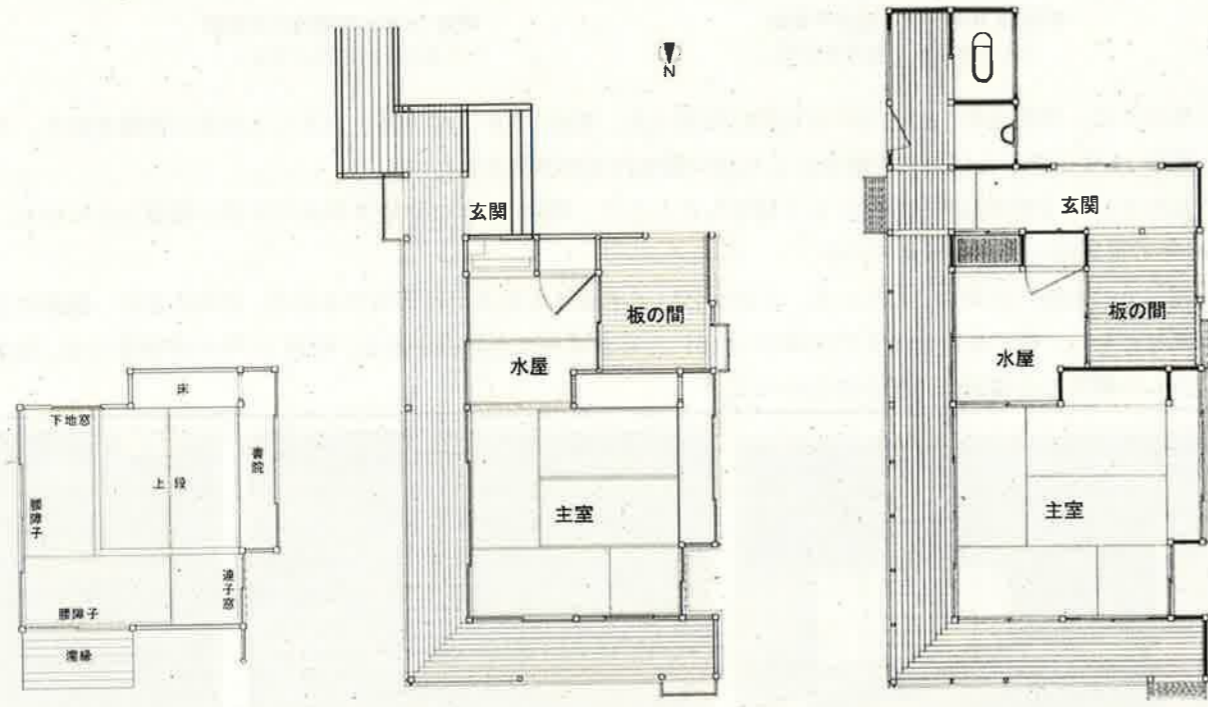
1. 余芳の変遷

1-1. 移築の履歴

余芳は文政6年～10年(1823～1827)頃に、尾張徳川家10代斉朝がおこなった二之間庭園の改造にともなって設けられた茶席の一つである。明治維新後、余芳は大矢重治氏が明治6、7年頃に払い下げを受けたと『大矢重治一代記』(昭和48年)に記されているが、尾張徳川家が二之丸内の建物を入札に付した際の記録である「御払物入札綴」(徳川林政史研究所蔵)には明治4年に売却した旨の記録があり、大矢家が余芳を購入したのは明治4年と考えられる。その後、余芳の部材は大矢家に保管されていたが、明治25年に同家の別業に「余芳亭」として移築された。

明治25年に移築された当時の模様は、『清水池園林泉帖』に詳しく記されている。別業は、尾張藩の家老竹腰山城守の屋敷跡に営まれた。敷地は一千坪に及ぶ広大なもので、『尾張名所図会』に亀尾清水の名をとどめ、この清水は城下の名蹟であったという。「余芳亭」は東溪を臨むように懸造りで建てられ、溪の東端には清水の湧き出る古池、北側の崖頭には遠望がきく東屋が建ち、西園は松の緑に楚々とした景色、西北にはまた小さな溪、溪の上はまた林の趣であったという。明治25年の増改築は、明らかに東溪を臨むように計画された平面構成であった。こうした様子も昭和14年の都市計画によって失われることになった。ちょうど林園の中央部を南北に縦断する形で道路が開通したのである。都市計画によって清水は涸れ、林園の面影は殆ど失われたが、「余芳亭」は西庭に移されて現在に残されたのである。

こうした建物移築の履歴は、平成23年の解体時の調査によっても明らかとなった。



二之丸庭園時代の復原平面図 明治25年移築時の推定平面図 (名古屋城総合事務所作成) 昭和14年移築時の平面図 (文化財指定時の平面図)

図3-1-1 余芳の変遷図

1-2. 二之丸庭園時代の余芳

二之丸庭園時代の様子が分かる資史料は、「余芳」本体の構成部材の他に、下記の古写真と古絵図がある。さらに平成27年の発掘調査によって、古絵図にある余芳周辺から手水組跡の遺構も発見され、凡そ正確な位置まで特定することが可能となった。

各史資料の詳細な検討は、次項以降に詳述するが、これまでの調査で判明した事柄をもとに、二之丸庭園時代の「余芳」の概要を列記する。

二之丸庭園時代の余芳の概要

- ・一間半四方の北東隅に二畳の上段を設けて、床と付書院を備えている。
- ・起り付の切妻造の茅葺き屋根の主屋に、四周にこけら葺きの下屋を巡らしている。
- ・切妻の妻面を南面して建ち、西側に四枚引違障子の出入口を設け、床脇の壁面に下地窓を開けている。
- ・南面の西寄りに、引違障子を立て、台目幅の濡れ縁を設けている。
- ・南面の濡れ縁の縁先に手水鉢を据え、手水の南東側に灯籠を設けている。

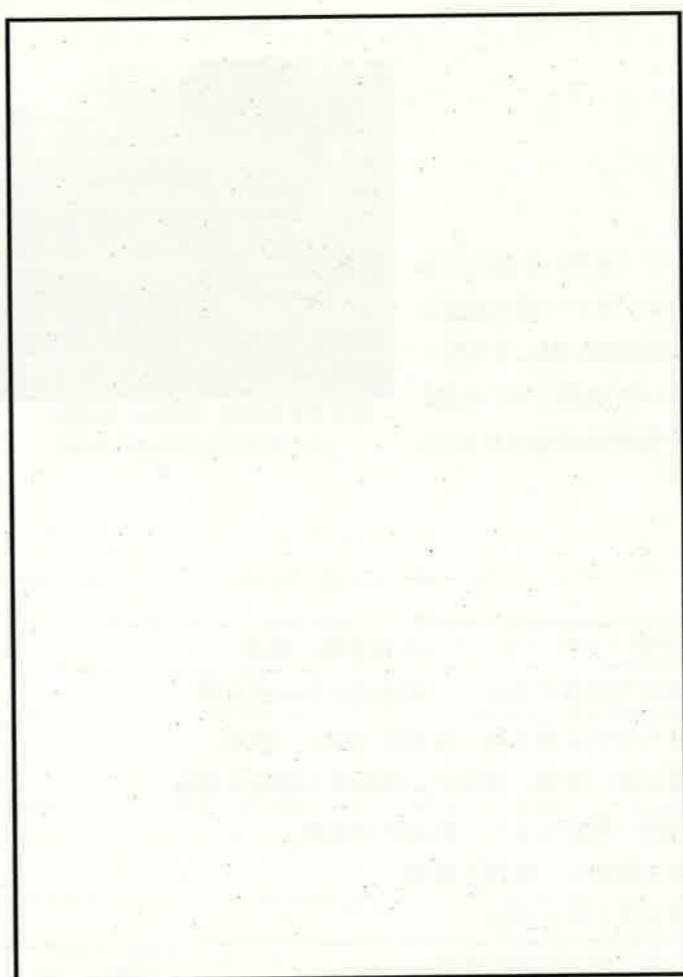


図3-1-2 余芳古写真：(表題)「二之丸御庭の御茶屋」(徳川林政史研究所蔵)

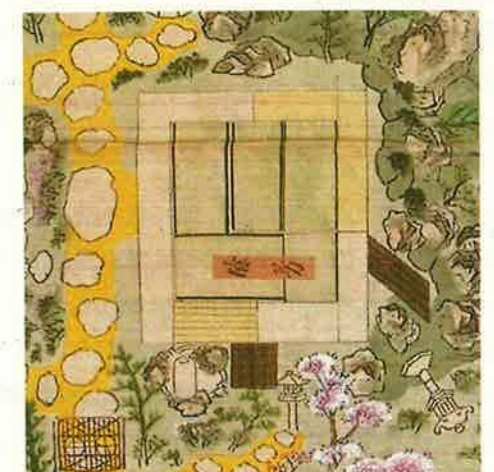


図3-1-3 『御城御庭絵図』余芳部分拡大 (名古屋市蓬左文庫蔵)



図3-1-4 手水組の遺構写真

2. 余芳移築再建の基本方針

2-1. 整備の目的

名古屋城跡は、近世城郭の姿を現代に伝える歴史的文化遺産である。中でも二之丸庭園は、藩主の居館に面して造営された奥向きの文化を今に伝え、近代以降に辿った歴史も積み重ねつつ現代まで継承されて現在に至っている。

二之丸庭園の建造物であった「余芳」と「風信」は、民間に売却され存続し、市の文化財に指定されていたが、平成22年に大矢家から名古屋市に「余芳亭」の寄付の申し出があり、移築再建を前提に譲り受けることになった。

現在策定中の『名古屋城二之丸庭園整備計画』では、二之丸庭園と外縁を含めて、8つの地割区分ごとに整備の基本方針がまとめられた。中でも、「余芳」の移築再建は、文化的価値が高いという観点から昭和28年に名勝に指定された「北御庭」の整備区分に含まれており、二之丸庭園の建築群の歴史的・文化的価値の理解と継承、庭園の魅力を高めるうえで、不可欠な建造物である。

そのため、「北御庭」全体の整備計画の建造物部門として「余芳」の移築再建を進めるとともに、建物の軒内廻りの手水組、袖垣なども含めて露地庭の整備を進めていくことを目的とする。

2-2. 基本方針

- ① 遺構の保護を最優先にして、部材調査、発掘調査、史資料調査等を踏まえて移築再建を行う。
- ② 復元年代は、建立年代と考えられる文政6年～同10年（1823～1827）とする。平面形式は絵図を参考とするが、原則として古材の当初痕跡を最優先とする。
- ③ 建物外観は、14代藩主慶勝撮影の古写真による。構造については、当初材の痕跡などで再建し、当初材及び痕跡が不明な箇所については、昭和期の構造形式を踏襲して整備する。
- ④ 発掘調査の成果位置に、古写真の分析結果、絵図等を参考として建物配置を行う。
- ⑤ 解体部材、発掘調査、古写真、絵図等からも復元できない箇所については、類例を参考にする。
- ⑥ 建物の安全を考慮し、必要に応じて構造補強を行う。
- ⑦ 明治期及び昭和期の移築の際に付加された部材は、文化財としての価値を考慮し保存を図る。

3. 再建根拠資料の取り扱い

再建根拠資料の優先順位

余芳の根拠資料としては、解体部材のほか、古図、古写真、発掘調査結果等がある。今後の設計では、それぞれの資料から得られる情報を整理し、以下の優先順位に基づき、最も適切な条件を検討していく。

優先順位	根拠資料	特徴
①	現存部材	解体部材は建造物の技法、仕様、材種など建築当初の造形原理を把握できるだけでなく、主要寸法を決定する根拠となり、建物の変遷を知る手掛かりとなる
②	発掘調査結果	再建建物の位置の蓋然性を示す重要な資料
③	古写真	2度の移築によって改変された屋根の形状を特定でき、既存建物寸法との比較から、軒の出などの不明な寸法を推定できる
④	古絵図	再建建物のおおよその位置関係、平面形状、建物の位置づけ等を分析できる
⑤	文献	解体部材、古写真でも不明な各部の詳細は、文献などで補足する
⑥	類例建物	庭中の茶屋の類例：等持院清漣亭、修学院離宮窮遠亭、桂離宮賞花亭 その他の類例：仁和寺飛濤亭（四畳半の茶室、茅葺屋根にこけら葺の下屋庇） 茶室の各部の仕様の類例：待庵（国宝）、如庵（国宝）、燕庵（重文）、曼殊院茶室（重文）、當麻寺中之坊茶室（重文）、玄甲舎（玉城町指定）、聚光院柵床席（重文）、西芳寺湘南亭（重文）

4. 再建根拠資料の概要

4-1. 現存部材調査

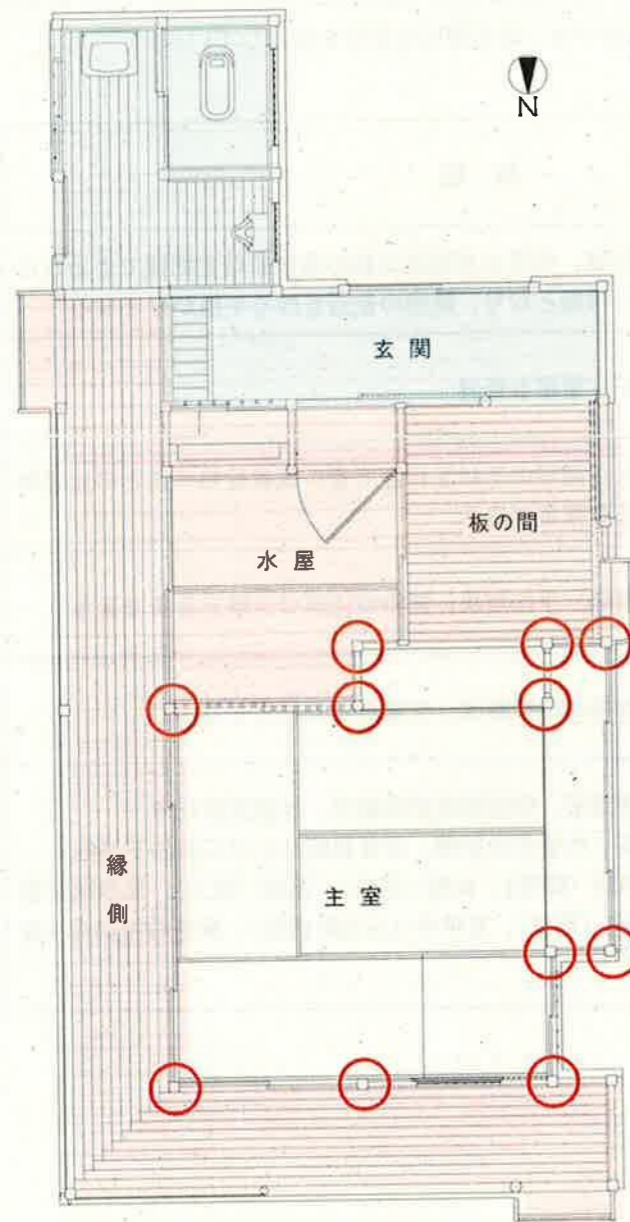


図 3-4-1 昭和 14 年移築時の平面図 (名古屋市文化財の指定時の平面)
 ■ : 明治 25 年移築時の増築部分を示す
 ■ : 昭和 14 年移築時の改築部分を示す
 ○ : 当初柱を示す

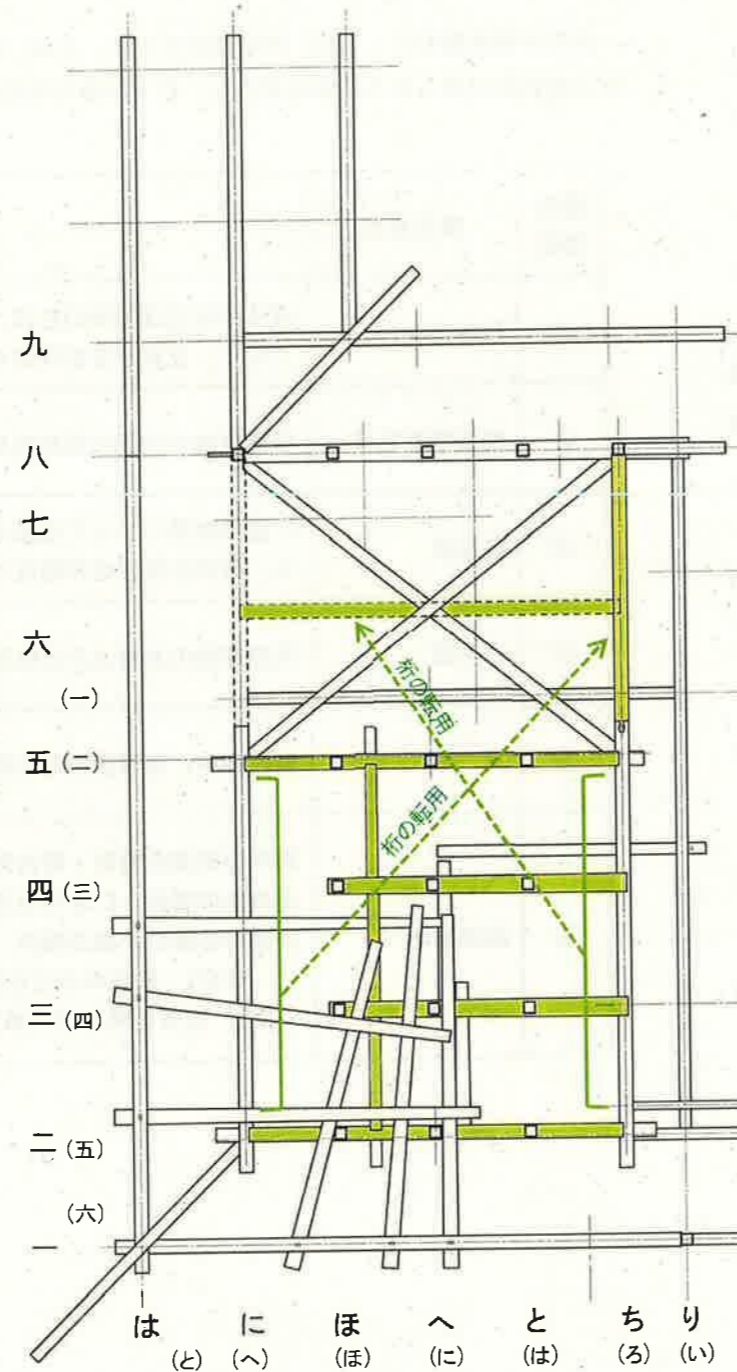


図 3-4-2 小屋伏図 (平成 23 年解体時)
 (昭和 14 年移築時から改変なしと推定)
 () 内の番付は当初番付
 ■ : 当初材を示す

古材調査で判明した主たる内容 (各部の詳細な寸法等は別章で述べる)

- 1) 解体部材に 3 種類の番付が発見された。
 建築当初、最初の移築 (明治 25 年)、2 回目の移築 (昭和 14 年) の変遷が判明。
- 2) 当初材と明治 25 年移築以降の部材が判明。
 柱は当初材がすべて残存。但し、柱脚部はすべて切断及び根継有。柱頭部は当初の仕口残存材有。
 室内の造作材 (敷居・鴨居・落掛・天井板、廻縁・書院地板等) は当初材が残存。
 床組の足固め材は当初材が多数残存。一部後補材。
 主屋の軒桁、妻梁、中梁、小屋梁の当初材が残存。但し、当初の軒桁は別位置に転用。2 本の内、1 本は両端が切断されている。
 下屋の軒桁は当初材が「(い) 通り」と「(一) 通り」の 2 本残存。但し何れも片方が切断されている。
 小屋束は、当初材の棟束が 4 本残存している。但し上端が切縮められている。
 下屋の軒廻り材は、比較的古材が残っているが、当初材かは不明。上屋の軒廻り材は、瓦葺きに改変されているため残存していない。



図 3-4-3 床伏図 (平成 23 年解体時)
 (主室部分のみ)
 ■ : 当初材を示す

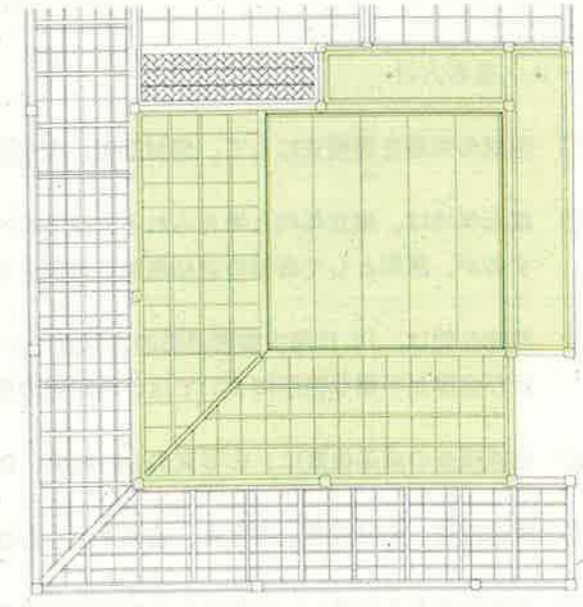
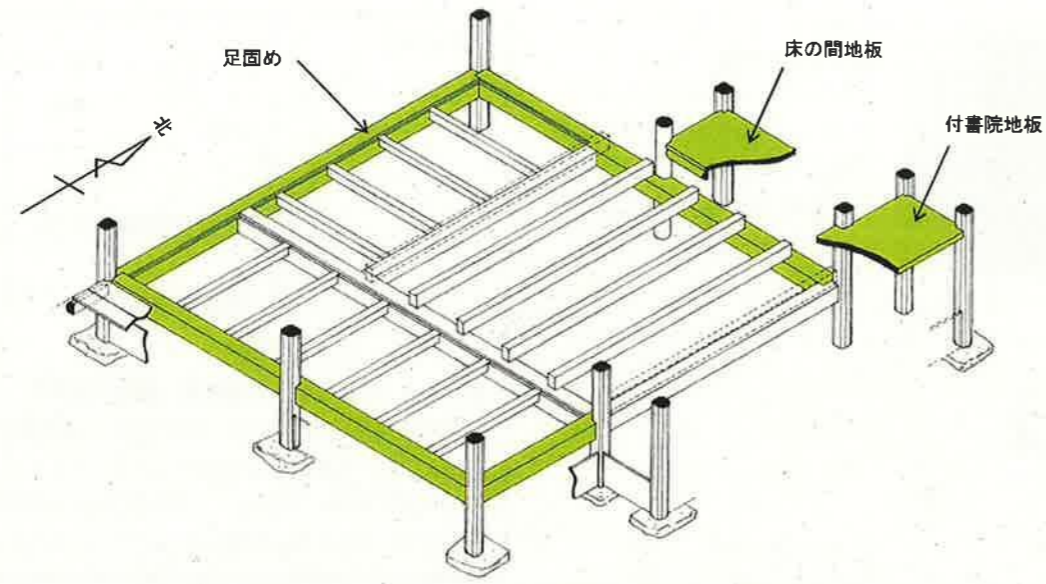


図 3-4-4 天井伏図 (平成 23 年解体時)
 (主室部分のみ)
 ■ : 当初材を示す



床組の架構図（再建図）
 ■ : 当初材を示す
 柱はすべて当初材（根継は省略）

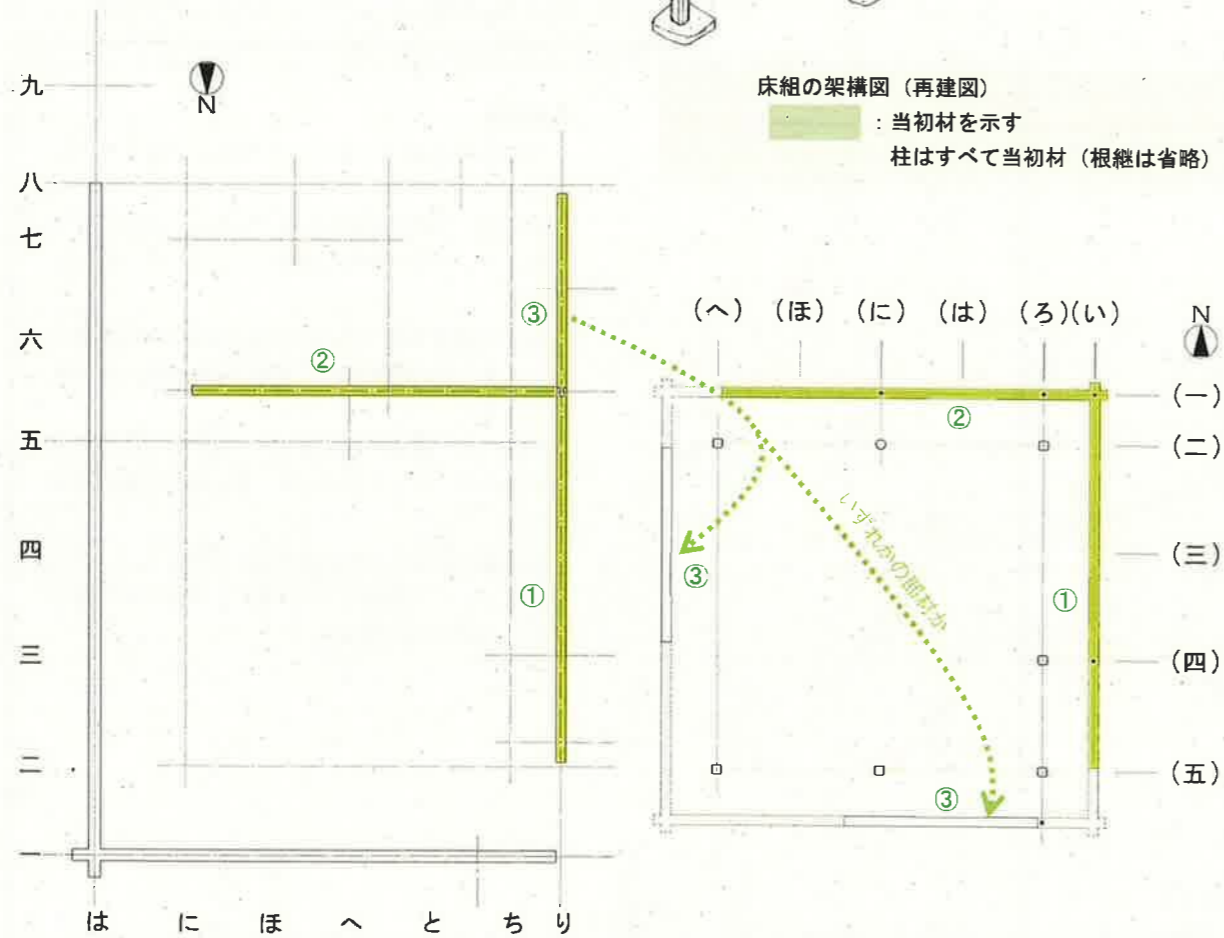
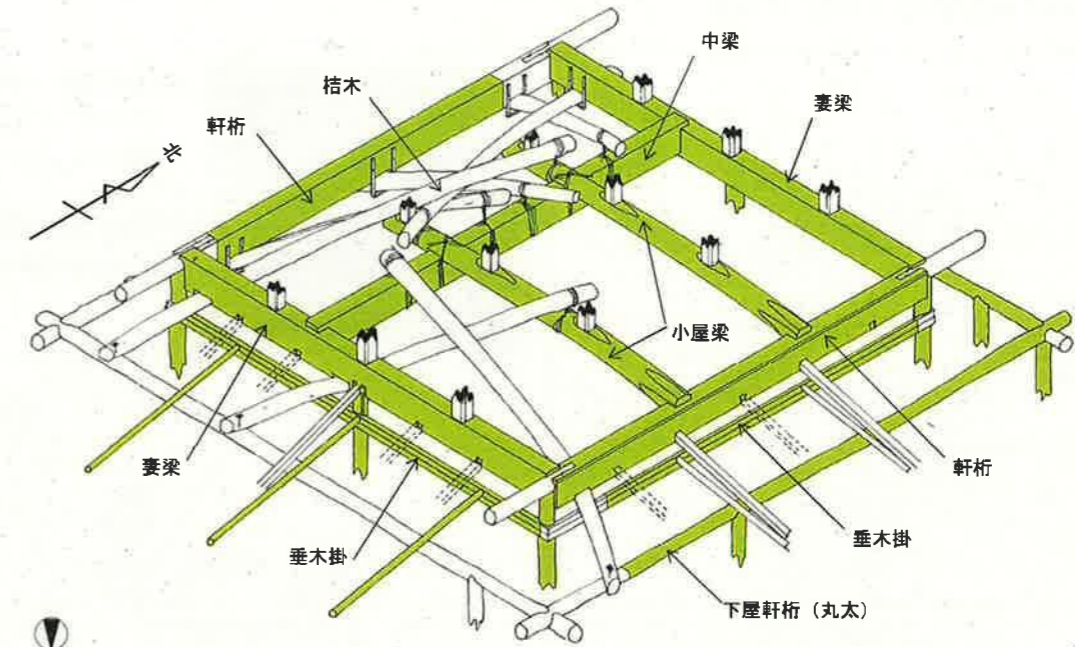


図 3-4-5 下屋軒桁伏図（平成 23 年解体時）
 ■ : 当初材を示す



梁と栱木の架構図（再建図）
 ■ : 当初材を示す

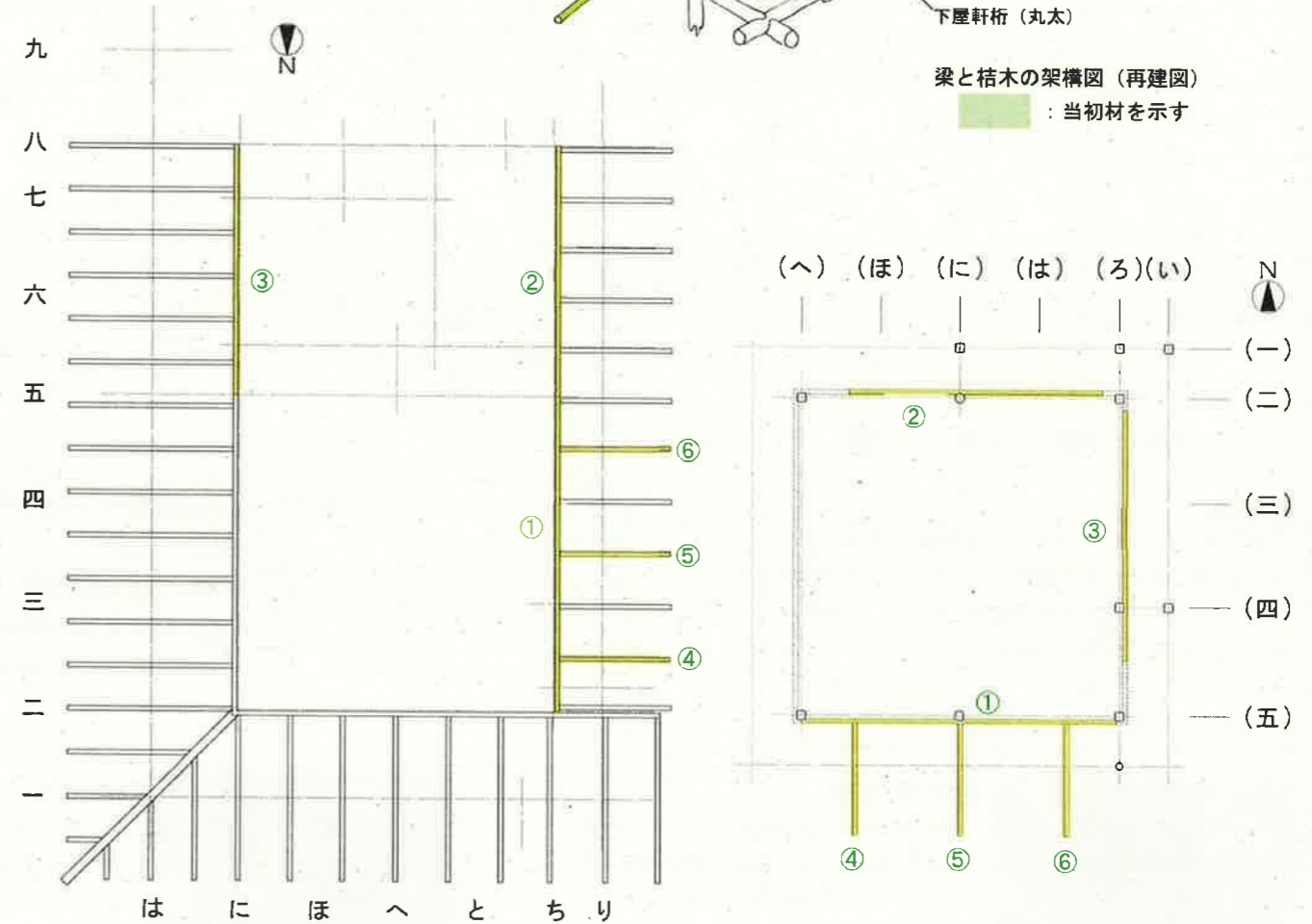


図 3-4-7 下屋垂木掛及び化粧垂木伏図（平成 23 年解体時）
 ■ : 当初材を示す

図 3-4-8 下屋垂木掛及び化粧垂木伏図（推定再建）
 () 内の番付は当初番付

3) 部材に残る痕跡から判明した内容

柱痕跡図
北東隅の中程に一筋敷居と一筋鴨居の埋木が施され、埋木部分には、貫の痕跡も見られた。これらの痕跡は、片引き障子と下地窓の痕跡とみられ、下地窓の縁上は8分から1寸程度と推察される。
痕跡により、大矢家では、壁面Aが壁面Bに移設されていたことが判明した。

床柱の柱頭部 (北面)
床柱は赤松皮付丸太である。柱頭部は、当初の仕口が残存している。
大矢家では使用されていない野垂木受けの痕跡がみられる。

柱の西面の痕跡
柱の足元は根継が施されていたが、上段框と思われる加工痕を残して根継が施されていた。
上段框の痕跡の天端が畳天端になるように改変されていた。

図3-4-6 軒桁と妻梁の架構図 (既存と当初)
垂木掛は建物周囲に巡らされており、垂木掛下端切欠ラインを基準にして、痕跡により当初復元を行った。
大矢家に移築した際に、上段を撤去して四畳半の一室に改変された時に、天井と共に軒桁も3寸1分下げられたことが判明した。

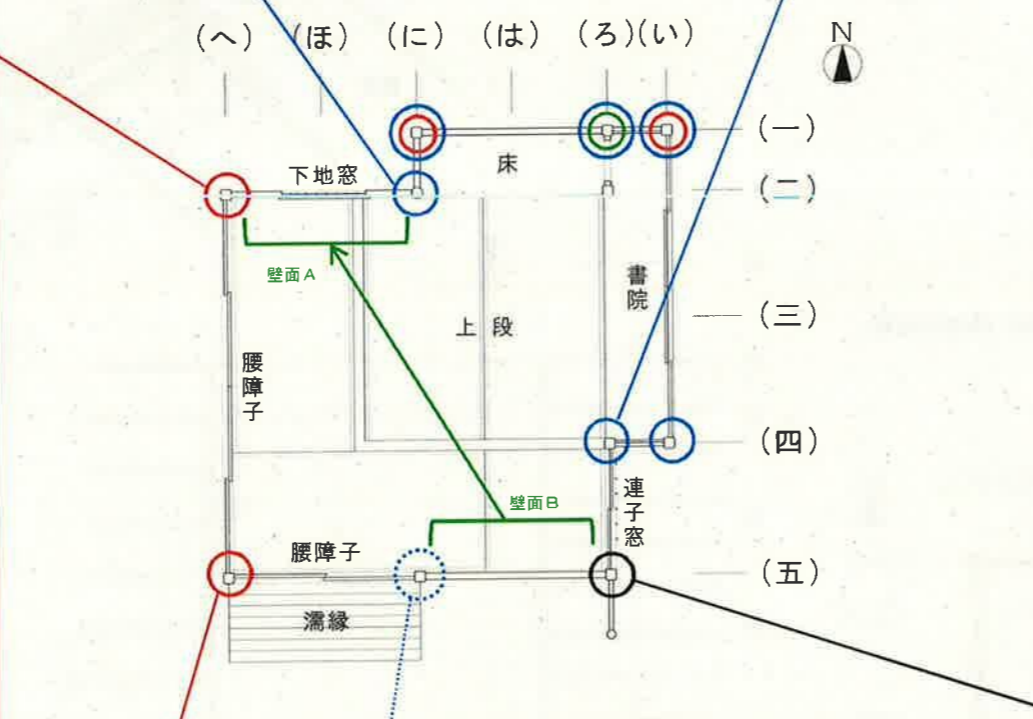


図3-4-9 二之丸庭園時代の推定復原図
○ : 腰幅木痕跡有
○ : 柱頭部の当初仕口残存
○ : 書院地板と床の間地板の欠込有
○ : 当初野垂木受の仕口残存

柱の南面の痕跡
柱の南面に丸太の縁框と思われる痕跡があった。框の成は2.2寸、縁板の厚さ6分であった。板の切り欠き痕跡に僅かに時代差があり、当初は、古絵図にみられるように、縁板を打ち被せとされていたと推察され、丸太の框の面より1分程度の出であったことが分かる。

柱の柱頭部 (南面)
柱頭部は切断されているが、上記の床柱と同様の野垂木受けの痕跡が残っている。

柱痕跡図
柱の南面に貫穴とエツリ竹の埋木が施されていた。
柱頭部に廻縁の痕跡があることから、当初の柱と推察され、当初は南側に袖壁がついていたと考えられる。
西面には下地窓を開けるために新たに貫が通され、エツリ竹の痕跡から、当初は壁面であったと推察される。
東面には、後補の貫を通して、壁が付けられたことが分かる。エツリ竹の穴が、東面及び北面と異なる。
柱頭部の東面に当初の垂木掛の痕跡があり、上段を排除して、上段框分下げた際に、西側の垂木掛も下げられたことが判明。

4-2. 発掘調査

4-2-1. 発掘調査の経緯

余芳周辺の発掘調査は平成27年度(2015)に行った。『御城御庭絵図』に描かれた茶席の一つである余芳の確認と江戸期の北園池の範囲および深さの確認を目的とした。調査結果は『名勝名古屋城二之丸庭園発掘調査報告書 第1次(2013)～第3次(2015)』(2017)(以下、発掘調査報告書と呼称)で報告されている。

4-2-2. 発掘調査結果総括(遺構平面図参照)

基本的な層序は、表土—昭和期の盛土層—近代層—近世層である(①断面、②断面参照)。近現代層は昭和期の盛土と明治期以降に兵舎跡のコンクリート基礎とかく乱坑を埋めた盛土である。その下層に築城期の整地と思われる江戸期の盛土層がある。

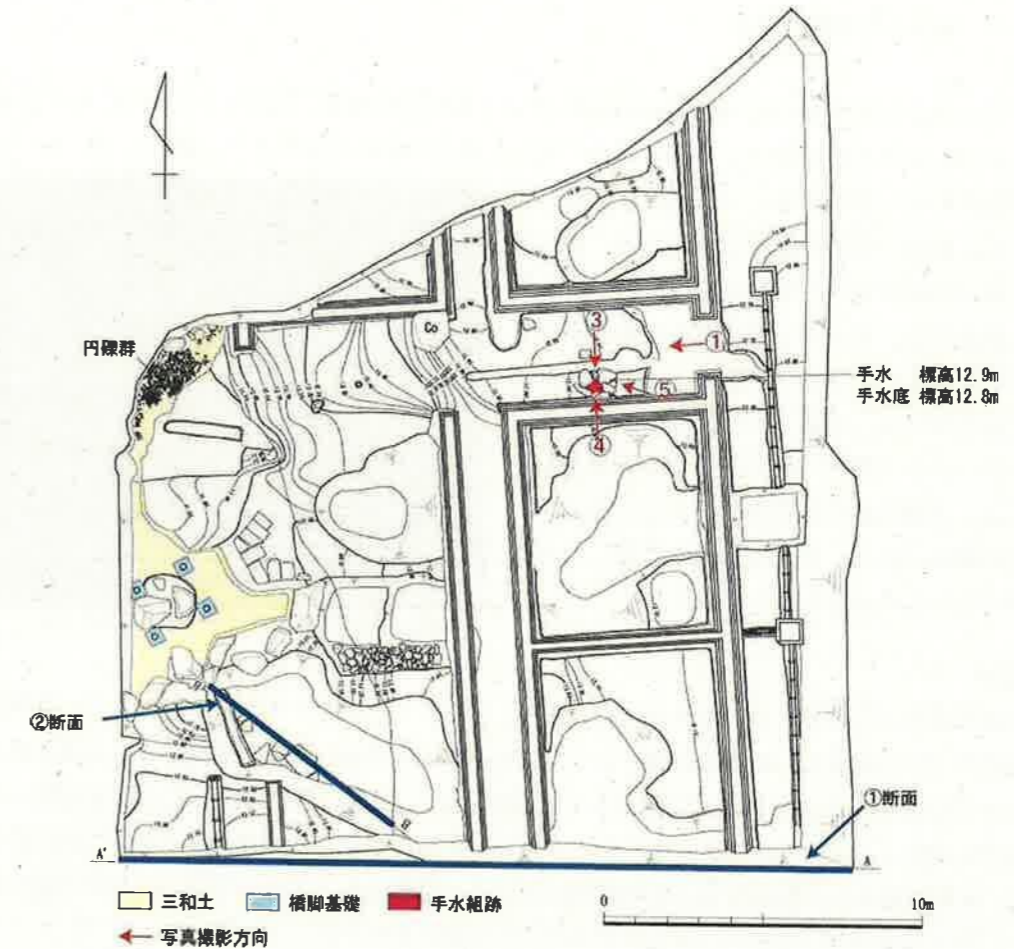
調査区のほぼ全域で陸軍期の兵舎跡を検出した。兵舎の遺構として残存しているのは、床面付近から基礎部のレンガ積みとその下部の基礎構造のみである。調査区北部では、東西方向に延びる石敷き廊下と出入口部を確認した。

この石敷き廊下の下から、三和土と石を用いて鉢状に造られている構造物を確認した。標高12.9mの近世の面を掘り込んで造られている。東西約60cm、南北約40cmの内面全体に赤い三和土を厚さ5mmほど塗り重ねている。この構造物は余芳の手水組跡と考えられる。

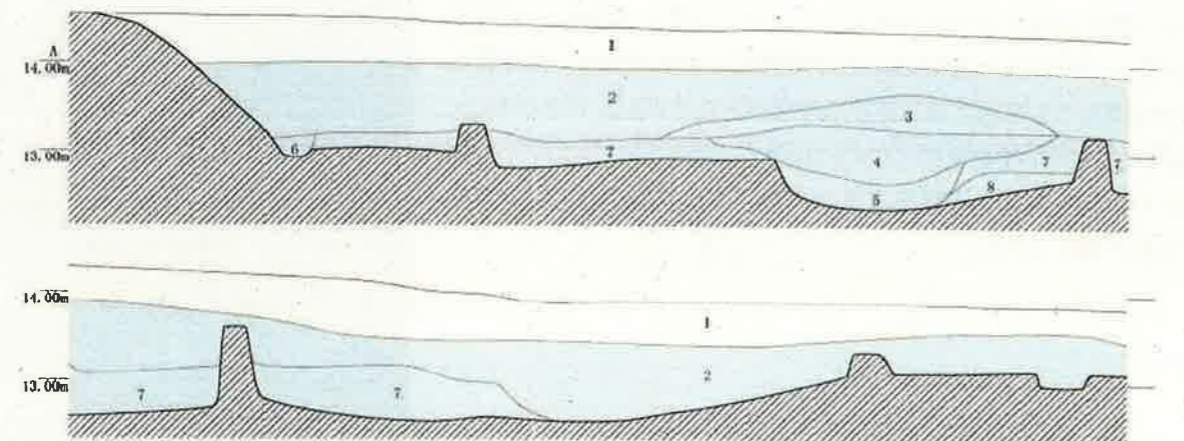
手水組跡の北側では長さ約40cm、幅約30cmの長方形の石を確認した。余芳建物の礎石である蓋然性が高い。

調査区の南西部では池跡を確認した。北園池の護岸石や護岸・池底に貼られた三和土、円礫群、橋脚基礎を検出し、池の東端を確認することができた。

手水組跡と余芳の礎石、池跡の他には近世の遺構は確認できなかった。

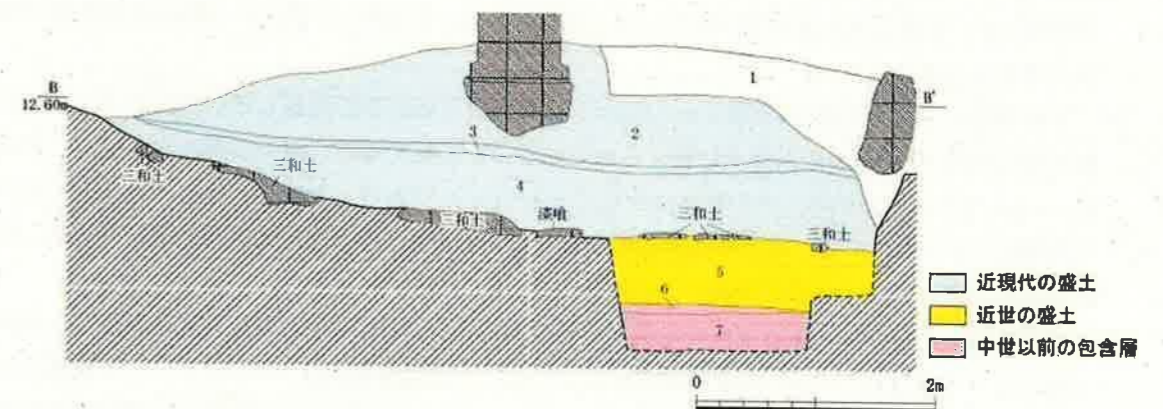


遺構平面図



層番号	土質	しまり	粘性	特徴
1	10YR3/2 黒褐色土	しまりあり	粘性あり	(表土)
2	10YR3/1 黒褐色土	しまりあり	粘性あり	レンガ、コンクリートブロックを含む
3	10YR4/1 褐灰色土	しまりあり	粘性あり	炭化物を含む
4	10YR4/1 褐灰色土	しまりあり	粘性あり	炭化物を多量に含む
5	10YR4/1 褐灰色土	しまりあり	粘性あり	炭化物を含む
6	10YR3/3 暗褐色土	しまりあり	粘性あり	
7	10YR6/6 明黄褐色土	しまりあり	粘性あり	

①断面



1	10YR3/2 黒褐色土	しまりあり	粘性あり	(表土)
2	10YR3/1 黒褐色土	しまりあり	粘性あり	レンガ、コンクリートブロックを含む
3	10YR4/1 褐灰色土	しまりあり	粘性あり	炭化物を含む
4	10YR4/1 褐灰色土	しまりあり	粘性あり	炭化物を多量に含む
5	10YR4/1 褐灰色土	しまりあり	粘性あり	炭化物を含む
6	10YR3/3 暗褐色土	しまりあり	粘性あり	
7	10YR6/6 明黄褐色土	しまりあり	粘性あり	

②断面

4-2-3. 検出した遺構の概要

〔兵舎跡〕

調査区のほぼ全域で陸軍期の兵舎跡を検出した。この建物は戦後、昭和24年(1949)～48年(1973)にかけて名古屋学生会館として使われ、昭和48年(1973)に起きた火災で焼失した。残存しているのは、床面付近から基礎部のレンガ積みとその下部の基礎構造のみである。布掘り地業で溝状に掘り込み、10～40cm程度の円礫や角礫を敷き詰めてからコンクリートを敷き均し、レンガが積まれている。残存する兵舎跡上端部の最も高い標高は13.6mである。

調査区北部では、東西方向に延びる石敷き廊下とコンクリートで整地された出入口部を確認した(写真①)。建物の各部屋や廊下部では、大きなかく乱坑が確認された。建物が焼失した際、その廃材を埋めたかく乱坑と考えられる。



写真① 兵舎の石敷き廊下検出状況(東から)

〔手水組跡〕

兵舎跡の東西方向に延びる石敷き廊下の下から、三和土と石を用いて鉢状に造られている構造物を確認した(写真③、④)。南側の一部は兵舎跡によって破壊されているが、概ね円形であったと思われる。北側に配置された石は面が中央に向かって傾斜するように据えられ、西側に配置された石は面を内側に向けるようにほぼ垂直に据えられている。これらの石を取り込みながら三和土で鉢状に構築され、内面は緩やかに内湾している。東西約60cm、南北約40cmの内面全体に赤く着色した三和土を厚さ5mmほど塗り重ねている。鉢状の三和土の底面には直径約2cmの排水用の穴が穿たれている。

絵図との比較は次項で詳述するが、出土位置や石組の様子を『御城御庭絵図』と比較すると、この構造物は余芳の手水組跡と考えられる。検出した遺構は、北側に2石、西側に1石の合計3石と赤い三和土によって構成され、南側に手水鉢が置かれていたと想定される。手水鉢と三和土の一部は兵舎建設の際に除去されたと考えられる。

手水組跡の北側では長さ約40cm、幅約30cmの長方形の石を確認した(写真⑤、⑥)。この石は手水組跡と同じ標高12.9mの近世面上に据えられているように見えるが、掘方は確認できない。石の上面の標高は13.0mであることから、石の厚さは少なくとも10cmである。発掘調査報告書ではこの石の性格については触れられていないが、余芳移築再建の検討を進める中で、手水組跡との位置関係や標高、石の形状から余芳建物の礎石である蓋然性が高いと判断した。

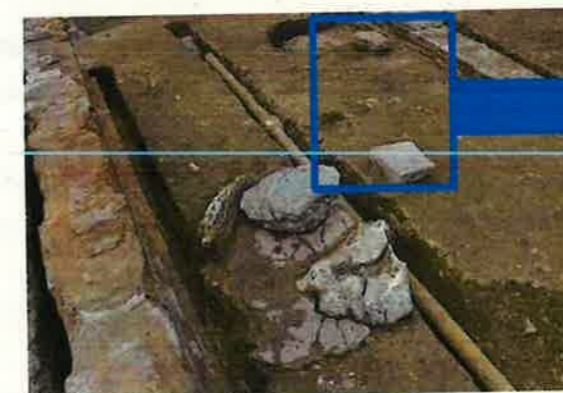
手水組跡と余芳建物の位置関係を絵図から推定すると、余芳想定位置は兵舎基礎および兵舎跡内部の廃棄土坑によって壊されている。兵舎基礎が及んでいない手水組跡東部は、コンクリートで整地された兵舎出入口部の施工時に壊されたのか、礎石は確認できなかった。手水組跡の北西部、兵舎基礎の南側には長さ約40cm、幅約40cmのほぼ正方形の石がある(写真⑤、⑥)。この石の上面の標高は13.0mである。しかし、この石は手水組跡や礎石と思われる石を検出した近世遺構面からは浮いており、余芳想定位置からも大きく外れているため、原位置ではないと考えられる。よって、余芳の礎石と考えられる石は手水組跡の北側の一石のみである。



写真③ 石組検出状況(北から)



写真④ 石組検出状況(南から)



写真⑤ 石組検出状況(南東から)



写真⑥ 礎石拡大(南東から)

〔池跡〕

池の深さと池の東端を確認することができた。北園池の東端部は昭和50年(1975)～53年(1978)に調査が行われており、余芳周辺の発掘調査でも同様に池の護岸石や護岸・池底に貼られた三和土、円礫群、橋脚基礎を検出した(写真②)。円礫群は三和土の上に敷き詰められている。州浜を表現した遺構と考えられ、文政期の池の北端と推定される。



写真② 池跡

4-2-4. 遺構と絵図との比較

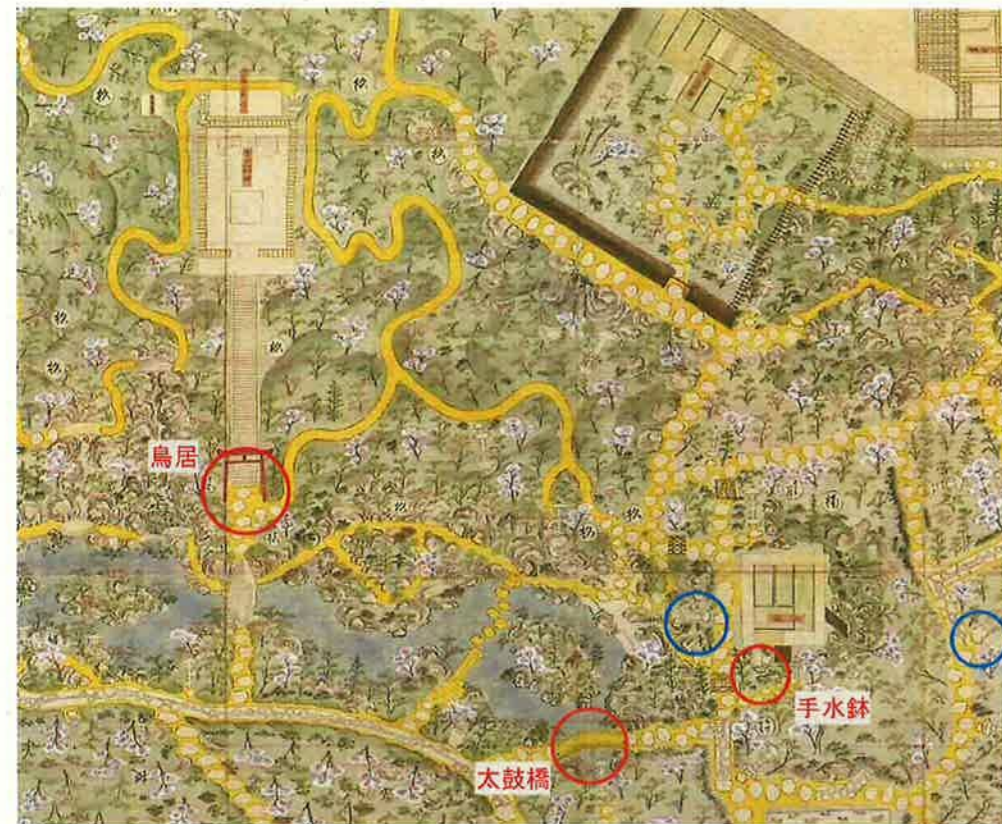


図 3-4-10 『御城御庭絵図』余芳及び権現山周辺拡大 (名古屋市蓬左文庫所蔵)

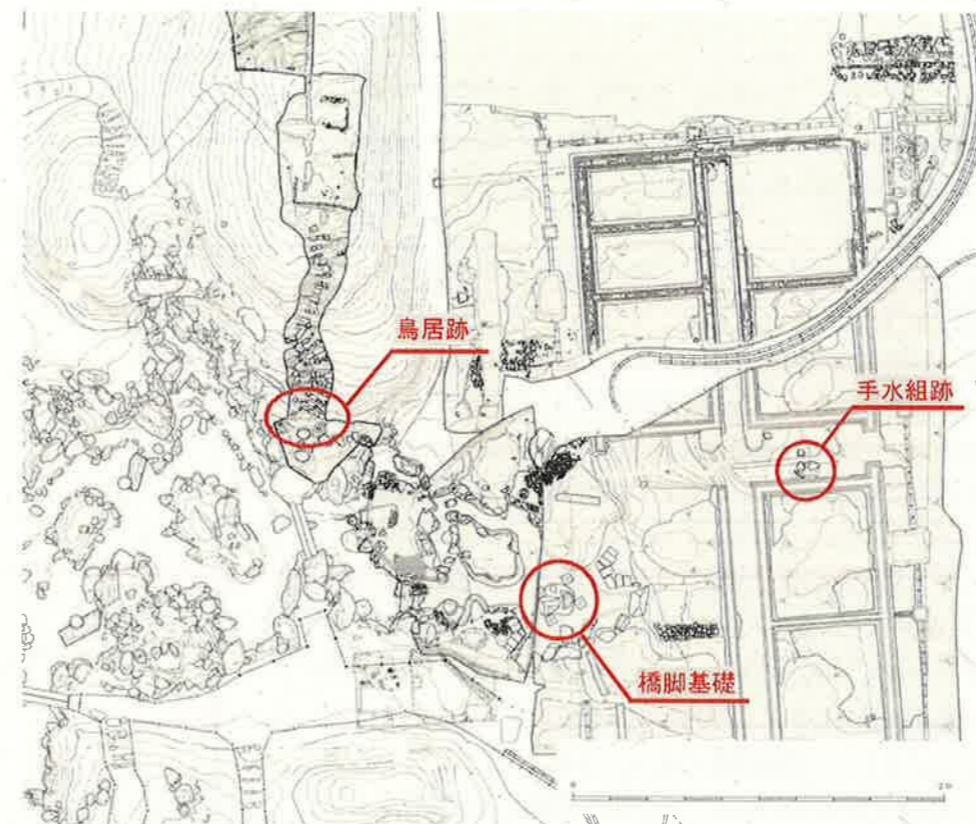


図 3-4-11 発掘調査図

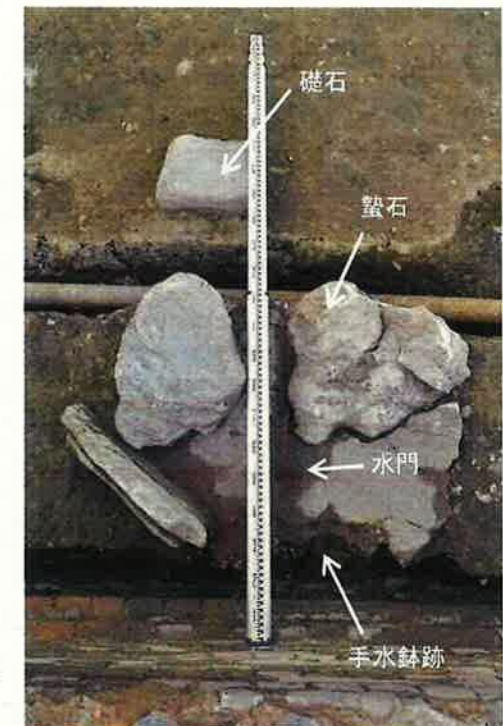


図 3-4-12 手水石組跡の遺構写真

手水石組跡について

『御城御庭絵図』の余芳周辺をみると余芳の西側に六角の手水鉢、東方の延段付近に蹲踞が描かれているが(青丸)、遺構(図 3-4-12)は前石と手水鉢との関係になっていない。遺構の石組は明らかに縁先の手水組の構えとみられ、手水の北側に水門があることから、遺構は余芳の手水組跡と考えられる。『御城御庭絵図』では、手水組の石は北側に2石、南側に1石の合計3石配置され、南側の石の上に立ち手水鉢が据えられている。石を取り込みながら三和土で鉢状に構築されているように見えるが、三和土は赤く着色はされていない。絵図のように南側にも石があり、その石の上に手水鉢が据えられていた可能性もあるが、兵舎跡により不明である。

北園池の遺構と古絵図との比較

上記の図は、目印となる工作物に赤丸を書入れて比較した図である。

『御城御庭絵図』に記された建物の畳寸法は凡そ同じ大きさで描かれていることから、基準となる物指で描かれていると考えられるため、畳寸法(約950mm×1900mm)を基準として、鳥居からの距離を測ると、鳥居から余芳手水鉢まで約23m、鳥居から太鼓橋中央まで約20m、太鼓橋中央から余芳手水鉢までは約9.0mの距離がある。

発掘調査で確認した実際の距離は、鳥居跡から手水組跡まで約27m、鳥居跡から橋脚基礎まで約17m、橋脚基礎から手水組跡まで約15mであった。

『御城御庭絵図』では、建物の図を少し大きめに描いていると考えられる。また、池の形も若干東西に延びる

形に描かれていることも、太鼓橋と余芳が接近して描かれた要因かもしれない。枝折戸は建物に近接していたと考えられるため、実際には太鼓橋から枝折戸までは、もう少し距離があったと思われる。

『御城御庭絵図』は、凡そ50分の1の縮尺で描かれているようであるが、下絵をもとに清書したと考えられており、あくまで絵画的な表現に重きが置かれている感があり、距離感などは実際の測量図と比較すると合致していない点もある。しかし、大まかな建物等の配置や石造物等、個別の描写は文政期の実態を反映していると考えられ、参考にすべき史料である(4-4参照)

余芳の建物方位について

絵図に描かれている建物は殆どが紙面に対して水平垂直に描かれており、余芳も方位の南北線上に真っすぐに計画されているように思われる。権現山の階段も絵図では南北線上に真っすぐに描かれているが、実際の遺構では真北線上からやや東に振れている。余芳の向きについては、周辺に傾きの基準になるものがないため、南北線上に真っすぐに計画するのが妥当であると考えられる。手水組跡の北側に四角い石が据えられているが、礎石である蓋然性が高いと判断された。手水組の遺構が余芳の遺構であれば、その周辺に礎石があるはずであるが、抜き取り痕はみられない。また、余芳の礎石の遺構がありそうな部分は、兵舎建設の際に壊されてしまっており、手水組跡の北側の四角い石が唯一の手掛かりとなる。しかし、四角い石一つでは、切石ではないため正確な傾きを検討するには根拠に乏しく、発掘調査の図面上で方位の軸線と比較しても、僅かに傾いているようにも見えるが、意図的な傾きとは考えにくい。そのことを考慮して建物の傾きを検討することとした。

4-3. 古写真

4-3-1. 古写真の概要

明治維新後に陸軍の手にわたる以前の二之丸庭園内の茶席を写した写真は、尾張徳川家14代慶勝が撮影した2点のみが徳川林政史研究所に伝わる。うち1点は風信を写したものであることが表題に明記されているが、もう1点の写真は「二之丸御庭の御茶屋」という表題が付されている(図3-2-7)。したがって余芳を写した可能性のある写真はこの1点のみである。

この写真は9×6cmの鶏卵紙にプリントされ(アルビューメン・プリント)、「幕末人物・殿舎・風景写真帳」_一と題されたアルバムに貼付されている。原板は伝わっていない。

写真の撮影者である徳川慶勝は、嘉永2年(1849)に尾張徳川家の家督を継ぎ、同4年に初めて尾張に入国したが、安政5年(1858)に通商条約勅許問題をめぐって幕閣と対立し、隠居謹慎を命じられて江戸戸山屋敷に幽閉された。慶勝が写真術を習得したのはこの謹慎中のことである。慶勝は文久2年(1862)に謹慎を解かれて同年末に尾張に入り、明治4年(1871)4月には東京に居を移した。したがって慶勝がこの写真を撮影したのは文久2年から明治4年の間である。

本市ではすでに過年度の調査において、この写真に写る茶席を余芳と推定しているが、この点を改めて確認するため、慶勝が写真を撮影した当時、二之丸庭園に存在した可能性のある茶席を列挙し、「御城御庭絵図」(名古屋市蓬左文庫蔵)から推定できる間取りや周辺の状態を写真と比較した。この絵図は、景観年代が尾張徳川家10代斉朝による御庭の改造が行われた文政年間以降であること、茶席等の間取りをすべて記載していること、園路や石造物なども詳細に描いていることから、写真との比較検討にもっとも適している。ただし御城御庭絵図制作以降にも茶席を含む御庭の造りに若干の変更が加えられたことが他の絵図から確認できるため、他の絵図も適宜参照した(表3-4-1)。

検討の結果、①御植木屋は慶勝が写真を撮影した段階では解体されていたと考えられること、②霜階は写真に写る茶席より規模が大きいこと、③風信は別に写真があり屋根の形状が異なること、④多春園は2階建てであること、⑤権現山下御席は正面の形状が写真と異なること、⑥御張出外御席は東側に手水が描かれ、灯籠も近くに描かれている点は写真と符合するが、東側から撮影した場合、背後に二之丸御殿が映り込む可能性が高く、写真に見える背の高い樹木が真後ろに映り込むとも考えにくいこと、⑦半閑亭は二之丸御殿に隣接しているため、御殿が映り込む可能性が高く、背後に背の高い樹木が映り込むとは考えにくいことなどから、いずれも写真の茶席には該当しない可能性が高いことが確認できた。

一方、⑧余芳周辺を見ると、南側には手水と灯籠が描かれ、位置関係も写真とおおむね一致する。また、ほぼ真北にソヨゴ(冬青)の大木が描かれており、茶席(図3-4-13)の真後ろに写り込んでいる高木が写り込んでいる点とも符合する。同絵図や部材から確認できる建物の規模や構造も、古写真から得られる所見と矛盾しない。

以上を踏まえると、この古写真は余芳をほぼ真南から撮影したものであると考えることができる。

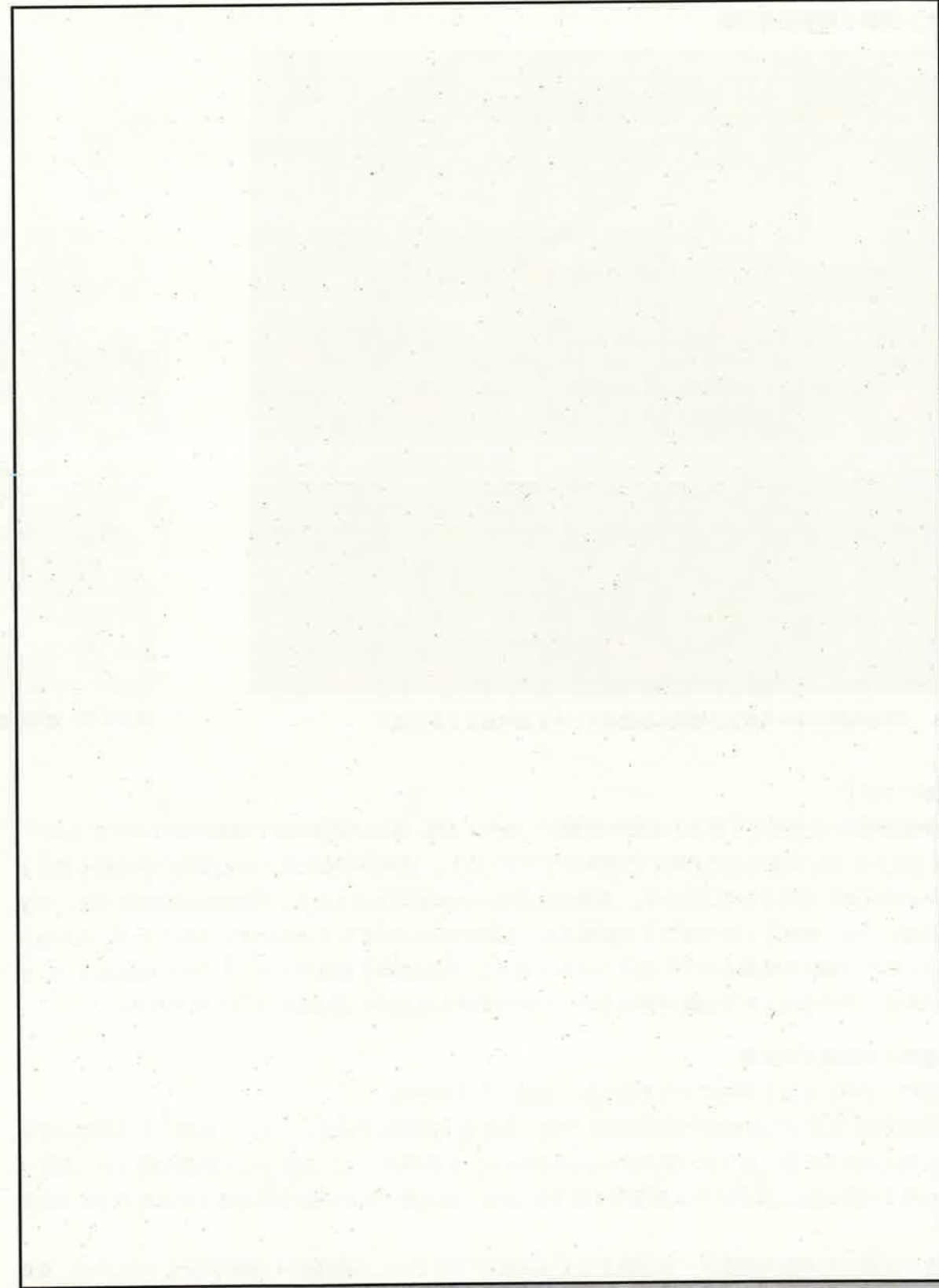

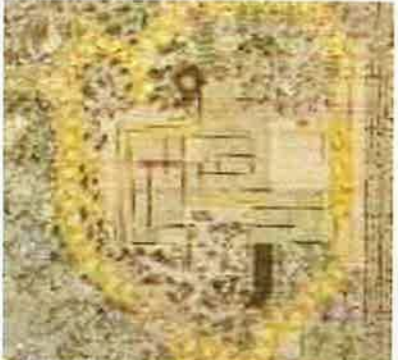
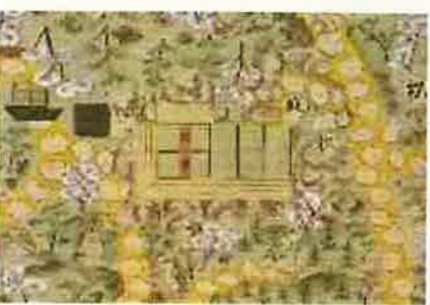
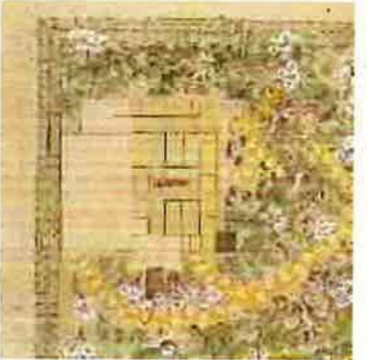


図3-4-13 二之丸庭園の御茶屋 徳川慶勝撮影 徳川林政史研究所蔵

表 3-4-1 二之丸庭園に存在した茶席と写真の比較

茶席名称	図版出典	絵図抜粋 (方位は北が上)	備考・写真との比較
① 御植木屋	御城御庭絵図		「尾二ノ丸御庭之図」では貼紙で抹消され、天保13年以降成立の「御城二之丸図」には記載されていないため、古写真撮影時には撤去済みと推定される。
② 霜傑	御城御庭絵図		写真の茶席より規模が大きく、推定される間取りとも大きく異なる。
③ 風信	御城御庭絵図		尾張徳川家14代慶勝が撮影した写真あり。屋根の形状が図2と異なる。
④ 多春園	御城御庭絵図		2階建てであるため写真の茶席とは異なる。

茶席名称	図版出典	絵図抜粋 (方位は北が上)	備考・写真との比較
⑤ 権現山下御席	御城御庭絵図		写真の茶席より規模が大きく、写真から推定される間取りとも大きく異なる。
⑥ 御張出外御席	御城御庭絵図		東側に手水と灯籠が描かれるが、写真とは位置関係が異なる。また、東側から撮影した場合、真後ろには御殿があり、写真に見える高木が写り込む余地がない。
⑦ 半閑亭	御城図面		「御城図面」のみに貼紙に朱字で記載。同絵図成立年代の上限である天保13年以降に建設か。間取りは不明だが御殿に隣接しており、図3-2-7のような写真を撮る余地はないと思われる。
⑧ 余芳	御城御庭絵図		南側に手水と灯籠が描かれ、写真と位置関係がほぼ一致する。真北に○で囲われた「冬青」(ソヨゴ)の大木が描かれ、写真の茶席背後に写り込む高木と位置関係が一致。

4-3-2. 古写真の分析

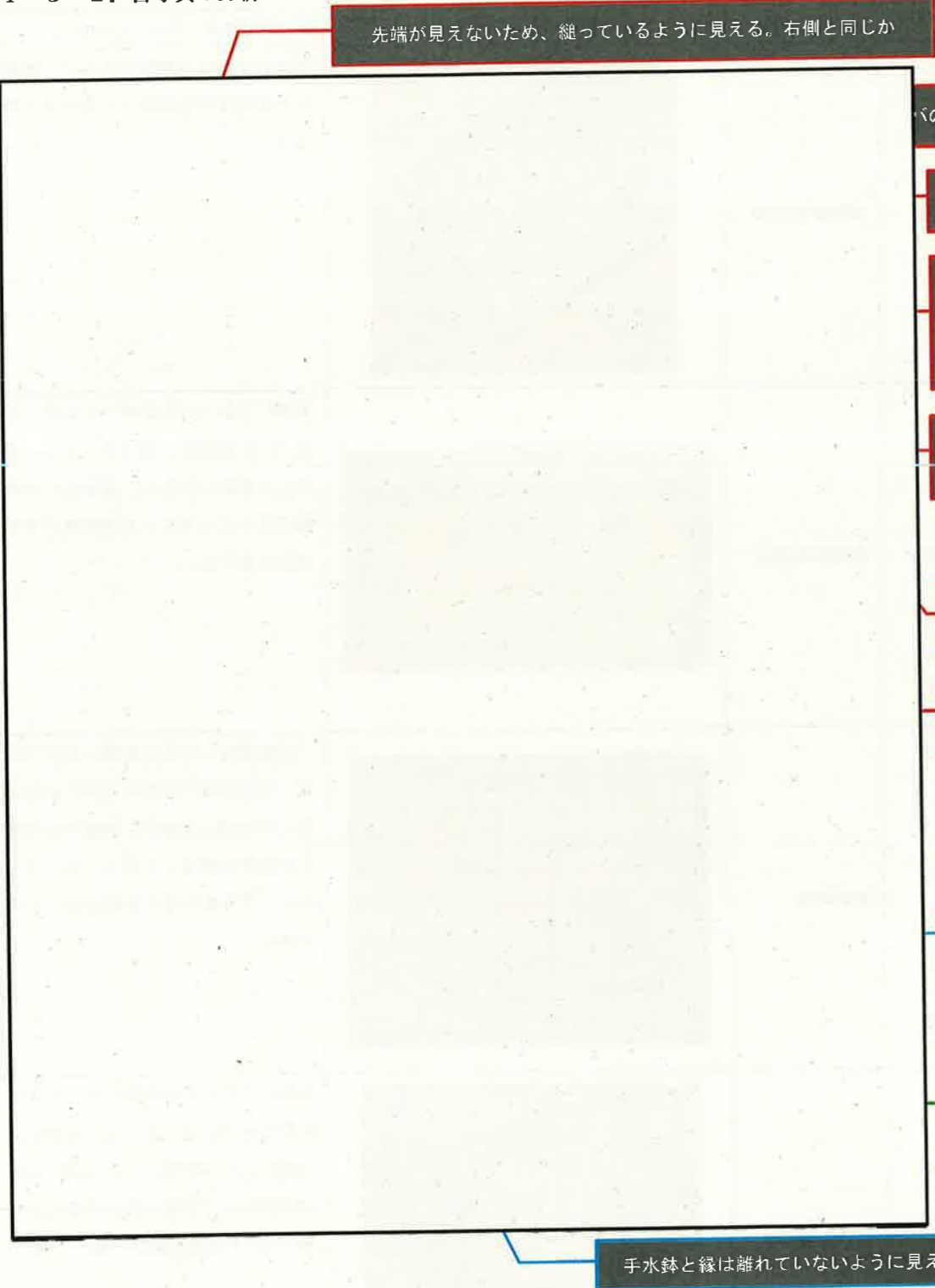


図 3-4-14 「二之丸御庭の御茶屋」 徳川林政史研究所所蔵
(株式会社朋成にて、画像の解像度と濃淡を調整)

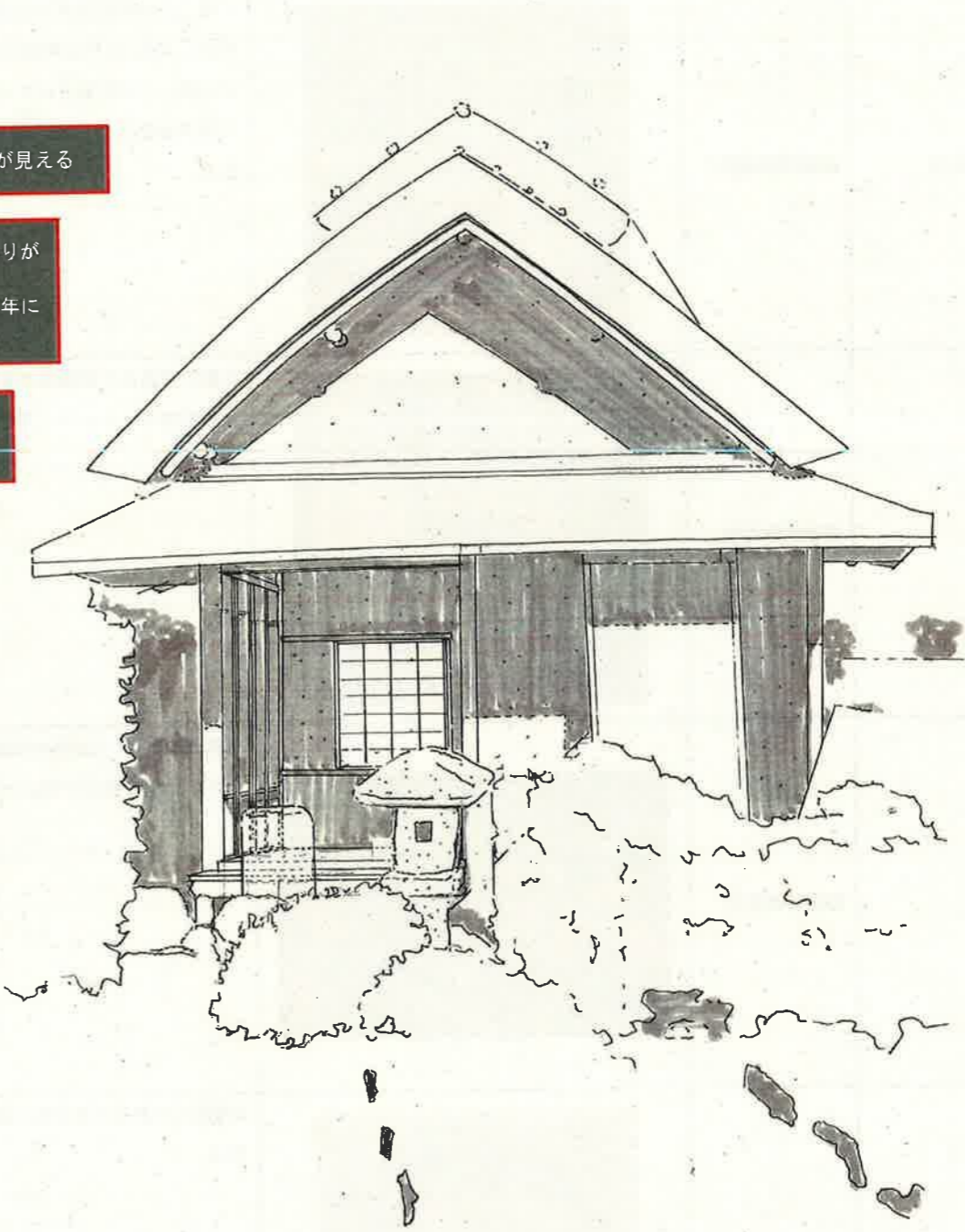


図 3-4-15 「二之丸御庭の御茶屋」 左記の画像を、ライトを透かしてトレース
※但し、解体部材の実測調査、建具などを参考に推定による書き入れもあり。

4-4. 古絵図

4-4-1. 古絵図の概要

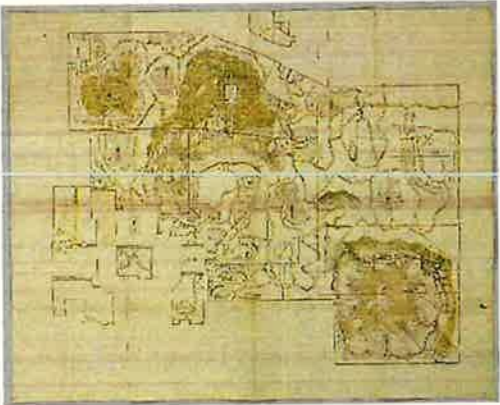
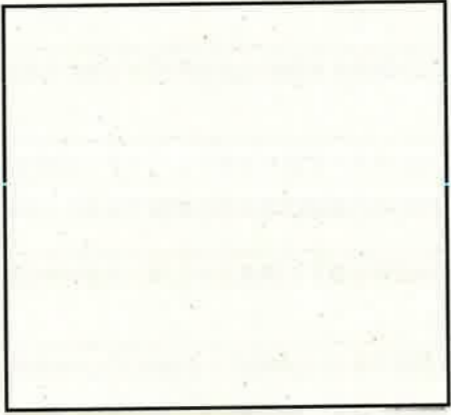
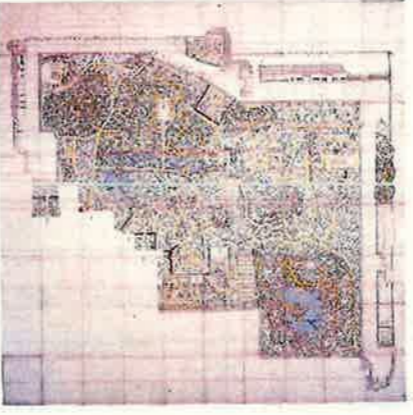
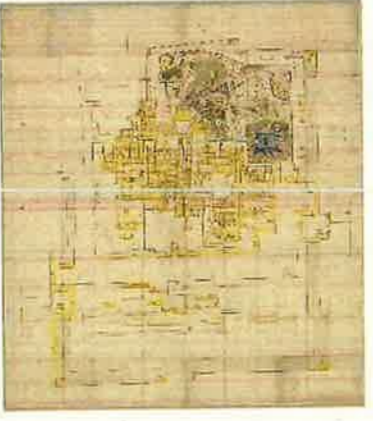
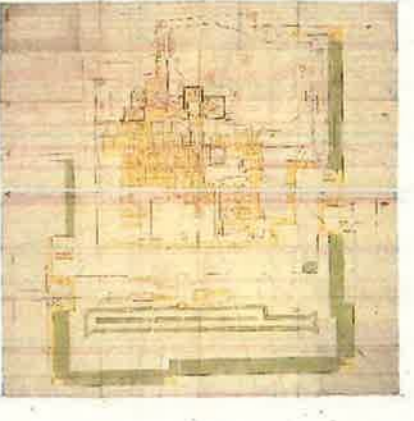
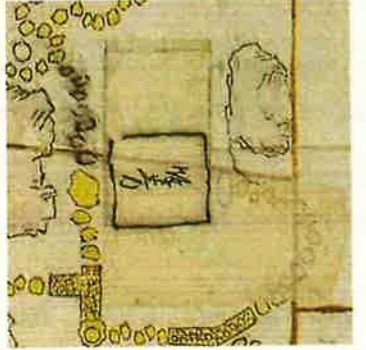
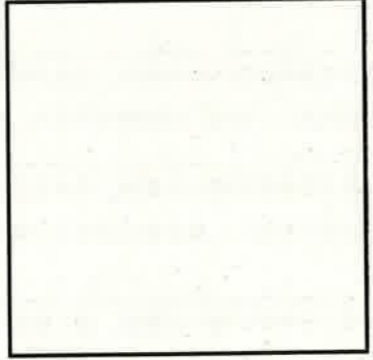

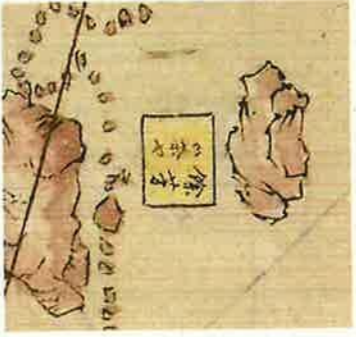
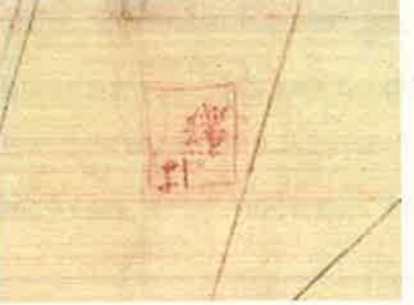
江戸時代の二之丸庭園を描いた古絵図は表3-4-2のとおりである。

表3-4-2 二之丸庭園を描いた絵図

	名称	景観年代	品質	法量 (cm)	員数	所蔵	概要
①	尾州二ノ丸御指図	元和5年頃 (1619?)	紙本墨書・色紙貼付	188.2×168.1	1枚	徳川林政史研究所	二之丸御殿・庭園を描いた現存最古の絵図。余芳は描かれていない。
②	中御座之間北御庭惣絵	元和～寛永年間か (1615～44?)	紙本着色	417.7×345.3	1枚	名古屋市蓬左文庫	二之丸庭園を絵画的な表現を用いて描いた絵図。建物等はおおよそ①と対応。余芳は描かれていない。
③	尾州御城絵図	17～18世紀	紙本墨書・色紙貼付	328.0×305.0	1枚	名古屋市蓬左文庫	二之丸御殿・庭園を貼紙によって示した絵図。ほとんどの貼紙が剥落しているが、剥落した貼紙の内容から、文政年間に行われた庭園改造以前の絵図であることは確実である。余芳は描かれていない。
④	北御庭古図	18世紀か	紙本墨書	-	1冊	名古屋市蓬左文庫等	『金城温古録』に掲載された図。文政年間以前の様子を示したとされる。余芳は描かれていない。
⑤	御城二之丸之図	文政元年 (1818)	紙本墨書	112.0×102.2	1枚	名古屋市蓬左文庫	尾張徳川家10代斉朝による庭園改造の計画図。「尾州御留守日記」(徳川林政史研究所)の記述から、文政元年段階の計画図と推定。余芳はなく、同じ場所に南北に長い長方形の「玉壺亭」が描かれる。
⑥	二之丸御庭道及踏石図	文政元年 (1818)	紙本墨書・貼紙	116.2×109.3	1枚	名古屋市蓬左文庫	⑤と同じく文政元年に作成された庭園改造の計画図と推定。余芳の場所には「玉壺亭」があり、簡略な間取りも描かれている。
⑦	御城二之丸御庭之図	文政6年以降 (1823～)	紙本着色	117.5×94.2	1枚	名古屋市蓬左文庫	斉朝による庭園改造の計画図か。南池が描かれ、園路や築山も精緻に描かれており、⑤⑥よりも後の時期に作成されたと考えられる。「余芳」は貼紙で示され、その下の本紙には長方形の墨書がみえる。茶席の間取りは描かれていない。
⑧	尾二ノ丸御庭之図	文政6年以降 (1823～)	紙本着色	313.0×374.0	1枚	徳川美術館	庭園の様子を細密に描いた絵図。余芳を含む茶席の間取りは貼紙で示され、この他にも貼紙による修正が多い。修正前の描写は⑦に類似し、修正後は⑨に近い描写になっている箇所があるほか、⑨と同じ描写をさらに貼紙で修正した箇所もある。
⑨	御城御庭絵図	文政6年以降 (1823～)	紙本着色	415.0×372.0	1枚	名古屋市蓬左文庫	庭園の様子を細密に描いた絵図。⑧と酷似しているが、貼紙や修正の痕跡がほとんどなく、建物の間取りも直接本紙に描かれており、⑧を踏まえて清書版として作成された可能性が高い。余芳の位置や間取りはほぼ⑧と同じである。
⑩	御城二之丸図	天保13年以降 (1842～)	紙本着色	132.0×118.8	1幅	名古屋城総合事務所	二之丸全体を描いた平面図。長局の造りから天保13年以降と推定。庭園の描写は⑦と類似しており、これを参照して描いたと思われる。余芳は名称と墨書による枠のみ記載。
⑪	御城図面	天保13年以降 (1842～)	紙本着色	119.0×118.0	1枚	名古屋市蓬左文庫	⑩とほぼ同じ内容の絵図だが、庭園部分はほぼ空白。多くの貼紙があり、庭園には茶席が貼紙で示されている。これらは明治初年の茶席下げの際に目印として貼付されたものである。余芳については「ろ 余芳御腰掛」と朱書した貼紙が貼付されている。

前頁の表のうち、余芳が書き込まれた絵図は⑦～⑩の5枚である(表3-4-3)。なかでも⑧と⑨は余芳の間取りを描写しているだけでなく、周囲に配置された石造物や園路、樹木なども絵画的な表現によって詳細に描いている。

表3-4-3 古絵図に描かれた余芳

絵図の名称	⑦御城二之丸御庭之図	⑧尾二ノ丸御庭之図	⑨御城御庭絵図	⑩御城二之丸図	⑪御城図面
所蔵	名古屋市蓬左文庫	徳川美術館	名古屋市蓬左文庫	名古屋城総合事務所	名古屋市蓬左文庫
全体図					
余芳周辺					
文字の表記	余芳	余芳	余芳	余芳御茶ヤ	余芳御腰掛

これらの絵図は尾張徳川家 10 代斉朝が文政元年以降に行った二之丸庭園改造後の姿を描いた絵図である。以下では絵図⑧⑨の特徴を検証するため、制作目的や制作手法を検討したうえで、発掘調査で出土した遺構との比較検討をおこなった。

まず、⑧には貼り紙で多数の修正が見られる一方、⑨には修正の痕跡がない。⑧の修正箇所を見ると、風信を除いて茶席等の間取りが貼り紙で示されている。一例として霜傑を見ると、⑧の本紙には墨線で大枠のみが描かれていたことが見て取れる。そして⑧における貼り紙修正前の茶席の墨線は⑦における茶席の表現と類似している(図3-4-16)。さらに余芳については⑦は本紙に描かれた長方形区画を貼り紙で修正し、正方形で余芳を示しているが、⑧では本紙に描かれた正方形の上に貼り紙で間取りを示している(表3-4-3)。このことは、⑦をベースに⑧が作成されたことを示唆している。

さらに南池西側の園路の描写(図3-4-17)をみると、⑦では蛇行した南北方向の園路が描かれている。同じ箇所の⑧では、貼り紙の下に透けて見える本紙には⑦と同様の園路が確認できるが、その上から花壇を描いた貼り紙で修正を加えている。こうして修正を加えた⑧の描写は⑨と類似している。

しかしながら、⑧には⑨と同じ描写をさらに貼り紙で修正した箇所もみられる。一例をあげれば、御植木屋と植木棚の一带は、⑧では貼り紙で園路や新御小座敷に修正されている。この部分は天保年間に成立した⑩においても御植木屋は描かれず新御小座敷等が描かれている(図3-4-18)。したがって⑧は⑨が成立した後も、庭園の改変にともなってさらに修正されたと考えられる。

以上から、⑧と⑨の性格について、次のように指摘できる。

- ・⑧は庭園の改変を貼り紙で示すなど、実務的な図面として利用された可能性が高い。
- ・⑨は⑧をベースにある段階での庭園改造の完成形を示した清書版であり、藩主への上覧等を意図して制作した可能性がある。

復元根拠として絵図を参照する場合は⑨を基本としつつ、必要に応じて⑧をはじめ他の絵図を参照するのが妥当であるといえる。

もっとも⑨は庭園改造の理想形に留まる可能性もある。そこで⑨がどの程度実態と合致しているのか検証するため発掘調査により出土した遺構との比較検討を行った。余芳周辺は明治時代以降における陸軍の兵舎建設などともなう攪乱を受けており、絵図と比較することは難しいため、これまでに発掘調査が行われた範囲では比較的近世遺構の残存状況が良好な多春園周辺を中心に検証した。

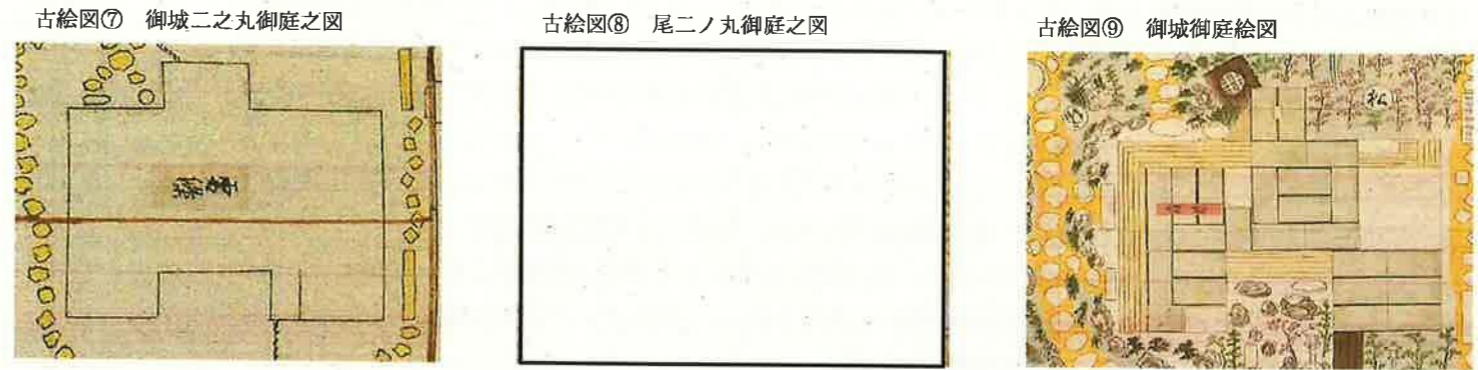


図3-4-16 古絵図⑦⑧⑨における茶席の描写



図3-4-17 古絵図⑦⑧⑨における南池西側園路(花壇)の描写



図3-4-18 古絵図⑧⑨⑩における御植木屋周辺の描写

多春園周辺では上間状遺構、化粧三和土遺構、飛び石列などが出土した(図3-4-19)。これを絵図(図3-4-20)と比較すると、上間状遺構は多春園西側の土間部分とほぼ一致するが、土間状遺構の南に出土した赤色に着色された化粧三和土は絵図に描かれていない。一方、飛び石列は土間状遺構の西端から東南方向に並び、化粧三和土に埋め込まれた4石目で南に向きを変え、そこから南東方向に弧を描いて13基目まで出土した。飛び石列の並び方は絵図の描写とほぼ一致している。石の数はやや絵図の方が少なく感じられる。石の形状は絵図ですべて楕円形で描かれ、大きさもほぼ一様に描かれているが、実際には多様であった。

飛び石列の遺構周辺には玉石が敷き詰められていた。絵図上に描かれた黄色の着色がこの玉石敷を示すようにも見えるが、園路に対する黄色い着色は絵図の全体に及んでおり、これらすべてが玉石敷を示すとは考えにくく、玉石は茶席周辺のみ敷かれていた可能性もある。

以上より、絵図⑨の信頼性について下記の点が指摘できる。

- ・茶席は平面的に描かれるが、樹木や石造物は絵画的な表現を用いて立体的に描かれている。
- ・茶席の間取りや園路の飛び石列の並びは実態と合致している蓋然性が高い。
- ・縮尺や距離感は不正確であり、発掘成果等を踏まえた補正が必要(4-2-4. 参照)。
- ・化粧三和土や玉石敷きのように、絵図から読み取れない要素も存在する。

このように、絵図⑨は縮尺や距離感は不正確であり、描かれていない要素が存在した可能性はあるものの、単なる理想形を示したのではなく、描かれた要素についてはおおむね文政期以降における二之丸庭園の実態を反映していると考えられる。

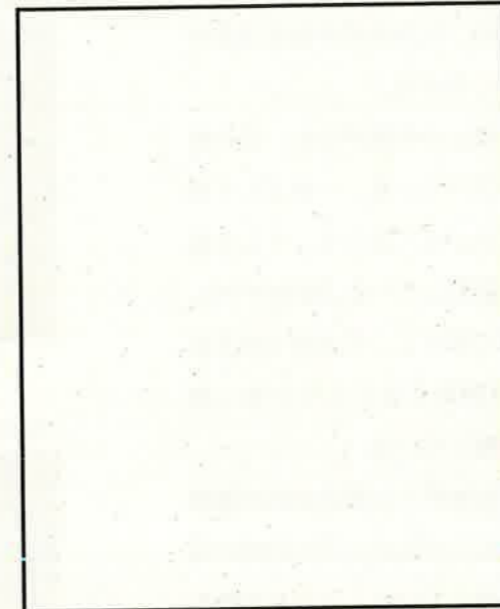


図3-4-19 多春園の遺構(南側から撮影)

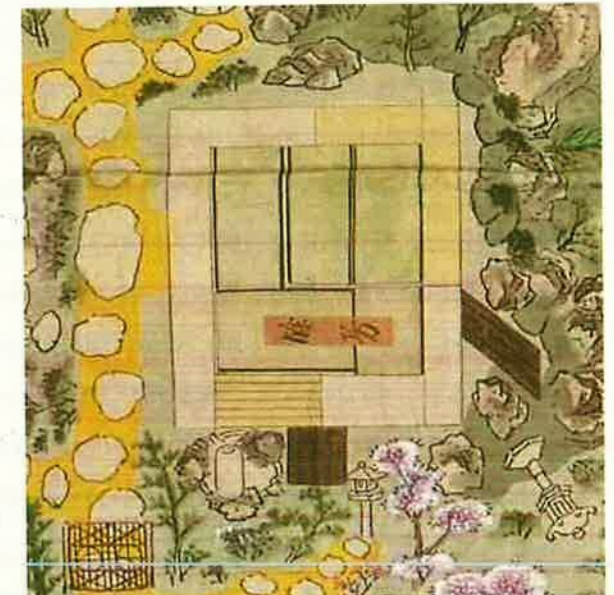


図3-4-20 「御城御庭絵図」に描かれた多春園周辺

4-4-2. 古絵図から得られる情報



「二之丸御庭の御茶屋」 徳川林政史研究所蔵



『御城御庭絵図』余芳部分拡大

改めて、古絵図と古写真を比較検討してみる。

古写真から得られる情報

- ・少し起りが付けられた茅葺の切妻屋根に下屋庇(四周に巡っているように見える)を設けている。
- ・妻壁は、小屋束を現さず全面壁としている。
- ・灯籠と円形の手水鉢が見える。手水鉢の左下に建物から張出して框と束のようなものが見える。
- ・間口の左半分は開放、右半分は壁となっている。右半分のさらに右半分は斜めになっていることから、建具のようなものを立て掛けているようにも見える。
- ・間口の右側の奥の方に柱と壁面が見える。
- ・内部は左面に障子(腰付障子か)4枚、奥の壁に中敷居障子が見える。

古絵図から得られる情報

- ・四畳半の南西側は二重線で白く表現されており、開口部と考えられる。
- ・四畳半の南面に縁が付けられ、縁先に円形の手水鉢を設け、近くに灯籠を描いている。
- ・四畳半の北東に矩折れに色を変えて描いている。
- ・四畳半の北東二畳分を白い線で区分けしていることから、二畳の上段と推察される。
- ・四畳半外部は四周に叩きを連想させる色分けが施されている。

4-5. 文献史料

4-5-1. 文献史料の概要

江戸時代における二之丸庭園の様相を伝える主な文献としては下記の史料を挙げることができる。

(1) 金城温古録

尾張藩士の奥村得義が江戸時代後期に名古屋城の故事来歴をまとめた書物。

主な写本は名古屋市蓬左文庫、一般財団法人東洋文庫、名古屋市鶴舞中央図書館に所蔵。第44冊に庭園を含む二之丸御殿奥向について記述。

(2) 尾州御小納戸日記・尾州御留守日記

尾張藩主の側に仕えて奥向きの諸事を統括する御小納戸役が日々の業務を記した日誌。

徳川林政史研究所に所蔵。元文4年(1739)から慶応4年(1868)までの冊子が現存。御小納戸役は二之丸庭園にかかわる諸事についても管轄していたため、庭園の変遷や利用実態を知るうえで基本となる史料。

(3) 張出留

幕末に御小納戸役が職務に係る雑多な事項を記載した留帳。

このなかの「御間向井上御庭御席御茶席と御襖等筆者」に、二之丸庭園における茶席の襖絵や額の画題・筆者が記載。

4-5-2 文献史料から得られる情報

これらの文献史料のなかで特に情報量が多く、江戸期の一次史料である(2)のうち、二之丸庭園の改造が行われた文化文政期を中心に調査した。余芳を含む茶席に言及した記事は少なく、茶席の構造にまで言及した記事はみられなかったが、余芳の建築年代を推定する手がかりとなる情報を得ることができた。判明した事実をまとめると下記のとおりである。

- ・余芳のあった場所には、文政6年(1823)2月までは「玉壺亭」という茶席が存在した。(図3-4-21)
- ・玉壺亭の位置が後の余芳と重なることは絵図⑤⑥⑦によって確認できた。
- ・文政9年11月には玉壺亭は解体され「玉壺亭跡 御腰懸」となっていた。(図3-4-22)

余芳については絵図⑩では「御茶ヤ」と表記されているが、⑪では「御腰掛」と表記されている。上記の「玉壺亭跡 御腰懸」が余芳を指すとすれば、その建築年代は文政6年2月から同9年11月の間に絞られる。

余芳の命名については昭和15年(1940)刊行の『清水池園林泉帖』に、尾張徳川家14代慶勝が関白近衛忠熙とこの茶席で歓談した際に近衛が名付けたと記されている(図3-4-23)。だが、近衛が関白を務めた文久2年6月から翌3年1月まで間、慶勝は文久2年4月に江戸での謹慎を赦免されて同年12月28日に名古屋に入り、翌3年1月8日には名古屋を発って京都に向かっている。この間近衛と名古屋で歓談した事実はない。

一方、江戸期の史料である「張出留」には、余芳の額について「近衛内大臣忠熙公御筆」とある(図3-4-24)。近衛が内大臣を務めた期間は文政7年6月から弘化4年(1847)6月であるため、額の揮毫もこの間と考えられる。なお、慶勝が尾張徳川家を継いだのは嘉永2年(1849)であるため、余芳の命名と額の揮毫に慶勝は関与しておらず、実際には文政9年11月以降に、斉朝が近衛に額の揮毫を依頼したと考える方が自然である。

史料的にはこれ以上命名の時期を絞り込むことはできないが、余芳を含む二之丸庭園の改造を斉朝が主導したことを踏まえて、命名は文政10年8月の斉朝隠居までに行われたと推定しておきたい。

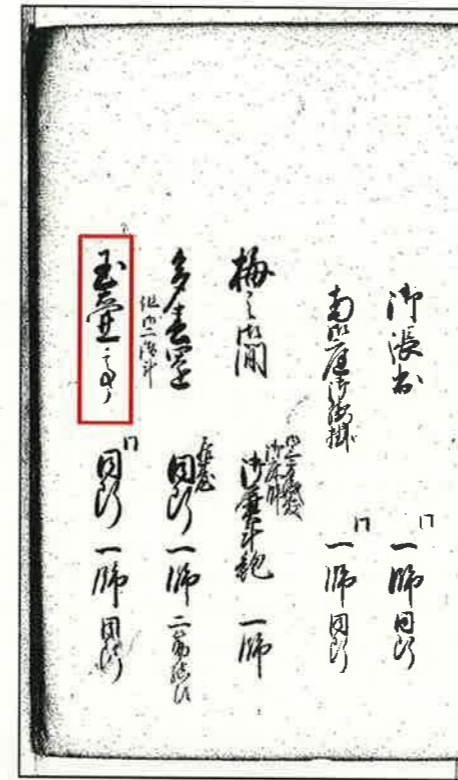


図3-4-21 尾州御留守日記 文政6年2月11日条 (徳川林政史研究所蔵)

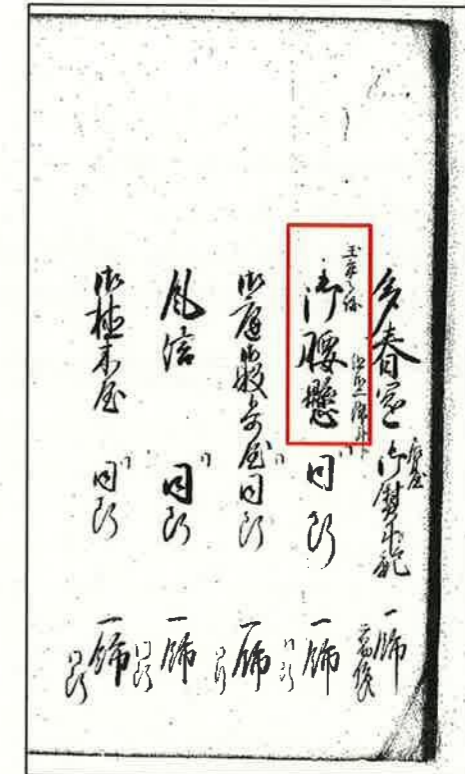


図3-4-22 尾州御留守日記 文政9年11月15日条 (徳川林政史研究所蔵)

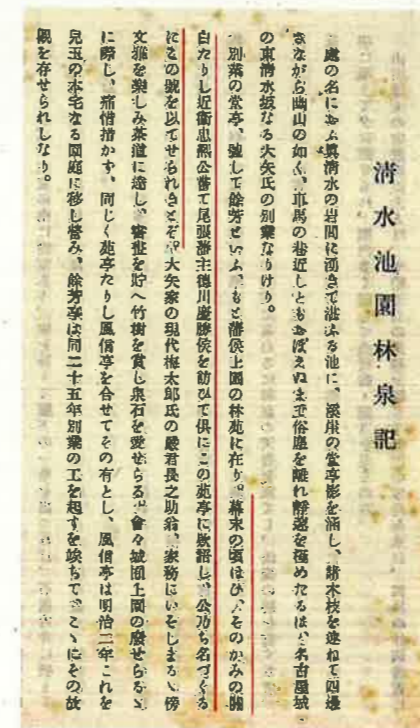


図3-4-23 『清水池園林泉帖』より

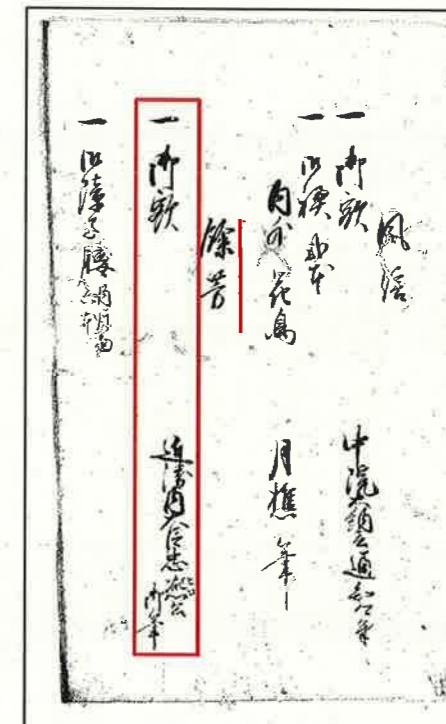


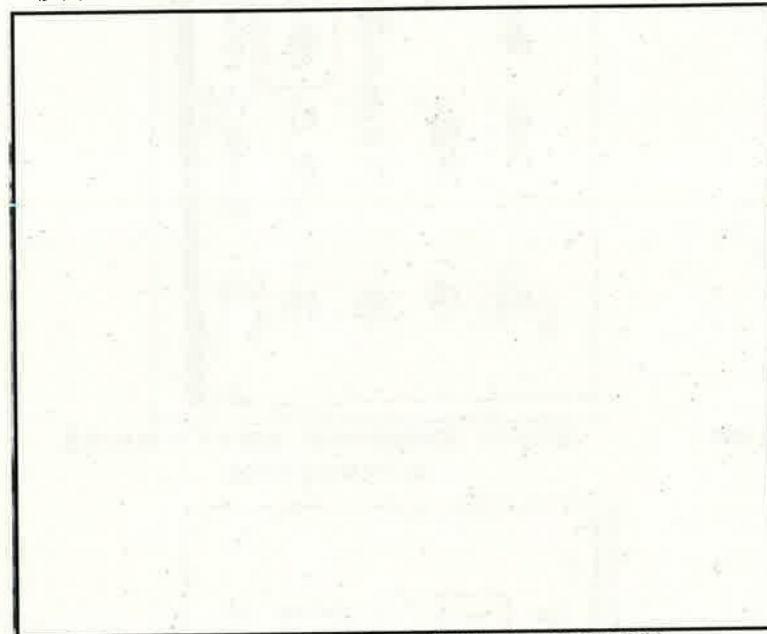
図3-4-24 張出留 (徳川林政史研究所蔵)

4-6. 参考建物

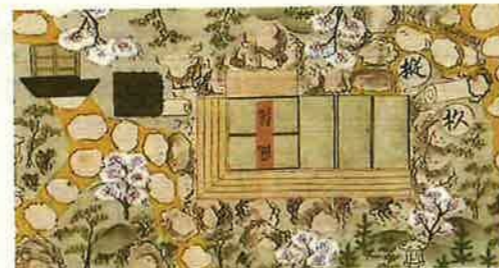
4-6-1. 風信

「風信」は二之丸庭園に存在した御茶屋である。「余芳」と同様に明治4年に尾張徳川家から大矢家に売却され、大矢家の本宅に移築されて、「風信亭」として現在に至っている。「余芳」と同じく昭和48年に名古屋市の文化財に指定されている。

「余芳」の移築再建を計画する上で、同時代、同種の建物として、参考となる建物である。ここでは、文政頃の絵図と14代藩主慶勝撮影の古写真と指定時の状況及び昭和60年頃の状況から、二之丸庭園時代の状況を検討してみたい。



「二之丸庭園風信亭」(トリミング加工)(徳川林政史研究所所蔵)
※西側方向より撮影したと思われる

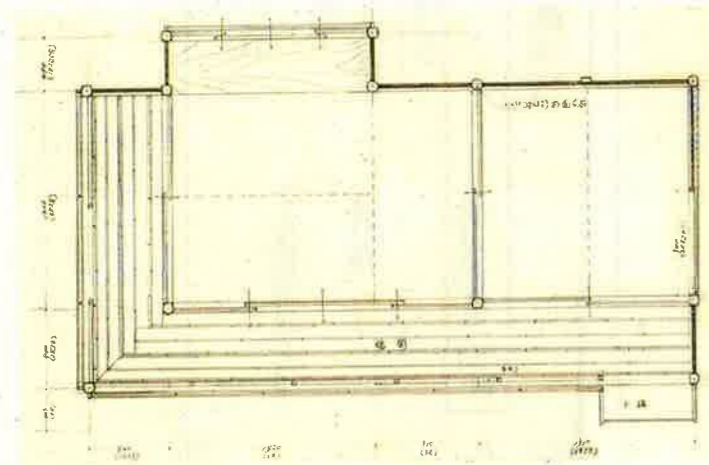


「御城御庭絵図」風信部分拡大(上が北)
(名古屋市蓬左文庫所蔵)

左記の平面図は、昭和48年頃に横地建築によって作図された大矢家本宅の風信亭の実測図である。

「御城御庭絵図」と同じ平面規模で、方位も同じである。三畳と二畳からなり、南西面に矩折れに縁を巡らしている。三畳の北側に一間巾の張出がある。実測図の記載寸法は、理解に苦しむ寸法を示している。書き誤りとも考えられる。柱は、3寸の杉面皮柱、おそらく中京間(6尺×3尺)の畳割制かと思われる。縁幅は、芯々2.3尺、樽板に竹を挟んだ瀟洒な意匠としている。当初意匠を踏襲したものか、大矢家に移築した際に改変されたものかは、不明である。

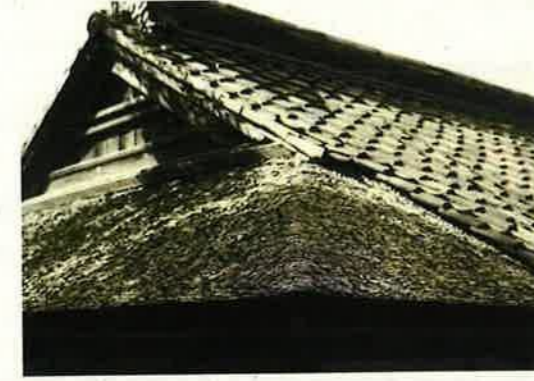
古写真に戸袋が映っているので、雨戸の形式は当初のままと考えられる。



余芳亭 平面実測図(上が北) (昭和48年頃)
(横地建築作成図面)



風信亭西側外観(昭和48年頃)



風信東側妻壁の詳細(昭和48年頃)



風信亭南側外観(昭和63年頃か)

写真(文化財保護室蔵)

上の2枚は、昭和48年頃、左の写真は、昭和63年頃の外観写真である。

人母屋造、椽瓦葺きに一部檜皮葺き、北側は軒先まで椽瓦葺きとしている。二之丸庭園時代の古写真と比較しても、椽瓦に変更されたのみで、屋根形状は当時のままである。妻壁の意匠も踏襲されていることが分かる。

古写真では、西面に小庇が付いているが、大矢家では、取り除かれていることもわかる。



風信亭内部(違い棚を見る)(昭和48年頃)



風信亭内部(三畳西面)(昭和60年頃)

写真(文化財保護室蔵)

左上は昭和48年頃、右上は昭和60年の内部写真である。

三畳北側の張出部分に違い棚を設けている。框に地板を張り、落掛けを鴨居より高く取付けており、床の間と同じ構成としている。さらに書院窓をあげており、床と棚と違い棚を融合した構えである。

框の取扱いが余芳の蔵込床と同じ構成であることも注目される。

西側の腰高障子の腰部分は絵が描かれており、昭和48年と昭和60年頃の写真と同じ絵柄である。昭和48年頃には、すでに建具が取り外されている状況で、昭和60年と同じ状況であったと思われる。

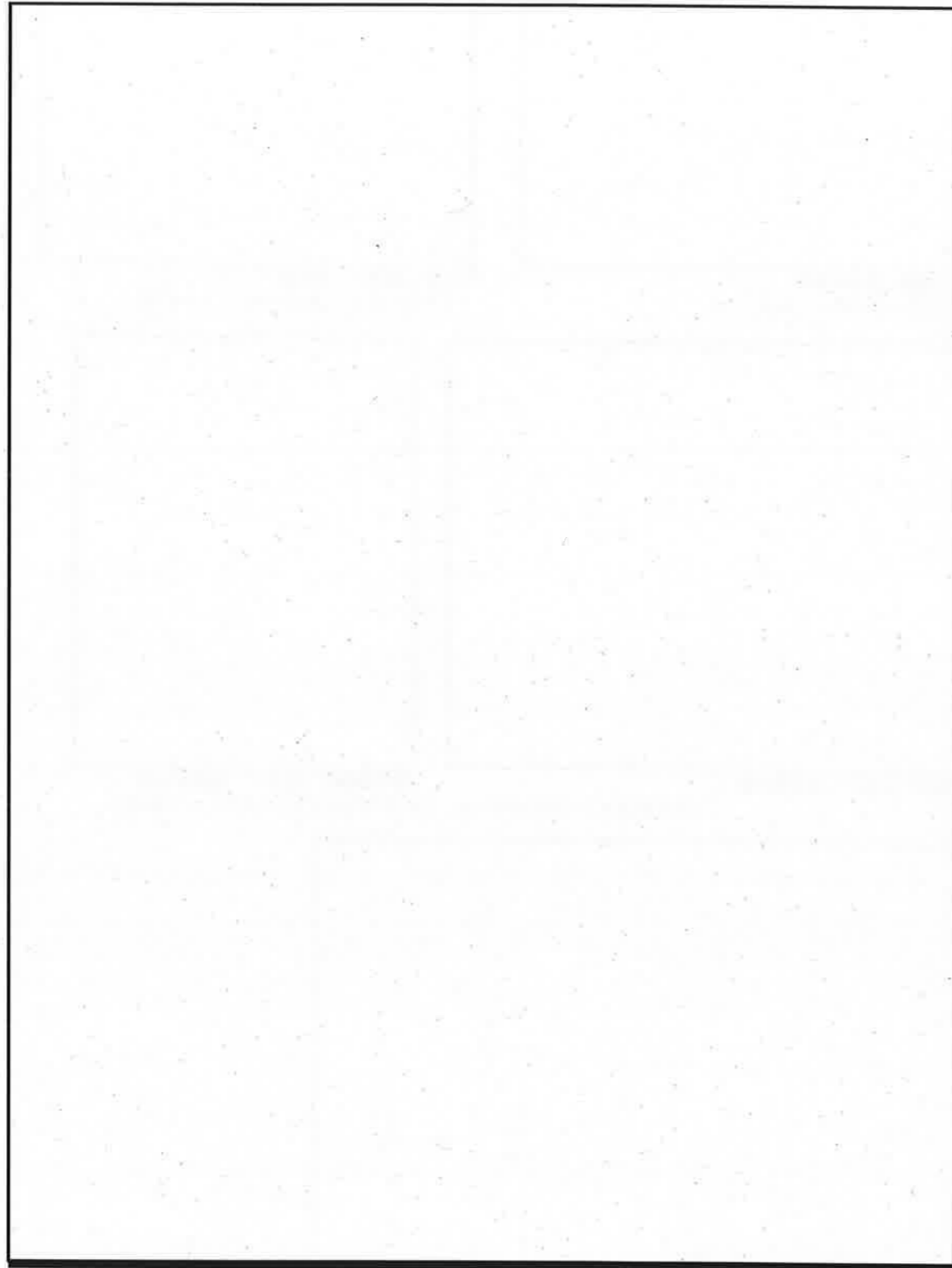
右上写真の障子は、開口部に対し、建具幅が寸足らずで、他の建物の建具と考えられ、腰部分の図柄が、余芳の建具と同じであることも注目される。

昭和63年頃には建具が新調されており、旧の腰高障子の所在は不明である。

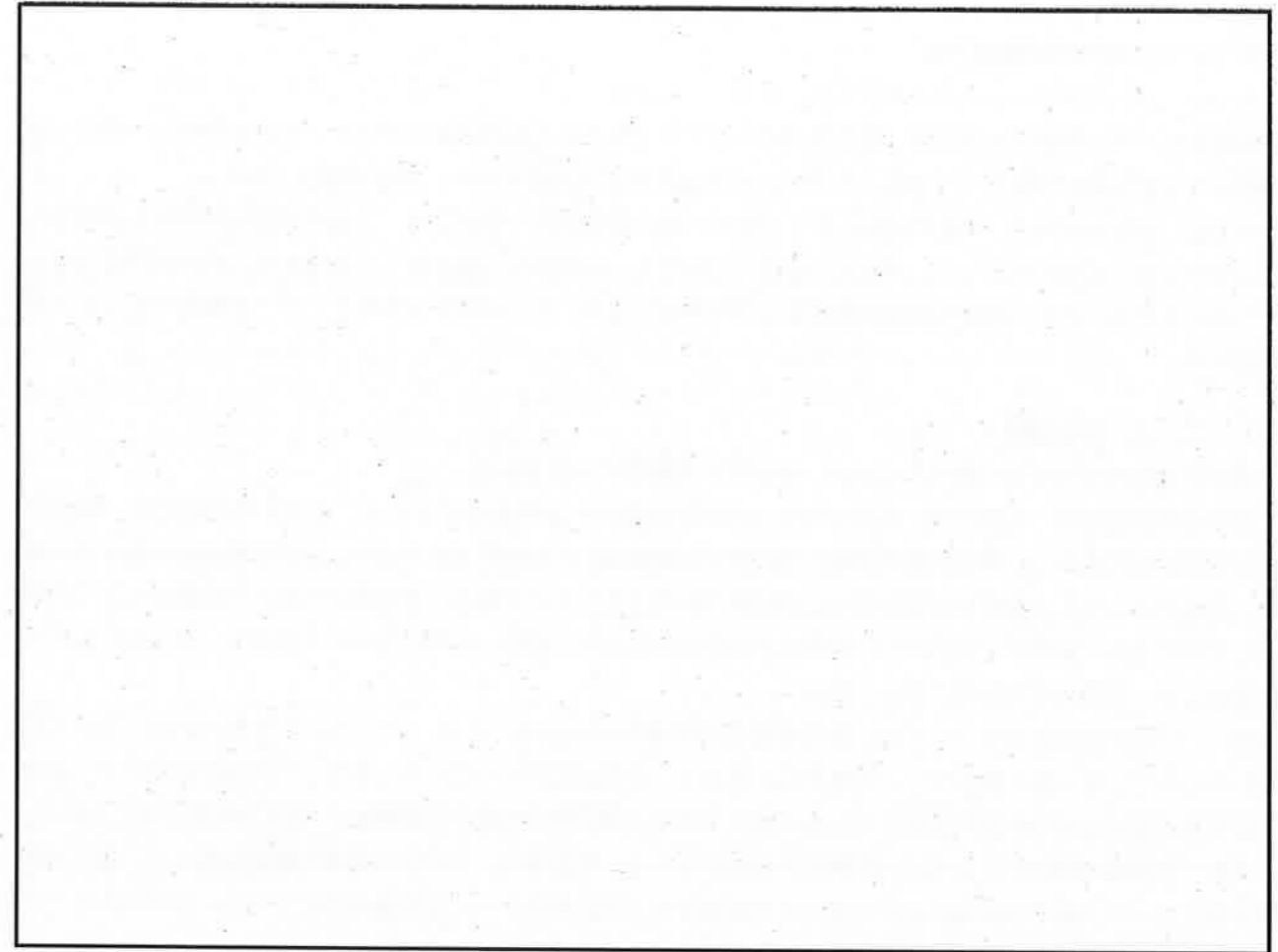


風信亭内部(西側)(昭和63年頃)

4-6-2. 戸山邸養老泉茶室



戸山邸養老泉茶室（徳川林政史研究所所蔵）



戸山邸養老泉茶室 茶室部分拡大（前掲）

尾張徳川家下屋敷にあった茶室である。正確な平面規模は不明であるが、寄棟造りの茅葺き屋根にこけら葺きの下屋庇が巡らされていることが分かる。正面と右側面に沓脱石が据えてある。写真を見る限り、内法の鴨居などの存在がないため、とても開放的な造りのようである。右側面は影になっており不明であるが、同じく開放されていると思われる。

下屋の軒高と柱の間隔から、正面は左から1間半、一間半、1間の間口4間であろうか。と、仮定すれば主屋の左手に張出し部分の奥行は1間であろうか。張出部分には手摺のようなものがあり、西芳寺湘南亭に見るような板敷の広庇のような扱いであったと想像される。

内部については、不明であるが、沓抜から縁に上がり、さらに一段上がって座敷があるようにも見える。

注目されるところは、茅葺きの棟飾りである。棟飾りは、筭棟若しくは竹簧巻とみられる、東海地方の特色をあらわしている。茅葺きとしてはとても緩い勾配で温和な佇まいを見せている。

4-7. 類例建物

4-7-1 余芳の建築的特色

余芳は、杉の面皮柱に切妻の茅葺き屋根、四周に下屋を巡らしている。内部には二畳の上段を設け、床と付書院を備えている。茅葺きであるが、草庵風というよりは、格式ある御殿の組立である。茅葺き屋根は、通例の矩勾配よりも少し緩い勾配としており、こういったところにも草庵風でない、気品が漂っている。

余芳は、風信と同じく、水屋が設けられていない。徳川慶勝撮影の写真にも「二之丸御庭の御茶屋」と題されていることからわかるように、茶室という扱いではなく、北園地の景観をゆっくり楽しむための休憩所であったと考えられる。また、回遊式庭園の点景としても重要であり、まさに庭中の茶屋というべき建物であったと想像される。

4-7-2. 類例建物

余芳の建築的特色をもつ類例としては、等持院の清漣亭があげられる。

等持院の清漣亭は、梁間1間、桁行2間の小規模の建物で、水屋を備えている。現存する清漣亭は、明治29年に再建されたもので、それ以前の建物は『都林泉名勝図会』にも紹介されており、起こし絵図も存在する。現在の清漣亭は、起こし絵図と絵図を参考に同規模で再建されたものである。その際、上段と点前座を付して茶室として再建され、水屋が付加された。野趣のある皮付の丸太柱に軒桁、六角になぐった垂木や、はつり目を付した落掛など、野趣のある侘びた造りである。

他に、上段を備えた茶室としては、修学院離宮の窮遠亭があるが、18畳一案に台目畳6畳の上段が設けられているのみで、床も飾り棚もない。規模が全く異なり、水屋を備えているため、余芳とは用途が異なるが、上段を備えた茶室としての性格は類似していると考えられる。面皮柱に黒漆の上段框など、端正な気品が感じられる。

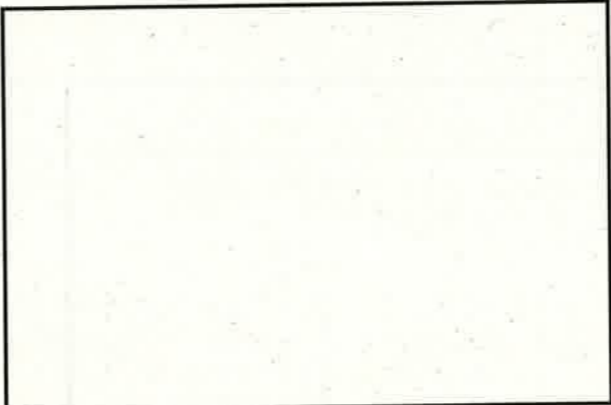
また、同規模の御茶屋としては、桂離宮の賞花亭がある。賞花亭は、コの字に畳敷の腰掛を配して、竈と水屋棚を備えている。眼下の庭園に向かって2方が開放され、峠の茶屋といった簡素な造りである。歪みのあるクヌギの皮付き柱等、非常に侘びた造りである。



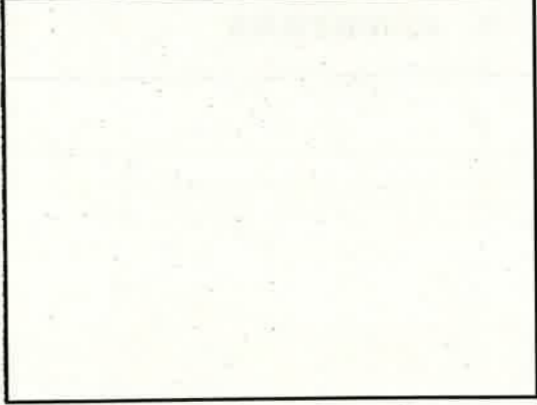
「都林泉名勝圖會卷四」より転載



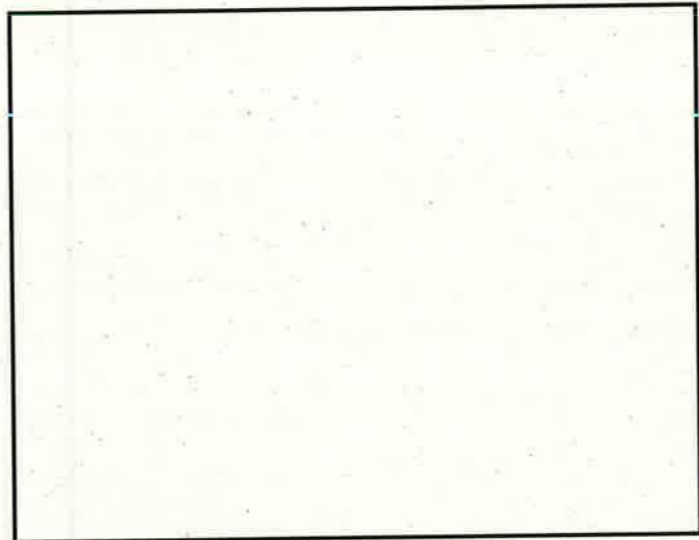
等持院（京都）清漣亭外観
『普請64号』（一般財団法人京都伝統建築技術協会発行）より転載



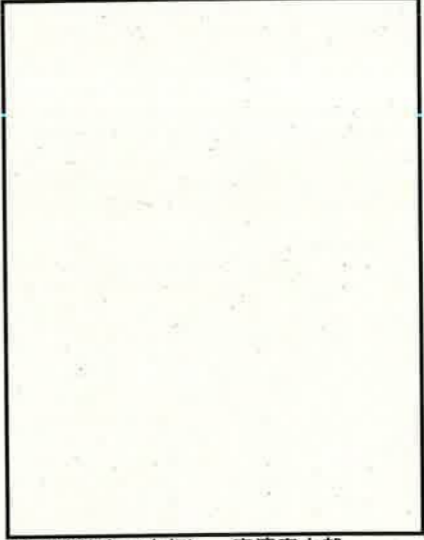
等持院（京都）清漣亭内部
『普請64号』前掲より転載



仁和寺（京都）飛漣亭
『茶室大観Ⅱ』（創元社発行）より転載

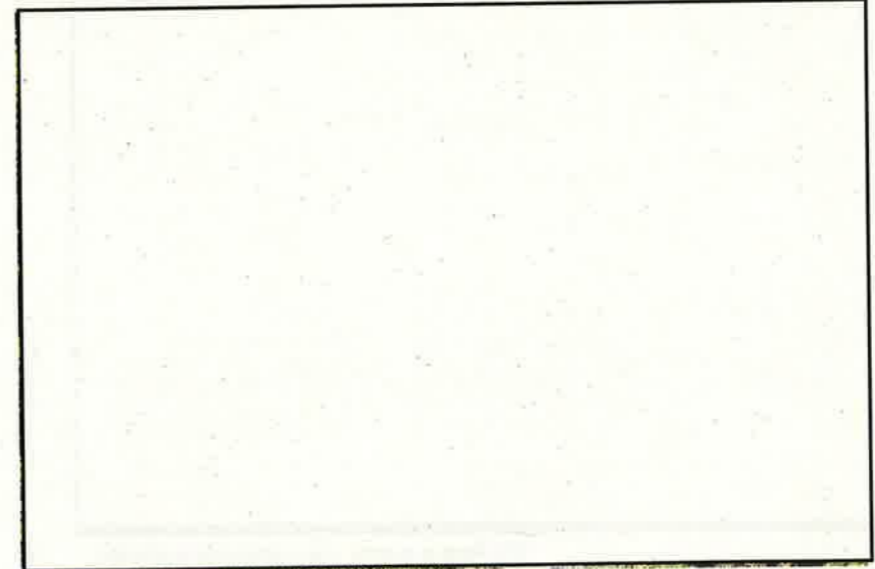


修学院離宮（京都）窮遠亭外観



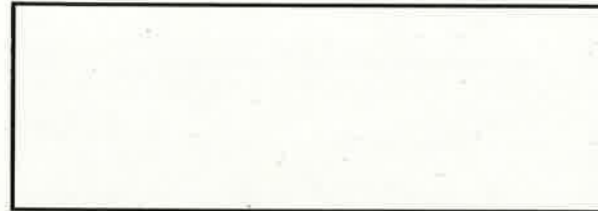
修学院離宮（京都）窮遠亭内部

『修学院離宮』（昭和59年5月、財団法人有職文化協会発行）より転載

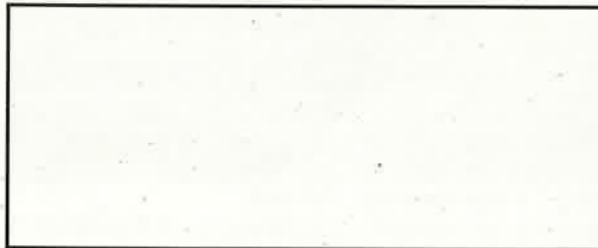


桂離宮（京都）賞花亭
『桂離宮』（小学館発行）より転載

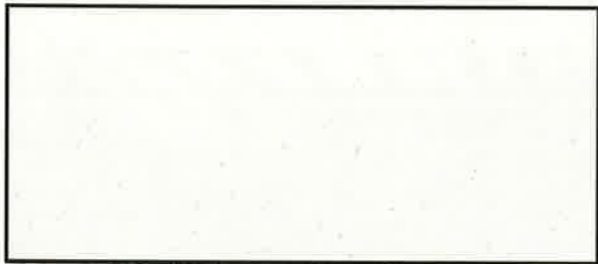
4-7-3. 足元の類例



待庵（国宝）の足元をみる
 『国宝・重文の茶室』（世界文化社発行）より転載
 自然味のある礎石を用い、差石（狭間石）は礎石と同種材で、大きさも殆ど変わらない石を用いている。差石というよりは、基礎の一部であるかのような扱いである。腰巾木は、杉の中柵板、成は8寸程度としている。

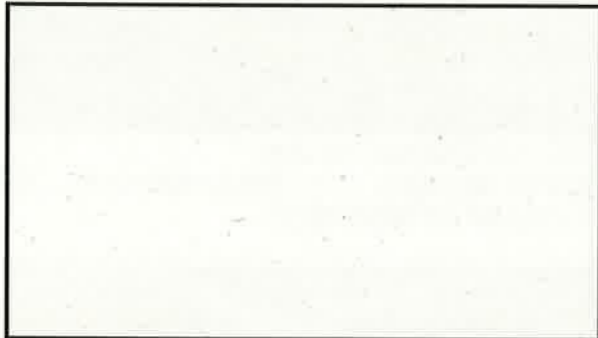


如庵（国宝）の足元をみる
 『教寄屋建築集成茶室と露地』（小学館発行）より転載
 柱礎石は、材種の異なる大振りの自然石を用いている。差石（狭間石）は、天端が平坦で角のある小さめの自然石で、柱の面と同じ出入り程度で、礎石天端から1寸程度下げて据えている。腰巾木は、杉の中板目、成は礎石天端より8寸程度としている。

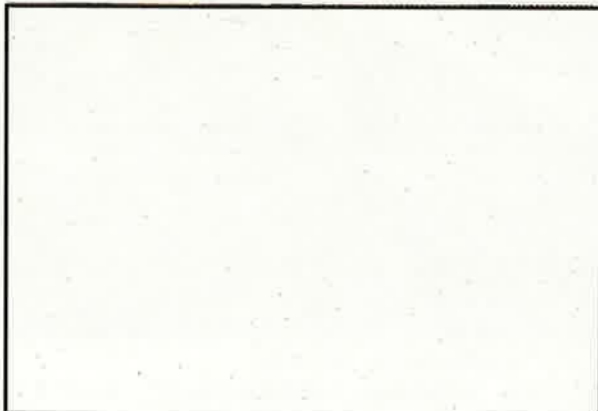


燕庵（重文）の足元をみる
 『国宝・重文の茶室』（世界文化社発行）より転載
 柱礎石は、柱の2.5倍程度の自然石を用いている。差石は腰幅木と連子格子の部分でその意匠を変えている。腰幅木のある部分は、土間叩きで地盤を盛り上げているため、如庵と同じような8分程度の見え掛りで、連子格子の部分は、直接地盤面に接するため、待庵と同じような差石の意匠としている。腰幅木は、特色のある木目の杉材で、成8寸程度としている。

4-7-4. 軒裏の類例



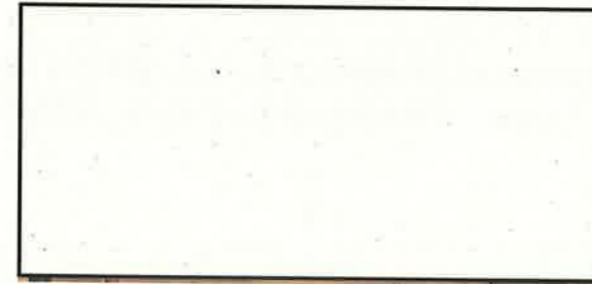
曼珠院茶室（重文）の天井をみる
 『国宝・重文の茶室』（世界文化社発行）より転載
 外部の化粧屋根裏は、内部の掛込天井と同じである。
 垂木は、杉の小丸太と赤松皮付きの小丸太を交互配し、間垂木は大和竹とし、小舞は大和竹2本宛とし、間垂木に藤蔓掻きとしている。化粧裏板は、杉野根板の羽重ね張り。
 古典の茶室の軒裏には、竹の垂木が多く用いられており、2種類の小丸太を用いた例は、珍しい。垂木間の竹と、小舞竹の藤蔓掻きは、茶室の化粧屋根裏の典型的な手法である。



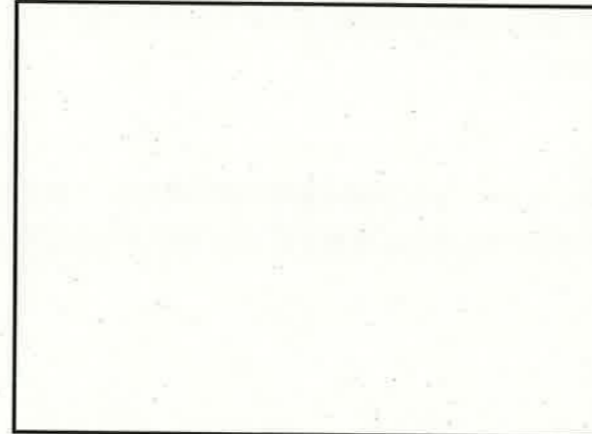
当麻寺中之坊茶室（重文）の天井をみる
 『国宝・重文の茶室』（世界文化社発行）より転載
 外部の化粧屋根裏は、内部の掛込天井と同じである。
 垂木は、小丸太と竹の交互配し、間垂木は大和竹としている。小舞は、杉削木と竹を交互に配してし、間垂木に藤蔓掻きとし、化粧裏板は、杉皮張り。
 他に例を見ない組み合わせである。



玄甲舎（玉城町指定文化財）の軒裏をみる
 梁間5間、桁行8間の一角に小間の茶室を配し、その土間庇部分を草庵風な意匠にまとめている。写真は、その草庵風の軒裏である。
 竹と杉の押角材を交互に配し、間垂木に大和竹を入れて、大和竹の小舞と藤蔓掻きとしている。小舞は、1本、2本と交互に配し、化粧屋根裏は、杉皮張りとしている。



聚光院禅床席（重文）の天井をみる
 『国宝・重文の茶室』（世界文化社発行）より転載
 外部の化粧屋根裏は、内部の掛込天井と同じである。
 垂木は竹垂木、化粧裏板は杉野根板の羽重ね張りとし、垂木間の押えに煤竹へぎ材用いた庚申張りとしている。



西芳寺湘南亭（重文）の軒裏をみる
 『国宝・重文の茶室』（世界文化社発行）より転載
 化粧屋根裏の垂木は多種類の小丸太を配し、小舞は木小舞としている。先例のような間垂木はない。化粧屋根裏は、杉野根板の羽重ね張りとしている。

類例を総合的に判断して、余芳の軒裏を検討してみる。
 「余芳亭」の解体前の軒裏は、丸太と角垂木を交互に配して、木小舞としていたが、垂木掛の墨書から、当初の垂木は木（※1）と竹が交互に配されていたことが判明した。また、垂木間に巾5分、深さ5厘ほどの彫り込みが施されていることから、当初は垂木間にへぎ材を押えに用いた庚申張りであったと推察される。
 （※1）当初材と思われる垂木が残存。杉の押角材（1.2寸角）

5. これまでの部材調査の成果概要

5-1. 平成23年度の解体調査

調査の経緯

「余芳亭」は、昭和48年に名古屋市の文化財に指定された。指定後も所有者である大矢家によって維持管理が行われてきたが、平成22年11月に御当主の死去に伴い、ご遺族から寄付の申し出があった。名古屋市では、平成22年度に特別史跡名勝名古屋城全体整備検討委員会庭園部会を設置し、具体的な検討が開始されていた時期であった。名古屋市では、本建物が将来の二之丸庭園整備にあたって重要な意味合いをもつ遺構であることを認識し、移築再建を前提として譲り受けることとした。

将来の再建に備えるため、解体工事に先立ち、現状の詳細な記録と調査を実施することとした。調査は名古屋市教育委員会が担当した。詳細な調査は、解体工事と並行して行われ、将来の再建に参考とするため、増改築の痕跡、細部の写真撮影等の調査が実施された。

調査の成果

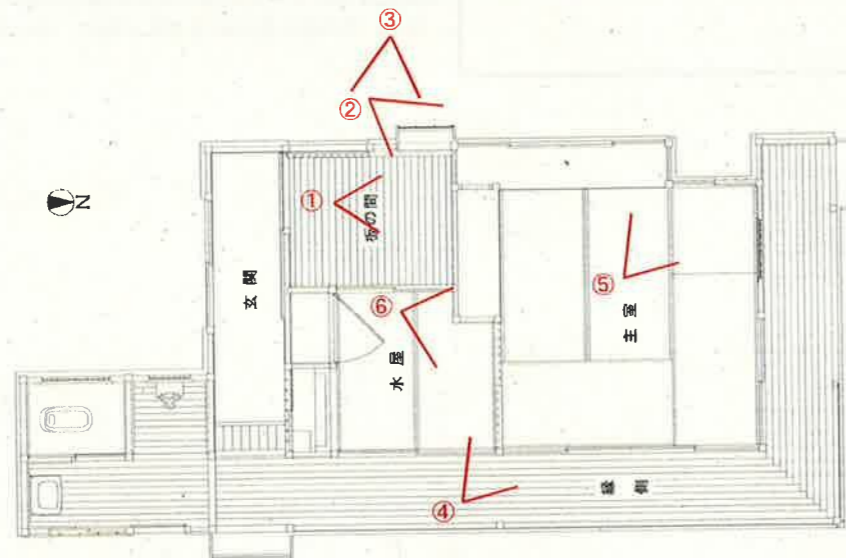
解体前の詳細な実測図を作成し、構造形式、内外部仕上げがまとめられた。

この時の解体調査で、部材の痕跡等は網羅されて、当初材の転用、建物の変遷も明らかとされている。また、痕跡と「御城御庭絵図」と照らし合わせて、復元考察も行われた。

解体部材は、名古屋城内に格納保管された。

解体前の状況で特に注目されるのは、建具についてである。

主室と水屋境の建具は失われていた。その他の建具は残存しており、特に北側と東側の腰高障子は、2組があったとある。框の塗か出書院と同じものと、腰板に絵が描かれているものの2種類があった。絵がかられた障子は、上框に「梅山筆」と彫り込みがあった。



平成23年解体時平面図（写真位置図）



写真① 小屋組の解体状況（H23年度）
当初軒桁が水屋側に転用されていたことが判明。



写真② 小屋組の解体状況（H23年度）
下屋軒桁の当初材が残存。丸太の軒桁には、不要の折釘が一定の法則で打たれていた。掛雨戸の掛釘と推定。



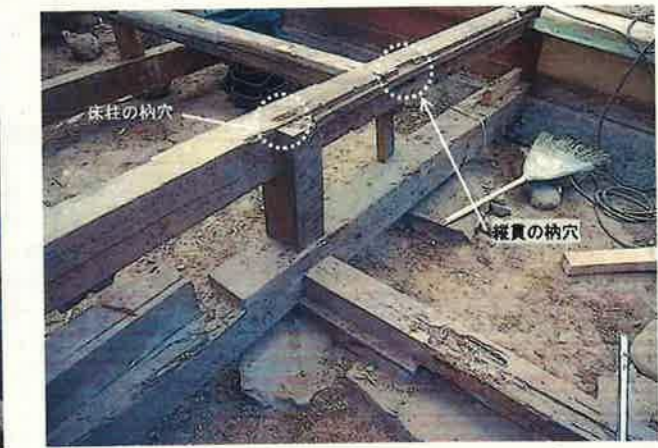
写真③ 小屋組の解体状況（H23年度）
板の間部分の丸太の軒桁に不要の折釘が残存。下屋軒桁の当初材と判断できる。



写真④ 天井材解体状況（H23年度）
天井材は当初材が残存していた。廻縁上の銅縁材天端に、使用していない枯木決りの痕跡があった。



写真⑤ 床組の解体状況（H23年度）
足固めは、付書院部分のみ後補材で、他は当初材が残っていた。当初材の足固めに不要の根太の痕跡があった。



写真⑥ 床組の解体状況（H23年度）
床柱の東側（当初は西側）に貫の痕跡があった。ちょうど上段框が取付く位置であった。

5-2. 平成27年度の詳細調査

調査内容

平成23年度の調査をもとに、さらに詳細な部材の調査が実施された。平成27年度は、古絵図の他に、古写真とも照らし合わせて再建根拠が精査された。

調査の結果

平成23年度では、わからなかったことが判明。

平成26年度に、左官材料について下記の見解が示されたが、

柱の痕跡から、左官材料が検出された。左官の上塗りは、外壁(増築部)が色土(小牧産の赤色花崗岩の石粉を混ぜた粘土)、内壁は豊田産と思われる黄土の粘土で、部屋内はのろかけであったと思われる。砂6合割の硬調の仕上げが安政頃の流行と知られる。

平成27年度の調査では、小牧色仕上げは、水屋が増築された際に塗られたと考えられ、江戸期にはなかったと考える。(古写真からも赤味の明度が妻壁に感じられない。)との見解が示された。

5-3. 平成30年度の仮組調査

仮組調査に至った経緯

今後の余芳の移築再建にあたり、設計精度を確保するため、事前に仮組による詳細な調査が必要と判断され、かつ合理的な作業と考えられた。

仮組により、部材の破損状況とその原因の把握、復元の検討のため、総合的な判断が可能となり、設計精度を高めることになるとのことで、仮組調査が実施された。

但し、平成30年度は、軒桁より上部の小屋組みについては、仮組を行っていない。

仮組による成果

仮組によって、かなり具体的な構造と改変状況が明らかとなった。また、仮組調査の設計監理者である株式会社環境事業計画研究所及び、仮組を実施した魚津社寺工務店の見解も詳述されている。

仮組調査では、河田克博委員と麓和善委員のご教示があった。

○河田委員からのご教示

構造上の補強方法、部材繕いの修理方法、参考事例などのご教示があった。

○麓委員からのご教示

設計監理者と施工者の間では明治期の材と考えられていた妻梁、軒桁、小屋梁などの構成部材は、痕跡、加工痕などから当初材と考えられるとの見解が示された。

軸部材だけでなく、貫などの野物材もすべて組み上げて取り合いを検討し、小屋組についても仮組できる場所を確保して、さらに詳しく検証する必要があるとのご教示があった。

根継などは、根継位置を踏襲して継木材を取り替える、といった修理内容のご教示があった。

5-4. 令和3年度の仮組調査

仮組調査に至った経緯

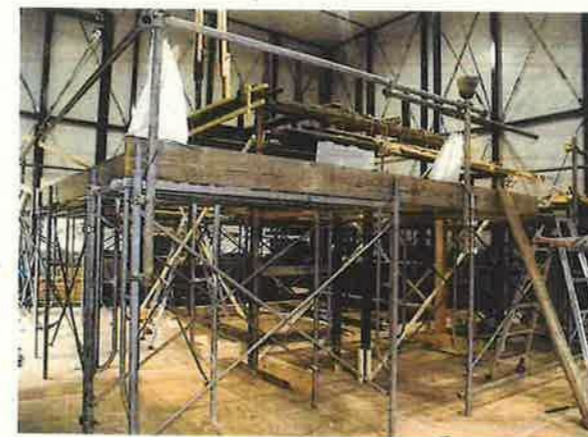
平成30年度の仮組調査において、建造物部会から、広い場所で部材の相関関係を見ながら検討する必要がある。また、小屋束も含めて仮組できる場所を確保して、さらに詳しく検証する必要があるとのご教示があり、二之丸庭園内に2階建て規模の仮設小屋を建て、仮組を行い詳細な調査を行うことになった。

調査内容と成果

二之丸庭園時代の余芳を推定して仮組を行い、構成部材の詳細な調査が実施された。痕跡に基づき主屋軒桁と鼻桁及び隅柱の原寸模型を作成して当初構造の検討も行われた。併せて、推定再建図の作成と再建図に基づく耐震診断とその補強案が示された。

仮組状況と推定再建図から当初材、繕い及び取替材などの補足木材の構成部材調書を作成し、工事費の概算も算出された。

令和3年度の調査結果は、今後の整備に向けた基本設計、実施設計の基礎資料として十分な成果が得られた。



仮組状況①



仮組状況②



仮組状況③



仮組状況④

6. 根拠資料を用いた再建検討の考え方

表 3-6-1 根拠資料を用いた余芳各部の再建検討の考え方一覧表

	再建根拠の考え方	具体的な再建根拠資料
平面規模・位置	<ul style="list-style-type: none"> 既存建物の実測、部材の痕跡による。 発掘調査の手水遺構・古絵図・古写真なども参考とする。 発掘調査の手水組遺構による。 	<ul style="list-style-type: none"> 主屋平面 → 部材実測値、痕跡による 下屋柱位置 → 痕跡による。 濡縁 → 痕跡、手水組遺構及び古絵図、古写真などから奥行寸法を検証 建物位置 → 発掘調査で確認された手水組と礎石の遺構
構造形式・各部寸法	<ul style="list-style-type: none"> 部材の実測寸法、当初材の痕跡による。 屋根の形状や勾配などは痕跡や古写真の解析結果等を参考とする。 類例建物を参考とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 構造形式 → 解体部材、当初材の痕跡 足元廻り → 類例建物 屋根形状 → 古写真、類例建物 各部寸法 → 部材実測値、痕跡、古写真解析の寸法値を検証
外部意匠	<ul style="list-style-type: none"> 既存材、古写真、古絵図、類例建物を参考とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 腰幅木 → 痕跡、類例建物 濡縁縁板 → 痕跡、古絵図 連子格子 → 既存材若しくは痕跡、類例建物 下屋軒裏 → 痕跡、類例建物 主屋軒裏 → 類例建物 主屋妻壁 → 古写真
内部意匠	<ul style="list-style-type: none"> 既存材、痕跡による。 古写真、古絵図、類例建物を参考とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 天井廻り造作 → 既存部材 床廻り造作 → 既存部材 書院廻り造作 → 既存部材 上段框 → 痕跡、類例建物 下地窓 → 痕跡、既存部材、古写真 腰張 → 古写真、類例建物
建具	<ul style="list-style-type: none"> 既存材、古写真、類例建物を参考とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 腰高障子 → 既存建具 下地窓障子 → 既存建具 付書院明障子 → 既存建具 連子窓障子 → 既存建具 外部掛雨戸 → 古写真、類例建物
材料・仕様等	<ul style="list-style-type: none"> 既存材、痕跡による。 古写真、類例建物を参考とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 使用木材 → 既存部材、類例建物 内外部壁 → 既存材料、類例建物

第4章 余芳再建検討

1. 再建考察

1-1. 再建考察の概要

〔各部再建のための基本的な考え方〕

- ・ 軒内に掛かる手水鉢廻りについては、庭園復元計画で検討する。
- ・ 建物の配置については、発掘調査結果から明らかとなった手水石組跡の北側とし、古写真の分析結果、絵図等を参考に、位置及び傾き等を決定する。
- ・ 各部の寸法については、当初材の痕跡を最優先とし、屋根の主要寸法は古写真解析により寸法値を決定する。また、古写真等で不明な仕様については、類例建物を参考に決定する。
- ・ 上屋、下屋の軒裏廻りの仕様については、既存建物の仕様を掘り所としつつ、痕跡及び類例を参考に決定する。
- ・ 建具については、原則として既存材を再用とするが、古写真Bの『清水池園林泉帖』記載事項についても検討する。外部の雨戸類は、類例を参考に決定する。

表 4-1-1 根拠資料と設計の進め方一覧表

区分	主な規模や仕様など	根拠とした資料と設計の進め方
平面規模・配置	主屋) 10.05 尺四方 下屋) 1.6 尺 (床の間、付書院奥行寸法)	既存材実測により平面寸法を決定し、遺構の手水組の北側の右を礎石として配置を決定する。
主な構造形式	1 間半四方、四周下屋庇付。 柱は礎石建ち、南面して建つ。柱上部に軒桁を載せ、中梁を妻梁で挟み軒桁で受ける。 軒桁から中梁に梁を架け、小屋束を立てて棟木、母屋を受ける。 下屋軒桁は、床の間、付書院部分は柱上部に載せ、他は枯木で枯上げる。	小屋組の架構は、原則として既存構造を踏襲する。枯木構造は痕跡により確定する。 柱足元の仕様は、遺構及び足元廻りの痕跡から類例により確定する。
各部寸法	柱：(主屋・下屋) 杉面皮柱 2.7 寸角、床柱：赤松皮付 径 2.8 寸 床高：礎石天端より敷居天端まで 1.48 尺 主屋軒桁高：礎石天端より軒桁天端まで 9.58 尺 下屋軒桁高：礎石天端より軒桁天端まで 7.98 尺	柱寸法は、部材実測による設計寸法値。 床高は、既存建物が土台建ちの為、類例により推定する。 各軒高は、部材の痕跡等の実測値により決定する。
屋根	主屋) 切妻造茅葺き。棟飾り品軒積。起り付。 軒の出(垂木の流れ寸法) 1.0 尺、茅の出(広小舞より) 流れ寸法 4.8 寸、茅厚 1.0 尺。 屋根勾配 8 寸 下屋) 四周下屋庇付、こけら葺き。南面のみ継る屋根付。 軒の出約 3.6 尺(柱芯より屋根材先端まで)。屋根勾配 4.3 寸勾配	古写真Aにより、屋根形状および仕様を確定する。 古写真からも判断できない箇所は、類例により推定する。 下屋の南面は、当初の化粧垂木が 3 本残存。
壁	内部) 土壁塗り 外部) 色土	平成 28 年の調査報告書によるが、類例により推定する。
内部造作	上段框、床框、付書院、上段) 折上天井鏡板張、下座) 平天井、付書院透かし彫板欄間	内部造作材は、その殆どが残存している。 上段框は失われているため、痕跡により形状、寸法を確定し、材種等は類例により推定する。
建具	開口部腰高障子、下地窓片引き障子、連子窓引違障子、付書院腰高障子、掛雨戸	建具類はその殆どが残存している。掛雨戸は痕跡により寸法を決め、意匠は類例を参考として決定する。
その他	内部) 内部腰張、付書院地板下腰板(張付壁)、各種釘 外部) 差石、軒内叩き、腰幅木、南側濡縁	原則として既存仕様に準じるが、不明な点は古写真で判断できる部分は古写真を参考とし、それ以外は類例を参照する。

1-2. 平面計画

平面寸法

- ・平面寸法は、実測寸法により主屋を10.05尺四方とし、床の間及び付書院の奥行を1.6尺とした。
- ※余芳の平面は、6.34尺×3.17尺の畳割制が採用され、柱は2.7寸角の杉面皮柱。上段の畳寸法、下座の畳寸法から明らかに上段を意識した平面計画であることが分かる。

濡縁の奥行寸法について（次項で遺構をもとに検討する）

- ◆絵図を参考とすれば、下図のような再建図も考えられるが、濡縁の寸法については、手水組の遺構と密接な関係にあるため、手水組の遺構も併せて検討する必要がある。
- ・下図は、濡縁の意匠は絵図に倣って榑縁とした図である。
- ※古写真に透視図を書き入れて寸法を読み取ると、3尺程度あったが、奥行寸法については、精度に欠ける。

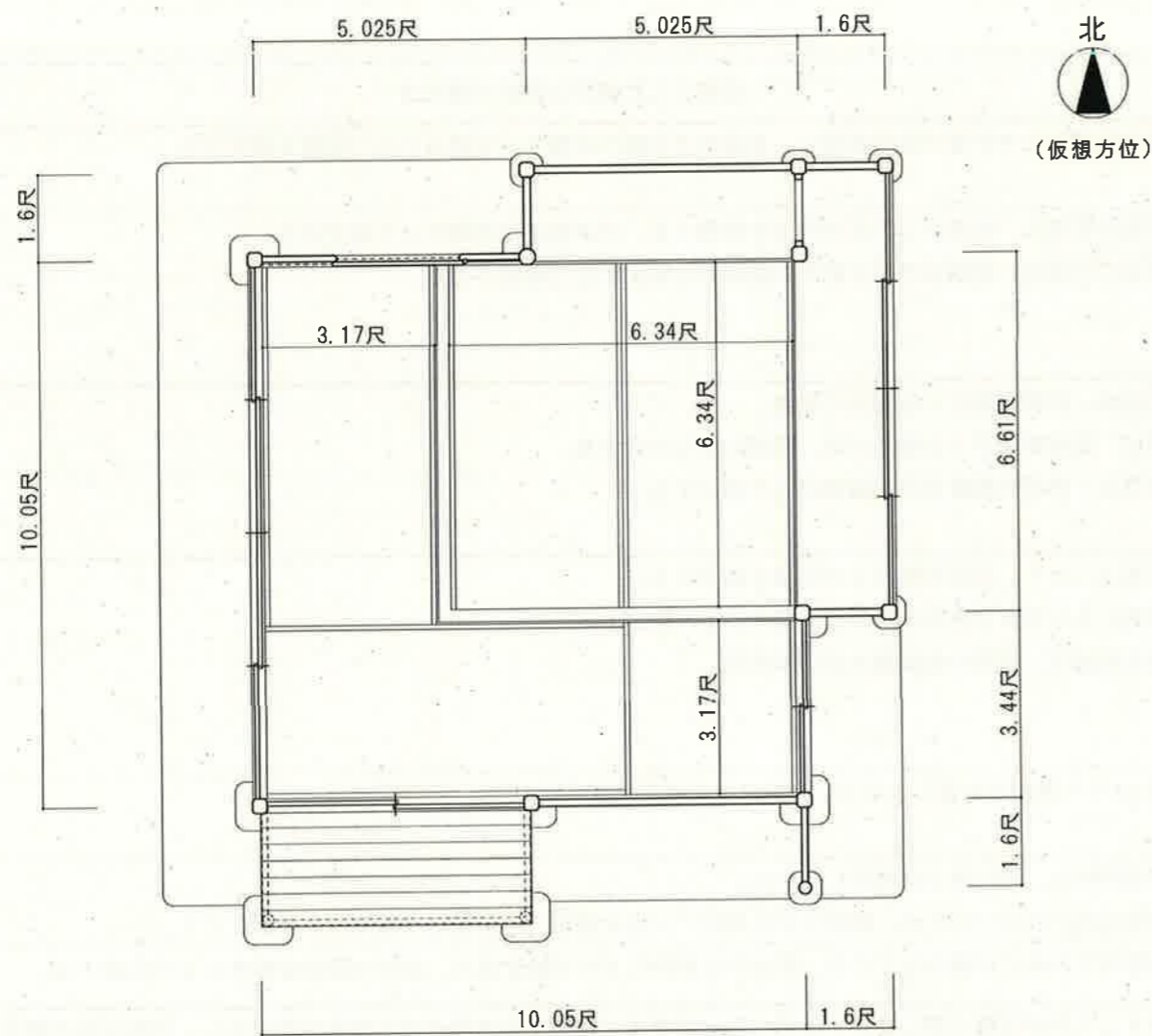


図 4-1-1 余芳 平面計画図（濡縁については次項で検討する）

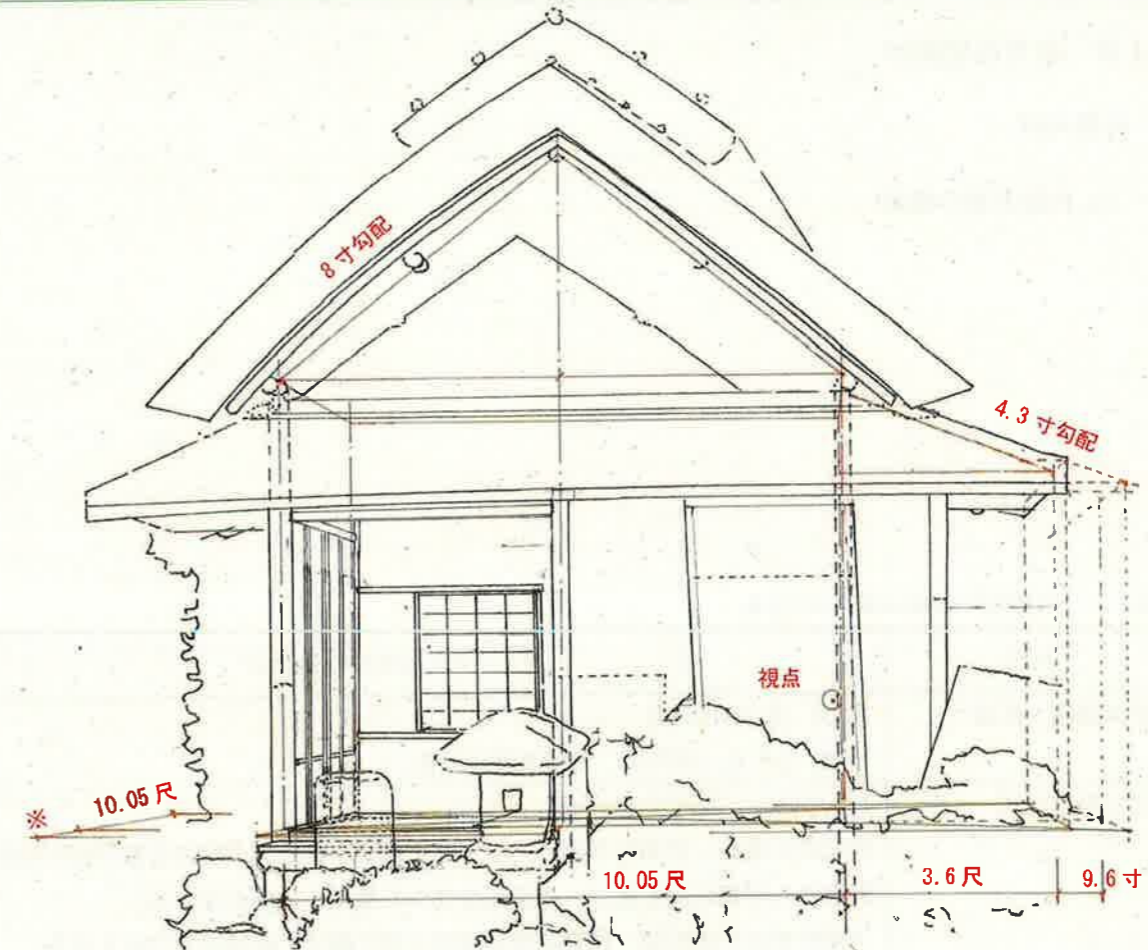


図 4-1-2 古写真のトレースに透視図を書き入れ（古写真については3-2-6参照）

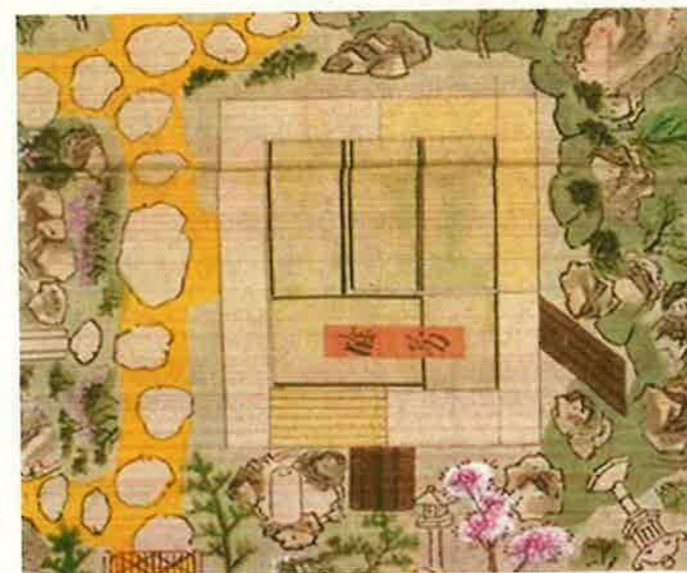


図 4-1-3 『御城御庭絵図』 余芳部分拡大

1-2-1. 配置の検討

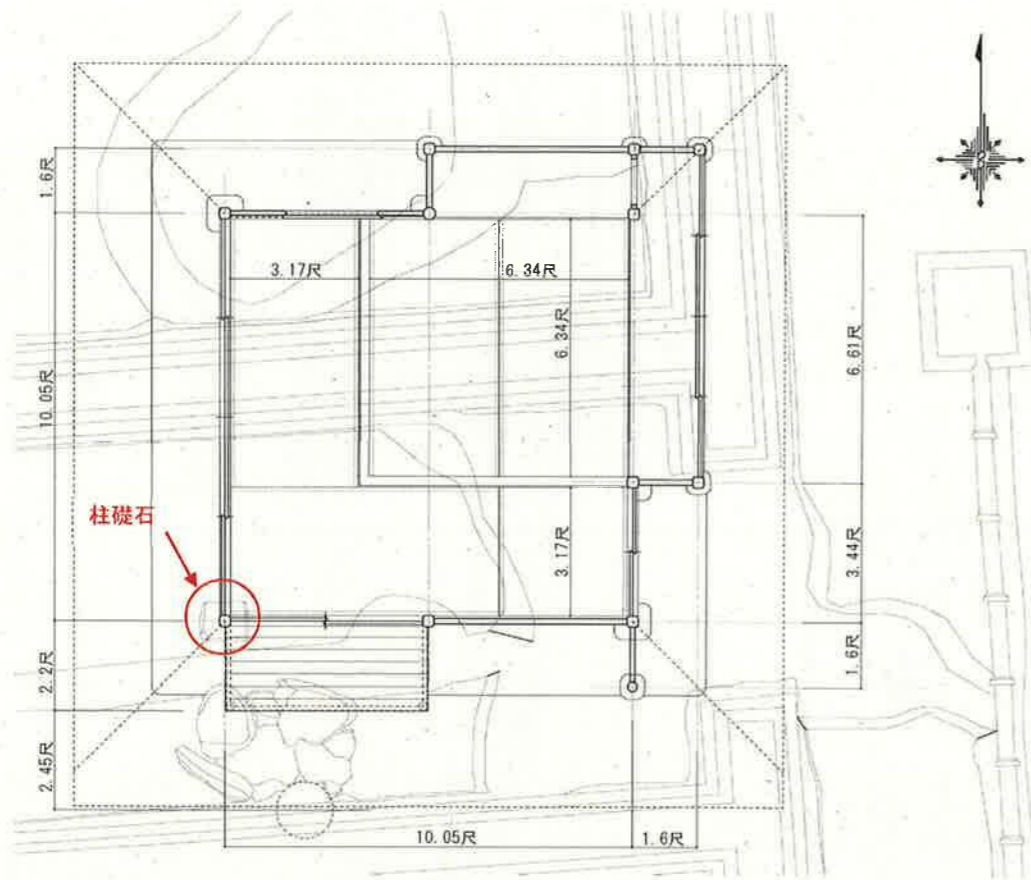


図4-1-4 余芳 配置検討図①

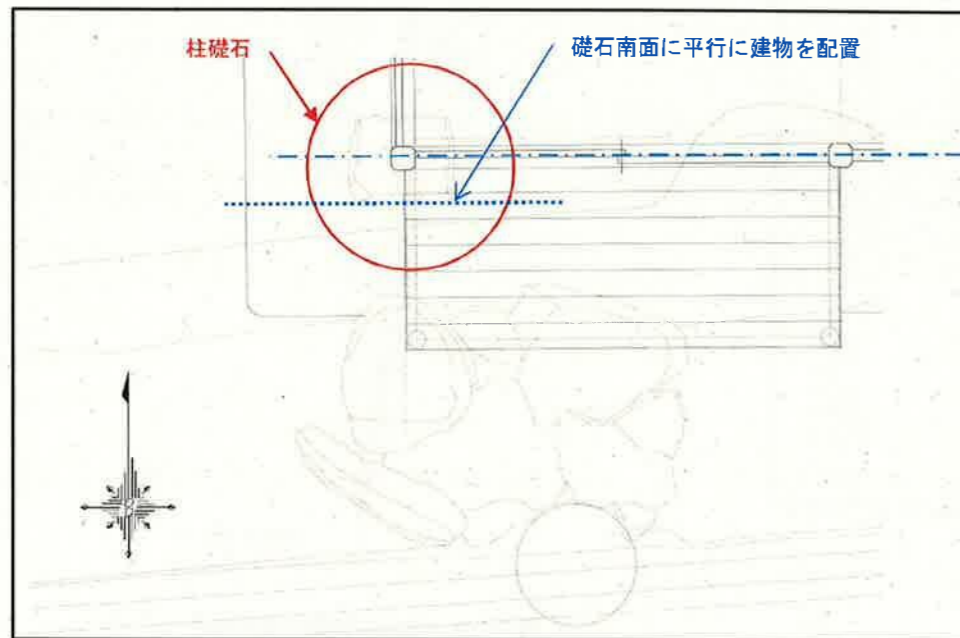


図4-1-5 余芳 配置検討図(礎石部分の拡大)

配置計画

- ・手水組遺構の北側の四角い石を礎石と推定して、礎石南面に傾きを揃えて建物の配置を確定する。
 ※他の礎石は兵舎建設の際に掘り起こされて失われており、唯一の礎石として配置計画の拠り所とした。
 ※南北の軸線上から僅かに反時計回りに振れているが、誤差の範囲と考えられる。
 ※礎石としては30cm四方余りあり、建物規模に対して大きく思えるが、桂離宮では大振りの礎石を用いた建物が多数存在する。ありえないことではない。
 ※『御城御庭絵図』では、円形の手水鉢が建物の西側へ寄せて手水鉢が描かれており、古写真では円形の手水鉢が濡縁の中央より西側へ寄っている。配置計画図も濡縁の中央よりも僅かに西に寄っている。

濡縁の奥行寸法について

- ・配置計画に基づいて建物を配置し、縁の奥行寸法は、絵図の畳に対する比率を分一で測定して決定する。
 ※縁束を手水組の北西側の石の北端の方へ乗る格好となり、手水鉢の使い勝手よほど良い位置になる。
- ・濡縁の様子は痕跡及び絵図に倣い榑板7枚の打ち被せとする。
 ※南西隅柱に框の痕跡があり、縁板は打ち被せで、厚みは6分であることが判明している。
 ※榑板の一枚幅は凡そ3寸となる。

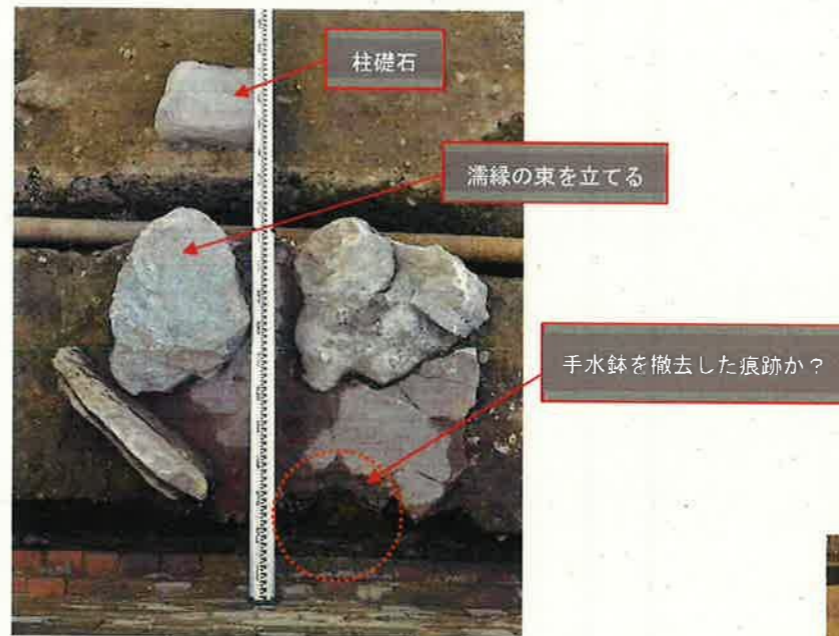
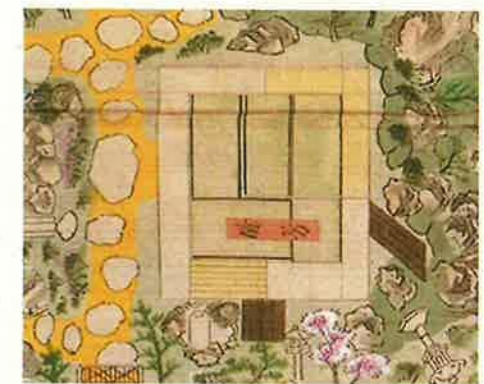


図4-1-6 手水組の遺構写真



『御城御庭絵図』 余芳部分拡大



図4-1-7(類例) 桂離宮賞花亭の足元を見る
 写真『桂離宮』(小学館発行)より転載
 大振りの礎石が据えられている。桂離宮では他の建物も礎石には大振りの石が使われている。

1-2-2. 配置計画と古写真との検証

前項で確定した配置計画をもとに古写真の撮影位置について検証してみる。

検証方法（写真の見え方）

- ・写真撮影の焦点は南東柱より僅かに左側と推察。（青丸）
- ・建物の北西隅柱が手水鉢の中心より僅かに右側に見える。（赤丸1）
- ・南西隅柱と濡縁の見え掛り具合。（赤丸2）
- ・北面下地窓と南面中央柱との見え掛り具合。（赤丸3）

結果としては、建物南側壁面から18メートル以上離れた位置から撮影されたと推察される。

※灯籠の位置は、右図の下地窓中心と南面中央柱の間（赤破線の間）の黄破線上にあると推定される。

※手水鉢の見え方（緑破線の間）も古写真のように見える。

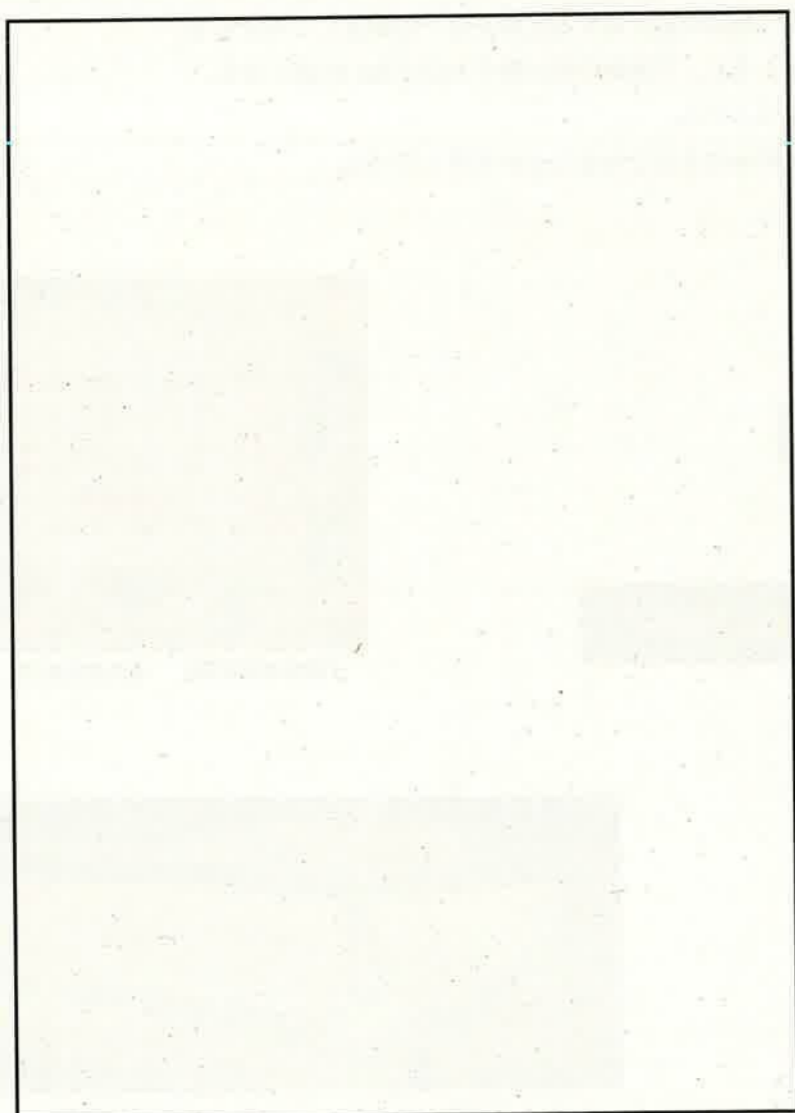


図 4-1-8 「二之丸御庭の御茶屋」 徳川林政史研究所所蔵
(株式会社朋成にて、画像の解像度と濃淡を調整)

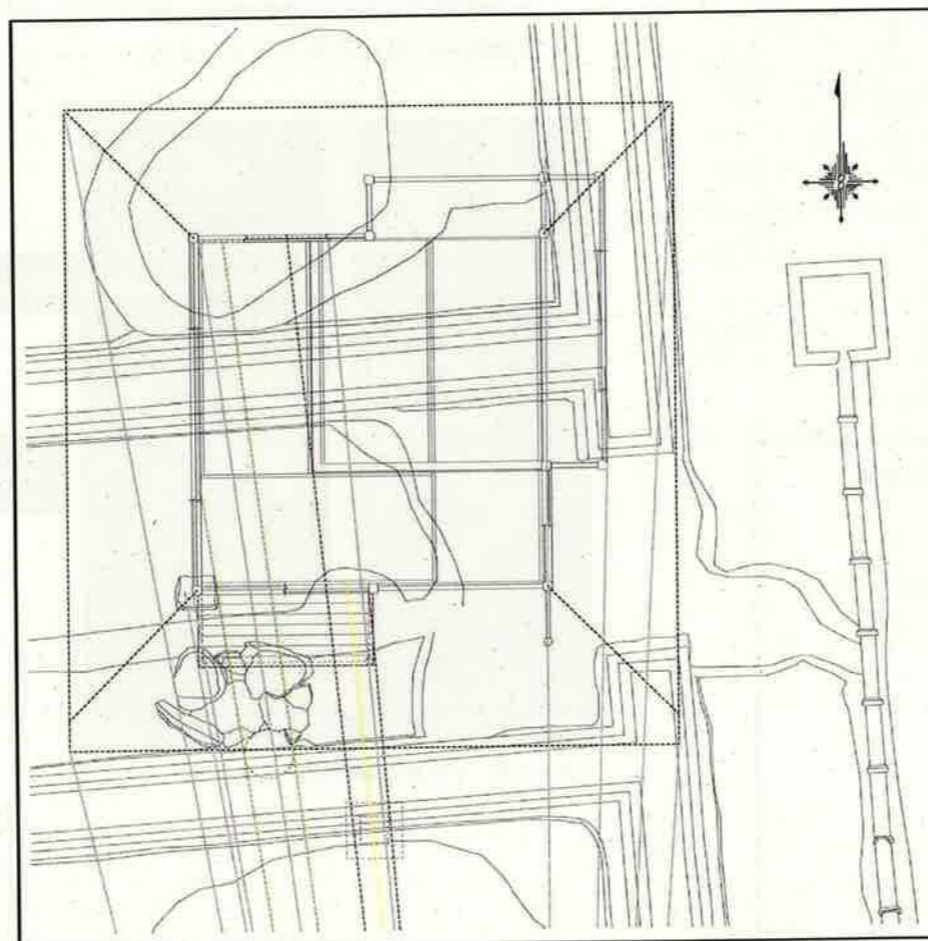


図 4-1-10 右図の余芳部分の拡大

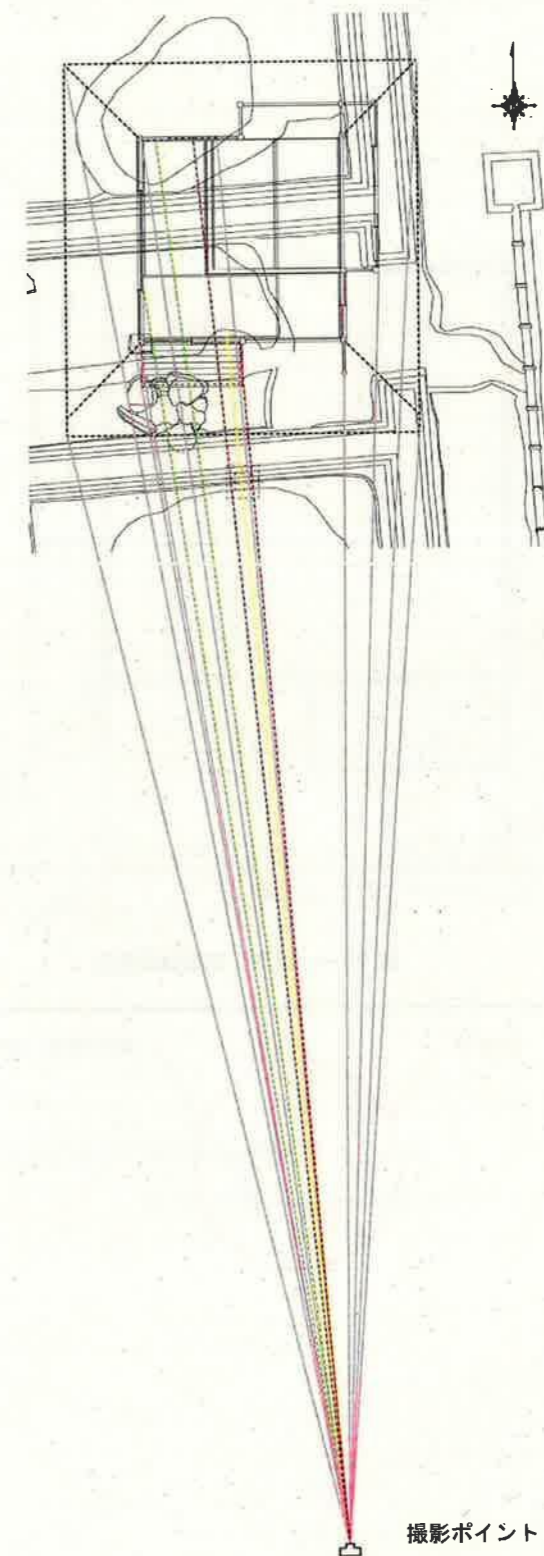


図 4-1-9 古写真の撮影位置の検証

1-3. 構造形式

余芳の根拠資料の検討により主な構造形式は以下の通りとした。

表 4-1-2. 構造形式一覧表

区分	構造形式	考え方	主な再建根拠資料
規模	上段二畳付き四畳半、床、付書院を備える。 南面台目幅の濡縁付。	解体部材の痕跡、絵図Aなどから確定する。	解体部材痕跡 絵図A、絵図B
基礎	自然石の礎石、礎石間差石。 軒内土間叩き。	遺構の四角い石を礎石と推察。腰幅木の痕跡から礎石は建ちと推定。	遺構 解体部材痕跡 絵図A、絵図B
軸部	主屋) 面皮柱自然石礎石建ち、足固め、内法貫で固める。柱頭部を角の軒桁で固め、妻梁を架けて軸部を固める。 下屋) 床の間、付書院は主屋の柱と貫で固め、柱頭部に杉磨き丸太の軒桁を四周に巡らす。	解体部材の痕跡及び、古写真より確定する。	解体部材痕跡 古写真A
小屋組	主屋) 桁行方向の上段框筋に中梁を妻張に架け渡し、東側軒桁から中梁に上段框筋と上段中央部に梁を架け渡す。 梁に束を立て、棟木、母屋を受ける。鼻母屋及び鼻棟木には、丸太を継木する。 下屋) 南面及び西面の軒桁は主屋より桔木で桔上げる。	小屋組は既存の構造を踏襲する。 既存の軒桁は後補材であるが、当初材が残存しており、痕跡から当初の構造形式を踏襲していると考えられる。	既存建物 解体部材痕跡 古写真A
屋根	主屋) 切妻造、茅葺き。起り付。棟飾り品軒積。 下屋) 四周下屋庇付、こけら葺き。南面のみ継る屋根付。	古写真に見られる形状から確定する。	古写真A 当初材(南側の下屋化粧垂木残存)
軒廻り	主屋) 化粧垂木: 妻面竹垂木、他杉押角垂木。蟬羽垂木仕舞、広小舞杉削木、小舞竹小舞、化粧裏板野根板羽重ね張。 下屋) 化粧垂木: 杉磨き小丸太・竹垂木交互、間垂木煤竹へぎの庚申張り、化粧裏板杉野根板羽重ね張、広小舞杉削木。	主屋の妻側は古写真を参照し、軒裏などの不明な箇所は類例による。 下屋は、痕跡により仕様を確定し、不明な箇所は類例による。	古写真A 類例(桂離宮賞花亭)
天井	上段) 折上げ天井鏡板張。 下座) 竿縁天井杉野根板羽重ね張。竿縁竹。 床の間、付書院) 鏡板張		当初材残存。
造作	床の間蹴込床、付書院地板樺玉壱、上段框漆塗り。 外部足元腰幅木。	上段框は、腰高障子、付書院の障子の框が黒漆塗りであることから、漆塗りである可能性が高い。	床の間、付書院廻りは当初材残存。 上段框) 類例 腰幅木) 痕跡による。
壁	内外部とも土塗り		古写真A 痕跡

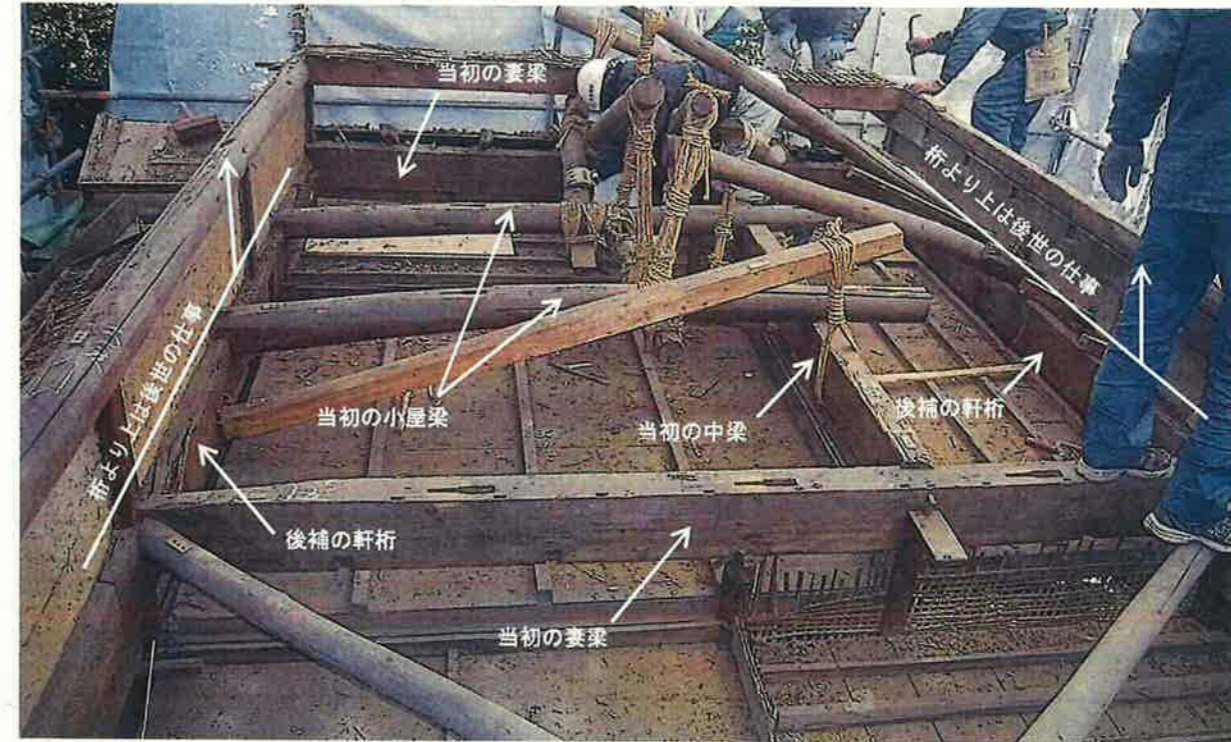


図 4-1-11 既存解体時の写真(平成 23 年)

軒桁、妻梁、中梁、小屋梁の構成は、当初の構造を踏襲していると推察される。
軒桁は後補材であるが、当初材 2 本共に水屋側に転用されて残存。



(へ五柱北面) 腰幅木の痕跡



(へ五柱南面) 濡縁框の痕跡



(ろ四柱西面) 上段框の痕跡



四通り小屋梁の仕口(南面)



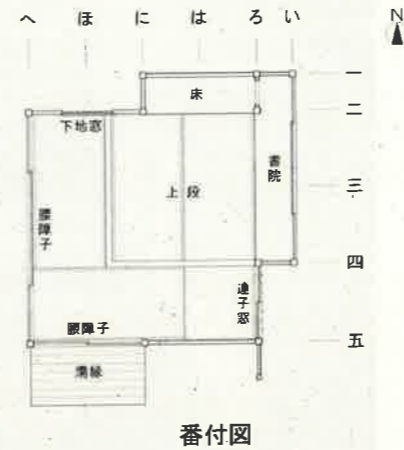
三通り小屋梁の仕口(北面)

左図) 小屋梁の仕口を見る
軒桁の圧痕がはっきりとみられる。
圧痕の成は梁の下端より 1.8 寸で、当初の軒桁に残る梁の仕口の深さも 1.8 寸で合致した。圧痕から 2 分程仕口を深くした加工が施されているが、移築の際の軒桁高さの変更に伴う調整と考えられる。
また、使用されていない垂木の欠き込みがみられた。

1-4. 主要軸部の寸法

[寸法確定の基本的な考え方]

- ・当初材の柱の部材実測から各部の寸法を決定する。
- ・柱の足元は切断されているため、腰幅木の高さを類例から推定して床高を決定する。
- ・軒桁と妻梁の納まりは、当初材に残る仕口を採用する。
- ・軒の出及び屋根勾配は、古写真解析及び透視図を作成して決定する。



床高さ：1.48尺（腰幅木天端より敷居天端まで6.8寸、腰幅木の成を類例により8寸と推定）

（腰幅木の類例）国宝如庵（8.5寸石口より）、重文金地院八窓席（8寸石口より）

下屋垂木掛高：8.25尺（礎石天端より垂木掛下端まで）

主屋軒桁高：9.58尺（礎石天端より軒桁天端まで）

妻梁高：軒桁天端より5分上がり

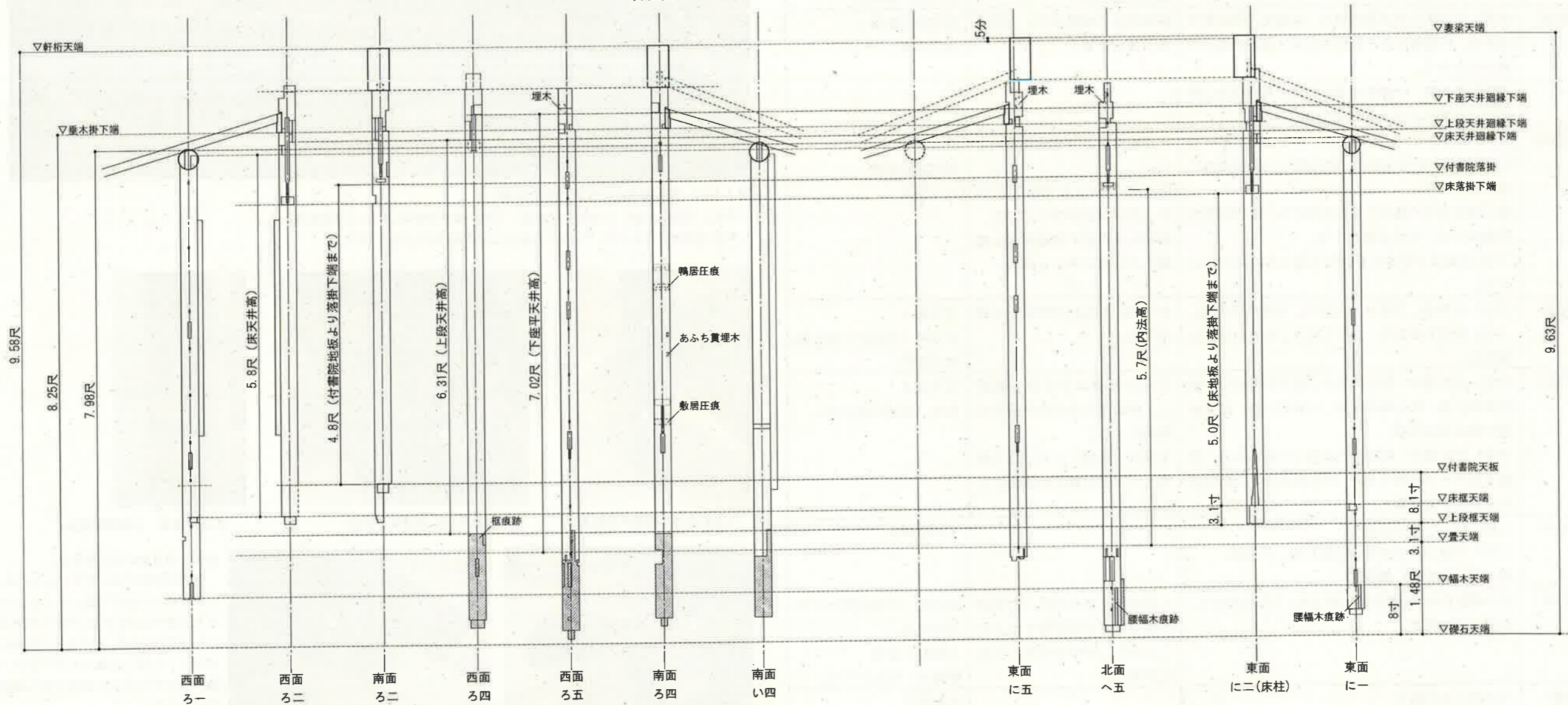
下屋軒桁高：≒7.98尺（礎石天端より軒桁天端まで。但し、下屋化粧垂木3寸勾配として）

下座天井高：7.02尺（地敷居天端より廻縁下まで）

上段廻り寸法：上段框成3.1寸、天井高框上より廻縁下まで6.31尺

床廻り：蹴込床板天端まで3.1寸、床地板より落掛下端まで5尺、床天井高5.8寸（地板より廻縁下まで）

付書院廻り：上段框より付書院地板天端まで8.1寸、付書院落掛高4.8尺（地板より落掛下まで）



凡例）ハッチ部材は根継ぎ材

図4-1-12 柱の部材実測による当初矩計（軒桁・妻梁まで）の検討（寸法は実測値によるため部材毎に5厘から1分程度の誤差が生じている）

1-5. 小屋組の構造

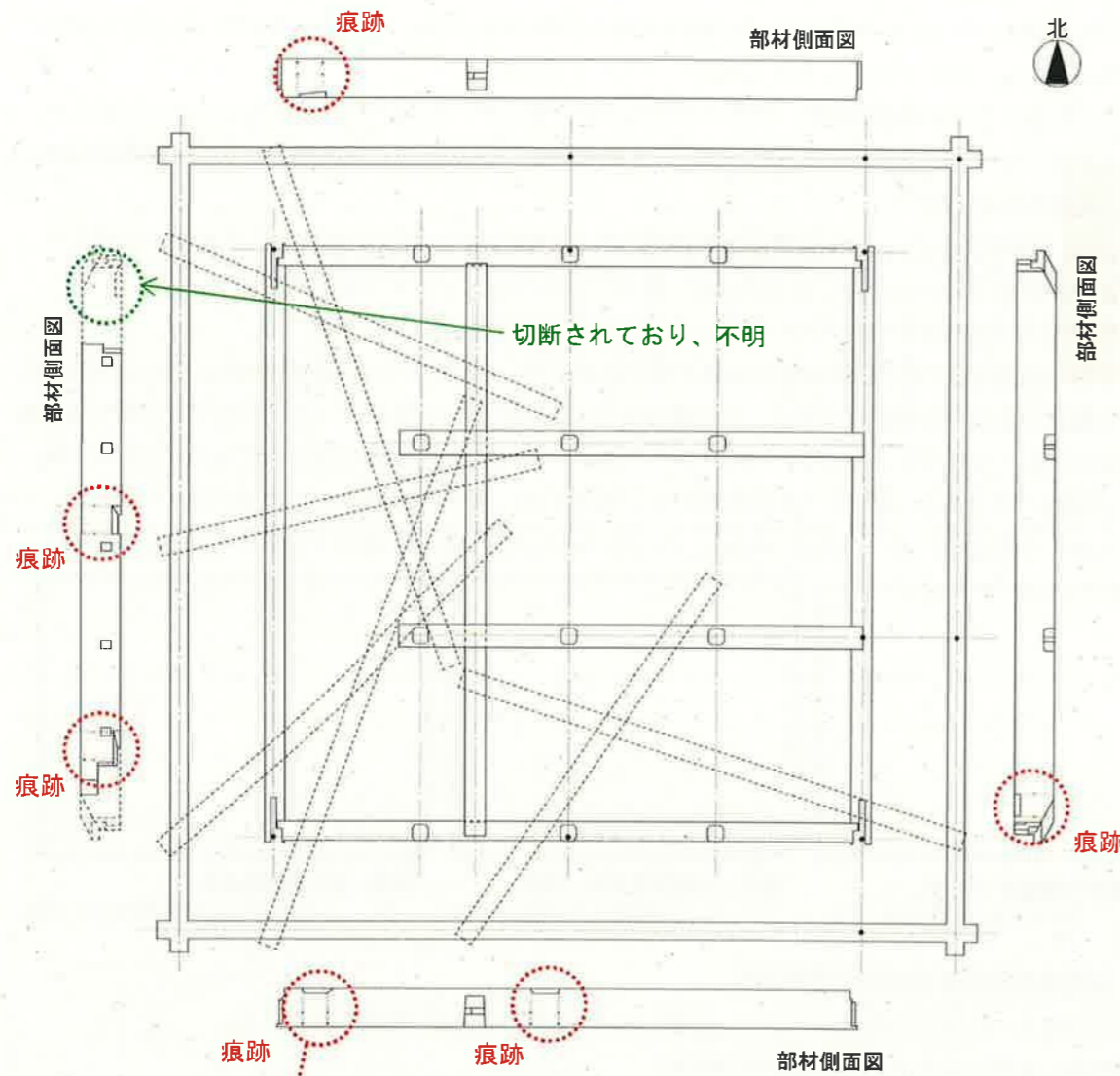


図4-1-13 余芳 梁伏図（桔木は推定）



妻梁に残る桔木吊り金物の痕跡
 左の写真は部材の内側
 梁の下端を少し切り欠き、その上に大きめの釘穴2か所とその下に小さな釘穴がある。
 僅かに金物の圧痕も見られる。
 ※上記の梁伏図に添付した部材側面図は、主屋軒桁及び妻梁を内側からみた状態を示す。(外側が上端)

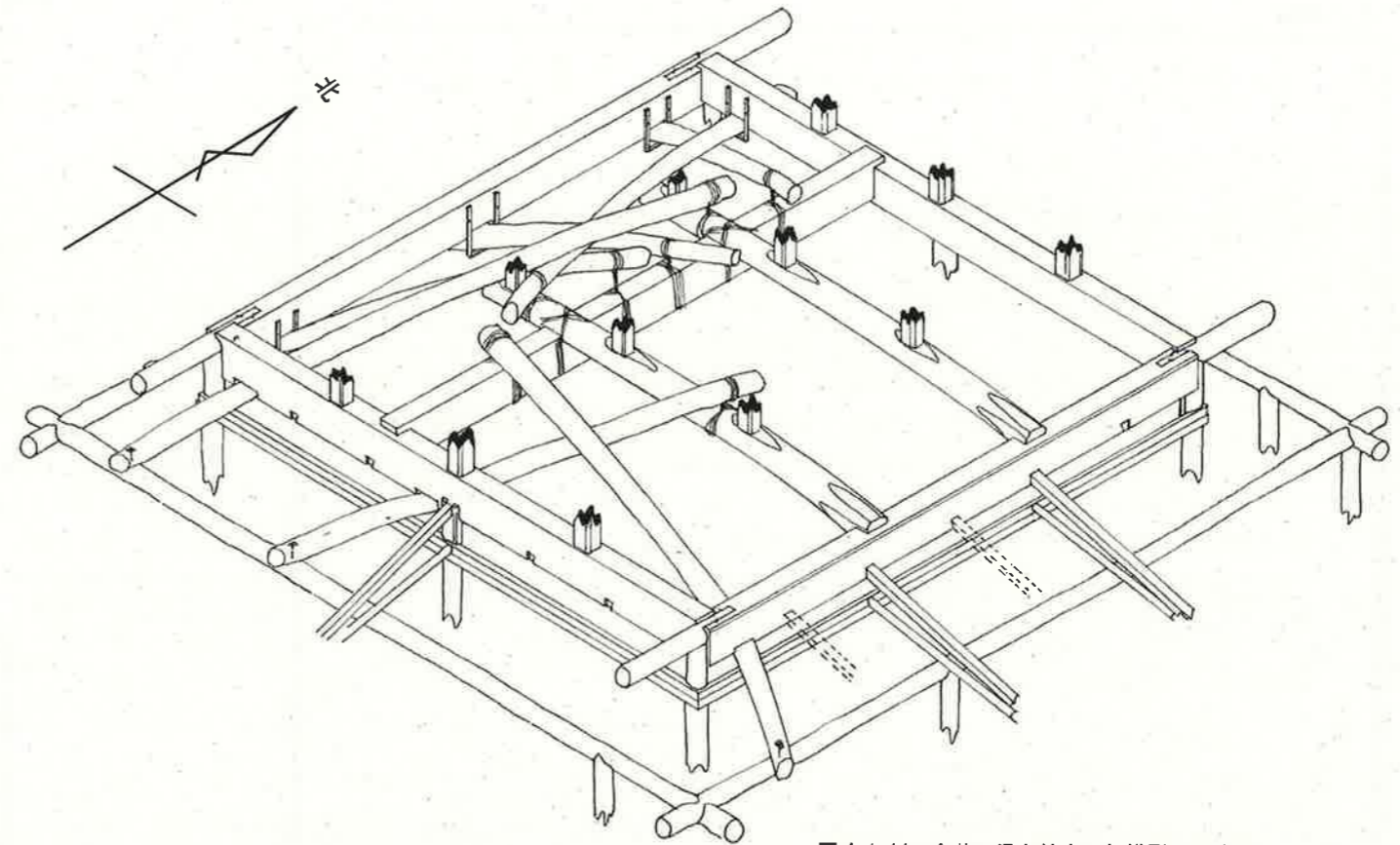


図4-1-14 余芳 梁と桔木の架構図（再建図）

余芳 桔木の構造について

大矢家時代の基本的な桔木構造（P46 図4-1-11 参照）は桁上を支点としていたが、一本のみ桁下に通し、金物で受けている桔木があった。

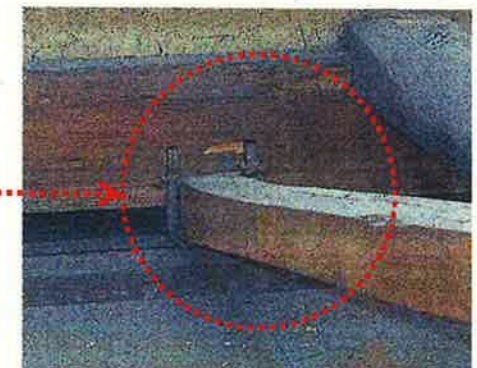
当初材の軒桁及び妻梁材に、桔木吊りの金物痕跡が残っているため、当初はすべて梁及び軒桁に金物を取り付けて、桔木を受ける構造であったと考えられる。

中梁が桔木を固定するための、重要な部材であると考えられ、引き抜き対策として妻梁と建て込みの仕事で納めていた。（南北の妻梁と中梁を柄差して組み立て、一体とした状態で、軒桁に落とし込む）

西面の軒桁は、両端が切断されており、北端については不明であるが、おそらく桔木が入っていたと推察される。



平成23年度 解体状況写真（大矢家）



左写真の詳細

1-6. 屋根

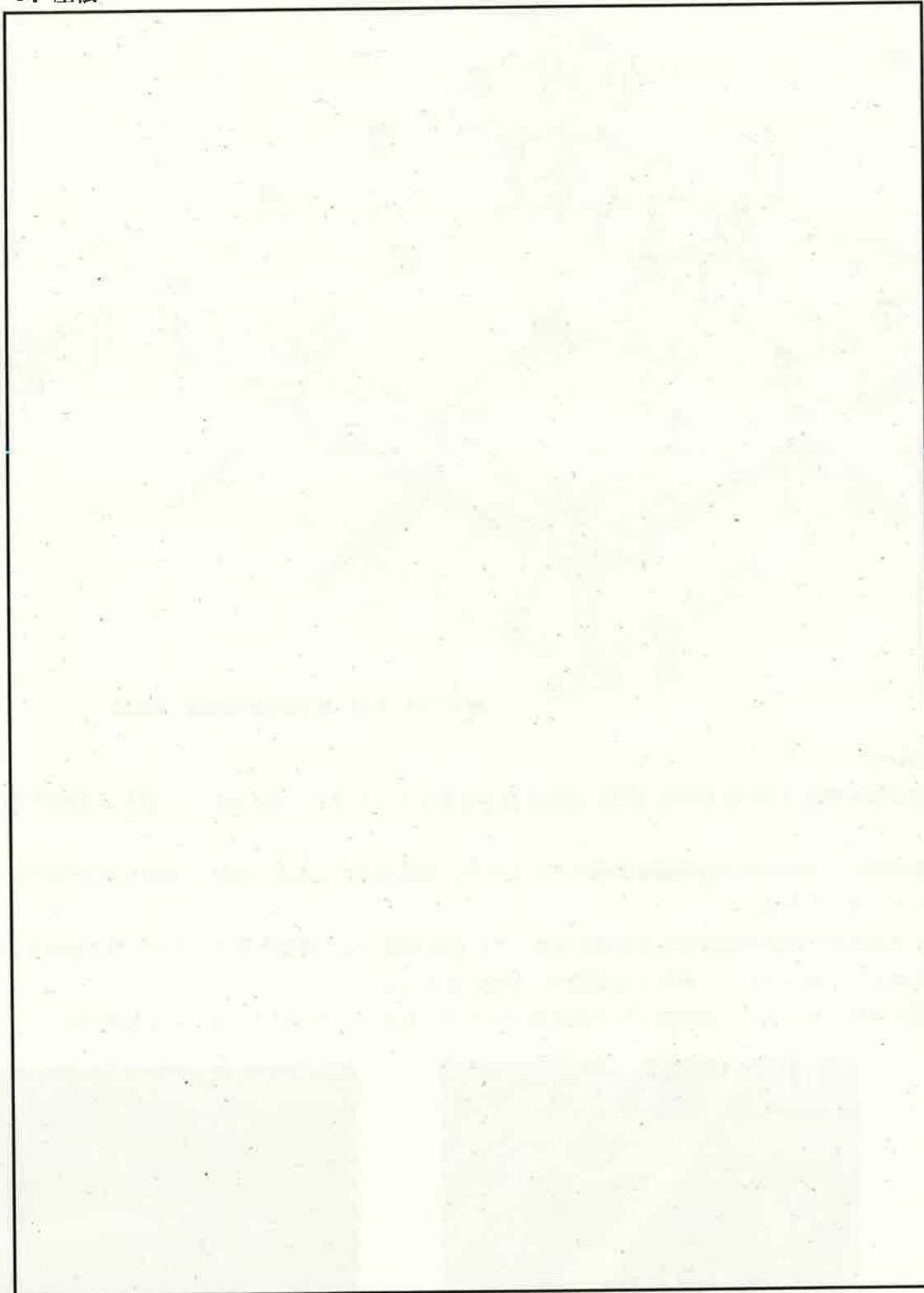


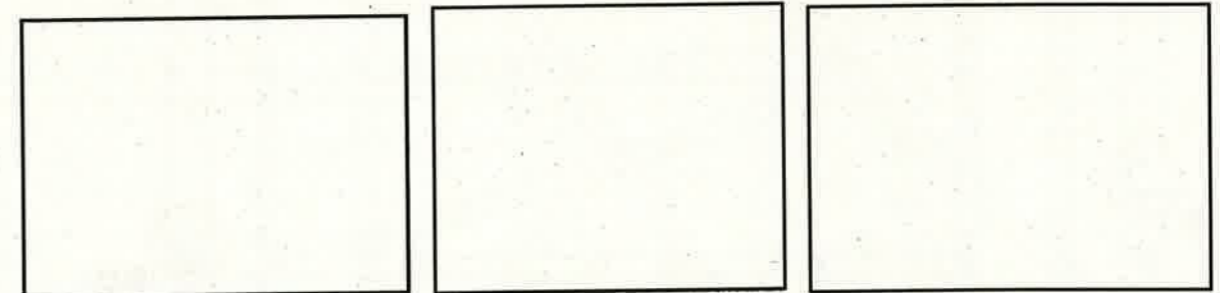
図4-1-15 「二之丸御庭の御茶屋」 徳川林政史研究所蔵 (赤線、番号を加筆)

(株式会社朋成にて、画像の解像度と濃淡を調整)

1-6-1. 古写真から分かる屋根仕様

古写真から判明する屋根の仕様は下記の通りであるが、棟飾りについては、判然としない。

- 主屋：茅葺き屋根、少し起りが付いている。螭羽は垂木仕舞。影に母屋、軒桁の丸みが見られることから、螭羽の出は、軒桁先端から大きくは出ていないと思われる。
 - 下屋：こけら葺、もしくは桧皮葺き。軒付の厚みは不明であるが、軒付の厚みが殆どないように見えることから、こけら葺きである可能性が高い。主屋妻壁との品軒部分にも、竹押え等に棕櫚縄結びなどの化粧も見られない。
 - 棟飾り：茅葺きの棟飾りについては、棟品軒が確認され、茅葺と品軒の間に押鉾竹らしきものが見えるが、茶室の棟飾りに比較的好く見られる針目覆らしきものは古写真からは判断できない。古写真では判断できないので、類例によって意匠を決定することとする。
- 下記の図①は、茶室や庭園建築の茅葺き屋根に多く用いられている針目覆の棟飾りである。図②は、桂離宮の賞花亭の棟飾りである。針目覆ではなく、品軒に瓦を載せている。余芳の古写真では、品軒の流れ寸法が長く、瓦伏であったことは考えにくい。図③は、愛知県服部家住宅(代官名主屋敷)の棟飾りの例である。建物としては規模が全く異なるが、屋根の仕様には地方色が濃く現れることも考えられるが、多くの茅葺の茶室によく用いられる針目覆の棟飾りが妥当であると考えられる。



図① 高台寺時雨亭(京都) 『茶室大観』(創元社)所収
 図② 桂離宮賞花亭(京都) 『桂離宮』(小学館)所収
 図③ 愛知県服部家住宅 『日本の民家』(講談社)所収

1-6-2. 古写真解析による屋根の各種寸法

左記の古写真の1~12までの箇所について、柱間寸法を基準に比率で数値解析を行った。

- 1) 柱間寸法 比率寸法 9.0 決定数値 10.05 尺
- 2) 軒桁天端から棟木天端まで 比率寸法 3.6 参考数値 8.0 勾配 (8寸勾配)
- 3) 下屋庇軒の出柱芯から屋根材の先端まで 比率 3.2 参考数値 3.57 尺
- 4) 主屋棟木天端から軒桁天端まで流れ寸法 比率 5.8 参考数値 6.48 尺
- 5) 主屋の垂木の長さ軒桁天端から流れ寸法 比率 0.9 参考寸法 1.0 尺
- 6) 主屋の茅葺きの出垂木鼻先から流れ寸法 比率 0.4 参考寸法 4.5 寸
- 7) 茅葺き厚さ 比率 0.9 参考寸法 1.0 尺
- 8) 下屋庇南面庇下の影の長さ 比率 2.9 決定寸法 4.4 尺 (南側の軒の出柱面より屋根材先端まで)
 ※当初の化粧垂木の寸法によって南側の継り寸法を決定
- 9) 主屋茅葺きの拌み部分の影の長さ 比率 1.8 参考寸法 2.4 尺
- 10) 主屋拌み部分の影の長さ 比率 1.1
- 11) 主屋軒桁付近の影の長さ 比率 0.9 参考数値 2.0 尺
- 12) 棟飾り巾(下端) 比率寸法 4.0 参考数値 4.46 尺 (流れ寸法片面 1.78 尺)

1-7. 内・外部壁

【内・外部壁仕上げ】



写真① 余芳亭 内部 (平成23年度解体前状況)



写真② 余芳亭 外部 (平成23年度解体前状況)

上の写真は、平成23年度に実施した解体工事の着手前の余芳亭の内外部の写真である。解体前は内外共に上壁仕上げで、左官材料は下記の通りである。(平成27年の詳細調査より抜粋)
 内部壁) 豊田産と思われる黄土の粘土で、のろかけ仕上げ
 外部壁) 色土 (小牧産の赤色花崗岩の石粉を混ぜた粘土)
 平成27年度の調査報告書に、外壁について次のように記されている。

外壁の小牧色仕上げは、水屋が増築された際に塗られたと考えられ、江戸期にはなかったと考える。(古写真からも赤味の明度が妻壁に感じられない)

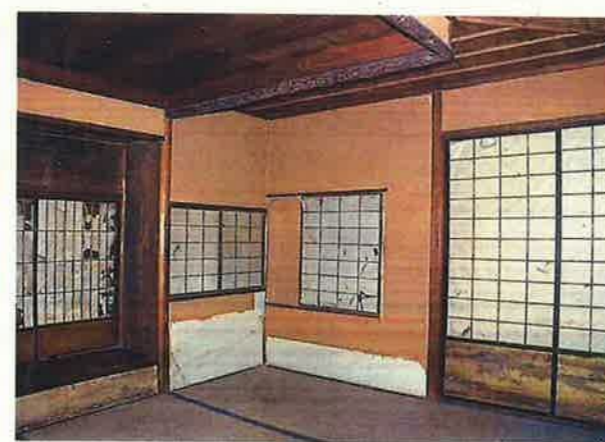
解体材の貫の状況、古写真から、二之丸庭園時代の「余芳」も、大矢家時代の「余芳亭」と同様に、内外部ともに土壁仕上げであったと判断できる。しかし、土の色調や仕上げ方法については、不明である。

余芳の再建にあたっては、解体前の状況及び、平成27年度の調査結果を踏まえ、内外部ともに解体前の内部の土壁の色調を拠り所として、整備する方針としたい。

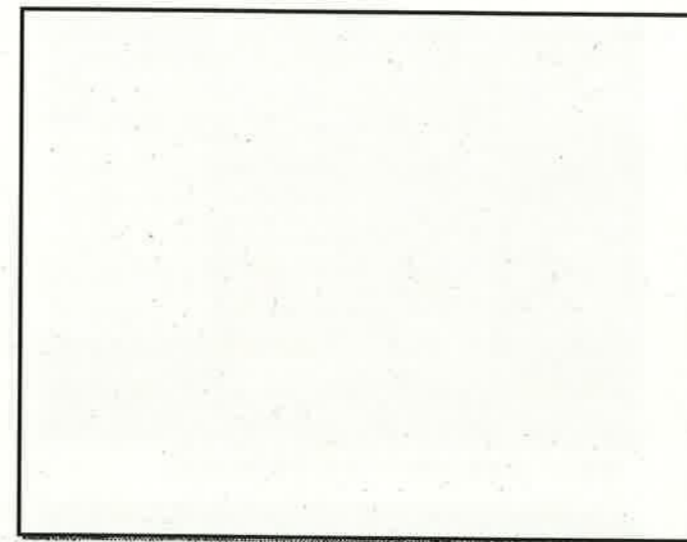
【内部腰張】



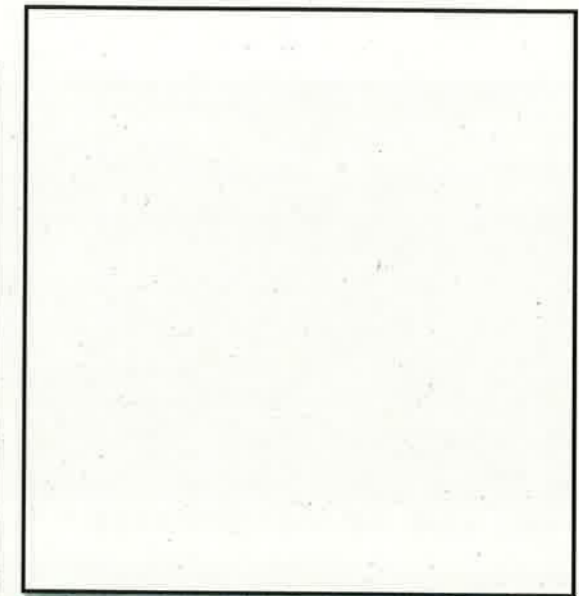
写真③ 余芳亭 内部 『清水池園林泉帖』より転載 (昭和14年移築以前の状況と判断される)



写真④ 余芳亭 内部 (平成23年度解体前状況)



写真⑤ 余芳亭 内部 (昭和43年頃) 『茶道雑誌』より転載



余芳 古写真 (トリミング加工) (徳川林政史研究所所蔵)

左頁の写真③は、昭和14年の移築以前の状況を映した写真と考えられる。写真①と同じアングルであり、殆ど変更されていないことが分かる。しかし、付書院右手の中敷居の連子窓下の腰張には違いが見られる。昭和14年以前は、腰張は1段張で高さ9寸程度であるのに対し、写真④では、2段張で高さ1.65尺程度となっており、下地窓下は1段張りであった。昭和43年頃 (写真⑤) をみると腰張は張られていないようである。

写真④、⑤の片引障子は下地窓の障子で、床脇からの移設 (P24、P30 参照) されたものである。上記の古写真の開口部の奥に見える障子はその下地窓である。古写真をみると、下地窓の左側の壁面と下部の壁面とは、色目が異なっていることが分かる。窓下の腰壁は障子と同程度白く映っており、白紙2段張と思われる。

大矢家では、上段が排除されて4畳半座敷に改造されて、水屋が増築された。茶室の腰張では、客座側が湊紙 (紺) 2段張、点前座側が西の内 (白) 1段張とするのが一般的である。

『茶道雑誌』の「茶室のある家 (第二十六) 余芳亭」(駒屋順成著) では、次のように記されている。

天井の構成は、あきらかに二帖の部分を上段に見立てるためであった。上段の間に、床と付書院が設けられるという、格式高い御殿の組み立てが、なにげなく、四帖半の茶室めいた意匠の座敷に組み込まれているのである。こんなところに、この建物の由緒がよくあらわれている。

主室の背後は二帖ほどの水屋の間と、もう一室に分かれ、さらにその後ろに土間があって、入口になっている。これだけの部屋しかない建物であるから、ごく小規模な「茶屋」といえそうだ。

ここで茶がたてられるとすると、どういうふうに使われたのだろうか。水屋の間が「お茶道の間」として約たてられたのかもしれない。いま主室に点前座を見立てるとするとどこが、ふさわしいだろう。水屋の間からでたすぐの畳がそれに当てられるであろうか。

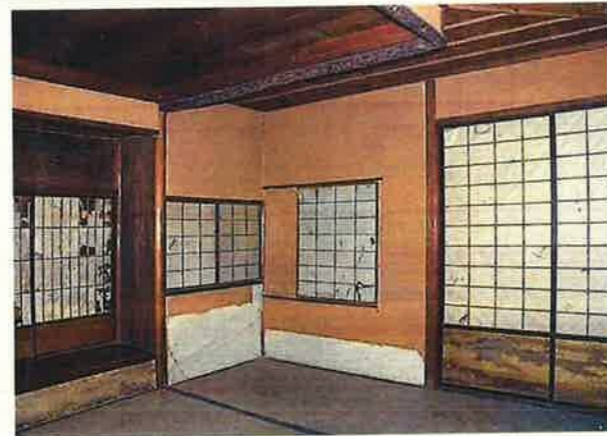
駒屋順成氏は、余芳亭を「茶屋」と表現し、点前座についても疑問形で記述している。

以上のことから、余芳亭が茶室の典型に属していないこと、独自の構成であること、腰張が時代によってことなっていることから、腰張については、床脇の腰張は古写真により復元し、南東隅部については明治25年移築時を拠り所として、1段張で整備する方針としたい。

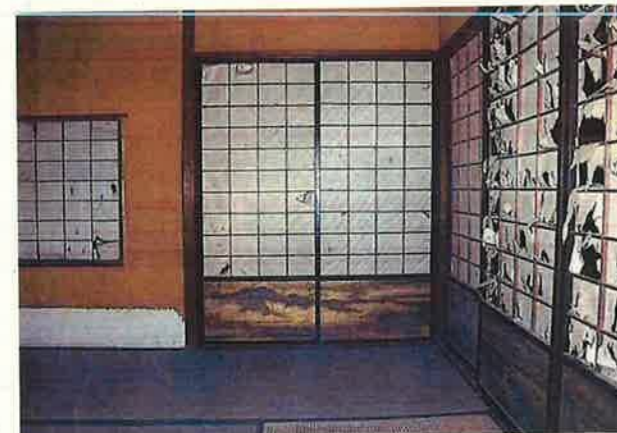
1-8. 建具



写真① 余芳亭 内部 (平成23年度解体前写真)



写真② 余芳亭 内部 (平成23年解体前状況)



写真③ 余芳亭 内部 (平成23年度解体前写真)



写真④ 余芳亭 内部 (平成23年解体前状況)

写真①～④は、平成23年度の解体前の状況である。

余芳内部建具は、付書院4枚引違障子、連子窓の引違障子、南面の2枚引違障子、西側出入口の4枚引違障子、下地窓の片引障子、全て残存している。しかし、当初の建具であるかは不明で、古写真でも、建具の仕様を判断することは難しい。最も古い内部写真としては、昭和15年頃に大矢梅太郎氏によって作成された『清水池園林泉帖』がある。『清水池園林泉帖』には石田元季が「清水池園林泉記」として昭和14年の移築前の状況を克明に記している。石田元季は明治40年頃に大矢家の別業に借り住まいをしていた人物である。

そこには、余芳亭について次のように記している。

若し夫れ余芳亭に至りては、主室に貴人天井を張り、腰屏紙門には奥繪師の麗筆を倚ひて金泥丹青の彩画を描けるあり、紙門の鋪首は金色の三葵燦として上園の昔を偲ぶに足る。蠟色菱棧の短紙障を開けば、西に亭の小庭あり。北と東とにはまた紙障ありて、室外は廊欄寛かにめぐり、……

上記の記述から、付書院には黒漆塗の組子を菱形とした障子が立てられていたことが分かるが、同書の写真⑤(明治25年の移築後の状況)とは形状が異なっている。

上記の記述は、昭和14年の再移築後に書かれたもので、写真などを見ずに記憶を辿って書かれたものとするれば、同書の写真は、明治25年の移築後、昭和14年までの間に改変された状態が記録されているということになるのか。ここに、昭和61年に撮影された建具写真⑧と、昭和63年に撮影された貴重な写真⑦がある。



写真⑤ 余芳亭内部
『清水池園林泉帖』より転載



写真⑥ 東庭より余芳亭を望む
『清水池園林泉帖』より転載



写真⑦ 余芳亭内部 (昭和63年撮影) (名古屋市所蔵)



写真⑧ 黒漆棧菱形組子詳細 (昭和61年撮影) (名古屋市所蔵)

菱形格子の書院窓が建て込まれている。現在、菱形格子の建具の所在は不明であるが、写真⑧をみると石田元季の記述に合致しており、建具の腰板の絵画も付書院の腰板部分の障壁画と雰囲気と同じようにも見えることから、付書院の腰板が当初材とすれば、菱形格子の障子も当初の建具と考えられる。

次に、腰高障子に注目してみよう。写真③、④の腰高障子は、桐板に直接描いた金泥の蒔絵が施され、写真⑧の金泥蒔絵と題材が類似している。組子の割付が通例よりも多く、写真②の小障子の割付と好みと同じであることも注目される。『清水池園林泉帖』の写真⑥をみると、北東側の障子が映っており、組子が縦2本であることが確認でき、平成23年の解体前の腰高障子と本数が異なっていることが認められる。

先述のように、明治25年から昭和14年の間に、付書院の障子と腰高障子が新調されたと考えれば、『清水池園林泉帖』の写真の相違も説明でき、写真③、写真④の金泥蒔絵の腰高障子が当初の建具と考えられる。

昭和43年頃の風信亭の状況(P36参照)から、大矢家では本宅と別業とで建具のやりとりが行われていたと推察され、昭和14年以前に建具が改変された時に、当初の建具を本宅で保管されることになったのかもしれない。

以上により、余芳の当初建具は、平成23年の解体前まで使用されていた連子窓の引違小障子、下地窓の片引障子、南面の引違腰高障子、西面の4枚引違腰高障子、昭和61年撮影の黒漆棧の菱形組子腰付障子と判断される。

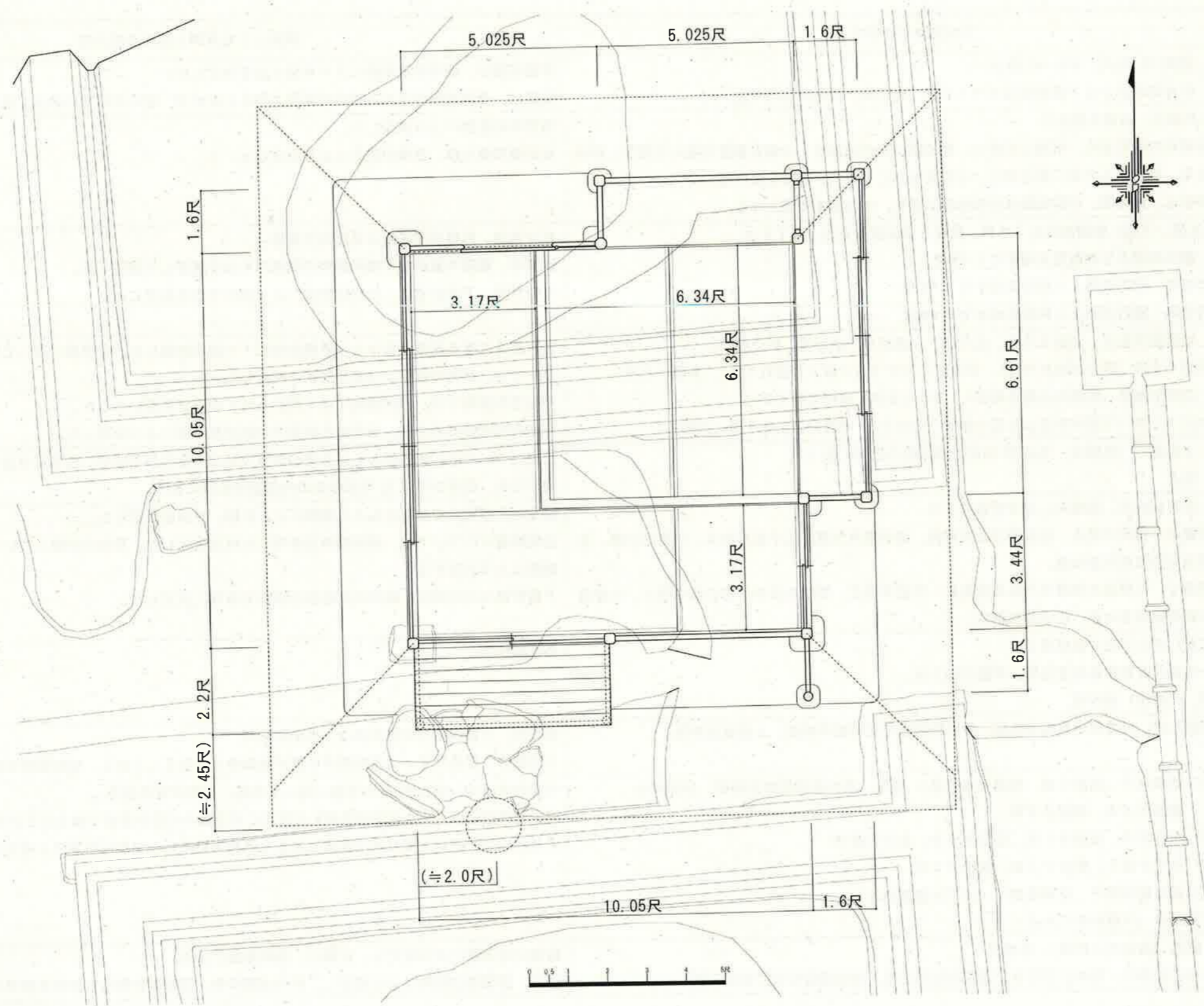
1-9. 各部再建仕様と根拠資料一覧

表 4-1-3 各部再建根拠一覧表

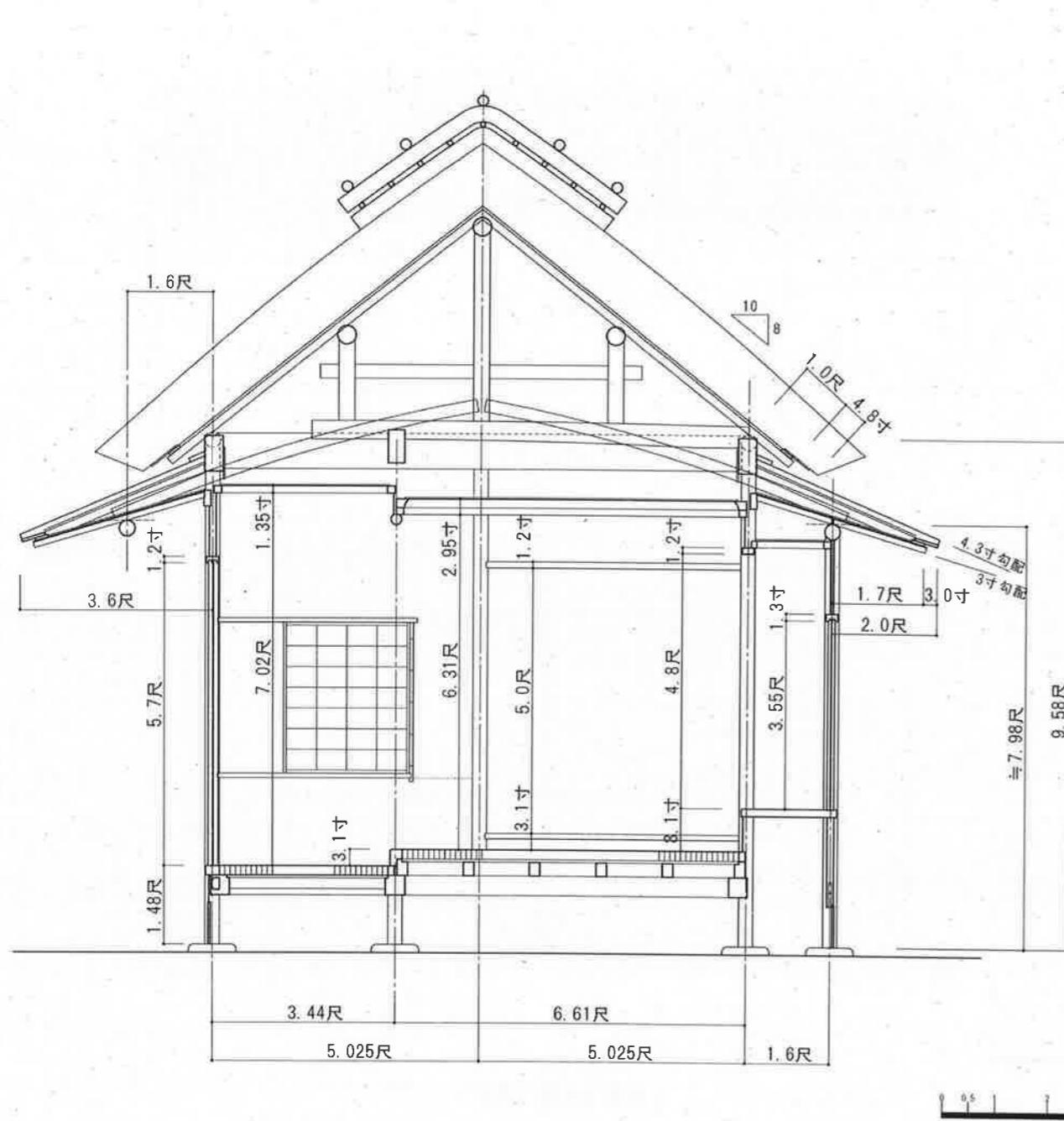
区分	主な規模や仕様など	根拠とした資料と設計の進め方
平面規模・配置	主屋) 梁間 10.05 尺、桁行 10.05 尺 下屋) 主屋側柱芯から下屋軒桁芯まで 1.6 尺 (床の間、付書院奥行寸法)	平面規模は、既存材実測値により平面寸法を決定した。 配置は、発掘遺構の手水石組跡の北側の礎石と定めて、礎石の南面に揃えて建物の傾きを決定した。
主な構造形式	10.05 尺四方、四周下屋庇付。 柱は自然石の礎石建ち、南面して建つ。柱頭部に軒桁を載せ、中梁を妻梁で挟んで固定し軒桁で受ける。軒桁から中梁に梁を架け、小屋束を立てて棟木、母屋を受ける。 下屋軒桁は、床の間、付書院部分は柱頭部に載せ、他は桔木で桔上げる。	当初材の痕跡により決定した。 柱の礎石建ちは、遺構の礎石により決定した。
各部寸法	柱：(主屋、下屋) 杉面皮柱 2.7 寸角、床柱：赤松皮付丸太 径 2.8 寸 床高：礎石天端より地敷居天端まで 1.48 尺 主屋軒桁高：礎石天端より軒桁天端まで 9.58 尺 下屋軒桁高：礎石天端より軒桁天端まで 7.98 尺	柱寸法は、部材実測値による設計寸法値。 床高は、腰幅木痕跡から類例建物の腰幅木寸法を推定して決定した。 主屋軒高、下屋軒高は、部材実測値により設計寸法を決定した。
屋根	主屋) 切妻造茅葺き、勾配 8.0 寸、起り付。棟飾り) 品軒積、針目覆い。 軒の出 1.0 尺 (垂木の流れ寸法)、茅の出 4.8 寸 (広小舞より流れ寸法)、茅厚 1.0 尺 下屋) 四周下屋庇 (南面のみ継る屋根)、こけら葺き。屋根勾配 4.3 寸。 軒の出 1.7 尺 (下屋軒桁芯より広小舞外下角まで)、南面軒の出 2.7 尺 (同前)	古写真 A に写る屋根形状から、各部の仕様・寸法を決定した。古写真に写っていない背面側 (北側) についても、部材の痕跡より同じ形状と推定した。 茅葺きの棟飾りは、類例建物に多く用いられている針目覆いとした。 下屋の南面の軒の出は、当初の化粧垂木の部材実測値により決定した。
壁	内壁) 土壁塗り (色調は、平成 23 年度の解体前の土壁に倣う) 外壁) 同上	土壁については、内外部ともに 2 度の移築で当初の壁色が不明で、古写真ではモノクロのため色調が不明なため、直近の平成 23 年解体前の内部壁の色調に倣う。
外部意匠 足元廻り 軒廻り	足元) 差石自然石。腰幅木) 杉中拵板成 8 寸 主屋軒廻り) 妻面竹垂木、他桧錆び丸太押角。蟻羽垂木仕舞、広小舞杉削木、小舞竹小舞、化粧裏板杉野根板羽重ね張。 下屋軒廻り) 化粧垂木杉磨き小丸太押角材・竹垂木交互、間垂木煤竹へぎの庚申張り、化粧裏板杉野根板羽重ね張、広小舞杉削木。	足元は、腰幅木の痕跡をもとに類例により仕様、寸法を決定した。 主屋軒廻りについては、類例建物を参考に仕様を決定した。垂木の本数については、当初軒桁の釘穴の痕跡により決定する。 下屋軒廻りの仕様は、部材の痕跡及び類例を参考に決定した。
天井	上段二畳) 折上げ天井鏡板張り。 下座) 竿縁天井野根板羽重ね張、竿縁竹間 3 本。 床の間、付書院) 鏡板張。	当初材残存。
内部造作	床の間蹴込床、付書院地板樺玉空板、付書院腰板金泥蒔絵障壁画、上段框黒漆塗。	床の間、付書院廻りの造作材は、当初材残存。 上段框は、腰高障子、付書院障子の框が黒漆塗りであることから、類例建物を参考に黒漆塗りとする。
建具	開口部) 腰高障子 (南面引違、西面 4 枚引違)、腰板：室内側桐板金泥蒔絵、外部木地 縦組子 3 本、横組子 9 本 連子窓) 引違障子、縦組子 2 本、横組子 4 本、連子竹連子 下地窓) 片引き障子、縦組子 3 本、横組子 6 本 付書院) 腰付菱棧障子、框黒漆塗り、付子付菱棧白木 雨戸) 掛雨戸 (下屋軒桁に吊る)	付書院障子は、昭和 61 年の写真に倣って作製。他既存建具残存。 連子窓の連子は『清水池園林泉帖』の写真に写る連子の陰が直材であることが分かり、平成 23 年解体時の部材は皮付き材で曲り木であることから後補と判断し、当初は竹連子と推定した。
その他	内部) 腰張 (西の内 2 段張)、各種釘 外部) 差石自然石、軒内土間叩き、腰幅木杉中拵板、南側濡縁杉板打被せ 7 枚	腰張は古写真により推定し、釘類は、残存金物による。 差石、腰幅木は類例により再建し、軒内土間叩き、濡縁の仕様は古絵図を参考に決定した。

2. 再建図面

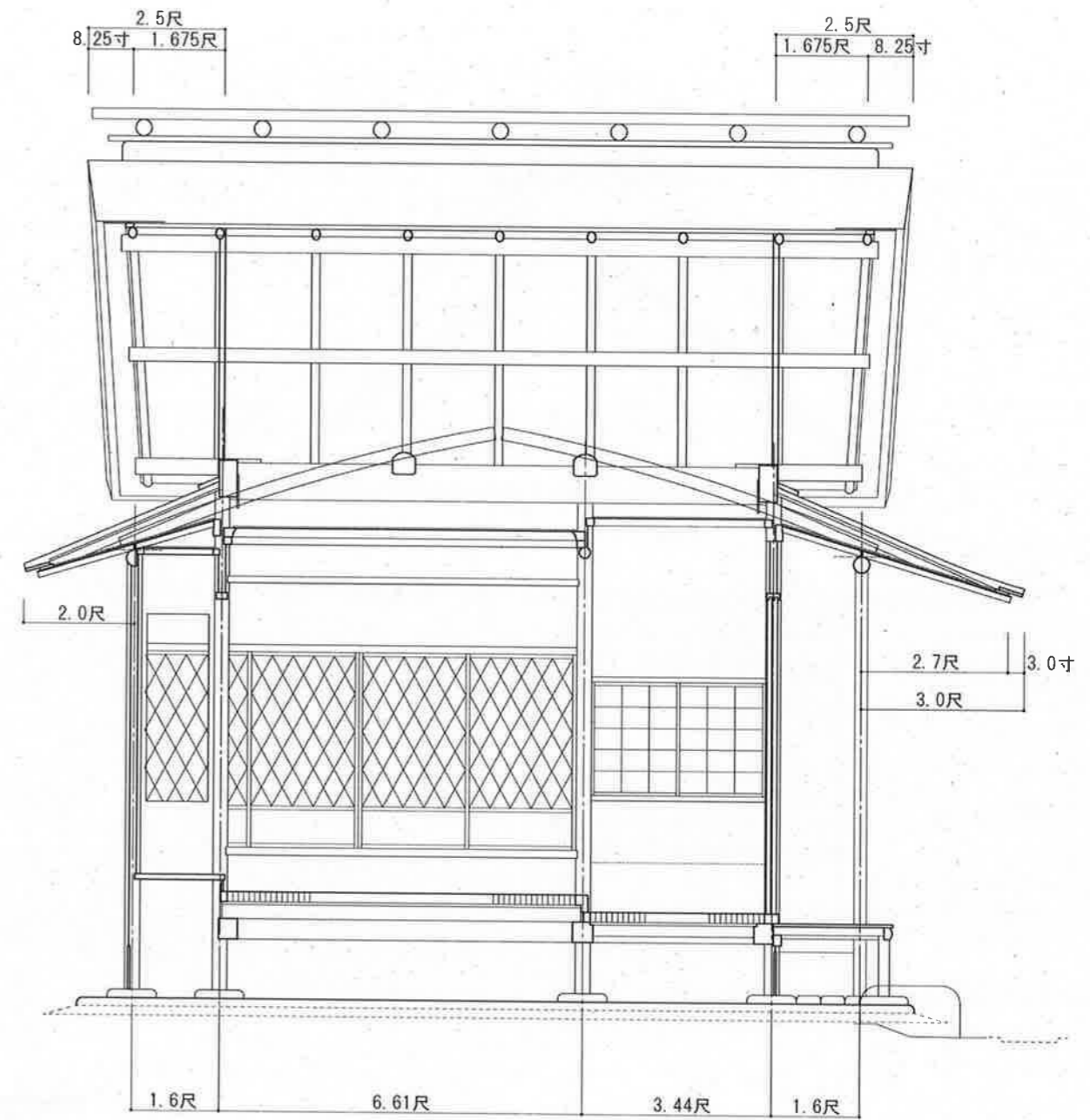
2-1. 平面図



2-2. 断面図

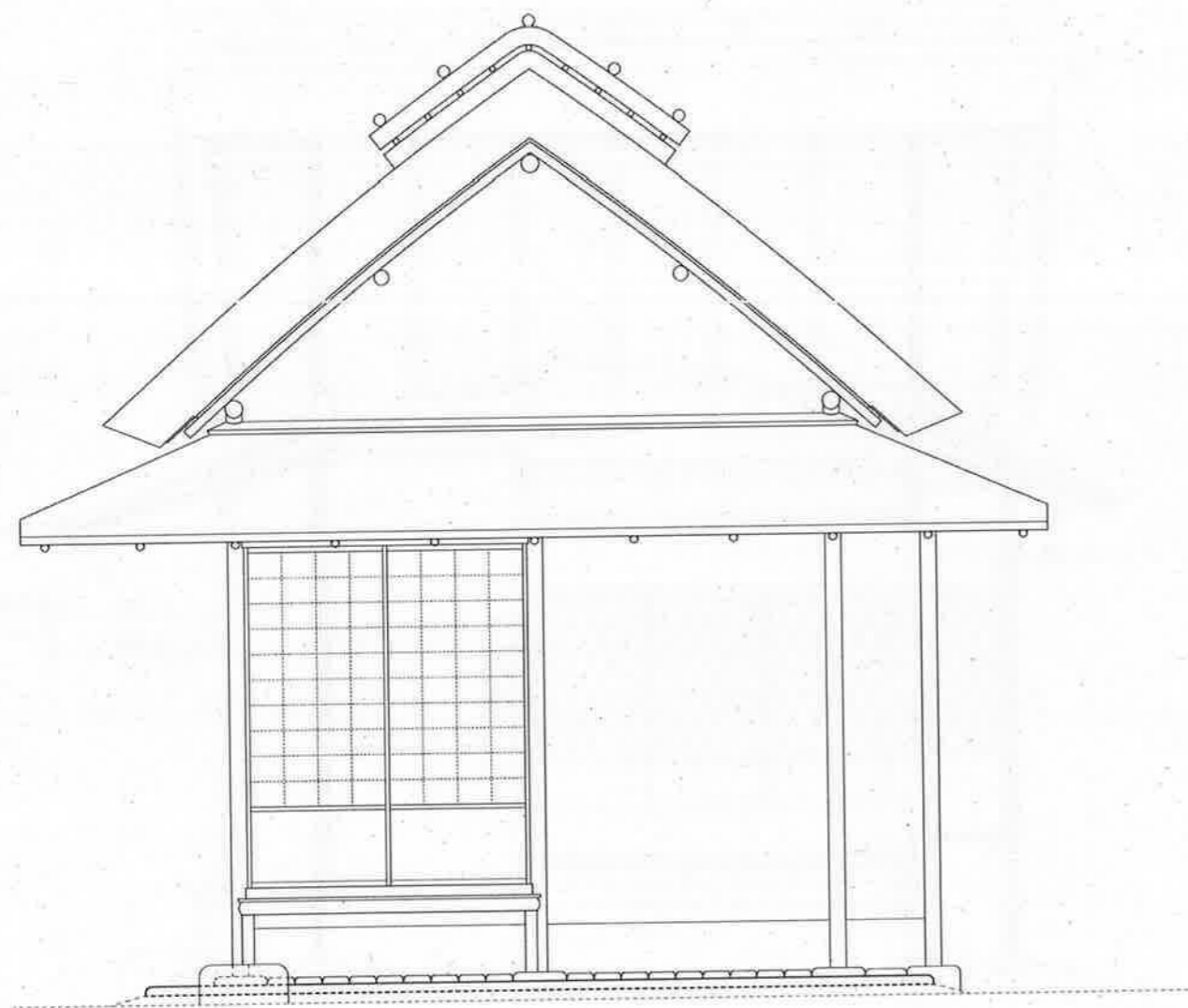


梁行断面図 (再建)

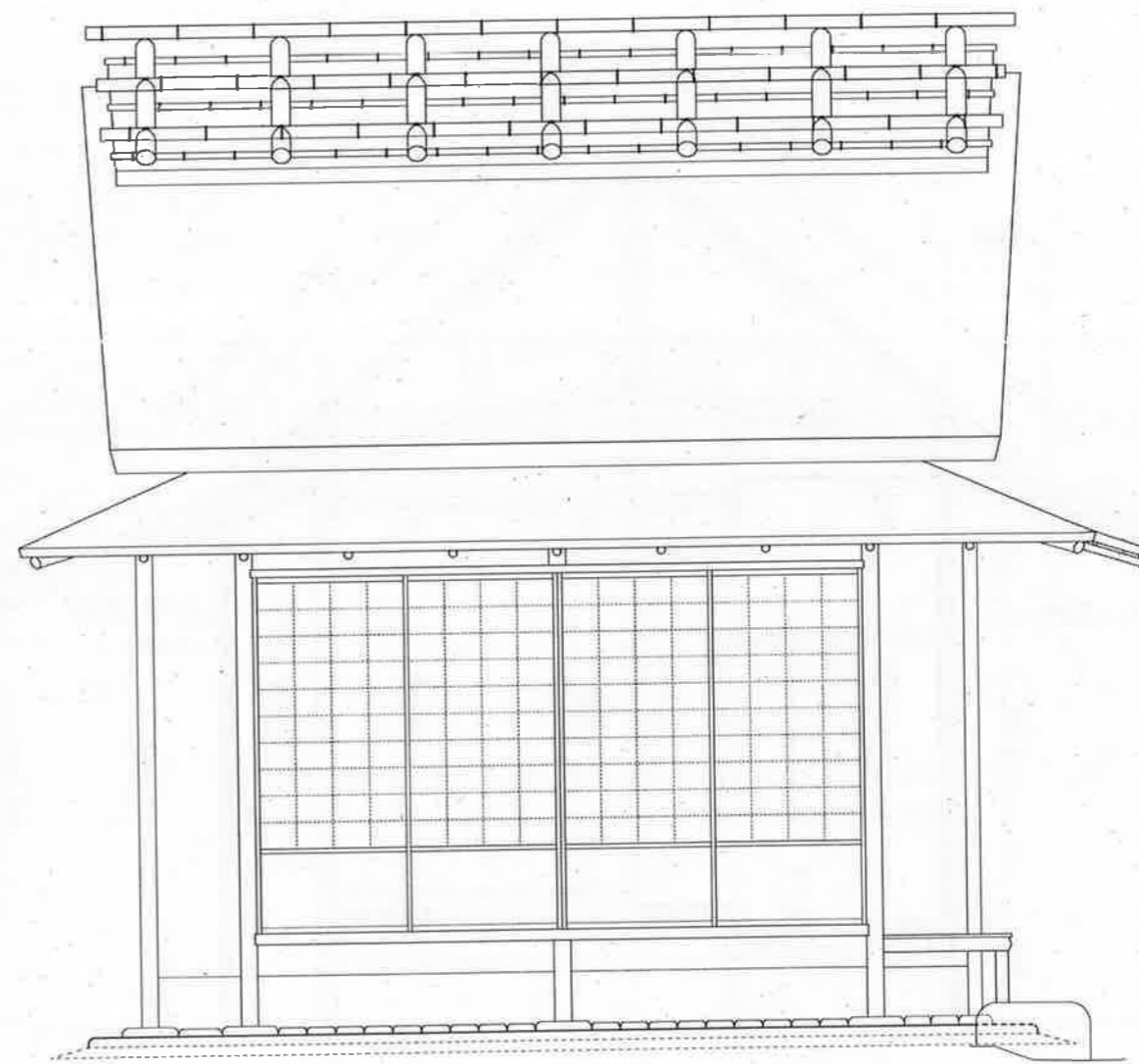


桁行断面図 (再建)

2-3. 立面図



南側立面図（再建）



西側立面図（再建）

